

二 財務局の創設と財務行政

64 昭和16年12月 米英開戦に際する賀屋大蔵大臣訓示

職秘第二七九号

昭和十六年十二月八日

〔16・12・9 松原税務署長印〕

東京財務局長印

税務署長殿

出張所長殿

本日大蔵大臣ヨリ別紙ノ通入電有之候ニ付テハ、各員ハ一層自重督励、職域奉公ノ誠ヲ効サレンコトヲ期セラレ度
右通牒候也

〔後筆〕十二月九日、署ノ楼上ニ全職員参集ノ上、本趣旨訓達セリ④〕

東京財務局長 松山宗治殿

本日米・英両国ニ対シ宣戦ノ大詔ヲ渙発セラルルニ 皇国ハ今ヤ興廢ノ岐路ニ立テリ 各員ハ必勝不敗ノ皇国ノ歴史ニ顧
ミ 職ニ殉ズルノ決意ヲ以テ全力ヲ竭シ聖旨ニ応ヘ奉ランコトヲ期スベシ

昭和十六年十二月八日

大蔵大臣

職秘第二八三号

昭和十六年十二月十一日

[16・12・16松原稅務署長印]

東京財務局長印

部 長

稅務署長 殿

出張所長

(後筆)
十二月十六日、署員一同二署ノ楼上ニテ本趣旨訓達ス[㊦]

今次米英兩國ニ対スル開戦ニ際シ大蔵大臣ヨリ別紙ノ通訓達有之候旨、主稅局長通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ、速カニ部下職員ニ対シ之カ趣旨ヲ体得セシメ万遺憾ナキヲ期セラレ度
右通牒候也

追テ、非常態勢ニ即応スベキ各般ノ事務上ノ措置等ニ関シテハ不日通牒可致モ、貴職ニ於テモ充分考慮置相成度候
(昭和一六、一二、八主親秘第四四三号主稅局長通牒)

本日畏クモ大詔ヲ渙發セラレ、米英兩國ニ対シ戦ヲ宣セラルルト共ニ、皇國ノ嚮フ所ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ途ヲ示サセ給ヘリ、 聖慮広遠真ニ恐懼感激ニ堪ヘザル所ナリ

惟フニ支那事变半バニシテ米英ノ執拗惡辣ナル妨害压迫ハ其ノ極ニ達ス、政府ハ固ヨリ世界ノ平和ヲ念ジ干戈ヲ交ヘズシテ之カ解決ヲ図ル為、忍ビ得ル限りハ之ヲ忍ビテ万策ヲ尽シタルモ、兩國ハ遂ニ之ニ容レズ、今ハ起ツテ之ヲ撃ツニ非ザレバ、即チ皇國ノ前途ハ危キニ至レリ

是レ固ヨリ広古未曾有ノ大業ニシテ、其ノ成否ハ実ニ皇国興廢ノ岐ルル所ナリ、生ヲ当代ニ享クル一億国民ハ今コソ建国二千六百年必勝不敗ノ歴史ヲ顧ミ、其ノ伝統ニ培ハレタル滅私奉公ノ至誠ヲ竭シテ、奮励努力以テ聖戰ノ目的完遂ニ邁進セザルベカラズ

各員ハ財務行政ノ重責ニ在ルニ顧ミ特ニ左ノ事項ヲ遵守シ、真ニ渾身ノ努力ヲ傾ケテ其ノ職ニ殉ズルノ覚悟ヲ固ウシ、以テ 聖旨ニ応ヘ奉ランコトヲ期スベシ

一 非常緊急ノ場合ニ於ケル執務ノ態勢ハ亦自ラ常時ト異ル所ナカルベカラズ、即チ斯カル際ニ在リテハ思ハザルノ要務發生シ易キ反面ニ於テ、要員ノ減少、灯火ノ管制、交通通信ノ不円滑等ニ因リ、執務上不測ノ障害ヲ見ルコトナキヲ保シ難ク、為ニ最少ノ職員ト施設トヲ以テ最大ノ効果ヲ發揮シ、以テ迅速ナル事務ノ処理ヲ期セザルベカラズ、之ガ為ニハ不急ノ事務ヲ停止シ、事務処理ノ手続ヲ單純簡易化シ、事案ノ輕微ナルモノハ之ヲ下僚又ハ下級官庁ノ処理ニ委スル等ノ措置ヲ講ジ、別シテハ事案ノ時間的緩急ヲ較量シ、特ニ戰爭遂行上迅速ナル事務処理ヲ要スルニ至リタル部局ニ在リテハ、巧遅ヨリモ拙速ヲ採リ機宜ヲ失セザルニ努ムルコト肝要ナリ

一 近代戦ニ於ケル戦鬪ノ手段ハ戦線統後ノ区分ヲ為サズ、何時思ハザルノ地ニ思ハザルノ事態發生スルヤモ測リ難シ、從ツテ各部局ニ於テハ凡ユル事態ヲ想定シ常ニ之ガ対策ヲ準備シ、事アレバ直ニ之ニ応ズルノ態勢ヲ整ヘ置クト共ニ、職員ハ如何ナル非常事態ニ遭遇スルモ冷静沈着、機宜ノ措置ヲ誤ラズ、以テ仮初ニモ統後経済ノ秩序ヲ混乱セシムルコトアルベカラズ、別シテ斯カル際ニ在リテハ往々ニシテ流言飛語ノ行ハレ、民衆ノ周章狼狽スルモノナキヲ保シ難シ、各員ニシテ事態ノ判断ニ惑フコトアルトキハ直ニ之ヲ上司ニ質シ、地方官庁ニ在リテハ之ヲ中央ニ伺ヒ、以テ時局ノ認識ニ誤ル所ナキヲ期スルト共ニ、民衆ニ対シテハ常ニ倍スル懇切鄭重ナル態度ヲ以テ応接シ、其ノ向フベキ所ヲ充分ニ納得セシメ、民心ニ些ノ不安ヲモ生ゼシメザルコトヲ要ス

一 挙国一致団結ヲ緊要トスルノ秋、仮令愛國ノ至情ニ出デ奉公ノ赤誠ニ発スルモノナリト雖モ、官界内部ニ於テ相剋摩擦ヲ生ズルガ如キハ斷ジテアルベカラザル所ナリ、各員ハ一切ノ私心ヲ去リ外ハ他官庁トノ連絡ヲ緊密ニシ、特ニ直接戦争遂行ノ任ニ当ル官庁ニ対シテハ充分積極的ナル支援ヲ惜マズ、内ハ上下相倚リ同僚相助ケ公私共ニ苦楽ヲ伴ニシ、真ニ一致団結シテ精勵恪勤全力ノ發揮ニ努ムベシ

一 各員ハ其ノ私生活ニ在リテモ官吏トシテ君國ニ奉仕スルノ職責ヲ省ミ、深ク自ラ慎ミ率先シテ國家ノ要請ニ即応スル戰時生活ヲ営ミ、以テ國民ノ模範タルニ努ムベキナリ

一 今次戦争ノ目的ヲ完遂スルガ為ニハ前途ニ幾多ノ難局ヲ予想セラレ、戰時非常ノ事態ハ長期ニ亘ルコトヲ覺悟セザルベカラズ、各員ハ用務多端ノ裡ニ在リテモ精神ノ修養鍊磨ト健康ノ保持増進トヲ怠ラス、克ク久キニ耐フルニ努ムルコトヲ要ス

昭和十六年十二月八日

大藏大臣 賀屋興宣

職秘第二八九号

昭和十六年十二月廿六日

〔16・12・28松原稅務署長印〕

東京財務局長印

稅務署長殿

出張所長殿

今般別紙ノ通大臣官房文書課長、同秘書課長連名ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候条、克ク本趣旨ノ存スル所ヲ体得セラレ、

部下職員ニ対シ訓達相成度

右通牒候也

〔^(後筆)十二月廿八日、署ノ楼上ニテ全署員ニ本趣旨ヲ充分訓達セリ印〕

藏文第二三三三号

昭和十六年十二月二十日

大蔵大臣官房文書課長 深沢家治 印

大蔵大臣官房秘書課長 湯地謹爾郎 印

東京財務局長 栗原 修殿

米英両国ニ対シ宣戦ノ布告セララルニ際シ、部内職員ノ進ムベキ方途ニ付テハ、曩ニ大臣ヨリ訓示セラレタル所ナルガ、帝国内ニ在住スル此等敵国人ニ対シテハ從來ニ幾倍スル注意ヲ以テ機密ヲ厳守シ、仮初ニモ帝国ノ不利トナルガ如キ情報ヲ漏洩スルガ如キコトナキヲ期スルハ勿論、此等国人ニシテ其ノ本国ノ為ニ利便ヲ計リ、又ハ帝国ノ安寧秩序ヲ紊ス等、苟クモ帝国ノ利益ヲ害スルガ如キ行動ナカラシムル様、厳ニ警戒スルノ要アルハ言ヲ俟タザル所ナリト雖モ、彼等ノ身体、生命財産、其ノ他日常ノ生活ニ付テハ国法ノ許ス範圍内ニ於テ之ヲ尊重シ、職務ノ執行ニ当リテモ偏頗不公正ノ誹ヲ受クルガ如キコトナキ様戒心スルト共ニ、敵愾心ニ驅ラレ不穩当ノ挙ニ出デ、為ニ大国民ノ品格ヲ傷クルガ如キコトナキ様、部下各職員ニ対シ御訓示相成度、依命此段及通牒候也

(平 20 関信 10)

65 昭和17年2月 署長會議における広島局長訓示要領

多田〔喜一・広島〕局長訓示要領（昭和十七年二月四日 於稅務署長會議）

今回稅務署長協議會ヲ開催スルニ方リ、一言所懷ヲ申述ベタイト存ジマス。

旧臘大東亜戰爭勃發ニ方リ賜リタル宣戰ノ御詔書ヲ拜シ、我々大日本國民ハ寔ニ恐懼感激ニ堪ヘナイ次第デアリマス、茲ニ私カラ事新シク申シ上グル迄モ無ク、我々ハ詔書ニ宣セラレタル聖旨ヲ眷々服膺致シマスコトハ勿論、大和民族ニ与ヘラレタル大使命ヲ感得シ、之ガ達成ノ為ニハ何時タリトモ醜ノ御楯ト成ルノ覺悟ヲ新ニスル要アリト存スル次第デアリマス。

幸ニ御稜威ノ下皇軍ハ到ル処赫々タル戰果ヲ挙ゲテ居ルコトハ誠ニ心強キ限リデアリマシテ、茲ニ諸君ト共ニ皇軍將士ニ対シ滿腔ノ謝意ヲ表スルト共ニ、御互ニ此ノ皇國ノ榮ユル御代ニ生レ会シタコトヲ心カラ有難シト感ズルモノデアリマス、然シ乍ラ皇國ノ将来ニハ尚未ダ幾多ノ問題ガ横「タ」ハツテ居ルデアラウコトハ想像ニ難ナラヌ所デアリマスカラ、吾々國民ハ一致結束緒戰ノ戰果ニ酔フコトナク益々護リヲ固メ、愈々戰時財政經濟ノ基礎ヲ強固ニスル為、各自其ノ職域ニ於テ奉公ノ誠ヲ致サネバナラナイト存ズルノデアリマス。

次ニ私ハ旧臘當局長トシテ赴任直後、管内經濟事情ヲ知ルト共ニ大東亜戰爭下ニ於テ署長各位ガ如何ナル方針ノ下ニ財務行政ヲ執行セラレツツアルカ、又將來如何ナル方針ヲ以テ執行セラルル見込デアアルカト言フコトヲ承リ度イト存ジ、県庁所在地挨拶回りノ序ヲ以テ親シク諸君ト部分的ニ会同シ御意見ヲ承ツタノデアリマスガ、各位ハ實ニ戰時下ニ応ハシイ抱負經綸ヲ以テ事ニ処セラレツツアルコトヲ了承シ、邦家ノ為頗ル欣快ニ存ジタ次第デアリマス、其ノ際戰時下財務行政執行方針上其ノ根底トナルベキ心構ヘニ付テハ聊カ所懷ノ一端ヲ申上ゲ、御參考ニ供スルト共ニ御

実行ヲ願ツテオイタノデアリマスガ、更ニコノ機会ニ於キマシテ尚若干ノ所見ヲ申述べタイト存ジマス。

最近諸種ノ事情ニ依リマシテ稅務署職員中ニハ相当多数ノ退官者ヲ生ジ、之ガ補充ハ新任者ヲ以テセネバナラナイ状態ニナツテ参ツタノデアリマスガ、増稅等ニヨル増員ト共ニ諸君ハ多数ノ經驗淺キ職員ヲ擁シ、而モ尚所定人員ヲ獲ルコト困難ナルノミナラズ、相当ノ応召者アルタメ多数欠員ノ俛一定事務ヲ遂行スルノ已ムナキ状態デアリマスカラ、其ノ間諸君ニハ少カラザル御苦心ノ存スルコトハ十分了察シ得ル所デアリマス、斯ク極度ノ人員不足ニ悩マサレツツアル一方、本年度ニ於テハ家屋賃賃價格調査事務、酒類配給機構整備ニ関スル事務等臨時事務ノ外、曩ニハ間接國稅ノ大増稅ガ行ハレル等、サラダダニ繁忙ヲ極メテ居ルノデアリマスガ、而モ局署事務ハ各事務共極メテ良好ノ成績ヲ挙げツツアルコトハ、署長各位並ニ各位ノ部下職員ノ献身的努力ノ賜デアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル所デアリマス。

来年度ニ於テハ直接稅ニ於テ大増稅ガ断行セラレ、間接稅ニ於テモ若干増稅セラルルコトナリマシタノデ、事務ハ益々繁劇ヲ加フル見込デアリ、之ニ伴ヒ或程度ノ人員ハ増加セラルルコトハ思ヒマスガ、到底満足ナル配置ヲ求ムルコトハ困難カト認メラレマスノデ、之ガ対策ト致シマシテハ署内各課係間ニ於テ綜合的ニ事務處理計画ヲ樹ツルト共ニ、署内職員ノ有無相通、經驗淺キ職員ノ積極的指導訓練等ヲ図リ、一面一層男子職員候補者ヲ獲得シ欠員補充ニ努メラレタイトデアリマス。

徵收事務ニ付キマシテハ、明年度調定額ハ著シク多額トナル見込デアリマスガ故ニ、一層有効適切ナル納稅施設ヲ講ジ当局伝統ノ好成绩ヲ維持スルハ勿論、此ノ際納稅報國思想ノ普及ニ努メラレ滞納ノ絶無ヲ期スルト共ニ、一面現金出納事務ニ対スル監督ヲ嚴ニシ、苟モ不正行為ノ發生スルガ如キコト無キ様十分注意セラレタイトデアリマス。

間稅事務ニ関シマシテハ物品稅、遊興飲食稅、入場稅ノ取締ニ付特ニ意ヲ注ク必要アリト認メラレルノデアリマス。

ガ、此ノ為ニハ近時遵法觀念著シク向上セル酒類業者ニ対スル検査取締事務トノ間ニ綜合的計画ヲ樹テ、是等新稅ニ対スル検査取締ヲ一層強化スルト共ニ、一般遵法思想ノ普及徹底ヲ図ラレ度イノデアリマス、又酒類配給機構ノ整備ニ付キマシテハ小売部門ノ再編成及之ニ伴フ転廢業者ニ対スル共助施設ノ助成方策、酒類未端配給方法ノ改善等、尚幾多残サレタル問題ガ横「タ」ハツテ居リマスノデ、各位ハ配給ノ実情ニ付十分研究ヲ遂ゲ置キ、対策実施ニ方リ万遺漏無キヲ期セラレタイノデアリマス。

預金部事務ニ付キマシテハ、支那事變勃發以來日本勸業銀行ノ發行ニ係ル支那事變債券ハ今回戰時債券ト改称セラレ、今後益々累増セラルル見込デアリマシテ、売却方法ヲ市町村隣保消化ノ方策ニ改メ、之ヲ昨年十二月以來実施スルコトトナリマシタガ、其ノ發行目的ニ鑑ミ署長各位ニ於テモ機會アル毎ニ債券ノ普及宣伝ニ努メ、其ノ消化促進ニ尽力シテ頂キタイノデアリマス、又茲ニ序ニ申加ヘテ置キマスガ、公債ノ消化、郵便貯金其他一般國民貯蓄ノ増強ニ付キマシテモ常ニ關係方面ニ協力シテ之ガ増加ヲ図リ、戰時国策達成ニ尽瘁アラムコトヲ切望致シマス。

国有財産事務ニ付キマシテハ、国有財産總括事務ハ時局以來軍部關係ノ官民有地価格評定、官民有地交換、管理換等方頓ニ増加シテ參リマシタガ、此等ハ国防建設計画上最モ急ヲ要スルモノデアリマスガ故ニ、軍部トモ緊密ナル連絡ヲ保チ急速処理セラレンコトヲ望ミマス、寺院境内地処分事務ニ付テモ一段ノ努力ヲ傾ケ之ガ整理ヲ促進セラレタイノデアリマス。

終リニ直稅事務ニ関シテ申上ゲタイト存スルノデアリマスガ、先年ノ稅制改革以來直稅ノ事務量ハ逐年増加ノ一途ヲ辿リ、又事務ノ内容ノ複雑多岐ナルコト全ク昔日ノ比デハナイノデアリマス。

既ニ諸君ノ御承知ノ如ク、政府ニ於テハ大東亞戰爭完遂ノタメ厯大ナル軍事費予算ヲ計上シ、ソレノ財源トシテ増稅案ヲ議會ニ図リ近ク決定ヲ見ントシテ居ルノデアリマス、即チ今回ノ増稅案ハ戰時ニ於ケル財政需要ニ対応シテ国

庫収入ノ増加ヲ図リ、コレニヨツテ戦時財政ヲ強化スルト同時ニ、一面国民一般ノ購買力ノ吸収ニ資スル為、現下ニ於ケル經濟情勢ト国民ノ負担力ヲ考慮シツツ、分類所得税ノ増徴ヲ中心トシテ各種ノ直接税ノ税率ヲ相当引上ゲルト共ニ、現行間接税ノ一部ニ付テモ必要ナ増徴ヲ行フ外、電気瓦斯税、広告税及ビ馬券税ノ三税ヲ創設セントスルモノデアリマス。

此ノ増税ニ耐ヘテ、而モ戦時国民生活ヲ愈々強健ナラシムルコトヲ要スル納税者ニモ、並々ナラヌ努力、工夫ヲ要スルコトト存ゼラレマスガ、同時ニ急増スル稅務行政ノ第一線ニ立チ、之ヲ円満公正ニ処理スルヲ要スル署長各位並ニ職員ノ責務ニモ又並々ナラヌモノガアラウカト存スルノデアリマス、而シ吾々稅務ニ職ヲ奉スルモノトシテハ、戦時財政經濟下ニ於ケル租税ノ意義ノ重要性ト増税ノ必要ナル所以ヲ充分ニ理解シ、敢テ耐ヘ難キヲ忍ビ更ニ愈々工夫ヲ凝ラシ職責ヲ全フスル必要アルコトハ言フ迄モナイ所デアリマス。

今ヤ個人三稅調査ノ最盛期ニ直面シ各署共銳意之ガ調査ノ進捗ニ努力セラレツツアル所デアリマスガ、昨年ニ於ケル我国ノ經濟界ハ決戰態勢下ニ於テ高度ノ統制經濟ノ実施ニ因リ、課税対象ノ上ニ著シキ變化ヲ來シタノデアリマシテ、從テ之ガ調査ハ從來ヨリ一層複雑煩瑣トナリ、之ニ従事セラルル署員各位ノ御勞苦ハ察スルニ余アル次第デアリマスガ、諸君ハ最モ有効適切ナル調査計畫ヲ樹テ必ズ之ガ実行ヲ期スルト共ニ、一面調査従事員ノ指導訓練ニ努メラレ、以テ充實シタル調査ノ執行ニ依リ納税者個々ノ真相ヲ把握シテ課税ノ適実公正ヲ期シ、且円満ナル納税ノ遂行ニ留意セラレタイノデアリマス。

今回ノ会合ハ本年分所得標準率等ニ関シ諸君ノ御協議ヲ煩ス為メニ御參集ヲ願ツタ次第デアリマスガ、前年中ニ於ケル經濟情勢ハ諸般ノ統制拡充強化ニ因リマシテ各業種ノ利潤ニハ相当ノ變化ガアリマシタノデ、之等ノ諸点ニ留意シ公正妥當ナル標準率ヲ編成シタノデアリマスガ、之ヲ各署ノ実情ニ即シ実行ニ移スニ當リ適當ナラズト認メララル

点ガアリマスレバ、諸君ハ腹藏ナキ意見ヲ開陳セラレ充分協議ヲ遂ゲ、以テ本協議会ノ目的ヲ達成セラレタイノデアリマス、会期ハ今日ノ二日間ノ予定デアリマシテ、此ノ短時日ニ充分協議ヲ遂グルコトハ御互ニ相当努力ヲ要スルコトト考ヘマスカラ、折角諸君ノ御努力ヲ切望スル次第デアリマス。

増税法案ニ関スル大蔵大臣ノ説明（委員会）

只今本委員会ニ付託トナリマシタ所得税法中改正法律案外十六件ノ法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ説明致シ度イト存ジマス。

本会議ニ於テモ説明致シマシタ如ク、政府ハ財政ノ需要、国民生活及国民経済ニ及ボス影響等ニ付慎重考究ヲ遂ゲタル上、税制ノ全般ニ亘ル増税計画ヲ樹立致シマシテ、曩ニ早急実施ヲ要スト認メラレル酒税其ノ他ノ間接税ヲ中心トスル増税法第七十七回帝國議會ニ提案シ、其ノ協賛ヲ経テ既ニ実施致シテ居ルノデアリマスガ、今回更ニ増加スル臨時軍事費ノ一部ニ充ツル為、直接税ヲ中心トスル増税ヲ行ヒ、之ト共ニ必要ナル税法ノ改正ヲ行フコトトシ、之ニ関スル法律案ヲ本会議ニ提案致シタ次第デアリマス。

今回ノ増税法案ノ作成ニ当リマシテハ、戦時ニ於ケル財政需要ニ対応シテ国庫収入ノ増加ヲ図リ、之ニ依リ戦時財政ヲ強化スルト同時ニ、一面購買力ノ吸収、消費ノ抑制ニ資スル見地ヨリ、現下ニ於ケル経済状態及国民負担力ヲ考慮シツツ、分類所得税ノ増徴ヲ中心トシテ各種ノ直接税ニ付相当税率ヲ引上グルト共ニ、現行間接税ノ一部ニ付テモ必要ナル増徴ヲ行フ外、電気瓦斯税、広告税及馬券税ヲ創設シタノデアリマス。尚貯蓄ノ増強、生産力ノ拡充、産業ノ再編成並ニ人口及国民保険政策ノ円滑ナル遂行ニ資スル等ノ為、適当ト認メラレル租税上ノ措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス。

以下、今回ノ増稅案ノ内容ニ付キマシテ説明致シマス。

先ツ分類所得稅デアリマス。先ニ述ベマシタ今次増稅ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、増稅ノ主眼ヲ之ニ置クコトトシ、広ク国民ハ其ノ能力ニ応ジテ戰費ヲ負擔スルコトトシ、一面ニ於テ購買力ノ吸收ニ資スル見地ヨリ、各種所得間ノ負擔ノ權衡ニ留意シツツ稅率ノ引上及免稅點又ハ基礎控除ノ引下ヲ行ヒ、總額ニ於テ大体五割五分ノ増徴ヲ行フコトト致シマシタ。其ノ改正ノ要點ハ第一ニ稅率ノ引上デアリマス。即チ不動産所得ニ付テハ百分ノ十ヲ百分ノ十六ニ、配當利子所得ニ付キマシテハ百分ノ十ヲ百分ノ十五ニ、營業所得ニ付テハ百分ノ八・五ヲ百分ノ十三ニ、營業以外ノ事業所得ニ付テハ百分ノ七・五ヲ百分ノ十二ニ、又勤勞所得ニ付テハ百分ノ六ヲ百分ノ十二引上ゲルコトニ致シタノデアリマス。之ニ伴ヒ配當利子所得中ノ國債及地方債ノ利子、銀行貯蓄預金等ノ利子ニ付テモ稅率ヲ夫々百分ノ五引上ゲ、小額ノ事業所得、山林ノ所得、退職所得等ニ付テモ適當ナル引上ゲヲ行フコトニ致シマシタ。尚不動産所得ノ稅率引上ニ伴ヒ少額ノモノニ付テハ負擔ヲ多少緩和スルヲ適當ト認メ、稅率ヲ百分ノ十四ニ致シマシタ。

第二ハ、不動産所得ノ免稅點二百五十円ヲ百五十円ニ、事業所得及山林ノ所得ノ基礎控除五百円ヲ四百円ニ、勤勞所得ノ基礎控除七百二十円ヲ六百円ニ、退職所得ノ控除一万円ヲ五千円ニ引下ゲタノデアリマス。

第三ハ、右ノ増稅ニ伴ヒ扶養家族多キ者ノ負擔ヲ緩和スルコトハ、負擔ノ衡平ノ見地ヨリ見テモ、人口及國民保險政策ノ見地カラ考ヘテモ、此ノ際適當ナル措置ト考ヘラレマスノデ、扶養家族ノ控除額ヲ現行年百五十円ノ百分ノ八、即チ月一円ヲ、年二百円ノ百分ノ十二、即チ月二円ニ引上ゲルト共ニ、控除ヲ受クベキ所得者ノ範圍ヲ擴張シテ、綜合所得稅ヲ納ムル者ニ付テモ控除ヲ認ムルコトトシ、更ニ五人以上ノ子女ヲ有スル所得者ニ對シテハ、特ニ控除額ヲ年二百円ノ百分ノ十八、即チ月三元ニ致シマシタ。

第四ハ、生命保險料ニ付テモ此ノ際控除額ヲ相當程度引上ゲルコトトヲ適當ナリト認メ、現行年二百円以内ニ於テ

払込保険料ノ百分ノ六ヲ、年二百四十円以内ニ於テ百分ノ十ト致シタノデアリマス。

第五ハ、銀行貯蓄預金、産業組合貯金等ニ付キマシテハ、從來三千円ヲ限度トシテ所得税ヲ免除シテ居ルノデアリマスガ、之ニ付テモ貯蓄ノ奨励、郵便貯金預入最高限度ノ引上等ヲ考慮シテ五千円ニ引上ゲルコトト致シマシタ。

第六ハ、株式ノ清算市場ニ於ケル取引ニ因ル所得ニシテ、從來課税セラレナカツタモノニ付テモ、他ノ所得トノ權衡上新二分額所得税ヲ課スルコトトシ、株式ノ清算取引ヨリ生ジタ所得ヨリ三千円ヲ控除シタル殘額ニ対シ、百分ノ二十五乃至百分ノ五十五ノ税率ニ依リ課税スルコトト致シマシタ。尤モ此ノ課税ハ昭和十八年分ヨリ行フノデアリマス。

次ニ綜合所得税ニ付キマシテハ、第一ニ課税最低限ハ從來五千円デアリマシタガ、各方面共ニ負擔ヲ増加スル要アル此ノ際トシテハ、之ヲ引下ゲルヲ適當ト認メ三千円トシタノデアリマス。第二ニ税率ニ付テハ現在既ニ相当高率ノ課税ヲ為シツツアル点ヲモ考慮シ、大体二割ノ引上ヲ行フコトトシ、三千円ヲ超ユル部分ニ対スル百分ノ六乃至五十万円ヲ超ユル部分ニ対スル百分ノ七十二ノ税率ニ依リ課税スルコトト致シマシタ。右ノ税率引上ニ対応致シマシテ、公社債、銀行預金ノ利子等ニ付源泉課税ヲ選択シタル場合ニ於ケル綜合所得税ノ税率ヲ、百分ノ十五ヨリ百分ノ二十五ニ引上ゲタノデアリマス。第三ニ配当所得ニ付キマシテハ分類所得税ヲ課スル場合ニ其ノ一割ヲ控除シテ課税シ、綜合所得税ヲ課スル場合ニハ分類所得税ニ於テ輕減サレタ税額ヲ加算シテ居ルノデアリマスガ、今回右ノ加算ヲ廃止スルコトト致シマシタ。

次ニ法人税ニ付キマシテハ、分類所得税及綜合所得税ノ増徴トノ權衡、増税ガ經濟界ニ与フル影響等ニ付考慮致シマシタ結果、所得ニ対スル税率ヲ百分ノ十八ヨリ百分ノ二十五ニ引上ゲルコトトシ、同族会社ノ加算税率ニ付キマシテモ現行税率百分ノ二十乃至百分ノ六十五ヲ、百分ノ二十四乃至百分ノ七十二ニ引上ゲルコトト致シマシタ。

次ニ臨時利得税ニ付キマシテハ、戦時ニ於ケル超過利得ニ相当重課スルノ趣旨ニ依リ、法人臨時利得税ニ於テハ利得金額ノ区分ヲ改正スルト共ニ、税率ヲ百分ノ二十五乃至百分ノ六十五ヨリ、百分ノ三十五乃至百分ノ七十五ニ引上ゲタノデアリマスガ、一面小法人ニ付テハ従来通り税率ヲ夫々百分ノ十輕減スルコトト致シマシタ外、昭和十二年以後ニ第一事業年度ノ終了スル法人ニシテ積立金ノ少額ナルモノニ付テハ、其ノ企業ノ基礎ヲ堅実ナラシムル趣旨ヨリ一定ノ利得ニ対シ税率ノ引上ヲ見合セテ負担ノ緩和ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。個人ノ臨時利得税ニ付キマシテハ、營業利得ニ対スル税率現行百分ノ三十ヲ百分ノ三十五ニ引上ゲマシタ。又不動産等ノ讓渡ニ因リ利得ヲ得ル者ニ対シ課税セザルコトハ負担衡平ノ見地ヨリ適當ニ非ズト認メラレマスノデ、船舶、鉱業權等ノ讓渡利得ト同様之ニ課税スルコトトシ、税率ニ付キマシテモ現行百分ノ二十五トアルノヲ百分ノ二十五乃至百分ノ五十五ノ超過累進率ニ改メタノデアリマス。此ノ讓渡利得ニ關スル改正案ハ昭和十八年分ヨリ適用スルコトト致シテ居ルノデアリマス。

次ニ特別法人税ニ付キマシテハ、一般ノ法人ニ対スル法人税ノ増徴ニ対応シ、産業組合其ノ他ノ特別ノ法人ニ対シテモ負担ヲ増加スル為、現行税率百分ノ六ヲ法人税ノ半額、即チ百分ノ十二・五ニ引上ゲルト同時ニ、森林法ノ改正ニ依リ森林組合及同連合會ガ出資ヲ有シ、且經濟行為ヲ為シ得ルコトガ認メラレルコトトナリマシタノデ、他ノ特別ノ法人トノ權衡上此等ニ対シテモ新ニ本税ヲ課税スルコトト致シマシタ。

次ニ相続税デアリマスガ、右ニ述べマシタ如ク所得ニ対シ相當ノ増税ヲ致シマス關係上、財産ニ対シテモ此ノ際或程度負担ヲ増加スルヲ適當ト認メマシテ、税率ノ引上ヲ為シ總稅額ニ於テニ割程度ノ増徴ヲ行フコトト致シタノデアリマス。尚相続税ニ付キマシテハ今回ノ増税ニ伴ヒ次ノ二ツノ点ニ付テ改正ヲ行フコトト致シマシタ、即チ第一ハ扶養家族アル者ノ負担ヲ緩和スル為、控除額ヲ現行千円ヨリ千五百円ニ引上ゲタコトデアリマス。第二ニ増税ニ因リ負担ガ相當増加致シマス關係上、納税ノ便ニ資スル為、不動産ニ依リ物納シ得ベキ稅額ノ範圍ヲ二割程度擴張セントス

ルノデアリマス。

次ハ間接税デアリマスガ、織物消費税ニ付キマシテハ、現在ノ負担ヲモ考慮シタル上、税率ヲ百分ノ十ヨリ百分ノ十五ニ引上マシタ。尤モ人造絹織物等ノ内一般大衆ノ生活ニ關係ノ深い織物ニ付キマシテハ、臨時的措置トシテ現行税率百分ノ十ヲ据置クコトト致シタノデアリマス。

其ノ他物品税中燐寸ニ付テハ現行税率千本ニ付五錢ヲ千本ニ付十錢ニ引上ゲ、又印紙税ニ付キマシテハ、物品切手ヲ除キ、最近屢次ノ増税ニ当リ之ヲ増徴シナカツタ点ヲモ考慮シ、例ヘバ受取書ニ付テハ三錢ヲ五錢ニ、委任状ニ付テハ二錢ヲ三錢ニ引上ゲ、総税額ニ於テ七割程度ノ増税ヲ行フコトト致シマシタ。

次ニ新税ト致シマシテハ電気瓦斯税、広告税及馬券税ヲ創設スルコトト致シタノデアリマス。

電気瓦斯税ハ、住宅、商店等ニ於ケル電気又ハ瓦斯ノ使用ニ付キマシテハ、他ノ消費税トノ權衡上応分ノ負担ヲ為サシムルヲ適當ト認メラルルノミナラズ、之ニ課税スルコトニ依リ消費ノ抑制ニモ資シ得ルトノ見地ヨリ、住宅、商店、旅館、劇場等ノ用ニ使用スル電気瓦斯ノ消費料金ガ一月三円以上ノモノ等ニ対シ、料金ノ百分ノ十ノ税率ヲ以テ課税セントスルノデアリマス。尚、十六燭ノ定額灯ヲ四個又ハ普通ノ瓦斯七輪ヲ二個程度使用スル者ニ対シテハ、一月三円以上ノ場合ニ於テモ課税セザルコトト致シテ居リマス。

広告税ハ、広告ハ通常營業ニ関スルモノデアリマシテ、之ニ依リ營業上ノ利益ヲ相当増加シ得ルモノデアリ、又營業ニ関シナイモノニ付キマシテモ、斯ル方面ニ対スル支出ハ相当担税力アリト認メラレマスノデ、之ニ付テモ或程度ノ課税ヲ為スヲ適當トスルノ見地ヨリ、広告ノ性質、徵税ノ便宜等ヨリ広告ヲ二種ニ分チ、新聞紙、雜誌等ノ出版物、汽車、電車等ノ交通運輸機關等ニ依ル広告ヲ第一種トシ、ポスター、立看板等ヲ第二種トシ、第一種ノ広告ニ付テハ料金ノ百分ノ十、第二種ノ広告ニ付テハ一定額ノ税率、例ヘバポスターニ付テハ一個ニ付十錢、立看板等ニ付テハ一

個ニ付原則トシテ二十銭ノ稅率ニ依リ課稅スルノデアリマス。

次ニ馬券稅デアリマス。競馬ノ勝馬投票券ノ売上ニ對シテハ從來納付金ヲ納付セシメテ居ルノデアリマスガ、勝馬投票券又ハ優等馬票ノ売上金及其ノ購買者ニ對スル払戻金ニ付テハ、此ノ際或程度ノ課稅ヲ為スヲ適當ト認メ、本稅ヲ創設シタノデアリマス。即チ勝馬投票券ノ売上金ニ付テハ百分ノ七、優等馬票ノ売上金ニ付テハ百分ノ四、勝馬投票券ノ購買者ニ對スル払戻金ニ付テハ百分ノ二十、優等馬票ノ購買者ニ對スル払戻金ニ付テハ百分ノ十ノ稅率ニ依リ課稅セントスルノデアリマス。

次ニ臨時租稅措置法ノ改正ニ付説明致シ度イト存ジマス。今回ノ增稅案ノ作成ニ當リマシテハ、增稅スベキ租稅ノ種類及增稅額ノ決定ニ當リ經濟諸政策トノ調和ニ付慎重ナル考慮ヲ払ツタ次第デアリマスガ、尙貯蓄ノ增強、生産力ノ拡充、産業ノ再編成政策ノ円滑ナル遂行ニ資スル等ノ為、臨時租稅措置法ヲ改正シテ租稅上必要ナル各種ノ措置ヲ講ズルコトト致シマシタ。

第一ハ、戰時下益々緊要トセラレル貯蓄ノ增強ニ資スル為ノ措置デアリマス。即チ個人ノ長期預金及一定期間据置キタル登録公社債等ノ利子ニ對スル分類所得稅ヲ百分ノ一乃至百分ノ五輕減スルコトニ致シマシタ。次ニ今回ノ配當利子所得ニ對スル增稅ハ金融機關ニ對シ相當ノ影響ヲ及ボスコトナリマスノデ、金融機關ノ資金運用ヲ合理的ナラシムルト共ニ、其ノ経営ヲ堅實ニスル為、分類所得稅ノ緩和ヲ図ルコトニ致シマシタ。即チ金融機關相互間ノ預金ニシテ一定ノ條件ヲ具備スルモノニ付テハ、分類所得稅ヲ免除シ、又銀行、生命保險会社等ノ保有スル供託公社債又ハ登録公社債ノ利子ニ對スル分類所得稅ノ稅率ヲ百分ノ二乃至百分ノ六輕減セントスルノデアリマス。其ノ他、生命保險会社ニ對シテハ昭和十五年ノ稅制改正ニ於テ、株式配當ニ對シ源泉課稅ヲ創設シタ際、従前ヨリ所有スル株式ノ配當ニ對シテハ、分類所得稅ヲ百分ノ四輕減シタノデアリマスガ、今回其ノ輕減ノ程度ヲ多クシテ百分ノ五輕減スルコ

トニ致シマシタ。

第二八、時局下極メテ重要ナル生産力ノ拡充ニ資スル為ノ方策デアリマス。即チ法人ノ留保所得ニ対スル課税軽減ノ制度ヲ拡張シタコトデアリマス。現行法ニ於キマシテハ、法人ガ所得ノ三割以上ヲ留保シテ、之ヲ生産設備ノ拡張又ハ国債等ノ保有ニ運用シタ場合ニ於テハ、其ノ運用金額ノ百分ノ三・六ニ相当スル法人税ヲ軽減スルコトニ致シテ居ルノデアリマスガ、今回ハ所得ノ一割以上ヲ留保シテ同様ノ目的ニ運用シタル場合ニ於キマシテハ、其ノ運用金額ノ百分ノ七・五ニ相当スル法人税ヲ軽減スルコトト致シマシタ。又配当所得ニ対スル増税ガ今後ノ株式払込ニ与フル影響ヲ緩和シ企業ノ拡張ニ便ナラシムル為、時局産業会社等ノ新規払込株式ノ配当金ニシテ配当率一定以下ノモノニ対スル分類所得税ノ税率ヲ、百分ノ二軽減スルコトト致シマシタ。其ノ他、政府保証社債ノ優遇ニ資スル為、其ノ利子ニ対スル分類所得税ノ税率ヲ百分ノ一軽減シテ、地方債ノ場合ト同一、即チ百分ノ十四ト致シマシタ。

第三八、企業ノ再編成ニ関シ租税上必要ト認メラルル措置ヲ講ジタデアリマス。即チ企業ノ合同整理ハ時局下愈々緊要ト認メラレルノデアリマスガ、課税上ニ於テモ其ノ促進ニ資スル見地ヨリ法人ガ昭和十八年三月迄ニ、事業ノ統制ノ必要上合併又ハ解散シタル場合ニ於テハ、清算所得ニ対スル法人税ヲ百分ノ十五又ハ百分ノ二十二軽減シ、又事業ノ統制ノ必要上合併、解散シタル法人ノ株主等ノ受クル所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当ニ付テハ、分類所得税ヲ百分ノ五軽減スルコトト致シマシタ。又昭和十六年又ハ昭和十七年中ニ営業ノ全部又ハ大部分ヲ廃止シタル個人ニ対シテハ、所得税及營業税ヲ夫々軽減又ハ免除スルコトトシ、其ノ他課税標準ノ計算ニ関スル特例、登録税ノ軽減等ニ付テモ規定ヲ設クルコトト致シマシタ。

以上ノ外、統制会社等ガ価格政策ノ必要上設クル価格平衡資金、法人ノ為ス寄付金等ニ関シテモ規定ヲ設クルコトト致シタノデアリマス。尚別ニ企業経営ノ堅実化ニ資スル為、固定資産ノ減価償却年限ヲ適正化スル見込デアリマス。

次ニ戦時災害ノ特質ニ鑑ミ、被害者ノ納付スベキ国税及被害物件ニ対シ課セラルベキ国税ニ付軽減又ハ免除等ヲ為ス為、戦時災害国税減免法ヲ制定シ、又日滿相互關係ノ緊密化ニ伴ヒ両国間ノ重複課税ヲ防止スル為、所得税等ノ日滿二重課税防止ニ関スル法律ヲ制定スルコトト致シマシタ外、營業税法、所得税法人税内外地關涉法及国庫出納金端数計算法ニ付テモ必要ナル改正ヲ行フコトト致シタノデアリマス。

以上、今次増税等ニ関スル法律案ニ付御説明申上ゲタノデアリマスガ、今回ノ増税ニ依リマシテ、平年度ニ於テ

分類所得税ノ増加	四億二千四百八十余万円
綜合所得税ノ増加	一億六千二十余万円
計	五億八千五百十余万円
法人税ノ増加	一億四千三百余万円
臨時利得税ノ増加	二億四千九百三十余万円
特別法人税ノ増加	二百六十余万円
相続税ノ増加	二千四百九十余万円
織物消費税ノ増加	六千九百余万円
物品税ノ増加	千三十余万円
電気瓦斯税ノ創設ニ因ル増加	千九百余万円
広告税ノ創設ニ因ル増加	九百二十余万円
馬券税ノ創設ニ因ル増加	四千九十余万円
印紙税等印紙収入ノ増加	八百七十余万円

ト相成リマスノデ、結局平年度約十一億五千五百万円、初年度タル昭和十七年度約九億七千三百万円ノ增收トナル見込デアリマス。此ノ昭和十七年度ノ增收額ハ、臨時軍事費追加予算ノ財源トシテ、一般会計ヨリ同特別会計ニ繰入レルコトト致シテ居ルノデアリマス。

以上、今次増稅案等ニ付説明致シタ次第デアリマス。何卒御審議ノ上速ニ賛成セラレンコトヲ希望致シマス。

(平 4 広島 78)

66 昭和17年2月 稅務官吏の態度に関する件

職秘第三五号

昭和十七年二月十二日

東京財務局長印

稅務署長殿

出張所長殿

戦時下ニ於ケル稅務官吏ノ行動ニ関シテハ世人ノ関心著シク高マリツツアルニ鑑ミ、一層公正廉潔ナルヲ要スベキハ言フ俟タザルトコロニシテ、之ガ指導監督ニ付テハ平素充分留意セラレツツアルコトトハ存候ヘ共、近時稅務官吏転勤等ノ際其ノ所属上官ノ許可ヲ得ズシテ、関係業者組合等ヨリ餞別又ハ饗応ヲ受ケタル事例アリ、甚ダ遺憾トスル次第ニ有之候

餞別饗応等ハ業者ノ感謝又ハ惜別ノ意ヲ表サンガ為ノ至情ニ出デタルモノトハ認メラルルモ、濫ニ流レ其ノ度ヲ失ス

ルガ如キコトアリテハ反テ世上ノ疑惑ヲ深メ、延テ公正ナルベキ稅務ノ威信ヲ毀損スルコトト相成ベク、甚ダ寒心ニ堪ヘザルトコロナルヲ以テ、各職員ハ益々自肅自戒シ苟モ外部ノ非議疑惑ヲ蒙ルガ如キコトナキヲ期セラレ度
尚爾今民部ヨリ餞別又ハ送別会等ノ申出アリタルトキハ、必ず事前ニ於テ所屬上官ノ指揮ヲ受ケシムル様措置セララルト共ニ、所屬上官ハ機密事務取扱規程第三十五條ニ依リ処理スルノ外、送別会等ノ饗応ニ付テハ其ノ金額程度僅少ニシテ、且之ヲ拒絶セシムルハ反テ今後ノ円満ナル稅務ノ執行ニ支障ヲ来スノ惧アリト認メラルモノノ外、之ヲ許可セザル方針ヲ堅持セラレ度
右通牒候也

職秘第二二八号

昭和十七年七月八日

東京財務局長印

稅務署長殿

稅務官吏ノ態度ニ関スル件

稅務官吏ノ態度ニ対スル民部ノ意嚮ニ関シ、警視庁經濟警察部長ヨリ別紙ノ通（抜粹）申越候趣ヲ以テ、大藏省主稅局秘書係ヨリ通知有之候ニ付、戦時下ニ於ケル租稅負担ノ急増ニ鑑ミ一般国民ノ稅ヲ通シテノ協力ノ要特ニ切ナルモノアルヲ以テ、之等納稅者ニ対スル稅務官吏ノ態度ハ殊ニ懇切丁寧ヲ旨トシ、克ク其ノ趣旨ヲ了得セシムルノ要有之候条、稅務職員ノ民部ニ対スル態度ハ慎重ヲ期シ、此ノ際特ニ言動ヲ慎マシムル様致度
右通牒候也

追而、新任官吏ノ態度ニ付テハ、此ノ際至急訓諭ヲ為シ、苟クモ外部ヨリ指弾セラル、カ如キコト無キ様注意相成度

警視庁經濟警察部長ノ通報抜粹

一 時々稅務署カラ官吏ノ方ガオ出ニナリ、ソノ都度実ニ言語態度ガ横暴デ、些々タル事ニモ大声デ叱リ付ケ云々
二 稅務署カラ若イ官吏ノオ方ガ徴収ニオ出ニナリ、長女ニ向ヒ「オ前ノ家ハ何故税金ヲ納メナイ」ト言ハレ、初メテ納稅期日ヲ忘レタ事ニ氣付キ、「誠ニ申訳アリマセン、遂々忘レマシタ」ト断ルヤ、「何ダ營業ヲ遣ツテ居テ税金ヲ忘レルナドトハ実ニ不都合ダ、ソシナ事ナラ營業ヲ廢メテ仕舞ヘ」ト言ハレタ

三 最近ノ若イ稅務官吏ハ其言動実ニ横暴極リナク、官吏ノ威嚴ト言ヘバ巴ムヲ得ナイガ、余リニモ言語同断デ悪口ニモ大抵加減ガアル

四 先日モ若イ稅務官吏ト称スルオ方ガオ出デニナリ、突然事務所（奥裏手）ニ侵入宛ラ、子供ニ等シキ官吏カラ頭カラ怒鳴ラレ、他ノオ客サンガ店先デ聞イテ居ラレタナラバ、何カ悪イ事デモシテ居ルカノ如ク見受ケラレタダセウ

五 間違ヒデアルカ無イカ能ク之ヲ確メモセズ頭カラ怒鳴リ付ケラレ、又其際事務室ニ有ツタ何等關係ノ無イ帳簿マデ、「オイ夫レハ何シダ此方ヘ出セ、オイ遠慮スル事ハナイ、早く出サナイカ、貴様等ハ何時デモ其ノ通りダ」ナドト言ハレ、商売ハ実ニ弱イモノダトツクツク嫌ニナツタ

六 稅務官吏ガ何故ニ一般業者ニ対シテ斯クモ横暴ナル態度ニ出ツルヤ、一般良民ニ対シ被告人扱ヒヲ為サル、ハ甚ダ心外ニ堪ヘナイ

七 最近ノ稅務官吏ハ実ニ若イ方バカリデ、是等官吏ノオ方ノ言動ハ実ニ横暴デス

職秘第二六九号

昭和十七年八月三日

東京財務局長 印

稅務署長 殿

納稅者ニ対スル稅務職員ノ態度ニ関スル件

納稅者ニ対スル稅務職員ノ態度ニ付テハ、既ニ屢々口頭又ハ通牒等ヲ以テ機會アル毎ニ注意ヲ加ヘ來リ、各署長ニ於テモ右ノ趣旨ニ依リ部下職員ノ指導監督ニ万全ヲ期セラレツツアルコトハ被存候モ、今尚職員ノ態度ニ不遜ノモノ、其ノ説明ニ懇切ヲ欠ケルモノ等アルヲ耳ニスルハ、甚ダ遺憾トスル所ニ有之候

本年分所得金額等ノ調査決定ニ当リテハ納稅人員ノ激増ト調査方法ノ困難トニ加ヘ、従事員ニ甚シク不足ヲ告ゲタル等ノ為、担当職員ハ不眠不休ノ努力ヲ傾倒シ心身共ニ疲労ノ際、更ニ多数ノ異議申立者トノ応接ニ当リタル結果、殆ド無意識ノ裡ニ斯ル言動ニ出タルモノモアリタルヤニ察セラルル次第ニハ有之候モ、納稅者ニ対スル職員ノ態度懇切ノ如何ハ將來稅務ノ執行ニ至大ノ影響ヲ及ボスハ勿論、時局下稅務官庁ト納稅者トノ間ニ氷解シ難キ溝渠ヲ築クハ、敵性諸國家ニ乗ゼラルルノ間隙ヲ与フル惧アリ、広義国防上ヨリ之ヲ觀ルモ真ニ憂慮スベキ問題ナルヲ以テ、今後署内窓口ハ勿論、出張先ニ於ケル納稅者トノ応対ニ当リテハ一層懇切丁寧ヲ旨トシ、無用ノ摩擦ヲ生ズルガ如キ言動ハ嚴ニ之ヲ慎ム様更ニ一段ノ注意ヲ払フベク、部下職員ノ指導ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

右重ネテ及通牒候也

67 昭和17年2月 局長會議における賀屋大蔵大臣訓示

昭和十七年二月開催、財務局長會議ニ於ケル賀屋〔興宣〕大蔵大臣訓示

大東亜戦争開始以來、御稜威ノ下皇軍ハ到ル処赫々タル戦果ヲ挙ゲ、東亜ニ於ケル敵国ノ重要拠点ヲ殆ンド覆滅シ、僅々二箇月余ニシテ既ニ緒戦ノ大勢ヲ決シタノデアリマス。今ヤ我国ハ、大東亜ニ於ケル戦略要地ヲ確保スルト共ニ、重要ナル資源地域ヲ我が管制下ニ収メ、益々戦力ヲ拡充シテ米英両国ヲ終極的ニ破摧屈服セシムルト同時ニ、我国ヲ中核トスル大東亜共栄圈ヲ確立スルノ目的ニ向ツテ邁進シツアルノデアリマス。

斯ノ大東亜戦争ノ遂行及大東亜共栄圈ノ建設ノ為必要トスル諸経費ハ極メテ多額ニ達スル見込デアリマシテ、今後我国ノ財政需用ハ相当長期ニ亘リ膨張スルモノト認メラレルノデアリマス。従テ政府ハ財政ノ需用ヲ図ルト共ニ、他面国民生活及国民経済ニ及ボス影響等ニ付キ慎重考究ヲ遂ゲ、税制ノ全般ニ亘ル増税計画ヲ樹立シ、曩ニ早急実施ヲ要スト認メラルル酒税其ノ他ノ間接税ヲ中心トスル増税ヲ行ツタノデアリマスガ、今回更ニ増加スル臨時軍事費ノ財源ノ一部ニ充ツル為、直接税ヲ中心トスル増税ヲ行フコトト致シタノデアリマシテ、此等増税関係ノ法律案ハ既ニ第七十九回帝國議會ノ協賛ヲ経、近ク其ノ実施ヲ見ントスルニ至ツテ居ルノデアリマス。

即チ今回ノ増税ハ、現下ノ情勢ニ即応シ、戦時ニ於ケル財政需用ニ対応シテ国庫収入ノ増加ヲ図リ、之ニ依リ戦時財政ヲ強化スルト同時ニ、戦時経済ノ運営上極メテ緊要ナル購買力ノ吸収ニ資スルコトヲ主眼トシ、尚現下ノ経済情勢及国民負担力ヲ考慮シツツ、分類所得税ノ増徴ヲ中心トシテ各種ノ直接税ニ付相当税率ヲ引上グルト共ニ、現行間

接税ノ一部ニ付テモ必要ナル増徴ヲ行フノ外、電気瓦斯税、広告税及馬券税ノ三税ヲ創設スルコトト致シタノデアリマス。而シテ今回ノ増税ニ当リマシテハ、増税スベキ租税ノ種類及増税率ノ決定ニ付慎重ナル考慮ヲ払フノ外、特ニ經濟諸政策トノ調和ニ重点ヲ置イタノデアリマス。即チ時局ノ進展ニ伴ヒ國民貯蓄ノ増強ハ愈々緊要トセラルルノデアリマス。又戦時下益々生産力ノ拡充ヲ図ルコトノ極メテ重要ナルハ申ス迄モナイ所デアリマス。尚産業ノ再編成ハ時局ノ要請ニ依リ愈々緊要トセラルル所デアリマシテ、租税ノ方面ヨリモ之ヲ助長促進セシムルノ要ガアルノデアリマス。又戦時下ニ於テ人口ノ増加及國民保險ノ増進ヲ図ルコトハ極メテ重要デアリマス。従ヒマシテ今回ノ増税ト同時ニ、貯蓄ノ増強、生産力ノ拡充、産業ノ再編成並ニ人口及國民保險政策ノ円滑ナル遂行ニ資スル等ノ為、必要ト認ムル租税上ノ各種ノ措置ヲ講ジテ居ル次第デアリマス。

今回ノ増税ニ依リ、平年度ニ於テ増収ト為ルベキ金額ハ約十一億五千万円デアリマシテ、之ニ昨年来実施セラレマシタ間接税ヲ中心トスル増税額平年度約六億三千万円及専売益金ノ増加等ヲ併セ考慮スルトキハ、最近ニ於ケル國民負担ノ増加ハ著シキモノガアリマス。

國民ガ戦時下ニ於ケル最少限度ノ生活ニ安ンジ、國家ノ必要トスル戦時財政ノ負担ヲ分任シ、健全ナル戦時經濟ノ運営ニ資スルコトハ、其ノ重要ナル責務ノ一デアリマス。今回ノ増税ヲ実施スルニ当リマシテハ、特ニ此ノ趣旨ヲ納税者ニ理解セシムルト共ニ、進ンデ國家ノ要請ニ協力セシムルヤウ心懸クルハ勿論、法規ノ解釈、實際ノ運用手續等ニ付キマシテモ其ノ普及徹底ヲ図リ、極力施行ノ円満ヲ期スルノ要ガアルノデアリマス。

加之、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒ国内産業ノ再編成モ漸ヲ追フテ其ノ完成ヲ見ントシ、又經濟上各般ノ統制モ漸次強化セラレテ參ツタノデアリマスガ、其ノ影響ハ相当広汎且複雑デアリマシテ、業態業種ノ相互間ニ於テモ、又同一業種ノ内部ニ於テモ、相当急激ナル變動ヲ見ツツアリ、之ニ伴ツテ課税物件ノ上ニモ著シキ消長アリト認めラルルノデ

アリマス。從テ今後ニ処スル稅務行政ノ執行ハ益々複雜且困難ヲ加フルコトト存ジマス。諸君ハ克ク時勢ノ進展ヲ洞察シ、徒ニ形式ノ末ニ捉ハルルコトナク、適実公正ナル課稅ヲ行ヒ納稅者ヲシテ悅服シテ納稅セシムルヤウ、万全ノ意ヲ用ヒラレタイノデアリマス。特ニ納稅者トノ接觸ニ當ツテハ出來得ル限り懇切丁寧ヲ旨トシ誠意ヲ披瀝シテ事ニ當リ、此ノ戰時ニ際シ苟モ官民相互ノ間ニ誤解、摩擦等ヲ生ゼシムルガ如キコトナキヤウ、此ノ際特ニ諸君ノ注意ヲ喚起シタイト思フノデアリマス。

次ニ今議會ニ於テ成立ヲ見マシタ稅務代理士法ハ、今回増稅等ノ措置ヲ行フコト致シマシタ機會ニ於テ、官民多年ノ要望ヲ實現シ、新ニ稅務代理士ノ制度ヲ設ケ、其ノ素質ノ向上ヲ図ルト共ニ、此等ノ者ニ對スル取締ノ徹底ヲ期シ、之ニ依リ戰時ニ於ケル稅務行政ノ円滑ナル運用ニ資セントスルモノデアリマス。之ガ實施ニ當リマシテハ、諸君ノ協力ニ俟ツ所ガ頗ル多イノデアリマスガ、本法制定ノ経過及趣旨ニ鑑ミ出來得ル限り適正ナル運用ヲ図リ、所期ノ目的ヲ達成スルヤウ万全ノ意ヲ致サレタイノデアリマス。

次ニ家屋賃貸價格ノ調査ニ關シマシテハ、一昨年以来諸君ノ努力ニ依リ極メテ順調ニ進捗シ、調査委員會モ無事円満ニ完了セラレ、賃貸價格ノ決定ヲ見マシタコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ニ依ルモノデアリマシテ、其ノ勞ヲ頗ル多トスルノデアリマス。尙國稅トシテ家屋稅ヲ賦課徵收スルノハ昭和十七年分カラデアリマスルカラ、之ガ賦課徵收ニ付テモ万遺憾ナキヲ期セラルルヤウ希望致ス次第デアリマス。

戰時下ニ処スベキ服務上ノ心構ニ付キマシテハ大東亞戰爭開始當時其ノ大綱ヲ示シタノデアリマシテ、財務官庁ニ職ヲ奉ズル者ハ各自財務行政ノ重責ニ在ルニ顧ミ、真ニ渾身ノ努力ヲ傾ケテ其ノ職責ニ任ズルノ覺悟ヲ固クスベキ旨ヲ以テシタノデアリマス。諸君ハ諸君ノ部下ヲ董督シ身ヲ以テ範ヲ垂レ、忠順勤勉ヲ主トシ上下和協シ、真ニ戰時下國民ノ儀表タルニ恥ヂザル行動ヲ執ラレ、付託ニ背カザランコトヲ希望致ス次第デアリマス。

更ニ官紀ノ振肅ニ付キマシテハ、從來屢々諸君ノ注意ヲ促シテ参ツタノデアリマスガ、今尚不正事件ノ跡ヲ絶タザルコトハ、洵ニ遺憾トスル所デアリマス。此ノ種ノ不祥事件ノ發生ヲ見マスコトハ、国家総動員態勢下ニ処スベキ官吏ノ士氣ノ弛緩ヲ示スモノデアリマシテ、官場ノ威信ヲ失墜スルコト少カラザルノミナラズ、戦時下国民負担ガ激増致シツツアル際、国民一般ノ納税思想ニ及ボス影響モ特大ナルモノアリト認メラルルノデアリマス。上下拳ツテ夫々其ノ職域ニ奉公シ、以テ聖戰目的ノ遂行ニ挺身努力シツツアル秋、不正ノ誘惑ニ陥リテ破廉恥ノ行為アルガ如キハ、最モ遺憾トスル所デアリマス。政府ハ一面ニ於テ官吏ノ地位ノ向上及待遇ノ改善ニ付テハ、出来得ル限りノ考慮ヲ払ツテ居ル次第デアリマスガ、諸君ハ部下ノ職員ヲシテ益々其ノ責任ノ重大ナルヲ自覚セシムル共ニ、士氣ノ作興ト執務ノ緊張トヲ促シ、以テ大ニ綱紀ノ肅正ヲ図リ、斯ル事件ノ根絶ヲ期セラレタイノデアリマス。

終リニ臨ミ、会議ノ目的タル諸般ノ問題ニ付キマシテハ、諸君ノ多年ノ經驗ト研鑽トニ照シ、腹藏ナキ意見ヲ披瀝セラレ、戦時下財政經濟ノ運営ニ資セラレンコトヲ望ミマス。

(昭44 本校 74)

68 昭和17年3月 税務講習所第一回卒業証書授与式

税務講習所第一回卒業証書授与式

大藏大臣訓示

本日、茲に税務講習所の第一回卒業証書授与式を挙行するに当り一言所懐を述ぶるは、予の欣幸とする所なり。惟ふに税務行政は国家行政中最も重要なもの一にして、其の成績の良否は国家財政全般の運営に極めて密接な

る関連を有するのみならず、之が執行の適否は直に国民の利害休戚、産業の消長に重大なる影響を及ぼし、延ひては国運の隆替をも左右するものなること敢て多言を要せず、殊に戦時下我国の経済は各般の統制措置漸次強化せらるるに伴ひ、広汎且複雑なる影響を受つつあり、又最近に於ける数次の増税に因り国民の負担は著しく増加したるを以て、税務行政に従事し課税徴収の衝に当るものの責務は、重且大なるものと謂ふべく、之が素質を向上し事務に鍊達せしむるの要、洵に緊切なるものあり。此の時に当り税務講習所に於て第一回卒業式を挙行し、有能達識なる教授及び講師の指導を受け、日夜学习到努めたる多数の卒業生を税務行政の第一線に送ることとなりたるは、邦家の為洵に慶賀に堪へざる所なり。

今や国を挙げて興亜の大業に邁進しつ々あるの秋、卒業生諸君の活動に期待する所極めて大なるものあり、諸子宜しく自重自愛小成に安んぜず、精励恪勤職域奉公の誠を効すと共に、特に官紀の振肅に留意し苟も不正の誘惑に陥りて、破廉恥の行爲に出づるが如きことなく、以て国家の期待に背かざらんことを期すべし。

昭和十七年三月二十六日

大蔵大臣 賀屋興宣

税務講習所所長「松隈秀雄」告辞

本日、茲に第一回卒業証書授与式を挙行するに当りまして、大臣閣下を始めとし多数來賓の御來臨を得ましたことは、本講習所の深く光栄とする所であります。

昨年十二月八日畏くも大詔を渙発し給ひ、米英両国に対して戦を宣せられ、今や我国は国家総力を挙げて征戦に従ひ、一億心を一にして祖先より承けたる大使命の達成に邁進しつ々あるのであります。我等は必勝の信念を堅持し、

飽くまで此の乾坤一擲の大戦争に勝ち抜き、東亜の新秩序建設に寄与せねばなりません。此の秋に当り茲に百六十名の新卒業生諸君に榮ある卒業証書の授与を行ひ、諸君を税務の第一線に送り得ますことは、私の衷心より欣幸とする所であります。私は諸君の光榮と希望に充ちた首途を祝すると共に、一言所懐を述べて諸君に対する餞とせんとするものであります。

本所は中堅税務官吏の養成を目的とし、昨年五月開設せられたのでありますが、開校早々でありますので、設備等に遺憾の点なきにしも非ずでありましたが、諸君に於ては常に節制を重んじ、建「健」康に留意し、入学生の大部分が卒業の榮譽を荷ふことになりましたことは、私の深く満足に思ふ所であります。殊に多数の学科目に対し与へられたる時間は極めて制限せられたのに不拘、諸子の熱烈なる撰取慾と、与へずんば已まざる諸先生の御努力に依り、少くとも其の大綱を把握せられたことと信ずるのであります。もとより玉成に一气呵成を期するは至難でありまして、諸子は本所に於て習得したる骨幹に血肉を付すべく、今後不斷の錬磨が必要であります。即ち、本日以後諸君は第一線に立ち実務を執掌することとなるのでありますが、従来の如く究明せずんば已まざるの真摯なる学究的態度は飽く之を保持し、更に進んで実務の戦士として敢闘するの勇氣がなければなりません。徒に実務に忙殺せらるるの故を以て研鑽の時間なきを啣ち、紊りに独善に堕し明察の勞を厭ふが如きことあらんか、既に培養せられたる智識は忽に消失し、已に研磨せられたる利器も遂に鈍化すべきは明かであります。

近時社会経済状況が複雑化し、殊に戦時下統制経済の進展と共に、税務行政の執行も亦著しく複雑且困難となつたのであります。加之最近相踵ひで増税が行はれ国民の負担も相当加重せられた結果、税務行政の適正を期するの要愈緊切なるものがあります。諸君は螢雪の功茲に成り、今や第一回の卒業生として税界に門出するの榮譽を荷はれたのであります。又反面に於て諸君の責務は極めて重大なるものがあります。諸君は税務の第一戦「線」に臨んでは人

格の陶冶と常識の涵養に留意すると共に、克く時勢の進展を洞察し、徒に形式の末に拘泥することなく、明朗闊達、飽く迄も公明にして剛毅、克く熟慮し克く断行し、以て適実公正なる課税を行ふことに努めなければならないのであります。特に納税者との接触に当りては出来得る限り懇切、丁寧を旨とし、誠意を披瀝して事に当り、苟も官民相互の間に誤解、摩擦等を生ぜしむること無き様、特に諸君の注意を喚起したいと思ふのであります。

卒業生諸君、光輝ある我が国の悠久なる歴史に於て、前古未曾有の重大時局に直面し、諸君が其の分に応じ、全力を挙げて報国の誠を効すの秋は、正に到来したのであります。諸君は、克く我が国今日の偉大なる発展を成就せし先人苦心の跡に顧み、深く感謝を捧ぐると共に、皇国将来の発展は実に懸つて自己の双肩にあることを自覚し、既往本所に於て涵養、修得したる人格と学術との基礎の上に立ち、国家の期待に背かざるやう、最善を尽されんことを切望して已まないであります。

終に臨み長期戦を予想せらるる大東亜戦下、切に諸君の健康を祈る次第であります。

一言以て本日の告辞と致します。

(昭43 大阪 51)

69 昭和17年4月 財務局長会議要録(抄)

「 昭和十七年四月 財務局長会議要録

大蔵省主税局

出席員

會長
主稅局長 松隈 秀雄
財務局長

東京 栗原 修

大阪 山田 義見

札幌 金山 國臣

仙台 榎谷 孝典

名古屋 日比野 襄

広島 多田 喜一

熊本 橋本 昂藏

番外

朝鮮總督府

朝鮮總督府稅務課長 高橋 英夫

京城稅務監督局長 関口 聡

大邱稅務監督局長 兵藤 備

咸興稅務監督局長 吉岡 三浦

台灣總督府

台灣總督府稅務課長 中平 昌

南投稅務出張所長 井上 公文

脇坂 実 村山 達雄 忠 佐市

今泉 兼寛 氏家 保寿

大藏 技師 三田村健

大藏 理事官

明里長太郎 城島 豊 細野 巳市

賀屋「興宣」大藏大臣訓示〔四月六日〕

去ル二月諸君ノ会合ヲ煩ハシ、第七十九回帝國議會ノ協賛ヲ經マシタ増税關係ノ諸法律ニ関シ、其ノ実施上差当リ必要ト認ムル事項ニ付テ指示ヲ致シタノデアリマス。又其ノ機會ニ於テ、一般稅務行政ノ執行ニ当リ必要トスル心構等ニ関シマシテ、諸君ノ注意ヲ喚起スル所ガアツタノデアリマス。茲ニ本日再ビ諸君ト相会スル機會ニ於キマシテ、更ニ二三ノ事項ニ関シ所懐ノ一端ヲ申述ベ度イト存ジマス。

今般政府ニ於テ産業ノ再編成ニ伴フ中小商工業ノ職業轉換促進ノ措置ヲ講ズルニ当リマシテハ、其ノ実施ノ衝ニ当ル官吏ノ服務態勢ニ関シ、内閣訓示ヲ以テ各庁一休責任者自ラ率先其ノ衝ニ当リ、和衷協力、誠実懇切、事ヲ進ムベキ旨ヲ指示シタノデアリマス。而シテ産業ノ再編成ノ円滑ナル遂行ニ資スル為、租税ノ方面ヨリモ之ヲ促進スルノ見地ヨリ、先般改正サレマシタ臨時租税措置法中ニモ適切ナル租税減免ノ規定ヲ設ケテ居ル次第デアリマスカラ、之ガ運用ニ当リマシテハ内閣訓示ノ趣旨ヲ体シ、円満ナル成果ヲ收ムルヤウ努メラレ度イノデアリマス。

又酒類小売業ノ再編成ニ付キマシテハ、近ク政府ノ方針ヲ指示スル見込デアリマスカラ、之ガ実施ニ際シマシテハ、右方針及内閣訓示ノ趣旨ニ則リ、周到ナル計画ヲ樹テ万全ノ準備ヲ整ヘテ事ニ当リ、再編成ノ円滑ナル遂行ヲ図ラレ

ンコトヲ希望致シマス。

次ニ大東亜戦争下、稅務行政ハ愈々複雑、多岐ニ亘リ、之ニ伴ツテ人員ノ増加ヲ見ツツアルノデアリマスガ、稅務官庁ノ事務ハ益々繁忙トナルノデアリマスカラ、諸君ハ此ノ際事務ノ刷新、能率ノ増進ニ付更ニ一段ト工夫、研究ヲ凝シ、戦時下ニ於ケル稅務行政ノ円満適実ナル執行ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。又國家ハ各方面ニ於テ即チ國家全体トシテ心的物的両方面ニ於テ勞力ノ不足ヲ感ジツツアル際デアリマスカラ、努メテ人員ノ増加ヲ避ケテ行政目的ヲ達スルノ方途ヲ講ズルコトニ心掛ケラレ度イノデアリマス。尚、最近ニ於ケル物価ノ昂騰、物資ノ不足、各種ノ經濟統制等ニ伴ヒ、稅務職員ハ衣食住、通勤等各種ノ点ニ付種々ノ不自由、不便アルヲ予想セラレルノデアリマス。之ハ固ヨリ戦時下是ニ止ムヲ得ナイ所デアリマスガ、諸君ハ此等ノ点ニ付深く思ヲ致シ各種ノ施策ヲ講ズルト共ニ、職員ノ体力ノ維持及向上ニハ特ニ注意シ、尚職員ノ配置、転勤其ノ他ノ場合ニ於テモ右ノ事情ヲ十分ニ考慮スルコトト致サレ度イノデアリマス。

次ニ国有財産事務ニ関シマシテハ從來極メテ円満適正ニ行ハレ、殊ニ寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル事務ノ如キ、其ノ沿革等ニ鑑ミ相当複雑セルモノアルニ拘ハラズ、所期ノ成績ヲ挙げツツアルコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ニ依ルノデアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル所デアリマス。尚從來繼續シ來ツタ国有財産ノ整理促進ニ関スル特別計畫事業ニ付テハ、時局下國費多端ニ亘ルノ際、本年度其ノ予算ノ計上ヲ中止スルコトト致シタノデアリマスガ、事業自体ハ依然必要ナノデアリマスカラ、今後モ一般国有財産事務ノ一部トシテ既定經費ノ範圍内ニ於テ之ヲ取扱フコトト致シマス。依テ經費ノ節約ハ之ヲ出来得ル限りノ努力ヲ以テ補フコトトセラレマシテ、其ノ実効ヲ収ムル上ニ於テ万遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ財務局ニ於ケル預金部關係ノ事務ハ、非常且多端ナル時局ヲ反映致シマシテ、益々其ノ重要性ヲ加重スルト共

二、其ノ内容亦極メテ複雑多岐トナリ、從テ其ノ事務ニ携ル者ノ任務ハ愈々重大ナルモノトナツテ參リマシタ。

今少シク預金部活動ノ現況ヲ觀マスルニ、預金部資金ハ貯蓄奨励運動ノ徹底強化ト国民貯蓄心ノ昂揚トニ因リマシテ、昨年度ニ於テモ順調ナル経過ヲ辿リ來ツタノデアリマスガ、特大東亞戰爭ノ勃發以來顯著ナル増勢ヲ示スニ至リマシテ、本年三月末現在ニ於テ約百四十億円ニ達シ、前年度ニ比較シテ其ノ増加ハ二十六億円ヲ突破スルノ好況ヲ見セタノデアリマス、此ノ巨大ナル預金部資金ノ運用ニ當リマシテハ、預金部本来ノ使命ト其ノ金融界ニ占ムル特殊ナル地位トニ顧ミマシテ、国債ノ消化ニ力ヲ注グト共ニ、生産力拡充資金調達ノ円滑化ニ資スル為、潤沢且迅速ナル産業資金ノ供給ニ努力ヲ傾倒シ、又地方公共団体並ニ各種組合ニ對シマシテモ、国防及生産力拡充並ニ銃後國民生活ノ安定等、時局下緊急ナル施設ニ對シマシテ出來得ル限り新規資金ノ融通ヲ行ヒ、更ニ毎年恒例ノニ融通スル資金ニ就キマシテモ、円滑ナル供給ヲ行ヒツツアル現状デアリマス。

次ニ貯蓄債券及報国債券ニ付キマシテハ、戰時財政ノ進展ト共ニ愈々其ノ重要性ヲ加ヘツツアリマスル処、諸君並ニ部下職員ノ格別ナル尽力ニ依リ幸ニ其ノ売行ハ大体良好デアリマシテ、其ノ努力ヲ衷心ヨリ多トスル次第デアリマス。而シテ今回更ニ一層國民貯蓄ノ増強ニ資スル為、議會ノ協賛ヲ得マシテ貯蓄債券及報国債券ノ發行限度ヲ夫々十億円宛擴張致シ、貯蓄債券ハ二十億円、報国債券ハ十五億円迄發行シ得ルコトト致シタノデアリマスガ、兩債券共今後一層多額ノ發行ヲ致シ度ク考ヘマスノデ、之ガ普及消化ニ付テハ更ニ一段ノ御協力ヲ切望スル次第デアリマス。

次ニ会社經理統制令ノ施行事務ニ付キマシテハ、本令施行以來既ニ一年半ヲ經過致シタノデアリマスガ、其ノ間円滑ナル運営ヲ見テ居リマスルコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ニ俟ツ所大ナルモノガアルノデアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスルモノデアリマス。現下ノ非常時局ニ於テ会社經理ノ適正ヲ図リマスコトハ、益々其ノ重要性ヲ加フルニ至ツタノデアリマシテ、諸君ニ於テハ各会社ノ事業ノ実體ヲ克ク捕捉シテ其ノ運用ヲ適切ニシ、又会社日常ノ經營ニ

支障ナカラシムル様其ノ事務処理ヲ迅速ニシ、以テ本令ノ円滑ナル運営ニ努力セラレンコトヲ希望致ス次第デアリマス。

最後ニ本年度予算ニ付キマシテハ、大東亜戦争ノ完遂ニ必要トスル各般ノ経費ヲ計上致シマシテ、空前ノ巨額ニ達シタノデアリマスガ、之ガ実行ニ付キマシテハ其ノ国民経済ニ及ボス影響ヲ考慮シ、先般経費ノ節約ト効率發揮ニ努ムベキ旨ノ閣議決定ヲ見タノデアリマス。諸君ニ於テモ予算ノ使用ニ当ツテハ今後一層節約ノ実ヲ挙グルニ努メラレ度イノデアリマス。

又戦時財政ノ運営上国民貯蓄増強ノ特ニ緊要ナルコトハ充分御承知ノコトト存ジマスガ、諸君ハ部下職員ト共ニ率先躬行其ノ範ヲ国民ニ示サレ、又管内ノ地方庁ノ展開スル本運動ニ協力シ、所期ノ効果ヲ挙グルニ努メラレ度イノデアリマス。

終リニ臨ミ諸般ノ問題ニ付キマシテハ、諸君ノ多年ノ経験ト研鑽トニ照シ腹藏ナキ意見ヲ披瀝セラレ、戦時財政経済ノ運営ニ資セラレンコトヲ望ミマス。

栗原東京財務局長答辞

今回財務局長会議ヲ開催セラレマシテ親シク御指導ヲ賜ハリ、又地方事情等ヲ御聴取ニ相成リマスコトハ、私共洵ニ感謝ニ堪ヘザル所デアリマス。然ル所只今ハ大臣閣下ヨリ各般ノ事項ニ亘リマシテ、極メテ御懇篤ナル御訓示ヲ賜ハリ、私共ノ嚮フベキ所、時局ニ処スル心構等ヲ御示シニ相成、一同深く感激致シテ居ル次第デアリマス。

申スマデモナク本年度ヨリハ新ニ直接税ヲ中心トスル新增税ガ実施セラレタノデアリマス、之ニ付キマシテハ既に先般ノ局長会議ニ於テ親シク御指導ヲ賜ハリマシテ、早く準備モ完了致シタノデアリマスカラ、夫々円滑ナル施行ヲ

見ルコトト存ジマス。

現下ノ時局ニ於キマシテハ、私共財務行政ノ前線ニアリマシテ常ニ国民ト密接ナル接触ヲ為シテ居リマスモノトシマシテハ、国民ノ心カラナル理解ト協力ヲ得マシテ、官民一如ノ行政ヲ行ヒ、之ヲ渾然一体ノ総力トナシテ具現スルコトニ努メテ居リマス。国民ノ我国財政ニ対スル協力モ漸ク其ノ深サヲ増シテ来テ居ル様ニ見受ケラレマス。今後之ヲ徹底のニ且全面的ニ推シ進メマシテ、地方財務行政ノ根本的革新ヲ為スノ絶好ノ機会ト信ズルノデアリマス。

固ヨリ今日ノ状態ハ人的物的ノ資源ガ充分トハ申サレマセヌガ、之レハ独リ地方財務行政ノ方面バカリデアリマセヌ。私共ハ寧ロ地方財務ノ機構ガ着々整備セラレテ居ルト存ジテ居リマスガ、従来カラ刻苦精勵難キヲ克服シテ邁進スル、所謂伝統ノ美風ナルモノガアリマス。之レハ猶旺ンナル現状デアリマス。私共ハ大ニ此ノ伝統ノ精神ヲ振起致シ御訓示ヲ体シマシテ、充分御期待ニ副フ様真ニ粉骨碎身ノ努力ヲ致ス覚悟デアリマス。今後共一層ノ御指導御鞭撻ヲ請フ次第デアリマス。

終リニ時局愈々重大ナル折柄、大臣閣下ニハ充分御加餐ノ上邦家ノ為御尽瘁アランコトヲ一同衷心ヨリ禱リ上ゲマス。

以上ヲ以チマシテ答辞ト致シマス。

諮問事項

会議前予メ配付セラレタル諮問事項

- 一 戦時体制ニ即応スル租税政策並ニ稅務行政ニ関スル所見如何
- 二 昭和十七年度ニ於ケル租税収入見込額如何

諮問事項ニ対スル各財務局長ノ答申要領左ノ如シ

一 戦時体制ニ即応スル租税政策並ニ稅務行政ニ関スル所見如何

東京

第一 租税政策ニ関スル所見

一 租税政策ノ目標タル租税原則ノ轉換

既ニ世界恐慌時代ニ於テ個人主義自由經濟ヨリ全体主義統制經濟ニ移行シツツアリシ我國資本主義經濟ハ、滿州事變ニ次グ支那事變ノ勃発ト共ニ一段ト其ノ拍車ヲ加ヘ、大東亜共榮圈ノ確立ヲ目的トスル大東亜戰爭ニ發展シ、茲ニ全ク個人主義、自由主義ヲ脱却シテ新ナル構想ヲ以テ、戦時下ニ即応スベキ財政計畫樹立ノ必要ニ迫ラレタリ、從テ租税政策ニ於テモ其ノ目標タリシ自由主義的租税原則ハ多大ノ修正ヲ受ケ、同一ノ原則ニ付テモ其ノ意義内容ヲ異ニシ、全ク轉換シタルモノト認ムベキモノ少カラズ

一 財政政策の原則ノ轉換

從來本原則ニ付テハ充分ノ原則、可動ノ原則ノ二ヲ挙げラレタルモ、可動ノ原則即チ弾力性ノ原則ハ積極的ニ増稅ヲ容易ナラシムベキモノトシテ倍々其ノ重要性ヲ加ヘタルニ反シ、充分ノ原則ニ付テハ龐大ナル戰費ヲ要スルノトキ、固ヨリ所謂健全財政ヨリスル收支均衡ヲ以テ貫クコト能ハズ、公債ノ比重ハ愈々其ノ度ヲ加フルハ避ケ難キトコロニシテ、建設財政ヨリスルトキハ之ヲ容認セラルベキモノトス。然レドモ尚少クモ租稅收入ハ最低限度ニ於テ普通通經費ト公債利子支払額トヲ下ルコトヲ許サズ、出来得ベクンバ償還計畫ヲモ考慮ニ加ヘ新ナル財政計畫ヲ樹ツルノ要アリ

二 国民經濟の原則ノ轉換

従来本原則ニ付テハ自由主義の理念ニ基キ財産元本不可侵ノ原則、生産交通不妨害ノ原則トシテ考ヘラレタルトコナリ。然レドモ国家ノ經費必シモ不生産的ノモノト觀念セラレザル今日ニ於テハ、税源ヲ總テ所得ニ求メ財産元本ノ不可侵ヲ鉄則トスベキニ非ズ。又生産交通不妨害ノ原則ハ寧ロ積極的ニ生産力拡充ノ原則トシテ觀念セラレ、且又浮動購買力ノ吸収ニ依リテイインフレイションノ悪性化ヲ防遏シ、併セテ国民ノ最低生活ヲ脅カスガ如キコトナキ租税制度ヲ構成スベキモノト思料ス

三 社会的原則ノ轉換

従来本原則ニ付テハ普遍ノ原則及平等ノ原則トシテ觀念セラレタリ。普遍ノ原則ニ付テハ一時其ノ意味稀薄トナリタルガ如キモ、近時戦費負担ノ普遍化ナル精神的意義ヨリ其ノ重要性ヲ再認セラレ、又平等ノ原則ニ付テハ全体主義の思潮ヨリ其ノ重要性ヲ失ヒツツアルモノトセラルルモ、所謂能力原則ノ犠牲ノ平等ナル基準ヲ離レ、課税ノ結果ニ依ル平等即チ所得ノ調整ニ基準ヲ求メ、尚一步ヲ進ムレバ財産ノ調整ノ方向ニ向ヒツツアルニ非ズヤト思料ス

斯ノ如ク租税原則ノ各別ニ亘リテハ夫々其ノ理念ヲ異ニスルニ至リタルモ、尚従来ハ所謂健全財政論ヨリシテ財政政策の原則ヲ第一原則ト考ヘラレタルモ、戦時下ニ在リテハ国民經濟の原則ニ主力ヲ注ガルルニ至レリ。然レドモ、尚戦後ノ経営ヲ思フトキハ、社会的原則ニ付テモ充分ナル考慮ヲ払フベキモノト思料ス。要スルニ戦時ニ在リテハ国家全体トシテ能力ヲ最高度ニ發揮セシムベク、租税原則トシテモ斯ル観点ニ立チテ検討スベキモノト信ズ

二 租税計画ノ確立

一 戦時財政計画及之ニ基ク計画の租税政策ノ確立

事変以来公債依存ヲ原則トシ諸政治情勢ニ応ジ隨時増税ヲ為セルモ、長期ヲ予想セラルル今次戦争ニ際シテハ、租税ニ依存スルコト益々大ナルベク、從ツテ可及的的確ナル財政計画ヲ樹立シ増税ニ計畫性ヲ持タシムルコト必要ニシテ、財政金融基本方策ノ具体的実行計画ヲ樹立スルコト緊要ナリ

イ 国家資力ノ算出ト相俟チ物動計画ニ照応セル財政計画ヲ樹立スルコト

ロ 右財政計画ニ於テハ歳入ハ歳出ノ性質ニ照応シテ其ノ財源ヲ按配スルノ方式ニ依リ歳入計画ヲ樹立スルコトハ 右歳入計画ハ当然増税計画ヲ中心トスベク、之ニ依リ増税ニ計畫性ヲ与フルコト

二 大東亜共榮圈ヲ包含スル戰時租稅政策ノ樹立

現在大東亜共榮圈トシテ帝國ノ傘下ニ在ル全東亜地域ニ亘リ、現下ノ戰時財政ノ対象ヲ求ムルハ刻下ノ急務ナリ。之等地域ニ於テ撒布セル資金ノ吸収ニ付キ、国内ヨリノ移輸出ニノミ依存スルハ困難ニシテ、之ニ依ル物価騰貴ヲ防止スル為ニハ、之等諸地域ニ於テ我方國債ノ消化組織ヲ作ルノミナラズ、更ニ適當ナル戰時稅ヲ課スルコト肝要ナリ

三 産業ト租稅政策

一 生産力拡充ト租稅政策

戰時ニ在リテハ極力生産力ノ拡充ヲ図リ、租稅政策トシテモ之ニ協力スベキハ当然ナリ。而シテ近時生産力拡充目的ノ為ニハ重要物産免稅事業ノ拡充、特殊事業法並ニ特殊会社法ニ依ル免稅事業ノ拡大、設備擴張留保金ニ對スル減稅、減価償却耐久年數ノ緩和等、アラユル場合ニ亘リ考慮セラレツツアルハ當ヲ得タルモノナリト信ズルモ、尚重要物産製造業ノ免稅ハ請負業ニモ擴張シ、設備擴張留保金ニ對スル減稅ハ超過留保金ニ限定セザルヲ可ト認ム

二 産業再編成ト租税政策

産業再編成ニ付テハ固ヨリ租税政策ノミヲ以テ遂行シ得ザルハ当然ナルモ、現在ノ臨時措置ニ付テハ尚徹底セシムルノ要アリ。殊ニ完全合同ト不完全合同トノ間ノ不權衡ニ付テハ、速ニ組合法並ニ税法ノ改正ニ依リ、又製造業ヨリ請負業ヘノ転換、兼業者ニ於ケル一部廃止ノ場合等ニ付テノ税法並ニ取扱等ヲ確立スルト共ニ、再編成ノ方法ヲ統一化シ其ノ間課税ノ不均衡ヲ来サザル様考慮ノ要アリ

四 通貨膨張ト租税政策

一 購買力ノ吸収ト租税政策

戦時ニ在リテハ巨額ナル政府資金ノ撒布ニ依リ通貨膨張ノ已ムヲ得ザル結果、物価ハ勢ヒ合法的又ハ脱法的ニ騰貴シ、之ヲ放置スルトキハ生産力ノ減退ト生活不安ヲ招来スルコトナルベシ。從テ之ガ為ニハ消費ヲ規正スルト共ニ、増税ニ依リ過剩購買力ノ吸収ヲ図ルベク、然モ企業ニ對スル課税ハ動モスレバ生産力ヲ阻害シ、又ハ轉嫁ノ現象ヲ起スガ故ニ、勢ヒ家計ニ對スル課税即チ個人所得税並ニ消費税ノ増徴ニ俟タザルベカラズ。斯ル意味ニ於テ先般ノ分類所得税並ニ奢侈的消費税ヲ中心トスル増税ハ洵ニ當ヲ得タルモノナルモ、尚一面財産税ヲ創設スルト共ニ、社会政策的租税ヲ脱却シテ中小所得者ニ對スル課税ノ徹底ヲ図リ、消費税ニ付テモ生活必需品ニ對スル課税ヲ避ケ、寧ロ不要不急ノ消費ニ對スル課税ヲ大幅ニ引上グベキモノト思料ス

二 貯蓄ノ増強ト租税政策

戦時下購買力ノ膨張ニ對シ貯蓄ノ増強ノ必要ナルハ論ヲ俟タズ。貯蓄的預金ノ非課税限度ノ引上、長期預金ノ減税、登録公社債等ノ減税、貯蓄組合法ニ依ル免税範圍ノ拡張等、貯蓄ノ増強ニ関スル措置ハ租税政策上最モ考慮セラレタルモノノ一ナリトス。尚証券保有運用留保金ノ減税ニ付テハ超過留保金ニ限ラザルヲ可ト思料ス

五 新税ノ創設

一 財産税創設ノ可否

財産税創設ノ可否ニ付テハ從來常ニ租税政策上論議ノ中心ヲナシ來レルモ、長期戦ヲ予想セラルル現在ニ於テハ速ニ此ガ実施ヲ企図スベキモノト認ム。即チ財産ハ過去ノ所得ノ累積ニ外ナラズ、現在ノ如ク所得ヲ税源トスル租税ガ既ニ其ノ限界ニ近ヅキツツアルトキ、尚財産ヲ税源トスベキ租税ヲ単ニ相続税ニノミ限ルハ、各種ノ統制ニ於テ採ラルル実績主義ト其ノ軌ヲ一ニスルモノニシテ、斯クテハ新ニ努力セントスル者ニ苛酷ニシテ寧ロ生産力ヲ阻害スルノ惧アルモノト思料ス。故ニ財産税ニ依テ過去ノ所得ヲ動員スルト共ニ公債ニ依テ将来ノ所得ヲ動員シ、過去現在将来ニ亘リ総力ヲ挙ゲテ戦費ノ負担ニ任ゼシメザルベカラズ

尚本税ニ付テハ從來財産元本不可侵ノ原則ヨリ否定セラルベキモノトセラルルモ、斯クノ如キハ個人資本ノミヲ資本ト誤解セル謬見ニ過ギズ。且又収益税ヲ地方財源ニ委譲セル現行租税体系ニ在リテハ、国税ニ於テモ財産重課ノ意味ヲ有スル補完税トシテ本税ノ創設ヲ妥当ト認ム。然レドモ本税ノ欠陥ハ課税技術上財産評価ノ困難ニシテ、勢ヒ不動産重課ノ弊ニ陥ル点ニ在ルモ、所得税發達ノ歴史ニ鑑ミ必シモ克服不可能ニハ非ザルベシ而シテ財産税ノ概要ニ付テ述ブレバ

イ 法人及個人ノ所有財産ニ対シ、総財産価格ヨリ繰越欠損金又ハ債務ヲ控除シタル額ヲ課税標準トシテ賦課スルコト

ロ 課税最低限ハ個人ニ付テハ同居家族ノ財産ヲ合算シテ総額一万円以上トスルコト

ハ 税率ハ当初ニ於テハ法人個人通ジテ千分ノ一・五程度ノ比例税トスルカ、又ハ軽度ノ累進税トスルコト

ニ 財産評価方法ニ付テハ不動産ノ評価ハ評価委員会ニ諮問シ、土地及家屋ノ賃貸価格ヲ基準トシテ定ムルコト

又有価証券其ノ他ノモノニ付テハ大体相統税ノ評価方法ニ依ルコト

ホ 公社債預金貯金等ニ付テハ当分ノ内源泉課税ニ依ルコト

二 売上税創設ノ可否

イ 間接税トシテハ売上税ノ新設ガ考慮セラルベキモ、同税ハ左ノ如キ欠点アリ

1 担税者不明ナルコト

2 間接国税犯則者処分法ヲ適用スルトキハ苛酷ニ失スル虞アリ。且同法ヲ適用セザルトキハ現在ノ直接税ニ類スルモノトナルニモ拘ラズ、売上税ノ性質上比例税率ニ依ラザルベカラザルコト

ロ 依ツテ既ニ相当ノ経驗ヲ経タル物品税ノ大拡張ニ依リ、売上税ノ新設ニ代フベキモノト認ム

1 生活必需品ヲ除キ物品税課税物件ノ範圍ヲ広汎ニ拡張スルコト

2 課税方法ハ可成製造課税ニ依ルコト（課税技術上ノ必要ヨリ）

3 小売課税ヲ要スル商品ニ付テハ可及ノ二免税点ヲ廃スルコト

4 奢侈的商品ニ付テハ製造課税ト併セテ小売課税ヲナシ、又小売価格ノ金額ニヨリ税率ニ差等ヲ設クルコト

第二 稅務行政ニ関スル所見

一 稅務機構ノ再編成

現下ノ稅務機構ハ人的ニモ物的ニモ一層整備ノ要アリ。殊ニ今後ノ我国財政ガ租税ニ依存スルコト益々急ニシテ益々大ナルヲ予想セラルルトキ、現状ヲ以テシテハ其ノ任ヲ果スコト極メテ困難ナリ。依ツテ以下ニ述ブル各問題ニ付キ十分ナル検討ヲ加ヘ、速ニ之ガ実現ヲ図リ、以テ戦時下租稅行政ニ遺憾ナキヲ期スルノ要アリ

一 人的機構ノ整備

イ 幹 部

1 総務部長ヲ勅任トスルコト(差当り東京大阪)

2 財務局ノ課長ハ総テ高等官トスルコト

ロ 中堅幹部

1 税務署ニ於ケル高等官職員ノ大增員ヲナスコト

近時ノ大增税ニヨリ税務官吏ノ職域ハ益々拡大シ、其ノ職務ハ愈々重キヲ加フルヲ以テ、社会的ニ相当ノ地位ヲ保持セシムルニ非ズンバ、真ニ公平ナル立場ヲ以テ執行シ得ザレバナリ

2 右ニ応ジ高等官候補者タルベキモノヲ特別ニ採用養成ノ途ヲ講ズルコト

ハ 一般税務官吏ノ採用

事変以來事務ノ合理化乃至簡易化ト早出晚退トニヨリ激増セル事務ニ対処シ来リタル処ナルモ、今後益々擴張セラルベキ税務事務ヲ処理スル為ニハ、尚相当ノ人員増加ヲ為サザルベカラズ

1 職業指導所トノ關係

昭和十六年度ノ職業指導所ノ方針ニ依ルトキハ、目下企図セラルルガ如キ人員整備ハ極メテ困難ナリ。故ニ職業指導所ニ於テ税務官吏ニ付優先的取扱ヲナスノ必要アリ

2 国民徴用制ノ拡充

国民徴用制度ニ関シテハ職務ノ性質上考慮スベキ余地アルモ、之ヲ税務部内ニモ発動シ、少クモ外部ヘノ転職ヲ制限スルノ制度ヲ設クル必要アリ

ニ 一般税務官吏ノ養成

稅務講習所制度ヲ拡充シ財務局所在地毎ニ講習所ヲ設クルコト

1 右講習所ハ第一期講習ト第二期講習トニ分チ、第一期ハ中等學校卒業者ヲ一箇年教育スルモノトシ、第二期ハ実務ノ經驗數年ヲ經タル者ニ対シ約一箇年程度ノ講習ヲ受ケシムルコト

2 右第二期講習ノ卒業ヲ以テ資格ヲ付与スル機關トナシ、中堅幹部（例ヘバ司稅官補）ニ任ズルノ方針ヲ採ルコト

二 物的施設ノ整備

イ 福利施設

稅務官吏ヲシテ稅務ニ身ヲ捧グルノ志ヲ抱カシムル如キ環境ヲ作ルコト必要ナリ。殊ニ稅務官吏ノ職務ハ個人ノ財產權ニ対シ直接干渉ヲ与フルモノナルヲ以テ、其ノ職責重キニ拘ラズ好感ヲ以テ迎ヘラルルコト極メテ稀ニシテ、偶々好感ヲ装フモノアルモ誘惑ノ具ニ過ギザルモノ多シ。故ニ十分ナル福利施設ヲナシ、健全ナル環境ヲ与フルコト肝要ナリ

右ノ方法トシテハ財務協會ノ活動ニ俟ツ処極メテ大ナルベク、現在蓄積セル資金ノ外、寄付ノ受入等ニ依リ十全ノ活用ヲ図リ、以テ従来ノ消極的的部分的福利施設ノ範圍ヲ脱シテ、積極的ニ本問題ヲ解決スルコト特ニ必要ナリ

1 住宅問題

都市ニ於テハ

A 独立住宅ノ建設

B 独身者「アパート」ノ建設

C 住宅手当

A Bノ福利施設完備スル迄ノ暫定期間、殊ニ住宅難深刻ナル都会地ノ職員ニ対シ之ヲ支給スルコト

2 医療施設

税務病院並ニ療養所ヲ設立スルコト

3 保健施設

A 大都市勤務員ノ為ニ運動場ヲ設置スルコト

B 各財務局毎ニ山間ノ地ニ修養道場ヲ新設スルコト

ロ 税務署ノ物的施設

1 極メテ粗悪ニシテ不衛生ナル署ニ付テハ可成速ニ新営ヲ行フコト

2 局署間ノ直通電話ノ新設（差当リハ東京府内及県庁所在地）

3 修繕、拡張等ニ関スル營繕費ノ増額

ハ 給 与

1 俸 給 判任官俸給ノ最高限ノ引上（俸給令ノ改正）

2 旅 費 現行旅費規程ノ改正、殊ニ宿泊旅費及赴任旅費ノ引上

二 直接税行政部門ニ於ケル革新

一 事業所得ニ対スル課税態度ノ転換

従来勤勞所得、資産所得ノ課税標準ニ付テハ差シタル脱漏ナシト認メラルルモ、事業所得ノ課税標準ニ付テハ其ノ捕捉ノ困難ナルト、其ノ他ノ事由ニ依リ徹底シタル課税ヲ為シタリトハ称シ難キモノアリ。然レドモ斯ノ如キ

ハ自由主義ノ企業精神ヨリスルトキハ、或程度ノ拡張資金並平衡資金トシテノ余裕ヲ認ムル意味ニ於テ必ずシモ無意義ニ非ザリシモノト解セラル。然ルニ現下ノ統制主義ヨリスレバ、企業拡張ハ国家意思ニ基キテ助長セラルルガ故ニ、事業所得ニ対シテノミ緩ナルベキ理由ヲ見出サズ。従ツテ事業所得ニ対シテモ勤勞所得ニ対スルト同様ノ態度ヲ以テ課税ニ臨ムベキモノト思料ス

二 社会政策的課税ノ脱却

近来迄ノ業界ノ好況部門ハ鑄物鉄工其ノ他軍需品關係事業ニシテ、相当徹底セル課税ヲ為シ来リタルモ、最近ノ好況部門ハ纖維品、食料品等生活必需品關係事業ニ拡大セリ。而シテ斯ル部門ニ在リテハ從來社会政策的ニ考慮ヲ要スベキモノ多カリシモ、浮動購買力ノ吸収ヲ要スベキ現下ノ情勢ヨリスレバ、社会政策的課税ヲ脱却シテ相当充実セル課税ヲ為スノ要アリ

三 調査方法ノ転換

イ 重点主義ニ依ル調査計画ノ樹立

最近ノ稅務事務ハ免稅点、基礎控除等ノ引下、新稅ノ創設等ノ外、家屋稅ノ國稅移管等ニ伴ヒ納稅人員ノ激増ト事務ノ複雑化ニ依リ、其ノ分量甚シク増加シタルニ反シ、之ニ対スル從事員ハ質量兩面ニ於テ甚シク弱体化セリ。従ツテ調査ニ當リテハ極力重点主義ニ依ル実益本位ノ調査計画ヲ樹立シ、小法人、小營業者等ニ対シテハ資料ト標準率トノ活用ニ依リ極力手數ヲ省略シ、余力ヲ以テ大法人大營業者ニ対スル課税ノ充実ヲ図ルベク特段ノ工夫ヲ凝スノ要アリ

ロ 戦時經濟事情ノ認識

戦時ニ在リテハ生産配給ノ統制、消費ノ規正、企業合同並ニ之ニ伴フ転廢業等一段ト統制強化セラレ、外面甚

シク不況ナルガ如キモ、一面巨額ナル政府資金ノ撒布ハ急激ナル購買力ノ増加ヲ来シ、闇取引其ノ他ノ抵抗作用モ亦深刻ナルモノアリ。斯ル事情ノ調査ハ到底皮相ナル査察ヲ以テ看取スルコト能ハザルヲ以テ、調査従事員ヲシテ斯ル事情ノ認識ニ付苟モ誤ルコトナキ様指導スルノ要アリ

ハ 統制資料ノ活用

最近ニ於テハ統制団体ノ結成、配給機構ノ再編成等ニ伴ヒ、原料ノ割当、商品ノ配給、手持商品ノ現在高等ノ資料ヲ得ラルルモノ多シ。然モ斯ル資料ハ直接資料ト同様ノ重要性ヲ有スルモノナルヲ以テ、之カ蒐集ト活用ニ努メ、法人個人ヲ通ジテ事務ノ簡捷ト負担ト均衡ヲ期スルト共ニ、事務ノ簡捷ヲ図ルベキモノト思料ス。尚統制団体ノ資料提供ニ付積極的ニ協力セシムベク関係官庁ト協議ノ要アリ

ニ 権衡調査ノ拡充

戦時下人的、物的資源ノ不足ハ営業者ニ在リテモ従業員數ノ減少、又ハ手持商品ノ減少ヲ来シ、又手持品アルモ売行良好ナルモノハ之ヲ隱匿シ、或ハ店舗ヲ閉鎖スル等到底戸順調査ノ如キ外觀査察ヲ以テ真相ヲ捕捉スルコトヲ得ズ。尚又經濟警察等ノ為ニ営業者ハ殆ンド二重帳簿ヲ備へ、為ニ帳簿調査ヲ行フモ其ノ実態ヲ把握シ得ザル狀況ニアリ、従ツテ現下ニ在リテハ法人個人ヲ通ジ統制資料ニ依ル権衡調査ニ重点ヲ置キ、其ノ拡充、先行ニ依リテ調査ノ徹底ヲ図ルノ要アリ

ホ 基本調査ノ励行

自由主義時代ニ在リテハ收入金同一ナル場合ニ於テモ、其ノ營業方針、營業設備等ノ如何ニ依リ其ノ間利潤ニ大ナル相違アリシモ、物資ノ不足ハ收入金アル処必ズ相当ノ利潤アリト認めラルルニ依リ、法人個人共実績額調査ハ基本調査ヲ以テ必要且充分ナルモノト思料ス。従ツテ統制資料等ニ依リ勘案シタル基本調査ノ励行ニ努メ、

事務ノ簡捷ト課税ノ充実ヲ図ルノ要アリ

四 調査委員選舉制度ノ改正

所得調査委員選舉制度ニ付テハ從來ノ自由主義時代ノモノヲ其ノ俚踏襲セルモノニシテ、現状ニ適合セザル憾アリ。之ヲ根本的ニ改正シ、推薦ニ依ル職能代表又ハ地域代表ヲ官選スルコト等考慮セラルルモ、差当リ現行法ノ形式ニ依ルトセバ、實質的ニハ市区町村等ノ推薦ニ依ラシムル翼賛委員會ノ編成等ニ付考究スベキモノト認ム。尚調査委員會ノ審議ニ付テモ從來ノ如キ党派の情實の審議ノ弊ヲ矯正セシムベク指導ノ要アリト信ズ

五 罰則適用制度ノ改正

戰時下脱税ノ犯罪性益々認識セラレツツアルヲ以テ、罰則適用ニ付テハ租税政策トノ密接ナル關係ヲ考慮シ、直接税ニ付テモ犯則者処分法制定ノ要アリト思料ス
尚法人ノ罰金ニ付テハ之ヲ損金ト認メザルコトニ改正ノ要アリト認ム

三 間接税行政部門ニ於ケル革新

一 賦課方法ノ簡易化

イ 申告課税制度ヲ拡充スルコト

実量課税ヲ採リ来リシ織物、酒、砂糖等ニ付テハ事務ノ激増ニ伴ヒ、量定事務モ次第ニ形式化シツツアル実情ナルヲ以テ、更ニ一步ヲ進メ申告課税制度ヲ考慮スル必要アリ

ロ 課税標準価格ハ公定価格ヲ基準トシテ定ムベキコト

織物消費税ニ付テハ公定価格ノ八割程度ヲ以テ課税標準価格トシ、實際ノ取引価格ガ公定価格ノ八割ヲ割リタル場合ニ於テノミ考慮スルノ方式ヲ採ルコト

二 組合制度ノ活用

現下各營業者ノ国策的、団体的活動ヲ採リ入レ、間接税納税ニ関シ翼賛制度ヲ確立スルノ要、特ニ大ナリト認ム
イ 遊興飲食税關係団体ノ如ク、既ニ交付金ヲ与ヘテ納税補助ヲ命ジタル団体ニ付テハ、単ニ申告書ノ取纏メ等
ヲ為スニ止マラズ、積極的ニ納税組合トシテ活動セシムルト共ニ、逋脱防止ノ為ノ監視員（指導員）設置等
ヲ為サシムルコト

ロ 物品税關係団体ニ於テモ現ニ組合或ハ組合内ノ商業報国会支部ヲシテ、間接税ノ納税ニ付キ協力シアルモノ
多キヲ以テ、此ノ際物品税法ヲ改正シ遊興飲食税法ニ於ケル交付金制度ヲ採リ入ルルコト殊ニ必要ナリ
ハ 各間接税關係団体ニ通スル間接税組合ヲ考慮スルコト（別記四ノ一租税徴収事務共助法参照）

三 検査取締ノ方針

イロノ諸施設ニ併行シテ検査監督ニ重点ヲ置クコトトシ、例ヘバ検査計画ヲ樹立シ少クモ一年一回程度全營業者
ニ対シ帳簿等ノ照合ヲ為スコト

四 徴収方法ノ改善

相次グ増税ニ伴ヒ納税者數亦激增シ、之方徴収事務ニ当ルベキ要員ノ獲得極メテ困難ナル現状ニ鑑ミ、徴収部門ニ
於テ事務ノ簡捷ヲ図リ能率化ヲ期スルハ現下喫緊ノ要務ナリ

一 租税徴収事務共助法ヲ制定スルコト

遊興飲食税關係団体、物品税關係団体、納税組合等ニ、税金取纏ニ関スル法の根柢ヲ付与シ、且税金徴収ニ関ス
ル責任關係ヲ明確ナラシムルト共ニ、其ノ保護助長ヲ為シ、租税徴収事務ノ簡捷ヲ図ル為、左記要綱ニ依ル租税
徴収事務共助法ヲ制定スルコト

- 1 政府ハ法令又ハ行政官庁ノ指導若ハ斡旋ニ依リ設立セラレタル団体ニ対シ、其ノ団員ノ納付スベキ税金ノ取纏ヲ命ズルコトヲ得ルコト
- 2 政府ハ取纏団体ノ団員ニ対スル納税告知書ヲ連記シ、団員別ノ内訳ヲ付シ取纏団体ニ交付スルコト
- 3 取纏団体ハ団員ノ納付スベキ税金ヲ取纏メ、納期内ニ之ヲ政府ニ送付スルコト
- 4 取纏団体が其ノ取纏メタル税金ヲ政府ニ送付セザルトキハ、政府ハ国税徴収法ノ例ニ依リ取纏団体ヨリ徴収スルコト

- 5 政府ハ取纏団体ニ対シ交付金ヲ交付スルコト
- 6 政府ハ必要アリト認メタルトキハ、取纏団体ニ対シ担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得ルコト
- 7 税金取纏ノ為ニ発スル領収証書ニ関シテハ印紙税ヲ免除スルコト
- 8 取纏団体ノ取纏タル税金ニ対スル預金利子ニ付キ分類所得税ヲ免除スルコト
- 9 取纏税金ニ係ル取纏団体ノ預金ニ付テハ、債務者ノ総財産上ニ共益費用、国税ニ次デ先取特権ヲ認ムルコト
- 10 本法ハ地方税ノ徴収ニ付之ヲ準用スルコト

二 租税予納貯蓄制度ヲ新設スルコト

滞納原因ノ大部分ハ納税期ニ於テ手許資金ニ不足ヲ告グルニ在リ。之ガ為予メ納税予定金額ヲ貯蓄セシムルハ右原因ニ基ク滞納発生ノ防止ニ資スル所大ナリ。而シテ従来ノ納税組合ハ亦右予納貯蓄ヲ行ヒ居レルモノト云フベキモ、何等法の強制力ヲ有セズ、絶対的効果ヲ期待シ得ザルモノナルヲ以テ、法的強制力ヲ付与セル本制度ヲ設ケ、一面ニハ滞納防止ヲ、他面ニハ貯蓄ノ増加ヲ図ラントスルモノナリ。本制度ハ差当リ前記租税徴収事務共助

法適用団体タル遊興飲食税、物品税関係団体員及納税組合員ニ対シテ実施スルコトトシ、団体員又ハ組合員ノ予納貯金ノ払戻ニ付テハ之ヲ税金ニ充当スル場合ニ限定シ、且当該団体又ハ組合代表者ノ承認ヲ受ケシムルモノトス

而シテ右予納貯金ノ利子ニ対シテハ分類所得税ノ免税特点ヲ付与スルモノトス。尚本制度ノ実施状況ニ鑑ミ将来一定資本金額以下ノ中小法人等ニ対シテモ之ヲ拡充スルノ要アルベシ

五 納税精神ノ昂揚

叙上ノ如ク戦時体制ニ即応セル租税政策ヲ樹立スルト共ニ、税務機構ヲ再編成シ、税務行政全般ニ亘リ刷新改善ヲ断行スト雖モ、右ハ何レモ行政主体側ニ於ケル問題ヲ一応解決シタルニ止マリ、行政客体タル納税者ニ於テ之ガ理解ト協力トニ欠クルコトアラバ、所期ノ目的ノ実現ハ不可能ニ陥ルベシ、仍テ納税精神ノ昂揚租税道徳ノ涵養ハ叙上ノ諸施設ト併行シテ行ハルベキ主要事項ナリ

一 師範学校ニ租税部門ニ関スル講座ヲ設ケ、将来教職員タルベキ者ニ対シ租税ニ関スル智識ト理解トヲ扶植スルコト

二 国民学校教科書中ニ租税ニ関スル教材ヲ可及的多数採入ルルコト

三 納税義務尊重ノ理念ヲ兵役義務ト同一水準迄引上げシムル為、積極的ニ輿論指導方針ヲ確立スルコト。之ガ為新聞雑誌等ノ報道機関ヲ動員スルハ勿論、大政翼賛会ニモ協力セシムルコト

大阪

一 根本方針

- 一 軍需生産力拡充ノ線ニ沿ヒ之ヲ助長スル租税政策ヲ行フコト
- 二 軍費ハ現在通り其ノ大部分ヲ国債ニ依ルコトトシ、租税ノ極端ナル増徴ハ之ヲ行ハザルコト
- 三 浮動購買力ノ吸収、国民生活ノ切下ノ強制的手段トシテ租税ヲ觀念シ、之ヲ活用スルコト
- 四 企業ノ再編成、中小商工業ノ整理等、当面ノ重要政策ニ対シテハ之ヲ助長スル様租税政策ヲ行フコト
- 五 当分ノ間調査ノ充実ニ重点ヲ置キ、税制ノ改革、新税ノ創設等ハ之ヲ行ハザルコト

二 要 領

- 一 今後ノ増税ハ主トシテ分類所得税ノ増徴ニ依ルコトトシ、総合所得税ノ今日以上ノ増徴ハ之ヲ行ハザルコト
- 二 税務機關ノ調査能力ノ点ヨリ見テ、新税ノ創設ハ当分之ヲ見合スコト
- 三 租税法規ノ簡明化及稅務計算ノ簡易化ヲ計リ、官民相双ノ能率増進ニ資スルコト
- 四 所得税、法人税、臨時利得税及相続税ノ調査ノ徹底ニ重点ヲ置クコト
- 五 時局ニ依リ整理統合セラレタル企業合同体ニ対シ適切ナル課稅方法ヲ考究スルコト
- 六 直接稅逋脱行為ニ対スル処罰ニ関シテモ通告処分ノ途ヲ拓クコト
- 七 間接稅ノ増徴ニ付テハ勅令ニ依ルコトヲ得ル様、国家總動員法中ニ規定ヲ設クルコト
- 八 所得稅、法人稅及臨時利得稅ニ付テハ、内外地ヲ通ジ其ノ構成及稅率ヲ同一ナラシムルコト
- 九 東亞共榮圈内諸国ニ於ケル在留邦人ニ対スル課稅制度ヲ考究スルコト

三 各稅細目

一 所得稅、法人稅

生産力擴充ヲ必要トスル時局産業ニ対シテハ、固定資産減価償却是認範圍ヲ擴大スルト共ニ、是否認計算ノ簡單

化ヲ計ルコト

臨時租税措置法ニ依ル特別償却ヲ廃止シ、特別短期償却年限ヲ定メ、建物、機械器具、設備及船舶ニ大別セル種類毎ニ償却是否認額ヲ計算スルコト

二 臨時利得税

法人ノ臨時利得税ニ付テハ数次ノ改正ニ依リ、既往事業年度ノ平均利益率ハ殆ンド其ノ意味ヲ喪失シタルヲ以テ之ヲ廃止シ、超過所得税タルノ実質ニ改ムルコト

三 酒 税

造石税ヲ廃止シ之ヲ庫出税ニ統合スルコト

四 物 品 税

第一種甲類物品ニ付テハ課税最低限ヲ廃止シ、其ノ他ノ物品ニ付テハ課税最低限ヲ引下グルコト
課税物品ノ範圍ヲ拡大シ、漸次一般売上税ニ移行セシムルコト

五 入 場 税

納税義務者ヲ場所ノ經營者ニ改メ、間接国税犯則者処分法ヲ適用スルコト

六 輸移出戻免税

消費税ノ輸移出戻免税ハ当分ノ内之ヲ停止スルコト

四 其 他

一 大都市勤務者ニ対シ在勤手当ノ支給、寄宿舎設置等優遇方法ヲ講ズルコト

二 財務局各部ノ陣容ヲ整備シ、総務部ニ滞納特別整理班、直税部ニ法人、個人、相続税各特別調査班、間税部ニ

新税特別監視班ヲ設ケ、重点的ニ稅務署ヲ応援セシメ、各署ニ於ケル調査並ニ監視等ノ能力ヲ補充スルコト
三 時局ニ依リ整理統合セラレタル企業合同体ニ課稅資料ノ提供、組織員タル業者ノ課稅標準額ノ協定、納稅組合
ノ設置等ヲナサシメ、稅務ニ協力セシムルコト

札 幌

第一 戰時体制ニ即応スル租稅政策ニ關スル所見

一 稅制改革ノ回顧

(昭和十二年以降)

1 支那事變以前

臨時租稅增徴法

臨時租稅增徴法ハ所得稅、營業收益稅、資本利子稅、相続稅、鈳產稅、酒造稅、麥酒稅、酒精及ビ酒精含有飲
料稅、砂糖消費稅、取引所稅、臨時利得稅ニ對スル稅率引上ニ依ル增徴ヲ主眼トセシモ、所得稅ニ於テ配當所
得四割控除ヲ二割控除ニシ、又法人所有國債利子ニ課稅セシハ注目ニ値ス

法人資本稅

外貨債特別稅

揮發油稅

有價証券移轉稅

新設

2 支那事變以後ノ吾ガ財政經濟政策ヲ觀察スルニ、其ノ性格ノ点ヨリ之ヲ大体三ツノ時期ニ區別シテ思考シ得ル

- 一 第二次欧州大戦ノ勃発ニ至ル迄ノ時期
- 二 アメリカノ対日資産凍結ノ実施ニ至ル迄ノ時期
- 三 大東亜戦争ノ勃発ニ至ル迄ノ時期

第一期

北支事件特別税法

- 一 所得特別税
 - 二 臨時利得特別税
 - 三 利益配当特別税
 - 四 公債及社債利子特別税
 - 五 物品特別税
- } 付加増徴
- } 新設

支那事变特別税法

- 所得税
 - 法人資本税
 - 清涼飲料税
 - 砂糖消費税
 - 取引所税
 - 印紙税
- } 増徴
- 利益配当税
- …… 改変

公債及社債利子税	改	変
建築税			
通行税			
入場税		新	設
特別入場税			
物品税			
遊興飲食税			
	拡	充

臨時租税措置法

昭和十五年ニ於ケル中央地方ヲ通ズル税制ノ一般の大改正ハ、「長期建設ノ段階ニ在ル我國現下ノ財政經濟諸事情ニ即応スル税制ヲ整備確立スルコトニ主眼ヲ置キ

- 一 中央地方ヲ通ジテ負担ノ均衡ヲ図ルコト
 - 二 現下緊要ナル經濟諸政策トノ調和ヲ図ルコト
 - 三 収入ノ増加ヲ図ルト共ニ弾力性アル税制ヲ樹立スルコト
 - 四 税制ノ簡易化ヲ図ルコト
- ノ四事項ヲ目標トシテ」断行セラル

第三期

酒税等ノ増徴等ニ関スル法律

酒 税

清涼飲料税

砂糖消費税

物品税（燐寸ヲ除ク）

遊興飲食税

入場税

通行税

建築税

骨牌税

印紙税（物品切手ノミ）

財政ノ需要、国民生活及ヒ国民経済ニ及ボス影響等ニ付慎重考究セラレタル上、税制ノ全般ニ亘ル増税計画ヲ立テ、早急実施ヲ要スル酒税其ノ他ノ間接税ヲ中心トスル増税ヲ昭和十六年十二月一日ヨリ断行セリ

「更ニ増加スル臨時軍事費ノ一部ニ充ツル為直接税ヲ中心トスル増税ヲ行フト共ニ、必要ナル税法ノ改正」ヲ見ル、其ノ目標トスルトコロハ「戦時ニ於ケル財政需要ニ対応シテ国庫收入ノ増加ヲ図リ、之ニ依リ戦時財政ヲ強化スルト同時ニ、一面購買力ノ吸収、消費ノ抑制ニ資スル見地ヨリ……分類所得税ノ増徴ヲ中心トシテ各種ノ直接税ニ付相当税率ヲ引上グル……、尚貯蓄ノ増強、生産力ノ拡充、産業ノ再編成並ニ人口及国民保険政策ノ円滑ナル遂行ニ資スル等ノ為、適当ト認メラルル租税上ノ措置」ガ講ゼラレタルナリ

一 電気瓦斯税

二 広告税 } 新 設

三 馬券(税)

臨時租税措置法 拡充強化

二 国民經濟機構卜租税体制

租税国家卜自由主義資本主義經濟、自由主義經濟ノ顛落卜經濟統制ノ強化、統制經濟卜租税形態

三 戦争財政ニ於ケル公債卜租税

公債政策

租税政策

公債政策卜租税政策卜ノ併用

公債卜租税卜ノ割合

四 戦争財政ニ於ケル租税ノ使命

現行法下ニ於ケル増徴ノ余地

新税ノ創設

1 財産税

賛成説 租税体系ノ整備(所得税ノ補完税トシテ、又法人ノ資本課税卜ノ權衡上)、弾力性

反対説 不動産重課、財産評価ノ困難、租税収入ヘノ期待薄

2 売上税

賛成説 弾力性、多収目的ヘノ合致

反対説 物価關係

現行法ノ改正

- 1 所得税法第六條ノ削除（綜合所得稅ノ源泉選取ノ廢止）
- 2 法人税法第四條第三項中「三年以内」ヲ「二年以内」ニ改ムルコト（個人ト權衡上）
- 3 重要物產ノ製造採掘又ハ採取ノ事業所得ト雖、資本金額ニ對シテ一割ヲ超ユル部分ニ對シテハ課稅スルコト（法人税法第十二條、所得税法第五條關係）
- 4 所得税法第十二條第一項第四號中但書削除（水産業ノ所得計算ノ例外規定）
- 5 鈹區稅特ニ試掘鈹區稅ノ滯納防止策トシテ、鈹業權登錄ノ際四ヶ年分ノ鈹區稅ニ相當スル納稅担保ヲ提供セシムルコト

6 公証人及金融機關ニ對スル稅務官吏ノ調査權限ノ付与

第二 戰時體制ニ即応スル稅務行政ニ關スル所見

事變以來屢次ノ増稅並ニ新稅ノ創設ニヨリ、稅務ハ其ノ量ニ於テ將又質ニ於テモ曾テ見ザル増加ト繁激トヲ加ヘツツアリ。其ノ間定員ノ増加有リト雖、時局下人の資源ノ欠乏ハ卒業生ノ割当制ト相俟ツテ、甚シク新規採用ノ不如意ヲ招來シ、加フルニ中堅職員ノ退官相繼ギ、又一面入營、応召ニヨル人員ノ不足ハ必然的ニ一般稅務官吏ノ素質ノ低下ト、稅務行政ノ能率低下トヲ來シツツアル現状ナリ。

然レドモ大東亞戰爭下未曾有ノ難局ニ對処シ、帝國不動ノ國策ノ貫徹ヲ図ランガ為ニハ、我等一億同胞ハ鉄石ノ団結ヲ固クシ、必勝ノ信念ヲ以テ其ノ総力ヲ挙ゲ戰時態勢ノ確立ト完璧ヲ図ラザルベカラズ。特ニ職ヲ官ニ奉ズル者ニ在リテハ、勵精職務ヲ奉行シ國ニ殉ズルノ決意ヲ以テ全力ヲ尽シ、聖旨ニ応ヘ奉ランコトヲ期スベキナリ。

稅務行政ノ執行ニ當リテハ徒ニ旧慣ニ捉ハルルコトナク、宜シク活眼ヲ開キ時流ヲ洞察シ、真ニ戰時ニ即応スル刷新改善ノ方策ヲ講ゼザルベカラズ

些カ具体的ニ之ガ所見ヲ述ベンニ、第一職員ノ鍊成、第二事務処理ノ刷新、第三納稅翼賛運動ノ実施、第四稅務知識ノ普及、第五待遇ノ改善等ヲ挙ゲ得ルモ、之等ハ既ニ先輩諸彦ニ依リテ論議ヲ尽サレ、格別目新シキ事項ナラザルモ、究極ニ於テハ此等ノ方策ニ依リテ当面ノ難局ヲ打開スルノ外途ナカルベシ。

一 職員ノ鍊成

1 精神訓練

稅務神聖觀念ノ鼓吹

職域挺身精神ノ昂揚（修鍊道場ノ設置等）

2 肉體訓練

空閑地耕作

団体訓練

ラジオ体操、登山、スキー等

3 事務訓練

大藏省稅務官吏養成所ノ拡大並ニ増設

各財務局稅務官吏養成所ノ新設

二 事務處理ノ刷新

1 幹部第一線主義

2 人材拔擢主義（課長詮衡考查制度ノ創設）

3 資金前渡官吏ノ設置

會計法第十七條、會計規則第五十七條第一項第七号ニヨリ稅務署長ヲ資金前渡官吏ニ任ジ、時局下ノ物品其他雜費ノ支払ノ迅速簡捷ヲ期セントス

三 納稅翼贊運動ノ実施

1 納稅翼贊精神ノ涵養

イ 納稅翼贊ヲ大政翼贊運動ノ一項目ニ加フルコト

ロ 青少年（特ニ国民學校及中等學校生徒）ニ對シ納稅翼贊精神ヲ扶植スル方法ヲ講ズルコト

ハ 誠実ナル納稅者ヲ以テ納稅翼贊団体ヲ結成セシメ、之ヲ保護助長拡大強化スルコト

2 滞納撲滅運動ノ実施

戰時体制下ノ租稅滞納ハ銃後國民ノ最モ恥ズベキ行為ナルコトヲ普ク認識徹底セシムベク、計画的ニ之方撲滅運動ヲ実施スルコト

四 稅務知識ノ普及

稅法ノ複雑ト技術化ニ伴ヒ将来益々稅務知識普及ノ要アリ

1 全国的ニ權威アル「パンフレット」ヲ配付シ、或ハ講演会ヲ開催、若ハ映画等ニヨリテ稅務知識ノ普及宣伝ヲ図ルコト

2 各種會合ヲ利用シ稅務知識ノ普及ニ努ムルコト

五 待遇ノ改善

待遇ノ改善ニ就テハ曩ニ六月末賞与ノ支給及昇級回数ノ増加年限ノ短縮アリ。今回又家族手当ノ増額等アリテ当局ノ御努力ニ対シ感謝致シ居ル次第ナルモ、尙左記事項ノ実現ニ対シ特別ノ御配意アリタシ

1 子女ノ学業手当ノ支給

現在ノ一般家族手当ノ外ニ中等学校通学子女ノ学業手当ヲ支給スルコト（尙専門学校以上ノ子女ニ対シテハ、財務協会等ヨリ貸費又ハ給費制度ヲ創設スルコト）

2 年功加俸ノ支給

恩給年限ニ達シタル者ニ対シ年功加俸ヲ支給スルコト

仙 台

第一 戦時体制ニ即応スル租税政策

国庫収入ノ増加ヲ図リ戦時財政ノ強化ヲ期スルハ現下最モ緊要ノ事ニ属スト雖モ、国家財政方国民経済ニ及ボス影響愈々大ナルモノアル現情ニ鑑ミ、租税ヲ通ジテ生産ノ助長、貯蓄ノ増強、消費ノ規正等、国家ノ要請スル施策ニ協力スルノ要亦緊切ナルモノアリ。而シテ實質的ノ財産税ヲ起シ、流通税タル売上税ヲ案ジ、戦時利得ニ重課スルハ、此等諸税ノ持つ弾力性ニ鑑ミ或ハ採ルベキ所アランモ、金融政策トノ調和ニ重点ヲ置ク限り綜合的財産税ハ不動産重課ニ陥リ、税率ノ如何ニ依リテハ売上税ハ取引機関ニ対スル重圧トナリ、戦時利得ノ吸収モ生産助長ヘノ考慮ト準備アルニアラザレバ、戦時下重要ナル生産拡充ヘノ障碍トナル虞アリ、之ヲ要スルニ租税ノ持つ機動力ニ稽ヘ転嫁性ヲ究メ、戦時体制ニ即応スル租税政策ヲ基調トスル増税ヲ断行スルコソ、時局下最モ要望セラルル施策ナリト思料ス。

以下、現下緊要ト認ムル租税政策ヲ論ジ之ニ即応スル租税ノ新設改廃ニ及ブベシ。

A 方針

一 戦時意識ノ昂揚

国民各階各層ヲシテ戦費分担ノ意識ニ徹底セシメ、戦時下奢侈的生活ヲ抑制セシムルト共ニ遊休資材ノ活用ヲ期セシムルコト。

二 生産ノ助長

高度国防国家建設上必要ナル諸産業ノ維持發展ヲ期スルト共ニ、生産設備ノ拡充ニ付後顧ノ憂ナカラシムルコト。

三 消費ノ規正

浮動購買力ノ吸収ニカメ国民ヲシテ生活ノ切詰ヲ断行セシメ、高度国防国家建設ヘノ資金、資財ノ動員ヲ策スルコト。

四 貯蓄ノ増強

長期預貯金ニ導キ国債ノ消化、生産拡充資金ノ確保ヲ図ルコト。

五 人口政策トノ調和

人的資源ノ増強ヲ目途トスルコト。

B 要領

一 戦時国民税ヲ創設スルコト

国民ノ各階層ニ課税シテ戦費分担ノ意識ニ徹セシメ、独身ノ男子ニ課税シテ人口資源ノ増強ヲ促進シ、無収益土地ニ課税シテ生産力ノ培養ニ資シ、戦時下奢侈的生活資材ニ課税シテ之ガ抑制ヲ促ス等ノ為、左ノ要綱ニ基キ専ラ戦費ヲ負担スベキ目的税トシテ本税ヲ創設セントス。

第一種戰時國民稅

- 1 毎年一定ノ日現在ニ於テ税法施行地ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル世帯主ニ對シ課稅スルコト
- 2 課稅標準ハ一応住宅ノ家屋賃貸價格ヲ採ル考ナルコト
- 3 稅率ハ百分ノ十程度トスルコト
- 4 次ノ如キ者ニ對シテハ課稅セザルコト
 - イ 貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
 - ロ 軍事扶助法ニ依リ軍事扶助ヲ受クル者
 - ハ 學生生徒ニシテ合宿ヲ営ム者
 - ニ 業者ノ為一時小屋掛生活ヲ為ス者
- 5 市町村ニ住民台帳ヲ備ヘ、下部組織ノ報告ニ基キ之ヲ加除セシムルコト
- 6 年稅トシ一定ノ納期ニ於テ徵收スルコト
- 7 市町村ニ於テ徵收シ政府ニ送納スルコト

第二種戰時國民稅

- 1 毎年一定ノ日現在ニ於テ税法施行地ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル、日本國民タル男子ニシテ年齡二十
五歳以上五十歳未滿ノ独身者ニ對シ課稅スルコト
- 2 稅率ハ二十五歳以上三十歳未滿、三十歳以上四十歳未滿、四十歳以上五十歳未滿ノ如キ階級ヲ設ケ、三十歳
以上四十歳未滿ノ階級ニ重課スル如ク定ムルコト
- 3 次ノ如キ者ニ對シテハ課稅セザルコト

イ 貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ、又ハ扶助ヲ受クル者

ロ 軍事扶助法ニ依リ軍事扶助ヲ受クル者

ハ 学生生徒

ニ 不具廢疾者

ホ 現役又ハ応召中ノ者

4 市町村ニ独身者名簿ヲ備ヘ、下部組織ノ報告ニ基キ之ヲ加除セシムルコト

5 年税トシ一定ノ納期ニ於テ徴収スルコト

6 市町村ニ於テ徴収シ政府ニ送納スルコト

第三種戦時国民税

1 毎年一定ノ日現在ニ於テ左ノ土地、家屋ヲ有スル者ニ対シ課税スルコト

イ 空地 同一市町村内ニ於ケル総面積五百坪程度以上タルコト

ロ 別荘

ハ 庭園 一構内ニ於ケル総面積三百坪程度以上タルコト

2 課税標準及税率ハ次ノ如クスルコト

イ 空地 土地賃賃価格ノ百分ノ十程度

ロ 別荘 家屋賃賃価格（付属庭園ニ付第三種戦時国民税ヲ課スルモノニ付テハ、庭園ニ対スル家屋賃賃価格ノ加算額ヲ除ク）ノ百分ノ十程度

ハ 庭園 家屋賃賃価格ニ加算セラレタル金額ノ百分ノ十程度

3 次ノ如キモノニハ課税セザルコト

イ 地租法其ノ他ノ法律ニ依リ地租ヲ課セザル土地

ロ 家屋税法ニ依リ家屋税ヲ課セザル建物

ハ 史蹟名勝天然記念物ニ指定セラレタル土地及建物

4 納税義務者ヲシテ毎年一定ノ日迄ニ財産ノ種類、貸賃価格等必要事項ヲ詳記シ政府ニ申告セシムルコト

5 課税標準ハ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当トスルトキハ政府ノ調査ニ依リ之ヲ定ムルコト

6 年税トシ一定ノ納期ニ於テ徴収スルコト

二 臨時利得税ノ課税ニ当リ戦時利得ニ対シ更ニ重課スルコト

1 法人ニ対スル臨時利得税ニ付テハ、利益金額中現事業年度ノ資本金額二年百分ノ三十ノ割合ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額ヨリ成ル部分ノ利得ニ対シ、利得金額ノ百分ノ九十程度迄課税スルコトヲ目途トシ税率ノ改正ヲ為スコト

2 営業利得ニ対スル利得税ニ付テハ、利益金額中平均利益金額ノ倍額ヲ超ユル金額ヨリ成ル部分ノ利得ニ対シ、利得金額ノ百分ノ九十程度迄課税スルコトヲ目途トシ税率ノ改正ヲ為スコト

三 臨時租税措置法ヲ改正シ次ノ趣旨ヲ採入ルルコト

1 法人ガ超過留保所得ヲ国債等ノ取得又ハ生産設備ノ新設等ノ資ニ運用スベキ場合ニ付テハ、当該留保所得ニ対シ法人税法第十七条ノ規定ニ依ル加算税ヲ免除スルコト
証券保有留保金勘定又ハ設備拡張留保金勘定ニ繰入レラルル金額ハ、戦時下国策ニ即スル使途ニ制約セラレタルモノナルヲ以テ、加算税額中此等勘定ニ繰入レラルル留保所得ニ対スル部分ヲ免除スルコトトシ、法人ヲシ

テ成ルベク其ノ所得ヲ社内ニ留保セシメ、以テ国債ノ消化、産業ノ助長ニ資セントス

2 法人ガ産業設備営団ニ対シ、其ノ所有スル未動、遊休設備ヲ売渡シタル場合ニ於テ、其ノ代価トシテ取得スベキ国債証券ノ価額ニ関シ、法人税ヲ課スベキ所得、純益、利益ノ計算上特例ヲ設クルコト

産業設備営団ガ産業設備営団法第十九条ノ規定ニ依リ交付スル国債証券ノ価額ヲ其ノ仮益金ニ算入スルトキハ、未動、遊休設備ノ売却差益ニ課税スルコトナルモ、此等設備ノ整理ハ戦時下最重要ナル事項ニ属スルヲ以テ、之ガ促進ヲ期スト共ニ生産設備ノ拡充ニ付後顧ノ憂ナカラシムル為、大体臨時租税措置法施行規則第一条ノ四十四ト同趣旨ノ規定ヲ設クルノ要アリ

3 統制会社、共販会社等ニ対シ法人税、營業税ヲ軽減スルコト

統制会社、共販会社等事業ノ統制ノ必要上設立セラレタル会社ハ、其ノ性質公共的機関タル色彩濃厚ナルヲ以テ、各事業年度ノ所得ガ当該事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ超エザルモノニ対シテハ、特別法人等トノ負担ノ權衡ヲ考慮シ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ幾分軽減スルヲ相当ト思科ス

四 売上税ヲ創設スルコト

一般売上税ヲ起シテ国庫収入ノ増加ヲ図ルト共ニ、現行物品税ヲ集約セル特別売上税ヲ設ケテ購買力ノ吸収ト消費ノ規正ニ資セントス

一般売上税

1 総テノ取引ヲ対象トスルコトトシ、大体現行營業税ノ納税者ト同一範圍ノ者ニ課シ、絶対的ニ已ムヲ得ザル取引又ハ商品ノミヲ免税トスルコト

2 課税標準ハ取引金額トシ、物品販売業者ニアリテハ売上金額、其ノ他ハ収入金額トスルコト

- 3 税率ハ千分ノ一程度トスルコト
 - 4 取引税、有価証券移転税ノ如キ流通税ヲ課セラレタル取引ニハ課税セザルコト
 - 5 転嫁ヲ認めザルコト
 - 6 徴収方法等ハ現行物品税ノ如クスルコト
- 特別売上税

- 1 現行物品税課税物件中大体第一種甲類、第二種甲類、其ノ他奢侈的色彩濃厚ト認めラルルモノヲ摘拾シ、之ガ販売業者又ハ製造業者ニ課税スルコト
- 2 課税標準ハ小売商売上又ハ製造者売上ニ依ルコト
- 3 税率ハ百分ノ二十乃至百分ノ五十トスルコト
- 4 課税最低限ヲ設ケザルコト
- 5 転嫁ヲ認めルコト
- 6 徴収方法等ハ現行物品税ノ如クスルコト

五 酒税ノ税率ヲ引上グルコト

- 1 酒税法第二十七条ノ二ノ指定酒類従価加算税率ハ現況ヨリ見テ低キ感アリ、大体次ノ程度迄引上グルコト
- イ 清酒、味淋及果実酒ニ付テハ百分ノ三十
- ロ 雑酒ニ付テハ百分ノ四十

- 2 果実酒ノ庫出税率ヲ一石ニ付八十円程度マデ引上グルコト

六 遊興飲食税法施行規則第三条ノ二該当料理店ニ於ケル婦女数ノ制限ヲ撤廃スルコト

第二 戰時体制ニ即応スル稅務行政

課稅ノ便宜ヲ最高度ニ發揮シ、徵稅費增高ノ抑制ニ全力ヲ傾注スルハ、現下ノ稅務行政トシテ須臾モ忘ルベカラザル所ナルト共ニ、國民ヲシテ戰費分担ノ意識ニ徹セシメ、犠牲ノ觀念ヨリ分任ノ理念ニ導ビクコトニ不斷ノ努力ヲ傾注スルノ要アリ

以下、項ヲ分ツテ聊カ卑見ヲ陳ズベシ

一 稅務職員ヲシテ各稅ニ亘ル知識ヲ涵養セシムルコト

戰時体制下ニ於ケル稅務行政ノ円滑ナル運営ヲ期スルガ爲ニハ、稅務職員ノ素質ノ向上ヲ図ルヲ緊要ト思料スルモ、特ニ近來事務ノ質ニ於ケル複雑化ト量ニ於ケル增高トハ、勢之ニ携ハル職員ヲシテ自己ノ分担事務以外ニハ一顧ノ暇ヲモ与ヘザラシムル狀況ナリ、爲ニ所謂稅務常識ノ欠如ヲ來シ調査ノ徹底ヲ期シ得ザル憾ナシトセザルノミナラズ、納稅者ニ對スル応答等モ明解ヲ欠キ相手方ヲシテ不安ノ念ヲ生ゼシムル虞アリ、戰時下調査ノ徹底ト稅務ノ明朗ヲ期スルノ要、愈々緊切ナルモノアルヲ以テ、稅務講習會等ノ機會ニ於テ所属分課ノ事務以外ニ、各稅ニ亘リ淺ク広キ知識ヲモ修得セシムルト共ニ、事務ノ運行ヲ妨ゲザル限り時々所属分課ヲモ變更セシメテ、各稅ニ亘ル知識ノ涵養ト事務ノ習熟ニ資セントス

二 手續ノ簡捷ヲ図リ処理ノ促進ヲ期スルコト

稅務ハ其ノ性質上事務ノ処理ヲ特ニ慎重ニ爲スベキハ論ヲ俟タザル所ナルモ、戰時下各般ノ事項ガ敏速ヲ期スベキ折柄ニモ不拘、旧套ヲ脱シ得ザルハ遺憾トスルトコロナリ、事務ノ促進上次ノ事項ノ如キハ此ノ際速ニ断行スルヲ可ト思料ス

1 重要ナル事項以外ハ可及的下級官庁ノ処理ニ委スルコト

2 所得金額等ノ申告書様式ヲ簡略ニスルコト

3 清酒造石数ノ現物査定ヲ廃止シ申告制ニ改ムルコト

4 庫入検査ノ斤数ヲ以テ引取ヲ為ス内地移入糖ノ査定ハ、現物ニ就カズ單ニ申告ニ依リ査定スルコト

5 過誤納金ノ払戻手續ヲ簡便ニスルコト

三 稅務ノ普及徹底ヲ期スル為、稅務相談所ヲ拡充強化スルコト

所得金額等ノ決定ニ対スル納稅者ノ不滿ハ租稅法規等ニ対スル無理解ニ基因スト認メラルルモノ多シ、戰時下不滿ヲ以テスル納稅ハ戰費分担ノ理念ニ徹セシムル所以ニアラザルヲ以テ、稅務官庁ト納稅者トノ中間ニ立チテ租稅法規ノ解釈、稅務取扱ノ周知ニ携ハル機關ノ常設ヲ望ム次第ナリ、即チ官設ノ稅務相談所ヲ拡充シ差當リ各道府県庁所在地ニ之ヲ設ケ、更ニ必要ニ応ジ道府県内適當ノ場所ニ其ノ出張所ヲ設置スルヲ適當ト思料ス

四 租稅ノ逋脱犯ニ対シ罰則ノ適用ヲ勵行スルコト

戰時体制下各方面ニ於テ相当高率ノ負担ニ甘ンズル折柄、租稅ノ逋脱ヲ凶ルガ如キハ最モ憎ムベキ所ナルヲ以テ、間接國稅犯則者ニ対シテ罰則ノ適用ヲ勵行スルハ勿論、直接國稅ニ付テモ惡質ノ脱稅者ニ対シテハ稅法所定ノ罰則ヲ活用スルヲ時宜ニ適スト思料ス、尚進ンデ現行間接稅犯則者処分法ヲ改正シ、國稅全般ニ亘リ稅務署長ノ通告処分ヲ認ムルニ至ラバ本趣旨ノ徹底ヲ期スルコトヲ得ベシ

五 所得調査委員ノ選舉ニ推薦制ヲ採入ルルコト

所得調査委員中ニハ未ダ旧態依然トシテ只管自己又ハ縁故者分ノ輕減ヲ策スル向アリテ、戰時体制下ニ於ケル租稅行政上一抹ノ不滿ヲ感ゼシムルモノアリ、是畢竟所得調査委員ノ人選良シキヲ得ザル結果ナルヲ以テ、大政翼賛會地方支部等ヲシテ候補者ヲ推薦セシメ、真ニ納稅ニ理解アル調査委員ノ選出ヲ期スルノ要アリ、尚一步ヲ進メ所得

税法ヲ改正シ所得調査委員会ノ構成ニ官選委員ヲ加へ、半数ヲ官選トスルノ外、民選委員選挙ニ立候補制度ヲ確立スルニ至ラバ、本趣旨ハ一段ト徹底スルモノト思料ス

六 納税ノ便宜ヲ図リ滞納ノ防止ヲ期スルコト

1 納税者ノ希望ニ依ル繰上徴収制度ヲ設クルコト

賦課課税ニ依ル所得税、個人營業税、個人臨時利得税ハ法定納期ニ非ザレバ納付シ得ザル建前ナルモ、所得金額、營業純益金額、利得金額ノ決定ニ依リ納税者ノ負担スベキ総税額ハ確定スルヲ以テ、納税者ニ依リテハ一時二納付ノ希望ヲ有スル者モ存スベク、希望ニ応ジ繰上徴収スルヲ便宜ト思料セラルル場合アリ、地租、家屋税ニ付テハ納期開始ノ日ニ至ラザレバ税額ハ確定セザル次第ナルモ、小額納税者又ハ課税物件ニ異動少キ納税者中ニハ、敢テ分納ニ依ラズ一時納付ヲ希望スル者アルヲ以テ、希望者ニ付テハ繰上徴収ヲ為シ、其ノ後課税物件ノ異動ニ因リ分納額ニ増減ヲ生ジタル場合ハ、最終納期ノ翌月末日限ノ申請ニ基キ精算スルノ制度ヲ樹立スルヲ適當トス

2 身元保証金利子ハ配当利子所得、歩合金ハ勤勞所得ト見做シ課税スルコト

身元保証金利子及歩合金ハ乙種事業所得ニ属スト雖モ、其ノ実体ニ於テハ前者ハ預金ノ利子、後者ハ勤勞ノ対価タル色彩濃厚ニシテ、課税技術上ヨリ見ルモ幾部源泉徴収ノ途ヲ開クヲ便宜ト思料スルヲ以テ、所得税法上身元保証金利子ハ配当利子所得、歩合金ハ勤勞所得ト見做シテ課税スルヲ適當トス

3 酒税ノ造石税及庫出税ノ二本建ヲ庫出税ノ一本建トスルコト

消費ニ近キ時期ニ於テ課税シ、以テ納税ノ便宜ヲ図ルト共ニ徴税ノ完キヲ期セントス

七 税務ノ執行ヲ容易ナラシメ徴収ノ完璧ヲ期スルコト

入場税ニ於ケル主催者若ハ経営者ヲ納税義務者トシ、以テ執行上ノ不便ヲ除キ課税ノ充実ヲ図ラントス

第一 租税政策

戦時財政政策ノ基本ハ、戦時国策遂行ノ経済的基礎ヲ確立シテ国防国家体制ノ完成ヲ促進スル為ニ、国家経済力ヲ最高度ニ發揮セシムルニ在リ、戦時ノ租税政策モ亦飽迄高度国防国家ノ建設ヲ目標トシテ決定サレザルベカラズ、即チ旧来ノ自由主義経済社会ヲ地盤トスル租税概念ヲ打破シ、全体主義的高度国防国家ノ建設ヲ目標トスル強力ナル統制経済社会ヲ地盤トスル新シキ租税概念ヲ樹立シ、此ノ新シキ租税概念ヲ基礎トシテ租税国家理論ヲ確立スル新シキ租税政策ヲ展開セザルベカラズ、此ノ意味ニ於テ戦時租税政策ノ要諦ハ財政需要ニ応ジ必要ナル収入ヲ確保スルコトヲ目標トシ、且計画経済トノ關係ニ於テ一層合理的ナル税制ヲ設定セントスルニアリ

一 財政需要ニ応ズル必要ナル租税収入ノ確保

大東亜戦争遂行ノ為今後ニ於テ相当長期ニ亘リ多額ノ経費ヲ必要トスルハ必至ノ事情ニアルヲ以テ、良ク将来ノ財政ノ需要ニ対応シテ必要ナル租税収入ノ確保ヲ図ラザルベカラズ、現行税制ハ弾力性ニ富ムヲ以テ此ノ弾力性ヲ充分活用シ、尚可能ナル範圍ニ於テ新税ヲ創設シ増収ヲ図ルヲ要ス

一 現行税率ノ引上

イ 分類所得税ノ全般の増徴、殊ニ資産所得及高額勤労所得ニ対スル相当程度ノ引上

ロ 間接税ノ引上、但シ生活必需品ニ対シテハ軽度ニ止ム

二 新税ノ創設

イ 売上税

租税負担ノ現状ヨリ考察シ流通税ノ負担低額ナル感アルヲ以テ、弾力性ニ富ム売上税ヲ創設スルヲ適當ト認ム、尚物品税トノ関連ニ於テハ物品税ノ課税対象ハ主トシテ奢侈的物品ナルヲ以テ、重複課税トナルモノアルモ妨ゲナキモノト認ム

ロ 住宅税

奢侈的住宅（別荘、庭園ヲ含ム）ハ享樂財産ノ性質ヲ有シ課税スルモ苦痛少ナキモノト思料セラレ、且之ニヨリ享樂的消費ヲ生産の利用ニ轉換シ得ル国民經濟的利益アルヲ以テ、住宅税ヲ創設スルヲ適當ト認ム

ハ 増加所得税

個人ノ綜合所得ニ付、一定年分ニ對シ一定割合ノ増加所得アル者ハ相当担税力アルヲ以テ、増加所得税ヲ創設スルヲ適當ト認ム

ニ 財産税、財産増価税ハ新税トシテ考慮シ得ラルルモ、課税技術上相当困難ナルト、現行租税体系ノ再編成ヲ要シ、且課税ノ錯綜セシムルヲ以テ、尚後日ノ研究ニ讓ルヲ可ト認ム

二 各種經濟国策トノ調和

時局下必要ナル生産ノ助長、消費ノ規正、貯蓄ノ增強、購買力ノ吸収、其ノ他諸政策ノ遂行ニ資スル如ク租税政策ヲ活用セザルベカラズ、此等ノ点ニ付テハ既ニ臨時租税措置法ニ於テ相当考慮セラレアル所ナルモ、尚一層之ガ趣旨ノ徹底ヲ図ルノ要アリ

三 租税道德ノ昂揚

租税政策ノ円滑ナル運用ハ結局国民ノ租税道德ノ昂揚ニ俟タザルベカラズ、納税ヲ通ジ国民奉公ノ誠ヲ致シ国運ノ進展ニ貢獻スルハ国民ノ責務タルベキヲ自覺セシメ、国民ヲシテ自ら高次ナル租税道德ヲ温醸セシムルノ方途ヲ講

ズルノ要アリ

第二 稅務行政

戰時體制ニ即応スル稅務行政ニ関シテハ、之ヲ人的及事務的兩方面ヨリ考察スルノ要アリ

一 人的要素ノ整備

現下ノ稅務行政ヲ通觀シテ最モ切実ナル問題ハ人的要素ノ整備ニ関スル対策ナリ、即チ熟練者ノ退職又ハ応召等ニ依ル新任者ノ増加、女子職員ノ採用、新規補充困難ニ基ク欠員等ノ為、職員ノ素質ノ低下ハ未ダ嘗テ見ザル所ニシテ、然モ之等ノ人的構成ヲ以テ纔ニ伝統的美風タル従事者ノ勤勉努力ト、納稅者ノ時局認識トニ依存シテ辛フジテ眼前ヲ糊塗シ、一時ヲ彌縫スルノ止ムナキ現状ニアルハ甚ダ遺憾トスル所ニシテ、将来益々複雑困難ヲ予想セラルル稅務行政ノ前途ニ対シ、真ニ憂慮ニ堪ヘザルモノアリ、仍テ人的要素ノ充實ヲ図ランガ為諸般ノ施設ヲ講ゼザルベカラズ

一 職員ノ養成訓練

熟練者ノ減少ニ因ル稅務執行上ノ欠陥ヲ補填スル唯一ノ途ハ職員ノ養成訓練ニ在リ、而シテ本省ノ稅務講習所ノ如キハ固ヨリ適切ナル施設ナリト雖モ、之ヲ全国的ニ見ルトキハ極メテ少数ノ人員ニ局限セラレ、尚遺憾ノ点ナシトセザルヲ以テ、財務局ニ於ケル従来ノ稅務講習ヲ一層拡大シテ養成訓練ノ普遍化ヲ図ルノ要アリ

二 優秀ナル人物ノ誘致

職員ノ補充ニ当リテハ優秀ナル人物ヲ誘致スベキハ勿論、殊ニ法人事務担当者又ハ技術官等ノ補充ニ付テハ、高等ノ学力ヲ有スル者ヲモ要求セラルル状態ナルニ、晩近稅務ニ就職希望者ノ逐次減退ノ傾向ニアルハ甚ダ寒心ニ堪ヘザル所ナリ、此ノ点ニ関シテハ種々特別ナル考慮ヲ要スルモ、就中待遇改善ノ問題ハ喫緊ノ要事ニシテ、初

任給ノ引上ノ如キハ第一ニ考慮スベキ点ナリ

三 職員ノ健康増進

晩近職員健康ノ低下ハ著シキ現象ニシテ、殊ニ呼吸器病患者ノ簇出ハ極メテ憂慮スベキ状態ニ在リ、之ガ対策トシテハ職員ヲシテ体育ノ練成ニ努メシムルト共ニ、速ニ医療機関ノ整備及厚生設備ノ充実ヲ図ルノ要アリ

二 事務ノ刷新

戦時体制ニ於ケル税務行政ハ大綱ヲ捉フルヲ本旨トシ、徒ラニ細故ヲ論ズルヲ止メ寧ロ拙速ヲ尚ビテ巧遅ニ流ルルヲ避クルヲ宜シトス、此ノ見地ヨリ従来ノ税務行政ヲ検討スルトキハ、尚ホ旧慣ニ泥ミ伝統ニ捉ハルルノ弊ナシトセズ、又最近ノ租税法規ハ愈々複雑精緻ヲ極ムルニ至リタルヲ以テ、之ガ執行ニ当リテハ大綱ヲ窺ラザル様特段ノ用意ナカルベカラズ

一 事務取扱ノ簡易化

關係法規ノ複雑化ヲ加フルト共ニ取扱通牒等モ亦煩雜ニ流ルルハ止ムヲ得ズトスルモ、現在ノ如ク人的資源ノ貧困ナル時代ニ於テハ、所謂「大行不顧細謹」ノ大方針ノ下ニ税法ノ規定スル大綱ヲ失セザル限り、些末ノ事項ニ付テハ強テ規範ヲ設ケザル事トシ、以テ能率ノ減退ヲ阻止スルノ要アリト認ム

二 報告又ハ稟議事項ノ整理

報告又ハ稟議事項ハ在来ノ俛改善ノ遑ナク旧態依然トシテ現状ニ即セザルモノアリト認ムルヲ以テ、此ノ際全般ニ亘リ其ノ必要性ニ付再検討ヲ加ヘ、極度ニ縮減スルノ要アルベシト思考ス

三 間税検査監督ノ簡易化

間税検査監督ニ付テハ従来既ニ相当簡易化シタルモ、尚ホ各般ノ事務ニ亘リ全面的ニ検討ヲ加ヘ、以テ緊要事務

ノ充実ヲ図ルノ要アリ

尚ホ稅務行政執行ニ當リテハ稅法知識ノ欠如ニ基ク官民ノ無用ナル手数ヲ省略スル為、極力稅法ノ普及徹底ニ努ムルト共ニ、稅務官吏ヲシテ時局ニ便乘シテ濫リニ高圧の態度ヲ以テ納稅者ニ臨ムガ如キコトナキ様充分戒飭スルノ要アリト認ム

廣 島

今次戰爭ノ特質ハ、其ノ区域広汎ニシテ多大ノ人的物的資源ヲ要スルコト、並ニ相当長期ニ亘ルベキコトナリ、故ニ租稅政策並ニ稅務行政モ亦之ニ即応セシムルノ要アルヲ以テ、之ガ基本方針トシテ特ニ考慮スベキ事項ハ

一 旧來ノ租稅原則ニ捉ハルルコトナク戰時下須要ナル租稅措置ヲ考慮シツツ、極力租稅收入ノ増加ヲ図ルコト
二 人的資源不足ノ折柄、稅制並ニ稅務行政ノ各般ニ亘リ極力其ノ簡易化ヲ図ルト共ニ稅務官吏ノ素質向上ヲ図ル

コト

三 國民ニ對シテハ戰時ニ於ケル納稅奉公ノ觀念ヲ徹底セシメ、積極的ニ租稅政策ニ協力セシムルノ方途ヲ講ズル

コト

ニアル

現行租稅政策並ニ稅務行政ニ於テモ、大体此ノ線ニ沿ヒ逐次整備セラレツツアル処ナルモ、尚一段ト之ガ拡充強化ヲ図ルノ要アリ、其ノ具体的方策次ノ如シ

一 戰費ニ即応スル増稅ノ断行

戰費ノ調弁ハ素ヨリ公債ニ依ルヲ不可トセザルモ、今回ノ如キ長期ニ亘ル戰費、特ニ大東亞防衛上必要ナル半恒久

的支出ニ付テハ、可及的其ノ財源ヲ經常收入即チ租稅收入ニ求ムルヲ適當トスベシ、尚又戰費ノ大宗ヲ長ク公債ニ求メ、今日ノ消化方法ヲ持續セザルヲ得ザル限り、公債ニ依ル應能原則ノ實現ハ租稅ニ於ケルヨリモ困難ニシテ、此ノ間自然浮動購買力ヲ釀成スルニ至ルベキヲ以テ、之ガ防止ヲ図ル上ヨリ考フルモ、能フ限り戰費ノ財源ヲ租稅ニ求ムル必要アリト認ムルモノナリ

而シテ増稅ノ目標トシテハ

- 一 戰時下ニ於ケル財政需要ニ対応シテ相当多額ノ收入ヲ期待シ得ルモノヲ選択スルコト
 - 二 戰時財政經濟ノ運営ヲ著シク阻害セズ、且浮動購買力ノ吸収ニ資シ得ルモノナルコト
 - 三 旧來ノ素朴ナル正義觀念ニ捉ハルルコトナク実効的ナルモノヲ選択スルコト
 - 四 可成稅制ヲ簡易化シ稅務行政ヲ複雑ナラシメザルモノナルコト
- 右目標ニ從ヒ増稅ノ種目ヲ選定スレバ次ノ如シ

1 綜合財產稅ヲ新設スルコト

今次ノ如キ大戰ニ於ケル戰費ノ負擔ハ只ニ國民ノ年々ノ所得ニ依ル外、過去ノ所得ノ蓄積タル財產ニ依リテモ亦負擔スルヲ至當ト認メラルルノミナラズ、他ニ適當ナ稅源少ナク且本稅ニ付其ノ最モ難點トセラルル財產ノ調査並ニ評価ノ問題モ、今日ノ稅務技能ヲ以テセバ左程難事ニ非ザルモノト思考セララル

2 売上稅ヲ新設シ、之ニ酒稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、揮發油稅、骨牌稅、物品稅ヲ統合スルコト

多額ノ收入ヲ確保シ且租稅制度ノ簡易化ヲ図ル為、極メテ限定セラレタル生活必需物資ヲ除ク外、凡テノ物品ニ対シ間接消費稅トシテノ売上稅ヲ新設シ、現行間接消費稅中上掲各稅ハ其ノ本質ニ於テ之ト異ナル所ナキヲ以テ、其ノ從量稅ノモノハ之ヲ從價稅ニ改メ全部統合スルヲ可ト認ム

3 特權税ヲ新設スルコト

政府ヨリ營業ヲ特許セラレタル者ハ勿論、然ラザル者ト雖、企業ノ統制強化ニヨリ各種事業中ニハ一ツノ特權ト化セルモノアリ、斯カル者ニ対シテハ純益ノ有無多寡ニ拘ラズ、年年（免許ヲ要スルモノハ免許ノ際ニ於テモ）一定ノ特權税ヲ課シ、國家ノ收入ヲ擧グルト共ニ、統制經濟下ニ於ケル國民ノ道義觀念ヲ満足セシムルノ要アリト認ム

例 イ 酒類販売免許税、酒母醪麴製造免許税

ロ 衣類店税、魚肉類販売店税

ハ 医師、弁護士税

4 高額所得者ニ対スル累進率及相統稅率ヲ相当引上グルコト

5 法人資本稅率ヲ引上グルコト（綜合財產稅新設セラレザルカ、新設セラルルトスルモノ之ヲ個人ノミニ限定スルトセバ、法人資本稅ノ稅率ヲ尚相当引上グルノ要アリト認ムルモノナリ、故ニ綜合財產稅ヲ法人ニモ課スル場合ニ於テハ、法人資本稅ハ之ヲ廢止スルヲ要スト認ム）

二 租稅制度並ニ稅務行政ノ簡易化

租稅制度及稅務行政ハ相当簡易化サレタル処ナルモ、戰時下人員ノ充分ナル配置ヲ期シ得ザル今日、事務運行ノ敏捷ヲ期センガ為、更ニ左記事項ヲ改正シ簡易化ヲ図ルノ要アリ

- 1 売上税ヲ新設シ之ニ間接消費税ヲ統合スルコト（既出）
- 2 臨時利得税ヲ法人税及所得税ニ統合シ、之ヲ恒久化スルコト
- 3 所得調査委員會制度ヲ改正シ、官選委員ヲ加ヘ会期ヲ短縮スルコト

4 入場税ヲ間接消費税トシ、間接国税犯則者処分法ヲ適用スルコト

5 納税組合ヲ法制化スルコト

6 納税方法ノ簡易化ヲ図ルコト

イ 現行ノ月税ニシテ毎月課税標準額ノ申告ヲナサシメ、之ヨリ納税告知書ヲ発シ納税セシムルモノハ全部之ヲ廃止シ、予メ申告額ニヨリ納付セシメ事後調定ヲナス制度ニ改ムルヲ可ト認ム

ロ 徴収機關ノ拡張

銀行、信用組合

ハ 納税方法ノ改善

一 納税告知書ノ小切手代用ニ付法制化スルヲ便宜ト認ム

7 下級官庁ヘノ事務ノ委任範圍ヲ拡大スルコト

8 諸報告等ヲ整理統合シ、其ノ期限ヲ適當ニ按配スルコト

9 財務局出張所ヲ税務署ニ統合スルコト

三 職員ノ充実並ニ訓練

1 定員ノ増加

假ニ税制ヲ現在ノ俣トスルモ、税務署ノ定員ヲ増加スルコトニヨリ、尚相当増収ヲ図リ得ル余地アルノミナラズ、税務官吏ノ健康ヲ保持シ其ノ素質ヲ低下セシメザル為ニモ、定員ヲ相当増加セシムルノ要アリト認ム

2 待遇改善

イ 税務署長並ニ財務局ノ課長ハ之ヲ全部高等官トスルコト

- ロ 税務署ノ課長、主任等ノ地位ニ在ル者ニ対シ職務手当ヲ支給スルコト
 - ハ 都市勤務者ニ対スル在勤手当ヲ支給スルコト
 - ニ 職員ノ住宅難緩和ノ方法ヲ講ズルコト
 - ホ 旅費ヲ増額スルコト
 - ヘ 保健施設ヲ講ズルコト
 - ト 医療機関ノ完備ヲ図ルコト
 - チ 官吏転任ノ際子弟ノ転校ニ便宜ヲ与フルコト
 - 3 税務ニ関スル人員ノ配置ヲ優先的ニ確保スルコト
 - 4 普通試験ヲ頻繁ニ施行スルコト
 - 5 税務講習所ヲ各財務局ニ設置スルコト
中央講習所ト並ビ各財務局ニ税務講習所ヲ設ケ、国民学校高等科ヲ卒業シタル者ヲ約一ケ年收容シ、税務職員ヲ養成スルヲ可ト認ム
 - 6 職員ノ事務的並ニ精神的訓練ヲ図ルコト
講習会ノ開催実地指導等ニヨリ事務的訓練ヲ施スト共ニ、各局署ニ練成部ヲ設ケシメ武道ノ奨励、修養会、運動会等ノ開催ニヨリ精神訓練ヲ為ス必要アリト認ム
- 四 租税知識ノ普及徹底ト納税道義心ノ昂揚
- 1 自由主義的租税觀念ノ残滓ヲ一掃シ、新租税理念ヲ樹立スルコト
 - 2 納税義務ノ絶対性ヲ恰ク国民ニ浸透セシムルコト

3 納稅義務違反者ニ對スル制裁ヲ嚴正ナラシムルコト

イ 不誠実申告者ニ對シテハ税法上ノ各種恩典ヲ与ヘザルコト

ロ 脱稅者、滞納者ニ對シテハ

一 公民權ノ停止

二 營業免許ノ拒否、停止、剥奪

三 処 罰

ヲナスコト

4 納稅功勞者ノ旌表

5 国民学校、中等学校等ノ教材ニ納稅事項ヲ多数ニ採入レ、第二国民ニ對シ納稅奉公ノ思想ヲ涵養セシムルコト

熊 本

租 稅 政 策

戰時体制ニ即応スル租稅政策トシテハ別ニ事新シキ意見ハ有セザルモ、要ハ大体ニ於テ現行租稅制度立案ノ目標並ニ今次増稅ノ方針ノ線ニ添ヒ之ヲ益々推進拡充スルニアリト信ズ、左ニ卑見ヲ開陳スベシ

一 国庫收入ノ増加ヲ図ルコトニ重点ヲ置クコト

今次直接稅ヲ中心トスル増稅並ニ客年十二月ニ行ハレタル間接稅ノ増徴、其ノ他專売益金等ノ増徴ハ洵ニ画期的ノ大増稅ニシテ、其ノ増徴額ノ大ナルコトニ付テハ未ダ其ノ前蹤ヲ見ザル所ナリ、然リト雖モ今次大戦ノ進展ト大東亞共榮圈ノ建設ノ為ニハ、今後我国財政ハ更ニ一段ノ膨張ヲ予想セラルル所ナルノミナラズ、又本年度ノ総歳入予

算ニ対スル租税収入ノ割合ハ二十九%ニ過ギズシテ、之ガ割合ノ適否如何ニ付テハ国民經濟並国民生活ノ狀況ニ鑑ミ遽ニ論斷シ難シト雖モ、今後租税収入ノ増加ノ要アルコトハ明ナリ、而モ戰時体制ニ即応スル租税政策トシテハ第一ニ茲ニ其ノ重点ヲ置クベキハ現下最モ喫緊ノ重要問題ト思料ス然ラバ之ガ方策如何

一 現行税制ヲ中心トシテ增收ヲ図ルコト

今後更ニ増税ヲ行フ場合ニハ現行租税制度ヲ根本的ニ改正シ、新ナル租税制度ノ下ニ所期ノ増税ヲ図ルコトモノノ方策ナルベシト雖モ、今次大戰下ニ於テ増税ヲ行ハントセバ、迅速且簡便ニ其ノ目的ヲ達スルヲ以テ最モ適ナル方策ナリト信ズ。而シテ今次ノ大増税ニ依リ現行制度ハ、其ノ弾力性相当縮少セラレタリト雖モ、増税額ノ如何ニ依リ未ダ其ノ余地相当アリト認メラレ、而モ其ノ改正ガ未ダ最近ノコトニ屬シ、之ヲ此ノ際根本的ニ其ノ制度ノ改正ヲ行フコトハ、果シテ得策ナリヤ否ヤハ十分考慮ヲ要スベク、又現在ノ情勢上其ノ時期ナリヤ否ヤニ付テモ研究ノ要アリ。従ツテ現行制度ノ根本的改正ハ今次大戰ノ推移ヲ十分見究メ、新ナル段階ニ入りタリト認メラルル時期ニ之ヲ行フコトトシ、此ノ際ハ根本的改正ハ之ヲ行ハズ、仮令租税体系理論上不適当ナル点アルモ現行制度ヲ中心トシテ増徴ヲ行ヒ、之ニ従來税制改正ニ際シ常ニ問題トナレル新税ヲ配スルヲ以テ最モ適当ナリト信ズ

所得 税

- 1 所得税特ニ分類所得税ノ増徴ニ主眼ヲ置キ、綜合所得税ニ付テモ或ル程度ノ増徴ヲ行フコト（綜合所得税ニ付テハ免税点ノ引下ヲモ考慮スルコト）

- 2 源泉選択課税ヲ廃止シ完全ナル綜合課税制度ヲ確立スルコト

- 3 自家用住宅、別荘等ノ如キモノニ対スル推定所得ニ付テモ所得税ヲ課税スルコトトスルコト
- 4 官舎、社宅等ノ現物給与ニ対シテモ所得税ヲ課税スルコトトスルコト

法人税

- 法人税ニ付テハ所得ニ対スル増徴ノ外、資本ニ対スル増徴ニ付テモ考慮スルコト
- 尚法人税ノ資本ニ対スル課税ニ付テハ、収益ナキ場合ト雖モ課税スルコトトナスコト

臨時利得税

- 1 臨時利得税ニ付テハ或ル程度ノ増徴ヲ行ヒ、個人ノ營業利得ニ付テハ讓渡利得ト同ジク、或ル程度ノ超過累進税率ニ依リ課税スルコトトナスコト

- 2 臨時利得税ヲ賦課スベキ個人利得ノ課税範圍ヲ左記ノ如ク拡張スルコト

イ 營業利得ニ限定セズ、分類所得中乙種事業所得及山林所得ヲモ課税ノ対象トスルコト

ロ 讓渡利得ニ清算取引ニ依ラザル株式ノ讓渡利得ヲ加フルコト

通行税

通行税ニ付テハ三等乗車船ニ対スル課税最低限ヲ今少シク引下グルコト

遊興飲食税

- 1 遊興飲食料金ノ免税点ヲ撤廃シ、現行免税点以下ニ百分ノ十ノ課税ヲ為スコトニ改正スルコト
- 2 カフェー、バー等ニ於ケル婦女子ノ数ニ依ル制限ヲ撤廃スルコトニ改正ノコト
- 3 飲食物ヲ調理販売スルモノニ対シテモ課税スルコトニ改正ノコト
- 4 未収料金承認ニ依ル延納規定ヲ廢シ、回収不能ノモノアリタル場合ハ承認ヲ受ケシメ、爾後ノ税額ヨリ其

ノ遊興飲食税ニ相当スル金額ヲ控除スルコトニ改正スルコト

5 旅館ニ於ケル遊興飲食税ノ課税方法ハ室料ト飲食料金ニ区分課税ノ扱ヒナルモ、之ヲ一泊ノ料金ヲ標準トシ課税ノ扱ヒニ改正スルコト

6 サービス料ハ請求スルト否トヲ問ハズ全額課税ニ改メルコト

入場税

1 入場税法中ノ徴収義務者ヲ納税義務者ト改メ、逋脱犯ニ対スル罰則ヲ設ケ、間接国税犯則者処分法ヲ適用スルコトニ改正スルコト

2 入場税ノ免税点ヲ撤廃シ、従来免税点以下ノ分ニ対シテハ百分ノ十ノ率ヲ以テ課税スルコトニ改正スルコト

3 スピードボール、コリントゲーム、空気銃等ニヨル遊戯場ニ対シ課税スルコト

酒税

酒税法第二十七条ノ酒税ノ税率中庫出税ヲ相当引上グルコト

二 左記新税ノ創設ヲ考慮スルコト

イ 個人財産税

ロ 売上税

ハ 住居税

ニ 醤油税

ホ 出版税

今後膨張ノ一途ヲ辿ルル財政需要ニ応ズル為、租税収入ノ増加ヲ図リ、以テ財政ノ健全化ヲ図ルガ為ニハ、現行ノ所得税及間接税、流通税ノミニテハ行詰ルコトハ明ナリ、故ニ租税体系上ハ適當ニアラズト雖モ、此ノ際急務的ニ現行ノ制度ノ下ニ新ニ個人財産税及売上税ヲ創設シ、以テ租税収入ノ増加ヲ図ルハ現下喫緊ノ方策ナリト認ム、特ニ大東亞戦争ノ勃発ニ依リ皇国興廢ノ岐ルル一大国難ノ時期ニ際会シ、而モ現行制度ノ中心タル所得税ニ於テ既ニ行詰リヲ見ントシ、間接税及流通税ニ於テモ其ノ多クヲ期待シ難キ情勢下ニ於テ、負担均衡上ノ見地ヨリスルモ、過去ノ所得ノ蓄積タル財産ヲ用途トスル財産税ハ最モ意義アリ、且ツ法人ニ對シテハ既ニ法人ノ財産タル資本ニ課税シアル現状ニ顧ミ、此ノ際理論上実行上難点アリト雖モ、個人財産税ト好箇ノ財源タル売上税ノ兩税ヲ創設スルハ現下極メテ必要ナリト信ズ

又従来ノ租税政策ハ相当ノ収入アル者、又ハ相当ノ資産アル者等ヨリ租税ヲ徴収スルヲ以テ原則トナシタルモ、現下ノ財政状態ニ於テハ是等ノ者ヨリ徴収スル収入ノミヲ以テハ到底歳出ヲ賄ヒ得ザルニ到ルベキヲ以テ、国民全部ニ租税ヲ負担セシムル様改正スルコトハ緊要ナリト認ム、此ノ意味ニ於テ家賃及家賃ト見做サルモノヲ課税物件トシ、住居者ヲ納税義務者トスル住居税、醬油溜・ソース其ノ他類似ノ調味料ヲ課税物件トシ、製造業者ヲ納税義務者トシ、其ノ庫出ノ際徴収スル醬油税、及新聞雜誌書籍ヲ課税物件トシ發行者ヲ納税義務者トスル出版税ヲ創設スルノ要アリト認ム

三 財産税ノ創設ヲ困難トスルトキハ地方分与税ノ還付税制度ヲ改メ、国税トシテ徴収スルモノハ之ヲ国庫ニ帰屬セシメ、地方ヘハ付加税トシテ分与スルコト、而シテ国税ニ付テハ此ノ際相当ノ増収ヲ図リ、特ニ地租ニ付テハ相当重課スルコト、此ノ場合資本利子税創設ノ問題ヲ生ズルモ、徴収ノ便宜ヲ図ル為、資本利子税ニ相当スル分ハ分類所得税ニ折込ムコト

収益税ハ昭和十五年ニ於ケル税制ノ一般の改正ノ際分類所得税制度ノ創設ニ依リ廃止セラレ、地方分与税トシテ全部地方ニ還付スルコトニ改正セラレタルモノニシテ、當時トシテハ極メテ適當ト認メラレタリト雖モ、現下ノ時態ニ顧ミ担税力ニ富ム資産、營業等ノ収益ヲ対象トスル収益税ヲ還付税トシテ、国税トシテ徴収スル分ヲモ其ノ俣地方ニ還付シ、税率ヲ固定セシムルハ果シテ適當ナリヤ否ヤニ付テハ相当考究ヲ要スベシ、而シテ別陳セル如ク財産税ノ創設セラルルニ於テハ、現行制度ニ触ルル必要ナシト信ズルモ、若シ財産税ノ創設ガ困難トセバ、此ノ際租税体系上ノ難点アリトスルモ、収益税制度ヲ復活シ、負担力ニ稽ヘ相当ノ課税ヲ行ヒ、殊ニ地租ニ付テハ現時ノ情勢ニ照シ、此ノ際特ニ重課シ、地方ヘハ地方行政ノ実情ニ応ジ付加税ヲ認ムルコトトスルヲ、現下ノ情勢上適當ナル方策ナリト信ズ

二 經濟諸政策トノ調和ヲ図ルコト

租税政策ニ於テ經濟諸政策等トノ調和ヲ図ルコトノ可否ニ付テハ、租税理論上一箇ノ問題タルベキモ、實際問題トシテハ現時ノ如キ負担ノ激増セル場合、現下喫緊ノ重大国策タル生産力ノ拡充、貯蓄ノ増強等ノ諸政策トノ間ニ、現行ノ如キ或ル程度ノ調和ヲ図ルコトハ、蓋シ已ムヲ得ザルモノト認ム、然レドモ余リニ此ノ点ニ重キヲ置クコトハ、租税理論上適當ナリヤ否ヤ相当考究ヲ要スベク、斯カルモノニ対シテハ別個ノ助長保護政策ニ依ルヲ可トスベシ、然ラザレバ租税理論上ノ見地ハ兎モ角、税務執行ヲ複雑困難ナラシムルモノアルガ故ニ考慮ヲ要スベシ

三 租税法規ハ可及の平易ナラシムルコト

租税法規ハ其ノ性質上平易簡明ヲ期シ難ク、時勢ノ進歩ト変化ニ伴ヒ益々複雑トナルコトハ、已ムヲ得ザルベシト雖モ、現行税法ハ複雑難解ニシテ税務ノ第一線ニ在ル者ハ、一般ニ執務上困難ヲ訴ヘ居リ、一般納税者亦理解ニ苦シミツツアル実情ニ在リテ、之ガ税務行政ノ円滑ナル執行ニ相当ノ障碍ヲ齎シツツアリ、仍テ戦時下ニ於ケル租税

法規トシテ多少理論的ナラズトスルモ、可及的平易簡明ナラシメ一般ニ理解シ易カラシメ、以テ稅務行政ノ執行ヲシテ円滑ナラシムルハ、現下最モ適當ナル方策ナリト信ズ

四 租稅共通法ヲ制定シ租稅ノ理念ヲ宣言スルト共ニ、租稅ノ賦課徵收ニ關スル一般原則、稅務官吏ノ調査權限並罰則ニシテ、共通の事項ト認メラルルモノハ總テ本法ニ統一規定スルコト

現在稅法ハ今次ノ新稅ヲ加ヘ三十一ノ多數ヲ占メ、將來更ニ増加ヲ予想セラルル所、各種稅法中ニハ共通の事項ト認メラルル規定多ク、從ツテ此等ノ規定ヲ一括取纏ムルトキハ、稅法ノ簡易化ニ資スルノミナラス、元來斯クノ如キ多數ノ稅法ヲ必要トスル今日ニ於テハ、租稅ノ賦課徵收ニ關スル一般原則、稅務官吏ノ調査權付与、並罰則等ニシテ共通の事項ト認メラルルモノニ付テハ、租稅共通法ヲ制定之ニ統一規定スルハ租稅政策上適當ト認メラレ、而モ戰時体制下ニ於テ我國体ニ適應スル租稅理念ヲ同法ニ之ヲ宣言スルハ、現下最モ適當ナル方策ナリト信ズ

研究ヲ要スベキ事項

一 租稅ニ貯蓄ノ性質ヲ付与セシムルコト

二 租稅証券ヲ發行スルコト

稅務行政

戰時下稅務行政ハ愈々重大ヲ加ヘツツアリト雖モ、之ガ執行ハ難事ノ難事ニ屬セリ、即チ近時ニ於ケル事務分量ノ激増ヲ來セルコトハ、既ニ周知ノ通りナルガ、之ニ對スル人的物的ノ施設之ニ伴ハズ、殊ニ平常時ニ於テスラ稅務官吏ノ定員ハ事務分量ニ比シ満足スベキ状態ニアラザルニ、時局以來鍊達ノ士ノ退官、中堅階級ノ応召等ニ依リ稅務職員ノ不足ニ益々拍車ヲカケ、而モ之ガ補充ハ何等經驗ナキ未熟ノ新任者ニ俟タザルベカラザル狀況ナルガ、最近ニ於テハ此ノ新任者スラ得難キ実情ニアリ、而シテ稅務行政ノ對象タル一般經濟界ハ、戰時財政經濟ノ施行ニ伴ヒ複雑

多岐トナレルノミナラズ、国民ノ納税思想ハ戦時下相当昂上セルヲ認メラルルト雖モ、中ニハ尚納税觀念ヲ欠除シ、積極的ニ脱税ヲ企図スルモノ跡ヲ絶タズ、従ツテ此ノ間ニ処スル税務行政ハ実ニ容易ノ業ニアラズ、今日ノ税務行政ハ只多年伝統的美風ニ培カハレタル税務官吏ノ献身のナル奮闘ニ依リ辛フジテ運営セラレツツアル実情ナルヲ以テ、税務行政ノ現状並将来ハ洵ニ憂慮寒心ニ堪ヘザルモノアリ、御諮問ノ戦時体制下ニ於ケル税務行政ニ対スル所見ニ付テハ、右ノ如キ実情ニ顧ミ左ニ卑見ヲ述ベントス

一 税務官吏養成訓練ニ対スル施設ノ整備拡充ヲ図ルコト

前述ノ如ク戦時下税務行政ノ使命愈々重大ヲ加ヘ、之ガ執行ハ益々複雑困難トナリツツアル状況ニ鑑ミ、税務ノ第一線ニ健闘スル税務官吏ノ素質ヲ昂上セシムルコトハ現下喫緊ノ要務ニシテ、税務官吏ノ養成訓練ニ関スル問題ハ一日ノ儉安ヲ許サザル現状ニアリ

勿論昨年ニ於テ税界多年ノ要望タリシ税務官吏講習所ノ本省ニ創設ヲ見タルコトハ洵ニ喜ブベキコトニシテ、亦当局ニ於テモ実務ニ関スル講習会ヲ開催シ、其ノ他機会アル毎ニ税務官吏ノ養成訓練ニ努力シツツアリト雖モ、之ガ施設ノミニテハ現下ノ時態ニ顧ミ、根本的ノ対策トハ認メ難キヲ以テ、左記ノ如キ施設ヲ講ズルノ要アリ

一 財務局ニ地方税務官吏養成所ヲ創設シ、之ガ卒業生ヲ雇員トシテ税務署ニ採用スルコト、而シテ組織ハ大体左ノ如クスルコト

1 入所資格ハ国民学校卒業又ハ中学二年修了程度以上トシ、中等学校卒業ニ限定セザルコト

2 修業年限ハ二ケ年程度トスルコト

3 精神教育ニ重キヲ置キ、学科ハ実務法規ノ外普通学ヲモ教授スルコト

4 卒業生ニハ判任文官任用資格ヲ与フルコト

5 養成ハ官費トスルコト

尚現在ノ稅務官吏養成所ハ中央養成所トシ、現在ノ如ク一般部外有資格者ヲ入所セシムル者ノ外、前記ノ地方養成所卒業生ヲモ入所セシムルコト

右ハ根本的施設ノ一端トシテ是非之ガ實現ヲ希望スルモ、差当リ当面ノ応急対策トシテ左記施設ノ實施ヲ考慮セン
トス

- 一 雇員ニ對シ採用當時一ヶ月程度ノ短期講習ヲ為シタル上稅務署ニ配置ス
- 二 新任判官ニ對シ直稅、間稅及庶務ニ區別シ一ヶ月程度ノ全体的ノ講習ヲ為ス
- 三 任官後數年ヲ經過シタルモノニ對シ専門的ノ講習ヲ為ス
- 四 實務本位ノ移動講習ヲ勵行ス
- 二 稅務機構ノ整備拡充ヲ図ルコト
 - 一 主稅局ヲ獨立官庁トシ、其ノ地位ヲ昇格セシムルト共ニ之ガ機構ヲ拡充スルコト
 - 二 稅務局ノ機構ヲ更ニ擴張シ、地方財政部ヲ増設シ地方公共団体財政ノ指導監督ヲ為サシムルコト
 - 三 稅務局並稅務署ノ管轄区域ニ付テ檢討ヲ加フルト共ニ、更ニ稅務署ノ新設廢合ニ付テ考究スルコト
 - 四 沖繩県ノ特殊事情ニ顧ミ、那覇市ニ稅務局ノ支局ヲ設置スルコト
 - 五 稅務局各課長、全稅務署長及樞要地稅務署課長ヲ高等官トスルコト
 - 六 稅務官吏ノ定員ヲ増加スルコト
- 三 稅務官吏タラントスル人材ノ吸收策ヲ樹立スルコト
 - 一 稅務ノ重要性ヲ認メシムル方策ヲ講ズルコト

- 二 本省ニ於テ厚生省ノ協力ヲ求ムルコト
 - 三 地方ノ実情ニ応ジ初任給ヲ引上グルコト
 - 四 税務官吏ノ待遇ノ改善ヲ図ルコト
 - 一 税務官吏ノ平均俸給ヲ引上グルコト
 - 二 生活困難地在勤ノ職員ニ対シテハ在勤手当ヲ支給スルコト
 - 三 局部課長及税務署長並税務署課長ニ官舎ヲ支給スルコト
(借上官舎ニテモ可)
 - 四 独身ノ職員ニ寄宿舎ノ設備ヲ為スコト
 - 五 公務出張ニ使用スル自転車ヲ官給スルコト
 - 六 赴任旅費、出張旅費ノ引上ヲ行フコト
 - 七 勤続五年以上ノ職員ニ対シ年功加俸ヲ支給スルコト
 - 八 税務官吏ニ国民服ヲ着用セシメ、之ヲ官給スルコト
 - 九 税務官吏ノ転勤ノ場合ニハ、其ノ子弟ニ対シ中等学校ノ優先的編入ヲ認ムルコト
 - 一〇 税務官吏ノ子弟ニシテ高等専門学校以上ノ学校ニ在学スル者ニ対シテ財務協会ヨリ低利ノ融通ヲ為スコト
- 五 事務ノ簡易化及能率化ヲ徹底的ニ断行シ、事務執行ノ迅速化ヲ図ルコト
- 一 自由裁量範圍ノ拡大
- 現在ニ於ケル財務局及税務署ノ稟議事項多キヲ以テ、此際事務ノ簡捷ヲ図ル為稟議事項ヲ最低限度ニ止メ、財務局及税務署ノ自由裁量ノ範圍ヲ拡大スルコト

二 委任事項ノ拡大

財務局及稅務署ニ於テハ輕微ナル事務ハ各部長及署各課長ニ委任シ事務ノ簡捷ヲ図ルコト

三 各種報告ノ整理

現在ニ於ケル財務局及稅務署ノ執務ノ狀況ニ鑑ミ、諸報告ヲ最少限度ニ整理スルコト

四 文書ノ簡易化

処理上当然必要ナル照會文等ハ印刷配付シ、事務処理ノ簡易化ヲ図ルコト

五 委任徵收制度ノ拡大

現下ノ稅務署ノ現状ヲ以テシテハ、年々累増スル納稅義務者ニ對スル納稅告知書ノ發付ハ到底不可能ニ近ク、更ニ之ガ為消耗スル物資、納稅義務者ノ手数等ヲ省ルトキハ、現在ノ徵收制度ニ大イニ檢討ヲ加フルノ要アリト認メラル、此見地ヨリ間接稅關係ニ於テ現在ノ直接徵收制度ヲ廢止シ、委任制度ヲ採用スルヲ適當ナリト認ムルモノ左ノ通

1 交付金ヲ交付シ居ル団体ニ對シテハ其ノ構成員ノ納稅額ヲ合計シ、其ノ団体ニ對シ一通ノ納稅告知書ヲ發シ、

其ノ内訳ヲ添付スルコトスルコト

2 物品稅モ遊興飲食稅ト同様ニ取扱フコト

六 間接稅ノ検査監督ノ簡易化

1 各稅検査簿ヲ廢止スルコト

2 遊興飲食稅及物品稅台帳ヲ廢止スルコト

3 物品稅中小売課稅ヲ出来得ル限り移出課稅トスルコト

- 4 酒類製造ノ再編成ヲ断行シ検査監督ノ能率昂上ヲ期シ、併テ酒造業者ノ経営ノ合理化ヲ図ルコト
- 七 稅務署長ヲ資金前渡官吏トスルコト
- 六 所得調査委員會制度ヲ改正スルコト
左記ノ通トスルコト
 - 一 委員定數ノ半數ハ之ヲ官選トスルコト
 - 二 稅務署長及直稅課長ヲシテ調査委員タラシムルコト
 - 三 所得稅法第三十六條ノ規定ノ、所得調査委員會ノ「調査ニ依リ」トアルヲ「諮問ヲ經テ」ト改ムルコト
 - 四 所得調査委員ノ選舉制度ヲ衆議院議員ノ選舉ノ如ク立候補者制度トナシ、定員數ヲ超過セザルトキハ届出ノミニ依リ、選舉ヲ要セズシテ委員ニ當選シタルモノトスルコト
- 七 直接稅ノ調査並事務改善事項
 - 一 直稅ニ關スル稅務官吏ノ調査權限ヲ拡充スルコト
 - 二 稅務行政ニ對シ官庁、公共団体、公証人、各種經濟諸団体、銀行会社並ニ稅務署長ノ指定シタル個人ヲシテ、課稅資料等ノ稅務調査資料ヲ通報セシムル義務ヲ課スル等、協力セシムルコトニ法制化スルコト
 - 三 所得申告期限ヲ一月末日ニ繰上ゲ、以テ調査並事務ノ整理進捗ニ一障礙ヲ來シアル現制度ヲ改ムルコト、從ツテ配當所得ノ計算期間ハ之ヲ曆年ニ改ムルコトヲ要ス
- 八 租稅犯ノ嚴罰ニ付テ考慮スルコト
租稅犯ニ付テモ其ノ狀況ニ依リ罰金ノ外体刑ヲモ課スルコトトシ、且一般ニ課刑ヲ重クルコト
- 九 直稅犯則者処罰ノ簡易化及勵行ヲ図ルコト

- 一 直税ニ関スル犯則ニ付テモ稅務署長ニ於テ罰金ニ相当スル通告処分ヲ為シ得ルコトトスルコト
- 二 直税ニ關スル罰則ヲ活用スルコト

一〇 納稅觀念ノ普及徹底方ニ關スル施設ノ拡充ヲ図ルコト

大体左記施設ノ如キハ急速ニ之ヲ実行ノ要アリ

- 一 中央ニ於テハ大藏省ヲ中心トシテ内閣、文部省及大政翼賛會ニ於テ全国的運動ヲ起スコト
- 二 地方ニ於テハ財務局ヲ中心トシテ地方公共団体ニ於テ普及徹底方ニ努ムル外、稅務相談部ノ大拡充ヲ行ヒ之ニ當ラシムルコト

一一 納稅施設ノ整備拡充ヲ図ルコト

一 納稅組合法ヲ制定スルコト

二 納稅資金ノ融通ニ付テハ優先的ニ、且ツ納稅額ノ範圍迄ニハ制限セズニ融資ヲ為シ得ルコトトスルコト

三 租稅ノ前納又ハ一時全額納付ヲ為シ得ルコトトスルコト

四 納稅準備金制度ヲ確立スルコト

一二 財務局長及稅務署長ニ相当ノ機密費經費ヲ支給スルコト

二 昭和十七年度ニ於ケル租稅收入見込額如何

答申要領ノ掲載ヲ省略ス

〔協議事項以下は省略〕

70 昭和17年4月 第二十二回大蔵省稅務講習會要領

昭和十七年四月二十二日

主稅局長 松隈秀雄 印

名古屋財務局長 日比野 襄殿

稅務講習會開催ノ件

來ル六月六日ヨリ別紙要領ニ依リ第二十二回稅務講習會(間稅事務)開催致候條、資格者一三名ヲ選拔シ、左記様式ニ依リ五月十五日迄ニ到達ノ見込ヲ以テ御推薦相成度、此段及通牒候也

〔様式は省略〕

第二十二回稅務講習會(間稅事務)要領

一 會 期 八十日間(自六月六日 至八月二十四日)

二 會 場 旧議事堂内(東京市麴町区霞ヶ関)

三 人 員 八十七名 外ニ外地其ノ他十三名

内 訳

東京財務局

十七名

大阪同

二十名

札幌同

五名

仙台同

十名

名古屋同

十三名

広島同

十名

熊本同

十二名

四 講習科目

憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法、財政学、経済学、犯罪捜査法、外国租税制度、日本租税制度、
関税行政、酒税法、清涼飲料税法、砂糖消費税法、織物消費税法、揮発油税法、取引所税法、印紙税法、物品税
法、遊興飲食税法、入場税法、広告税法、馬券税法、間税〔接〕国税犯則者処分法、醸造学、染織学

五 講習員資格

現在判任官ニシテ左ノ資格ヲ有シ財務局長ノ推薦シタル者ヨリ之ヲ選定ス

- (イ) 俸給五級俸以下、年齢三十五歳以下ニシテ、満二年以上判任官トシテ間税事務ニ従事シタル者
- (ロ) 身体強健、志操堅実ニシテ永ク税務ニ奉職スル見込アル者
- (ハ) 中等学校卒業、文官普通試験合格又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者

六 講習員給与

- (一) 講習地ニ滞在スル者ニハ往復旅費ノ外左ノ滞在日当ヲ支給スルコト、但シ鉄道往復七十八粒未満ハ滞在ヲ認めズ

(イ) 勤務地ニ扶養家族アル者 一日貳円五拾銭

(ロ) 勤務地ニ扶養家族ナキ者 一日壹円八拾銭

- (二) 講習地ニ滞在セザル者ニハ左ノ日額旅費ヲ支給スルコト

(イ) 鉄道往復六〇粒未満 一日壹円五拾銭

鉄道往復六〇粒以上 一日壹円八拾銭

- (三) 東京市内税務署在勤者ニハ日当金七拾銭ヲ支給スルコト

税務講習生注意事項

- 一 講習生ハ六月五日午後四時迄ニ講習会場ニ出頭シ主税局長ノ指示ヲ受クベキコト
- 二 講習会場ハ左記ノ通(図面参照)ナルコト

東京市麹町区霞ヶ関三丁目

旧議事堂(貴族院)内

- 三 講習期間ハ左ノ通ナルコト

八十日間(自六月六日 至八月二十四日)

- 四 六法全書、租税法規、算盤、印章、筆記ニ必要ナル文房具類ヲ携帯スルコト
- 五 講習地ニ於テ食糧米ノ配給ヲ受クル為転出証明書ヲ持参スルコト
- 六 宿舍ハ可成各自ニ於テ選定スルコト、但シ寢具ハ持参スルヲ可トス

〔図面は省略〕

71 昭和17年6月 税務講習会における主税局長訓示

第二十二回税務講習会に於ける主税局長「松隈秀雄」訓示

本日より第二十二回税務講習会を開催するに当りまして、一言所懐を申述べ度いと存じます。

昨年十二月八日畏くも大詔を渙発し給ひ、米英両国に戦を宣せられますや、我が陸海軍将兵は力戦奮闘戦史に比

(平12 名古屋 748)

類なき戦果を収め、国威を中外に宣揚したのであります。我々国民は皇軍将兵の労苦に対し深甚なる感謝の意を表すると共に、各自其の職域に於て奉公の誠を効し、以て大東亜共栄圏の確立に向つて邁進しなければならぬのであります。而して今後に於ける大東亜戦争の進展並に新秩序の建設の爲には、膨大なる国費を要すべきことは言ふ迄もない所でありまして、我々財務を担当する者の責任は愈々重大となつたのであります。此の秋に当りまして本講習会を開催するに至りましたことは洵に意義深く感ずるのであります。

申す迄もなく税務行政は最も重要な国家行政の一部門でありまして、其の成績の良否は国運の隆替にも密接なる關係を有し、其の執行の適否は直接国民の利害休戚に至大の影響を及ぼすものであります。殊に戦時下統制經濟の進展と共に、税務行政の執行は複雑困難となり、加之最近数次の増税が行はれ国民の負担は著しく加重せられた結果、税務行政の適正を期するの要愈々緊切なるものがあります。而して此の複雑多岐なる國民經濟の实情に応じ適実公正なる課税を行ひ、円満適正なる執行を期する爲には制度の整備充実を図ることも固より必要であります。之が運用の任に當る税務官吏の素質を向上せしめることが最も緊要であると信ずるのであります。

我國の租税制度は昭和十五年に於ける一般的改正に依り、現下の非常時局に対応するに足る確固たる制度が整備せられたのであります。如何に制度を完備致しましても之を運用するに人を得なければ、所期の効果を挙げる事が出来ないであります。従つて人格高潔にして技術優秀なる税務官吏を得ることは、租税制度の機能を最大限度に發揮せしむると共に、税務行政をして光輝あらしむる最大要件であります。殊に税務行政の現状を顧みますと中堅税務官吏の養成は年と共に益々其の重要性を痛感せられて居るのであります。本省が多年財政上、事務上多大の犠牲を払つて税務講習会を開催し、中堅税務官吏の養成訓練に努めつつある所以は此処に在るのであります。諸君は本講習会開催の趣旨を十分に了得せられ大に期する所が無ければならぬのであります。

凡そ税務官吏たる者は事務才能の優れたることのみを以て足りりとすべきではなく、高潔なる人格と円満なる常識に加ふるに、社会経済情勢に対する深き理解と洞察とを必要とするのであります。本講習会に於て、講習科目を税務に直接関係ある科目に止めず、広く諸般の基礎的学科をも選定し、又随時有益なる科外講話を行ふことに致しました趣旨も、此処に存する次第でありまして、精神修養上或は常識涵養上諸君を裨益する所多大なるものがあることを信じて疑ひません。

本講習会に於て講師として外部より招聘致します各位は、夫々斯界の権威者でありまして、何れも多忙なる職務を有して居られる方々であります。本講習会の趣旨に賛成せられて特に講師たることを快諾せられたのであります。又部内の講師も皆多忙なる常務の傍諸君の為指導の任に当らるる次第でありますから、諸君は講師各位の好意に對し敬意と感謝の念を以て熱心に勉強せられんことを望みます。

諸君は多数同僚の中から特に選拔せられて本講習会に出席せられる名誉を得たのであります。私は諸君が本講習会に於て、多くの新知識を獲得せらるると同時に、必ずや人格の向上及常識の涵養に付ても亦得らるる所が尠くないことを確信して居ります。諸君の上司並に同僚も亦諸君が立派な成績を収め、無事帰任せらるゝことを待つて居るのであります。諸君は其の責任の重大なるを自覚し、上司同僚の期待に背かざるよう勉強せられんことを希望致します。尚本講習会は二ヶ月半の長期に亘るのであります。其の間毎日の課程は相当に重く、諸君の労苦は軽からざるものがあると思ふのであります。向上の意氣と緊張せる精神とを以て学に励むと共に、苟も病の為中途に於て落伍するが如きことなきやう、各自節制を守り健康の保持に留意せられたいと存じます。

以上聊か所懐を述べて開講の辞と致します。

72 昭和17年7月 夏季における服装の簡素化

職秘第二二一号

昭和十七年七月七日

東京財務局長 印

稅務署長 殿

出張所長 殿

夏季庁中ニ於ケル男子服装ノ簡素化ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ別紙ノ通大蔵次官ヨリ通牒有之候趣ヲ以テ、主稅局長ヨリ移牒相成候条、右趣旨ニ依リ実行方配意相成度

右通牒候也

追而、目下所得金額等決定通知直後ニ属スルヲ以テ、京浜各署及其ノ付近ノ稅務署ニハ之カ異議申立者等ノ出入比較的多數有之哉ニ被察候ニ付テハ、是等ノ署ニ在リテハ成ルヘク民部ノ感觸ヲ害セサル意味ニ於テ、茲暫クノ間本件ノ実行ヲ見合ス等適宜ノ処置相成候様、為念申添候

(昭和一七、七、四付主親秘第二五五号主稅局長通牒)

官房職甲第一二四六号

昭和十七年七月三日

夏季ニ於ケル執務能率ノ増進ト物資ノ節約等ニ資スル為、概ネ八月末ニ至ル迄左記ニ依リ庁中ニ於ケル男子服装簡素化実行相成度、依命此段及通牒候也

尚、公衆ノ出入スル場所ニハ本件実行趣旨ヲ周知方取計フ様御指導相成度及申添候

記

一 上衣ヲ脱シ、「ネクタイ」ヲ着用セザルヲ得ルコト

(注意)

一 右ノ服装ヲ以テ大臣室マデモ出入差支ナキコト

二 部外者トノ応接ニ際シテモ通常ノ場合ニハ本通牒通りニテ差支ナキモ、特ニ敬意ヲ払フヲ適當トスルガ如キ場合ハ社会通念ニ從ツテ判断シ、非礼ニ亘ラザル様留意スルコト

三 上衣等ヲ着用セザル結果、一見無作法ナルガ如キ感ヲ与フルノ惧ナキニ非ザルヲ以テ、部外者トノ応接ニハ特ニ懇切丁寧ヲ旨トシ、苟クモ非礼ノ誹ヲ招クガ如キコトナキ様留意スルコト

四 上衣ヲ着用セザル場合ニ於テ、下着ハ必ずシモ「ワイシャツ」ヲ着用スルコトヲ要セザルモ、半袖又ハ長袖ノモノヲ用ヒ、全然袖ノナキ運動シャツノ類ハ用ヒザルコト。其ノ他華美ナル色彩ヲ施セルモノ等、官庁ニ於ケル執務時ノ服装トシテ不適當ト認メラルルモノハ之ヲ避クルコト

五 上衣ヲ脱スル場合ニ於テハ盜難ヲ注意スルコト

73 昭和17年7月 杉村楚人冠の「待つ身」

昭和十七年七月二十一日

大阪財務局囀

税務署長殿

別紙アサヒグラフ七月二十二日号所載「林中放送」ハ、東京局管下松戸税務署ニ於ケル納税者ノ質疑応答取扱振ニ関スル記事ニシテ、右ハ民部ノ心裡ヲ穿チタル凱切ナル事例ナルヲ以テ、参考ノ為各税務署ニ周知方大蔵省主税局長ヨリ通牒有之候条、此段及移牒候也

(アサヒグラフ 七月二十二日号)

「林中放送」

楚人冠

待つ身

△熱海に所用があつて、久しぶり小田急で小田原へ往復したら、往に新宿を出る時も、復に小田原を出る時も、発車の定刻より三十分も前から、列車の用意が出来てゐて、どんどんと改札しては、どんどん客を乗車させた。

△おかげで長い間改札口に列を作つて待たせられることもなく、改札口から我一と列車へ駆け出す騒ぎもなく、早く来た者から順々にいい席を取つてゆつくりと新聞でも読んでゐられた。改札係が少し改札時間を早めて呉れたら、こんな大勢の乗客が助かるのだと、少からず快感を覚えた。

△それに就て思ひ出すのは、この前、伊豆の伊東から熱海へ帰るつもりで、少し早目に伊東駅へ駆けつけたら、列車の用意がちやんと出来て、つひ目の前のホームに横づけになってゐながら、改札口はなかなか開けて呉れず、乗客は大勢一列になつて、ぼんやりと待たせられた。これは昨年十一月二十七日の午後六時四十九分発列車の事であるが、いつもさうだかどうだか、私は知らない。

△待たせるにはいづれ待たせるだけの理由があるに相違あるまいが、時には改札係の骨惜みとしか思はれぬこともある。自然待たせらるゝ者は、徒らにぢりぢりさせられる。これは改札に限らず出札にもよくあることで、発車時刻ぎりぎり迄切符を売り出さぬ駅がよく田舎にある。待たせるなら待たせるで、その事情が唯にも分るやうに出来ないものであらうか。

△それに就て今一つ思ひ出す事がある。私は税務署から届いた所得額決定書に不審があつて、或る日千葉県の松戸税務署へ出かけた。丁度所得決定額に対する異議の申立期間中であつたので、必ず多人数一時に詰めかけてゐて、悪くすると小半日も待たさるゝのでないかと、一応覚悟はきめてゐた。

△行つて見ると、果してその頃詰めかける人は絡繹として引きも切らない。併しそこは物馴れた税務署のことゝで、そんな事に手ぬかりはなかつた。前以て百人も入れさうな二階の大広間を待合室にと用意して、その隣室には長く卓子を列べて、五人の吏員がそれからそれと、敏捷に質問や異議を捌いて行くことしてある。稀にはつまらぬ事を言ひ出して叱られてゐるものもあるが、大抵は丁寧懇切に説明して聞かせる。女には女らしく、文字のなささうな人にはないらしく、それぞれ人に応じて納得の行くやうに説き聞かせてゐる。

△二階の上り口に受付の女事務員がゐて、こゝで入り来る人々の到着順を登録して、一人一人順々に吏員の前へ呼び出される仕組である。試に私は何番目になるかと尋ねて見たら、事務員はうささうな顔も見せず、カードを繰つて

見て二十七番目になりますといふ。お話の長い方もあり、直ぐすむ方もありますが、先づ一時間以上はかゝりませうと丁寧に教えて呉れた。

△一時間でも二時間でもかういふ事情で待つのだと分れば、凡そ待つのに見当がついて待ち甲斐があらうといふものである。私は厚く謝して待合室で新聞を読んでみた。その内彼此一時間二十分ばかりして私は呼び出された。私の質問は極めて簡単なものばかりであつたが、吏員は合点の悪い私にもよく合点の行くやうに話してくれた。尚先方の書き間違ひと知れたものは、別に書面で異議の申立をする迄もなく、早速訂正しておきませうと、あつさり承知して呉れた。

△私はこゝの待たせ方に心から満足してゐた上に、今又こゝの吏員の態度にも心から満足した。いゝ心持でこゝを引き上げた。

△全然待たせぬに越したことはないが、待たせてもその事情が判明してゐさへすれば、われらは快く待つ。たゞ訳も分らずに待たせらるゝのが一番つらい。汽車が停車場に留つたきり何時迄たつても動かないやうな時、駅長の手一つで、乗客の気持を暗くも朗かにも出来るのでないかと、私はいつも思ふことである。

(平 12 高松 15)

74 昭和17年7月 広島局長のラジオ放送

秘第五三三三号

昭和十七年七月十八日

各税務署長殿

多田局長ノ放送原稿送付ノ件

本月十五日広島中央放送局ニ於テ納税思想普及ニ関シ、「納税奉公」ト題シ放送相成候多田局長ノ放送原稿、別紙参
考迄ニ及送付候也

納税奉公 (昭和十七年七月十五日 多田「喜一」広島財務局長放送原稿)

先般来、各税務署から本年度の所得税等の決定通知を出しました処、それに対する不審なり、不服なりに付て、いろいろ窗口に御見えになる様でありますが、その多くの方は何れも時局柄と申しますか、従来の様な安ければよいといふのでなくて、真にわからぬ所を聞くと云ふ人が多いと云ふ事を、税務署長から報告して参つて居るのであります。私としては、それを聞いただけでも非常に嬉しくも思ひ、又そうだから尚更充分注意をして決定に間違ひはあつてはならぬ、公平を欠いてはならぬと考へて居るのであります。私共の理想と致しましては一人の不服の方もなく、みんな税金だけはと喜んで納めて頂ける様にしたと思ふのであります。何分戦争以来数回税法を改正致しまして、全体に税金が重くなつて居ります所へ、税務署の方も人手が不足してゐる上に、経験の浅い仕事に馴れない者も相当居りますので、調査の方も決して充分だとは申上げられないのであります。ですから御不審の点なり、御異議の点はどうか御遠慮なく税務署に来て、御了解のゆく迄御尋ね下さることを希望いたします。只茲で税務署の為に一言御願致して置きたいことは、御尋ね下さつて御解り下さつたならば、成るべく手数のかからぬ様に早く正確に納税して下さいて下さることです。

実は本月広島市等に於て「納税報国週間」と云ふのを行ひ、皆様の御理解を得る為に、広く税に関するお話なり、いろいろの行事等を行ひ度く存じて居りましたが、選挙等の関係がありまして、この催しは来月に延期致すこととなつたのであります。それで只今私は主として、本月納税期日になつて居ります所得税を中心といたしまして、聊か税に関する御話を申し上げ度いと存ずる次第であります。

扱て茲で話の順序といたしまして、租税とはどういふものであるか、特に日本の租税はどういふものであるかといふやうなことを一寸申上げて置きたいと思ひます。租税の性質に付きましては、学問の方では租税の本質と申しまして、極めて難しい問題の一つであります。従つてそれを今私が極く簡単に申上げることが甚だ難しい事ではありますが、今日は学問ではありませんから、多少正確でなくとも成るべく解り易い様に申上げたいと思ひます。

そう致しまして、租税とはどんなものかといふことを知るには、何故に吾々の団体生活には租税が必要であるかといふ「と」を考へれば、大体御解り下さることが出来るかと思ふのであります。そして租税のことを考へるに付ては、皆様に一番手近な市町村税の方から考へて下さると、更に解り易いかと思ひます。

然らば何故市税や町村税を必要とするのでありませうか、それは言ふまでもありません。日常の吾々の生活で、吾々一人の力では出来なくて、市町村といふ共同の力でなければ出来ないものから、吾々はどういふやうに御蔭を蒙つて居るかといふことを考へれば直ぐわかるのであります。

先づ一人で学校を建てるわけには行きますまい。又一人で道路や川を通じ、橋を架けるわけにも行きません。病院を建てたり、消防設備を整へたりすることも困難であらうと考へます。水道があるならば水道の施設も個人では出来な
いであります。

こういふことは凡て市町村といふ共同の力でやつて呉れるから出来るのであります。そうするとその施設に必要な費

用を市町村民が分担するといふのは当然の事でありまして、これが即ち市町村税の必要なる理由であります。市町村税のことがわかれば国税も略同様であります。国にも国民一人一人では建設したり施設したりすることの出来ないことが多いのです。何千万円、何億円といふ軍艦を造り、何十万円、何万円といふ大砲や飛行機を何千何百と造るのに、国民一人一人の力で出来ないことは言ふまでもありません。其の他国が施設し経営する警察や港湾、学校、鉄道、病院、電信、電話等凡て左様であります。その全体の費用を国民が分担する、これが国の租税即ち国税の必要とする理由であります。

然しこの租税も極単純な原始の社会に於ては、恐らく労力を以て払はれたと思ふのであります。即ち道路をつけたり、河を開き橋を架ける等の共同の事業は、国民が労力を奉仕して皆で造つたのであります。社会が進歩し、人が多くなると皆が一度に働きに出て困りますし、又難しい仕事になれば専門家でなければ出来なくなつたのであります。そこで仕事の方は一部の国民である専門家に任せ、その他の国民は労力を提供する代りに、その間に働いて得た所から税金を出すといふやうになつたのであります。これが今日の租税であります。

茲までは大体今日、何処の国の租税に付ても当てはまることであらうと存じます。然し更に遡つて、然らば如何なる共同の事業、共同の施設の為にこの租税が起つたか、或は如何なる事から租税観念が發達したか、これは即ち各国の歴史によつて異なることであり、その国柄によつて違ふ所であります。

例へば或国では外敵を防ぐ為に先づ租税の起つた国もありませう、又或国では王様の宮殿や其の他何か王様が大きな事業を為される為に、人民の労力を用ひ、或は租税を徴した国もありま「せ」う。

又或国では征服した民族が、征服された民族の働いて得たものを分け取る為に、強制的に租税を取つた国もありませう。

之皆、その国の歴史が異なる如く、租税の起源（オコリ）も異なる所以であります。

然らば日本の租税のおこりは如何と申しますに、茲にも私は日本の有難い他に例を見ない国体、即ち国柄がよく表はれて居ると思ふのであります、と申しますことは我国の租税は實に天皇が国民の代表として我等の共同の祖先を御祭り下さる時、全国の国民は自分の獲物或は作物を神に御供へ申し度く、天皇に捧げ奉つたことから起つて居ると思はれることであります。この捧げ物を贄ニハ或は大贄オホニハと申しました。即ち初物を神に御供へする意味であります。

之が抑々の我国の租税の起りでありまして、それが毎年繰り返して行はれますから、国民も亦毎年時々の産物を奉ることとなります。そこで之をミツギと申しました。即ちミは上に対する敬称であります、ツギとは続き供給するといふ意味であります。

第十代崇神天皇の御代に男子の奉る調を弓弭の調といひ、女子の奉る調を手末の調と名づけ給ひし事は、皆様よく御承知の通りであります。思ふに其の当時は男子の調は主として弓によつて獲たものであり、女子の調は手にて織り、或は作つたものであつたからであります。此のミツギとして奉つた物は、神武天皇以来斎藏といふ一つの蔵に御納めになつて居たのであります、神功皇后の三韓征伐以後、三韓から今度は全く違つた意味の貢物、即ち他国からの贈物が沢山来る様になり、同時に其の頃から国内のミツギ物も増加致しましたから、第十七代履中天皇の御代に今一つ内蔵といふ別の蔵を御建てになり、そこで神の物と天皇の物、即ち神物と皇物とを御分けになり、神の物は斎藏へ、天皇の物は内蔵へ御納めになつたのであります。

所が更に段々国内の産業が発達し国内のミツギ物が増加致しまして、内蔵に納める物が多くなりましたから、第二十代雄略天皇の御代に更に大蔵といふ蔵を建てて、今まで内蔵に納めて居た物を、皇室で御使用になる物と一般の国家の用務に使ふ物とを分ち、一般の国の用に使ふ物を此の大蔵の方に御移しになつたのであります。

之で我国のミツギ物は神様へ供へる物、皇室の御用に御立て申す物、其の他一般に国の御用に立てる物と三つに分けられて、三つの蔵に納められることになつたのでありまして、之が我国の租税の起源であり、最初の租税制度の大様であります。

その後、時の経過と共に、租税制度も租税に関する思想も変化を致しました。とりわけ明治の御代に至り、西洋思想が入つて来ましてから特に著しく變つたのであります。然し私達は我国本来の租税の姿は如何なるものであつたかといふことを忘れてはならぬと思ふのであります。

扱てこの租税でありますが、我国に於きましては、明治初年（自明治三年十月至明治四年九月）に約一千万円の租税収入でありましたものが、日清戦争後の明治二十九年には八千余万円となり、日露戦争後の明治三十九年には二億八千余万円となり、第一次欧州大戦後の大正十年には八億余万円となり、今次大東亜戦争前の昭和十一年には十億五千余万円となりました。

然るに今や大東亜戦争第五年目の昭和十六年に於ては四十三億円となつたのであります。我国力の急速なる発展をよく表して居ると共に、今日国民が分担される租税の決して尠くないことを思はれるのであります。

この租税は今日の戦費を作り、国費を賄ふて居る外、今日の貯蓄と共に戦費の支払によつて稍々ともすれば通貨を膨張せしめ、物価を騰貴せしめやうとする所謂インフレーションを防ぐ役目を果して居るのであります。即ち貯蓄は政府が先づ支払つて、後でそれを貯蓄といふポンプで吸ひ上げて居るのであります。租税は国が支払ふ財源を得る為に先づ吸ひ上げるのでありますから、インフレを起さぬ前に先づ吸ひ上げて居るのであります。

かくて租税と貯蓄とは両々相俟ちまして我国の戦時財政を支へ、之を遺憾なく運行せしめて居る基礎であります。

この国税の中心を為して居るものは、本月第一回の納期となつて居ります所得税であります。即ち所得税は今日の我国の數ある租税中一番多額なる租税であるばかりでなく、特に国税と云はれる位に一番多くの人に關係のある租

税であります。

我国に於きまして、所得税の初めて出来たのは明治二十年でありまして、其の当時に於ける一年の所得税収入は約百万円でありました。当時の租税収入全額六、七千万円中一分六厘を占めるに過ぎない状態であつたのでありますが、今日に於きましては所得税収入は十四億余万円に上りまして、租税総収入四十三億円に対し三割二分五厘余を占めて居るのであります。その所得税の内容に付ては皆様既に御承知の通り、分類所得税と総合所得税の二つに分れて居りまして、分類所得税の方は所得の色分けに従つて、即ち所得の種類により租税を負担する能力に差別があるといふことを考へて、税率を異にし税を決めて居るものでありますが、総合所得税の方は所得の高により租税を負担する能力が違ふといふことを考へて、所得高の多い者には税率を高くして税を決めて居るものであります。従つて大抵の方は分類所得税か総合所得税を納めて居て下さると思ふのでありますし、又所得税こそ国民の力に一番よく応ずることの出来る租税でありまして、此の戦時下に最も相応しい租税なのであります。

税務署では出来るだけ慎重に、公平に、間違のない様に調査した積りでありますが、万一誤りのあつた場合は之を訂正することに決して吝かでないのであります。特に本年は税法が改正され、新しい納税者も多くなつたらうといふので、既に新聞紙上でご承知の通り訂正願の提出期限を延長する等、各種の特例を設けまして、真に訂正を要するものは訂正をしようといふ取扱ひ方になつて居るのでありますから、間違つて居ると御考への方は御遠慮なく申出下さることを希望致します。その代り本月末がその第一回の納期限でありますから、その時には是非一人残らず御納め下さることを希望致します。

素より納税は兵役と共に私国民の二つの大きな法律上定められた義務であります。吾々お互は、法律で定められて居るから仕方がない、いやいや乍ら納めるのだといふのでなく、この世界に比類のない有難い国に生を享け、栄ゆ

る御代に生れ会はしたことを感謝する心持を以て納税して行きたいものと思ふのであります。

遠く太平洋の彼方、或は赤道直下焼くが如き南方の戦野に君の御為戦役に従事する、これ寔に国民と致しまして立派な御奉公であります。然しそれと同時に毎日々々の自分の仕事を励みながら、定められた所の税を納めて行くと云ふこと、これも亦私共がお国に奉公する大なる途であると云ふことを十分考へなければならぬのであります。

明治天皇の御製に、

千万の力を集めてぞ

国はゆたかになすべかりける

と御諭し給ふたのがあります。寔に一億一心民の力が集つてこそ、ゆるぎなき国の基となり、栄ゆる御代の礎となるものであらうと存じます。幸に事変以来、税金は年々増して居るにも拘らず、納税の成績は年一年と良くなつて居るのであります。その理由は何処にあるか、勿論町内会や部落会等の御活動に依り、納税思想の普及が行はれたことにもよりますが、根本にはこの大東亜戦争をきつかけに、かつて西洋思想の為に覆はれて居た我国民本来の国家觀念が、はつきりと意識されて来たことに基くことであらうと存じます。即ち普天の下、卒土の寶、一木一草悉く大君のものであり、その土地に生成するもの、その土地に業を営む者は、それによつて獲たるところの何程かを税として奉獻することを欣ぶといふ、我国本来の租税の姿に立帰りつつあるが為であらうと考へられるのであります。

この極めて喜ばしい傾向を長く維持して貰ひ度いと念願して已まないものであります。其の為には税務行政に携はる者も亦、大いに足らざる所を補ひ、自ら反省して何処迄も至公至平を旨とせねばならぬと考へて居るものであります。

此の点に付きましても、大方皆様方の御協力を御願ひ致しまして、御話を終らうと存じます。

75 昭和17年9月 自己便宜による退官抑制方

職秘第三一二号

昭和十七年九月四日

東京財務局長 関

税務署長 殿

出張所長 殿

自己便宜ニ依ル退官抑制方ニ関スル件

晩近税務判任官ニシテ自己便宜ニ依リ退官セントスル者漸次増加ノ傾向ニシテ、殊ニ恩給年限ニ達シタル中堅層官吏カ家庭の事情ニ藉口シ転職ヲ企図スルモノ漸増シ、一々事情已ムヲ得サルモノトシテ之等ノ者ニ対シ退官ヲ認ムルニ於テハ、戦時下殊ニ激増セル事務ノ運営上洵ニ憂慮スヘキ結果ヲ招来スルヲ以テ、自今此ノ種ノ退官願出ニ対シテハ願意許容相成ラサルコトニ致度候ニ付、退官願出アリタル場合ハ極力抑制シ翻意セシムル様留意相成度右通牒候也

追而、病氣ト称シテ退官セル者、又ハ青年官吏ニシテ勉学、孝養、家事手伝等ノ名目ノ下ニ退官セル者ニシテ、幾何モナク夫々可然会社等ニ就職シ居ル事例モ有之哉ニ及聞候ニ付、之等事由ニ依リ退官ヲ願出ツル者ニ対シテハ、現下ニ於ケル税務ノ重要性ヲ懇々説示シ辞表ヲ撤回セシムル等、機宜ノ措置ヲ講セラレ度

76 昭和17年9月 昭和十八年度稅務講習所生徒募集要項

稅講第一六三號

昭和十七年九月二十五日

稅務講習所長 松隈秀雄 圖

大曲稅務署長殿

昭和十八年度生徒募集要項送付ノ件

本所ニ於テハ毎年度全國ヨリ二百名程度ノ中等學校卒業者ヲ選拔入所セシメ居候処、明年度ハ約六百名ノ生徒ヲ募集
(募集廣告ハ九月二十一日官報登載済) スル見込ニ有之候ニ付テハ、之ガ応募勸誘方ニ関シ格別ノ御尽力ヲ相煩度、
別紙生徒募集要項及入学志願者心得各五部宛相添へ及御依頼候也

追而、県下中等學校(除工業學校)ニ対シテハ、募集要項及志願者心得各二部宛送付致置候ニ付申添候

昭和十八年度生徒募集要項

東京市麴町区霞ヶ関 大藏省

稅務講習所

募集要項

一 本所ノ目的

財務行政ニ必要ナル學術及実務ヲ教授スルト共ニ、其ノ徳性ヲ涵養シ身体ノ鍛鍊ヲ施シ、以テ稅務行政運用ノ根幹タルベキ人材ヲ養成スルヲ目的トシ、卒業生ハ全国ノ稅務官庁ニ模範的判任官トシテ配屬セシムル使命ヲ有ス

二 募集人員 六百名ノ見込

三 修業年限 滿一ケ年

四 入学志願者ノ資格

(一) 身体強健、志操堅実ニシテ確固タル志望ヲ有シ、左ノ各号ノ資格ヲ具フル者

(イ) 年齢十七年以上二十五年以下ノ男子ナルコト

(ロ) 文官任用令第六條ノ資格ヲ有スルコト(文官任用令ノ部参照)

(ハ) 品行方正ニシテ身元確實ナルコト

(二) 左ノ一ニ該当スル者ハ入学ヲ志願スルコトヲ得ズ

(イ) 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

(ロ) 懲戒免官若ハ免職又ハ諭旨免職ノ処分ヲ受ケタル者

(ハ) 禁治産又ハ準禁治産

(二) 破産者ニシテ復権ヲ得ザル者

五 出願期日 昭和十七年十二月末日限

六 出願手續

(一) 提出書類

- (イ) 入学願書（規則第一号書式）
現ニ官庁ニ奉職中ノ者ハ所属長官ノ受験許可証ノ添付ヲ要ス
 - (ロ) 身分証明書（規則第二号書式）
 - (ハ) 履歴書（規則第三号書式）
 - (ニ) 卒業成績証明書
中等学校卒業者ノ場合ニ限ル、尚昭和十八年三月卒業見込者ハ第一第二学期成績証明書ヲ以テ代フルコト〔ヲ〕
得
 - (ホ) 写 真（手札形トシ出願前三月以内ニ撮影シタル脱帽半身像ニシテ、裏面ニ撮影年月日、本籍地、現住地、氏名及生年月日ヲ記載シタルモノ）
 - (ハ) 返信用封筒
受験者心得送付ノ為必要ニ付、住所氏名ヲ記載シ四銭切手ヲ貼付スルコト
 - (二) 提出先 本所教務係宛
- 七 試験日時
試験日時及試験執行地ニ於ケル試験場ハ受験者心得ニ依リ指示ス
- 八 試験執行地
東京、宇都宮、仙台、秋田、札幌、名古屋、長野、大阪、金沢、丸亀、広島、松江、熊本、大分
- 九 試験科目
入学試験ハ学科試験、体格検査及口頭試問ニ分ツ

学科試験ハ中学校卒業程度ヲ以テ左ノ科目ニ付キ之ヲ行フ

(イ) 公民科 (ロ) 作文

一〇 受験料 徴収セズ

一一 合格者発表

直接合格者へ通知ス

一二 入学期日 昭和十八年四月上旬

一三 入学許可取消

左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

(一) 入学ノ際本所ニ於テ執行スル体格検査ニ合格セザルトキ

(二) 故ナクシテ入学指定ノ日ニ出頭セザルトキ

(三) 疾病其ノ他ノ事由ニ因リ入学指定ノ日ヨリ二十日以内ニ出頭セザルトキ

一四 入所中ノ待遇

(イ) 授業料 徴収セズ

(ロ) 給与

(一) 生徒ニハ修業期間中毎月三十円(但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ三割以内ヲ増給)ヲ修業費用トシテ支給セ

ラルルノ外、被服費トシテ年額二十五円ヲ支給ス

(二) 生徒ニハ右ノ外、修学ニ必要ナル書籍又ハ学用品ヲ貸与シ又ハ給与ス

(三) 税務実習又ハ実地見学ノ為ノ出張ノ際ハ旅費ヲ支給ス

(ハ) 寄宿舎（東京市小石川区小石川町一丁目 稅務講習所寄宿舎）

(一) 在学中ハ總テ寄宿舎ニ居住セシム

(二) 費用、食費、舎費及交通費トシテ月約二十三円ヲ要ス

一五 卒業後ノ待遇

卒業後直ニ稅務部内ノ判任官ニ任用シ（初任給月俸五拾円、外二月手当、賞与等）、将来高等官ニ昇進ノ途ヲ拓キアル外、南方諸地域ヘ派遣ノ機會ヲモ与ヘラル

一六 卒業後ノ義務

卒業後滿五年間稅務部内ニ奉職スルノ義務アルモノトス

参照

文官任用令抜粹

第六條 判任官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

二 高等試験令第七條ノ規定ニ依リ高等試験予備試験ヲ受クルコトヲ得ル者

四 普通試験ニ合格シタル者

六 二年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 三年以上判任官待遇以上ノ待遇官吏ノ職ニ在リタル者

八 四年以上雇員タリシ者

九 四年以上北海道、府県、市町村又ハ之ニ準ズルモノノ有給吏員ノ職ニ在リタル者、前項ニ規定シタル各職ノ

在職年数ハ之ヲ通算ス、但シ所要ノ在職年数ヲ異ニスル各職ノ在職年数ヲ通算スル場合ニ於テハ、甲職ノ在職年数ノ其ノ職ノ所要ノ在職年数ニ対スル比率ヲ、乙職ノ所要ノ在職年数ニ乗ジテ得タル年数ヲ甲職ノ在職年数トシテ之ヲ乙職ノ在職年数ニ通算ス

[第一ノ三号書式ハ省略]

学科目及講師一覽表

東京市麹町区霞ヶ関 大蔵省

税務講習所

科目

講師名

官吏服務紀律

税務講習所長(大蔵省主税局長)

松隈 秀雄

修身

東京高等師範学校教授

原 房孝

国体学

国民精神文化研究所所員

井上 孚麿

憲法・行政法

東京帝国大学教授

杉村章三郎

民法

東京控訴院判事

根本 松男

商法

大審院判事

横田 正俊

刑法

東京刑事地方裁判所部長判事

草鹿浅之介

刑事訴訟法

司法省司法事務官

脇田 忠

経済学

東京帝国大学助教授

難波田春夫

財政学	慶應大学教授	高木 寿一
簿記	東京商科大学教授	岩田 巖
会计学	東京商科大学教授	太田哲三
会计学	会計検査院検査官	池田 直
日本租税制度	大蔵省主税局国税課長	池田 勇人
関税法	同 関税課長	秋元 順朝
相続税法	同 経理課長	平田敬一郎
地租法・遊興飲食税法・鉱業税法	同 地方税課長	氏家 保寿
租税総論・外国租税制度・国税徴収法	税務講習所教授兼大蔵事務官	今泉 兼寛
砂糖消費税法・広告税法	大蔵省主税局国税課	脇阪 実
所得税法・外貨債特別税法・有価証券移転税法	税務講習所教授	中島 直
配当利子特別税法・通行税法・建築税法	大蔵省主税局国税課	明里長太郎
法人税法	東京財務局直税部長	北島 武雄
営業税法	大蔵省主税局国税課	村山 達雄
電気瓦斯税法・織物消費税法	同	忠 佐市
酒税法	東京財務局間税部長	吉田 信邦
物品税法	大蔵省主税局地方税課	細野 巳市
入場税法・家屋税法		

間接国税犯則者処分法・印紙税法・骨牌税法

同 国税課 大蔵理事官

城島 豊

清涼飲料税法・取引所税法

東京財務局 財務局事務官

永見 周蔵

馬券税法・揮発油税法

同

宇井喜重郎

臨時利得税法・特別法人税法

同

石田 亮盛

国有財産法

大蔵省營繕管財局 事務官

田村 兵吾

会社經理統制令

大蔵省会社部 大蔵事務官

石野 信一

珠算

通信省貯金局

大塚 義男

体操

文部省体育局

三柳 将雄

(平 19 仙台 35)

77 昭和17年12月 庶務課員の現金取扱について

総徴機第一九号

昭和十七年十二月廿三日

東京財務局長印

税務署長殿

税務官吏ノ官紀振肅ニ関シテハ屢々通牒セル所アルニ拘ラズ、最近庶務課員ニシテ増税ニ伴フ滞納者ノ増加、納税督
励ノ長期化ニ乗ジ、納税督励ノ際領収シタル税金又ハ滞納税金ヲ領収シ、之ヲ遊興費ニ消費シタル事例有之候処、右

ハ甚ダ遺憾トスル所ナルヲ以テ、部下職員ノ指導監督ニ付テハ尚一段ノ注意ヲ加ヘラレ、如斯事例ノ發生ヲ見ルガ如キコト之レ無キ様監督ニ万全ヲ期セラレ度

右通牒候也

追テ、現金出納事務ノ監督方ニ付テハ、従来ノ例規令達ニ依ルノ外、左記事項留意セラレ度

記

一 納税督励ノ際領収シタル現金ニ付テハ、領収ヲ為シタル納税告知書ノ員数、現金領収証原符ノ員数及現金ト納税督励取扱現金受払簿ノ員数トヲ、日日庶務課長ヲシテ照査ヲ遂ゲシメ、尚市町村ヘノ送付手續モ庶務課長ヲシテ当ラシムルコト

二 止ムヲ得ザル事由ノ為、督励従事員又ハ他ノ庶務課員ヲシテ市町村ヘノ送付ニ当ラシムル場合ハ、市町村当局者ヲシテ当該帳簿ト払込額トノ員額ニ付、符合ヲ認メタル上受領方協議ヲ遂ゲ置クコト、此ノ場合ニ於テハ其ノ事蹟ノ当否ニ付充分監督スルコト

三 督促手数料、延滞金又ハ弁償金、若ハ小額ノ滞納税金ヲ收入シタルモノアルトキハ、当該領収証書ガ納人ニ交付シアリヤ否ヤノ事実ヲ確ムルコト

四 前項ノ場合ニ於テ、取扱者ガ任意立替納付等ノ事由ニ依リ領収証書ヲ所持スルニ於テハ之ヲ提出セシメ、庶務課長ヲシテ亡失セザル様保管セシムルコト

五 署内収入日計簿、滞納処分実蹟簿及現金出納簿ハ、取扱当日又ハ帰庁当日必ず之ヲ整理セシメ、庶務課長ヲシテ関係簿書ノ員数ト現金トヲ対査セシムルコト

六 滞納処分手票ノ作成、保管、受払ニ付テハ処理不充分ト認メラルルヲ以テ、之ガ取扱ニ遺憾無キヲ期スルコト

78 昭和18年2月 稅務講習所に研究科設置

職第二三号

昭和十八年二月九日

名古屋財務局長 印

稅務署長 殿

稅務講習所に研究科ヲ置クノ件、別紙ノ通相定メラレ候ニ付了知相成度
及通牒候也

藏稅第二四〇号

名古屋財務局

稅務講習所に研究科ヲ置クノ件、左ノ通定ム

昭和十八年一月三十日

大藏大臣 賀屋興宣 印

稅務講習所に研究科ヲ置クノ件

第一条 稅務講習所に研究科ヲ置クコトヲ得

研究科ハ稅務官吏ニ對シ稅務行政ニ必要ナル學術及実務ヲ教授シ、兼ネテ其ノ徳性ヲ涵養シ稅務行政運用ノ根幹タルベキ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 研究科ノ修業期間ハ一年トス、但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルベシ

第三条 研究科ノ定員ハ三十名以内トス

第四条 研究科ノ生徒ハ現ニ稅務官庁ニ勤務スル判任官ニシテ、左ノ各号ノ資格ヲ具ヘ、且所屬財務局長ノ推薦ニ係ル者ノ中ヨリ稅務講習所長之ヲ選定ス

一 年齢三十年未滿ノ男子ニシテ在官三年以上ノ者ナルコト

二 特ニ品行方正ニシ身元確實ナルコト

第五条 入学志願者ハ左ノ書類及写真ヲ所屬財務局ヲ經由シ本所ニ提出スベシ

一 入学願書(第一号様式)

二 履歷書(第二号様式)

三 健康診斷書(第三号様式)

四 財務局長ノ推薦書

五 写真(手札形トシ、出願前三月以内ニ撮影シタル脱帽半身像ニシテ、裏面ニ撮影年月日、本籍地、現住所、氏名及生年月日ヲ記載シタルモノ)

第六条 研究科生徒ハ現官職ノ俤入學スルモノトス

第七条 生徒入學ノ為又ハ卒業ニ依リ旅行スルトキハ、別ニ定ムル所ニ依リ旅費ヲ支給ス

第八条 生徒ニハ入學ノ日ヨリ在學中一日一円ノ滞在旅費ヲ支給ス

第九條 生徒ニハ被服ヲ貸与スルコトアルベシ

第十條 本達ニ定ムルモノノ外、稅務講習所規則第四條乃至第七條、第二十一條乃至第二十三條及第二十七條乃至第三十四條ノ規定ハ研究科ニ之ヲ適用ス

附 則

本達ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔第一号ノ第四号書式は略〕

稅務講習所研究科要綱

第一 方 針

昭和十八年一月三十日付藏稅第二四〇号第一條ニ基キ、稅務行政運用ノ根幹タルベキ人材ノ養成ヲ目的トシ、研究生トシテ稅務官吏ヲ入学セシメ、稅務行政ニ必要ナル學術及実務ヲ教授シ、其ノ徳性ヲ涵養セシムルト共ニ、団体生活ノ内ニ一般生徒ノ班、隊長ト為シ、幹部タルニ必要ナル資質ヲ鍊成体得セシメ、以テ本所生徒ノ団体生活ニ於ケル規律ヲ一段ト強化シ、質実剛健ナル所風ノ確立ニ寄与セシメントス

第二 要 領

一 教 育

三月中旬生徒ニ先立チテ入学セシメ、講習所ノ所風ニ慣熟セシムルト共ニ、特ニ左記訓練ヲ施シ幹部タルニ必要ナル統御力ノ養成ヲ計リ、以テ生徒ノ規律アル団体生活ノ核心タラシム

生徒入学後ハ其ノ班、隊長トナリ、職員ヲ輔佐シ生徒ノ輔導ニ任ズルト共ニ、本所所定ノ教育ヲ受クルモノトス

左記

(イ) 科目

- (1) 規律訓練
 - (2) 精神訓話
 - (3) 内務指導
 - (4) 体育
 - (5) 鍊成機関ノ視察
- (ロ) 起居 寄宿舎ニ於テ現在生徒ト起居ヲ共ニスルモノトス
- (ハ) 期間 三月十五日ヨリ生徒入学迄

二 修業期間

修業期間ハ一ケ年トス、但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

三 採用人員

本年度ハ約二〇名トシ、財務局長ノ推薦シタル者ノ中ヨリ稅務講習所長之ヲ選定ス

四 資格

現ニ稅務官序ニ勤務スル判任官ニシテ、左ノ各号ノ資格ヲ有スル者ナルコト

- (イ) 昭和十八年三月末現在三十歳未満ノ男子ニシテ、在官三年以上ノ者ナルコト
- (ロ) 特ニ品行方正ニシテ身元確實ナルコト

五 提出書類

志願者ハ左ノ書類及写真ヲ財務局長ニ提出スルモノトス

(蔵税第二四〇号参照)

(イ) 入学願書

(ロ) 履歷書

(ハ) 健康診断者

(ニ) 写真

六 入学中ノ待遇及服装

(イ) 授業料 徴収セズ

(ロ) 給与

(1) 研究生ハ現職ノ俤入学スルモノトス

(2) 入学ノ為又ハ卒業ニ依リ旅行スルトキハ左ノ旅費ヲ支給ス

三等実費	鉄道賃	三等実費	船賃	四十銭	車馬賃 一里ニ付	一日二付	日当	二円五十銭	宿泊料 一夜ニ付
------	-----	------	----	-----	-------------	------	----	-------	-------------

(3) 在学中一日一円ノ滞在旅費ヲ支給ス

(4) 税務講習又ハ実地見学ノ為本所在地外ニ出張ヲ命ゼラレタルトキハ、左ノ旅費ヲ支給ス

三等実費	鉄道賃	三等実費	船賃	二十銭	車馬賃 一里二付	一日二付	日当	二円五十銭	宿泊料 一夜二付
------	-----	------	----	-----	-------------	------	----	-------	-------------

〔備考〕但シ本日当ヲ支給スルトキハ、之ヨリ(3)号滞在旅費ヲ差引クモノトス

(5) 被服ヲ貸与スルコトアルベシ

(6) 修学上必要ト認ムル書籍又ハ学用品ヲ貸与又ハ支給ス

(ハ) 起居

(1) 在学中ハ総テ寄宿舎ニ居住セシム

(2) 費用 月額食費約十八円及舎費三円ヲ徴収ス

(ニ) 服装

服 国民服乙号、但シ上衣ノ襟ハ立襟トス

帽 陸軍略帽型

靴 黒皮ノ短靴又ハ編上靴

七 成績及卒業証書

成績ハ研究生ノミニニ付之ヲ判定シ、卒業証書ヲ授与スルモノトス

79 昭和18年4月 局長會議における賀屋大蔵大臣訓示

「 昭和十八年四月 財務局長會議要録 大蔵省主税局 」

賀屋「興宣」大蔵大臣訓示

本日財務局長會議ノ開会ニ當リ、一言所懐ヲ述ブル機会ヲ得マシタコトハ、私ノ洵ニ欣幸トスル所デアリマス。今ヤ我国ハ、富強ヲ誇示スル米英兩國ヲ相手トシ、全世界ノ運命ヲ決スベキ曠古ノ大戦争ノ真只中ニ在ルノデアリマスガ、御稜威ノ下、皇軍將兵ノ善謀勇戦ト、銃後国民ノ奮闘努力トニ依リマシテ、戰略要域ヲ攻略確保致シ、大東亜ノ安定ト建設ニ向ツテ堂々ノ巨歩ヲ踏ミ出スニ至リマシタコトハ、寔ニ御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス。然シ乍ラ敵米英ハ、其ノ龐大ナル經濟力ヲ恃ミ、必死ノ反攻ヲ企図シテ居ルノデアリマシテ、之ニ対スル我方ノ備ヘハ固ヨリ万全デアリマスガ、米英ノ執拗ナル謀略ヲ排除シ、之ヲ徹底的ニ撃碎シ終リマスルニハ、一方ニ於テ、日本精神ヲ根基トスル必勝ノ信念ヲ堅持スルト共ニ、他方物的戦力ノ急速ナル拡充強化ヲ図ルコトガ最大ノ急務ナノデアリマシテ、今日国家經濟ノ運営ノ目標ハ一二此ノ点ニ存スルノデアリマス。

斯カル時局ノ要請ニ基キマシテ、昭和十八年度ニ於ケル予算ハ未曾有ノ膨張ヲ来シタノデアリマスガ、今後ニ於テモ臨時軍事費ハ勿論、戦力増強ノ為必要ナル財政支出ノ増加ニ因リ、我国歳出ノ総額ガ相当膨張スベキコトハ免レ難イ所デアリマス。此ノ巨額ノ財政需要ノ多クノ部分ヲ公債ニ仰グコトハ已ムヲ得ナイ所デアリマスガ、戦時財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ、戦時下ニ於ケル国民經濟ノ運営ヲ円滑ナラシムル為ニハ、其ノ一部ハ租税収入ヲ以テ確保シ、之ニ依リ極力、消費ノ節約、国民購買力ノ吸収ヲ図リ、以テ物資、労力、資金等、国家ノ經濟總力ヲ拏ゲテ戦力増強ニ集中

シナケレバナラナイノデアリマス。

政府ト致シマシテハ此ノ財政需要ノ増加ニ備フルト共ニ、増税ガ国民經濟及国民生活ニ及ボス影響等ニ付、慎重考究ヲ遂ゲタル結果、今同臨時軍事費ノ財源ノ一部ニ充ツル為、間接税ヲ中心トスル増税ヲ行フト同時ニ、現下ノ情勢ニ顧ミ、一部産業ノ編成替、資金ノ蓄積、其ノ他戦時下緊要ナル諸政策ノ円滑ナル遂行ニ資スル為、適切ナル租税上ノ措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス。又最近ニ於ケル租税負担ノ増大ヲ考慮シ、国民ノ納税義務ノ履行ヲ容易且確實ナラシムルト共ニ、併セテ納税ニ関連シ貯蓄ノ増強ヲ図ル為、納税施設法ヲ制定致シタノデアリマス。尚戦時ニ於テハ行政目的ガ戦勝ニ集中スルコトガ最モ必要デアリマスカラ、諸君ハ大局の見地ニ立チテ広く各般ノ政策ノ必要性ヲ充分ニ了解シ、財務行政ノ運用ヲ之ト調和セシムルノ心構ヘヲ持タレ度イノデアリマス。

今回ノ増税ハ消費ノ節約、購買力ノ吸収ニ資スルコトヲ目的ト致シタノデアリマシテ、此ノ際ト致シマシテハ国民全体ガ戦時生活ニ徹底シ、之ニ依リ物資、資金等ガ戦時目的ニ集中セラレマスコトガ望マシイノデアリマシテ、其ノ為仮令予期ノ租税収入ヲ挙ゲルコトガ出来ナイコトガアリマシテモ、已ムヲ得ナイモノト考ヘル次第デアリマス。

諸君既ニ御承知ノ如ク、大東亜戦争ノ進展ニ伴ヒ、經濟上各般ノ統制措置ハ著シク強化セラレ、又時局ノ要請ニ伴フ産業ノ編成替モ相当進捗致シテ參ツタノデアリマスガ、其ノ影響ハ極メテ広汎且複雑ナルモノガアルノデアリマシテ、各業態業種ニ付テ相当急激ナル變動ヲ見ツツアリ、之ニ伴ツテ課税物件ノ上ニモ著シイ消長アリト認メラレルノデアリマス。従ツテ今後ニ於ケル稅務行政ノ執行ハ、益々複雑且困難ヲ加フルコトト存ズルノデアリマスガ、諸君ハ克ク時勢ノ進展ヲ洞察シ、徒ニ形式ノ末ニ拘泥スルコトナク、適実公正ナル課税ヲ行ヒ、納税者ヲシテ真ニ悦服シテ納税セシムル様、万全ノ意ヲ用ヒラレ度イノデアリマス。特ニ納税者トノ接触ニ當ツテハ、出来得ル限り懇切丁寧ヲ旨トシ、誠意ヲ披瀝シテ事ニ當リ、此ノ戦時ニ際シ苟モ官民相互ノ間ニ誤解、摩擦等ヲ生ゼシムルガ如キコトナキ様、

充分留意セラレ度イノデアリマス。

次ニ酒類行政ノ重要性ニ鑑ミ、之ニ付キマシテ特ニ一言申述べ度イト存ジマス。御承知ノ如ク、戦時財政ノ要請ニ基キマシテ、此ノ度酒税ニ付画期的増税ヲ行フコトナツタノデアリマスガ、今回ハ従来ノ如ク一率ニ税率ヲ引上グルコトヲ止メ、酒類ノ品質及消費ノ状況等ヲ考慮シ、相当差等ヲ設クルコトト致シタノデアリマス。又、戦時下重要産業ニ従事スル勞務者等ニ対シテハ、若干數量ヲ限リマシテ、特ニ増税ヲ行ハザル酒類ヲ供給スルコトニ致シタノデアリマス。而シテ、今後ニ於キマシテハ、今次酒税ノ増徴計画ノ実行トモ関連シ、酒類ノ生産配給及価格ノ全般ニ亘リ統制ヲ強化シ、其ノ適正ヲ期スルノ要益々緊切ナルモノガアルト考ヘラレマスノデ、今回法令等ニ付必要ナル改正ヲ行フト共ニ、之ガ運用ノ万全ヲ期スル為、酒類委員会ヲ設置致シタ次第デアリマス。諸君ニ於カレマシテモ、今回ノ改正ノ趣旨ヲ充分了得シ、關係各方面ト密接ナル連絡ヲ保チ、其ノ施行ノ万全ヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ酒類小売業ノ整備ニ付キマシテハ、国内中小工業ノ再編成ヲ行フト共ニ、現下最モ緊要トスル重要産業方面ニ対スル勞務供出ヲ図ル為、適切ト認ムル計画ヲ樹テテ、之ヲ実施ニ移シタノデアリマスガ、諸君ノ終始絶大ナル努力ニ依リマシテ、其ノ大部分ハ既ニ円満ナル完了ヲ見ルニ至リマシタコトハ、慶賀ノ至リニ堪ヘヌ所デアリマシテ、洵ニ其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

次ニ徵稅事務ノ刷新ニ付テ申述べタイト存ジマス。戦時財政ニ於テ租稅ノ果ス役割ガ如何ニ重大デアルカニ付テハ、申ス迄モナイ所デアリマシテ、稅務行政執行ノ適否ハ、國民ノ利害休戚ニ至大ノ關係ヲ有スルト同時ニ、國家ノ歲入ニモ尠カラヌ影響ヲ及ボスノデアリマス。勿論納稅ハ國民ノ義務デアリ、徵稅ハ國家ノ權力ニ依ルモノデアリマスガ、此ノ權力トカ義務トカ謂フ言葉ニ伴ヒ勝チナ対立觀念ハ、之ヲ完全ニ払拭シ、皇國租稅理念ヲ徹底明確ナラシメ、眞ニ官民一体トナツテ納稅ニ協力スルノデナケレバ、戦時財政ノ基礎ヲ確固不動ノモノタラシメルコトハ出来ナイノデ

アリマシテ、徴稅事務刷新ノ根本義ハ実ニ此処ニ在ルト存ズルノデアリマス。特ニ戰時下ニ於キマシテハ、事務ノ分量ハ種々増加スル一面、人員經費ノ増加ハ極メテ制約セラレツアル現状ニ顧ミマストキ、此ノ際、事務ノ刷新、能率ノ増進ニ付、更ニ一段ト工夫、研鑽ヲ凝ラシ、決戦下ニ於ケル稅務行政ヲ円満適實ニ、且重点的ニ執行スルコトニ付、遺憾ナキヲ期スルノ要ガアルト思フノデアリマス。今回之ニ關スル諮問ノ提出セラレタル所以モ亦此処ニ存スルノデアリマス。

次ニ国有財産事務ニ付キマシテハ、諸君並ニ關係職員一同ノ努力ニ依リマシテ、從來極メテ円滑適正ニ行ハレ、而モ相当ノ収入ヲ挙グルト共ニ、土地等ガ国民經濟運営上ニ活用セラルルコトナリマシタコトハ、寔ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアリマス。

申ス迄モナク国有財産ノ処分ハ、現下ノ情勢ニ於キマシテハ、一面時局産業ノ拡充ニ関連ヲ有スルコト尠カラザルモノガアリマスノデ、之ガ取扱方ニ付テハ出来得ル限りノ努力ヲ払ハレマシテ、万遺算ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

預金部資金ノ狀況ヲ見マスルニ、貯蓄増強ノ推進ニ伴ヒ、増勢額ニ顯著ナル郵便貯金ノ預入及消化狀況順調ナル戰時債券ノ發行、並ニ本年度ヨリ実施セラルル簡易保險及郵便年金關係資金等ノ統合、其ノ他ニ伴ヒマシテ、本年度ノ預金部資金ノ増加ハ七十二億余万元ノ多額ニ上ル見込デアリマス。

右資金ノ運用ニ当リマシテハ、戰時財政經濟遂行ノ線ニ即シテ、国債ノ消化並ニ内外地ニ於ケル生産拡充資金ノ供給ヲ図ルト共ニ、地方公共団体並ニ各種組合等ニ對シテモ、軍事施設又ハ生産拡充等ニ伴フ時局下緊要ナル事業ノ為、出来得ル限り低利資金ノ供給ヲ行フ方針デアリマス。

財務局ニ於ケル預金部關係ノ事務ノ処理ニ當リマシテハ、右方針ニ基キ、資金ノ運用ヲシテ愈々有効適切ナラシム

ル様、今後一段ト尽力アラムコトヲ切望致シマス。

次ニ会社経理統制令ノ事務ニ付キマシテハ、本令施行以來既ニ二年半ヲ經過致シタノデアリマスガ、其ノ間円滑ナル運営ヲ見テ居リマスコトハ、諸君並ニ諸君ノ部下職員ノ努力ニ俟ツ処大ナルモノガアルノデアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスルモノデアリマス。今ヤ大東亞戦争ハ決戦段階ニ入り、戦局ハ益々重大ト相成リマシタガ、此ノ際戦力ノ源泉タル戦時国民経済ノ根幹トシテノ会社企業ニ対スル経理統制ハ、茲ニ愈々重要性ヲ加フルノデアリマスガ、時勢ノ変転ニ即応シ其ノ運用ニ付テハ徒ラニ旧キニ泥ムコトナク、常ニ新ナル時局ノ要請ヲ考ヘテ參ラナケレバナラナイノデアリマス。諸君ニ於カレマシテハ、今後一層、本令ノ迅速且円滑ナル運営ニ努力セラレンコトヲ希望致ス次第デアリマス。

最後ニ一言致シ度キコトハ官紀ノ振肅ニ付テデアリマス。一億一心、聖戦目的ノ達成ニ挺身シツアル秋、不正ノ誘惑ニ陥リテ破廉恥ノ行為アルガ如キハ、之レ畢竟士氣ノ弛緩ヲ示スモノデアリマシテ、畜ニ官場ノ威信ヲ失墜スルコト少カラザルノミナラズ、戦時下国民負担ノ激増致シツアル此ノ際、特ニ国民一般ノ納税思想ニ及ボス影響モ亦大ナルモノアリト認メラルルノデアリマスカラ、諸君ニ於カレマシテハ、大ニ綱紀ノ肅正ヲ図リ、斯カル事件ノ根絶ヲ期セラレタイノデアリマス。

抑々此ノ戦時下ニ於テ職ヲ財務官庁ニ奉ジ、財務行政ノ重責ヲ荷ウテ国家ニ御奉公ノ出来ルコトハ、寔ニ無上ノ光榮デアアルノデアリマシテ、諸君ハ真ニ渾身ノ努力ヲ傾ケテ、挺身、其ノ職責ニ徹スルノ覚悟ヲ固クスベキモノト思フノデアリマス。諸君ノ最モ心掛クベキコトハ不断ノ勉強デアリマス。財務局ノ担当スル事務ハ近来増加ノ一途ヲ辿ツテ居リ、而モ其ノ内容ハ複雑デアアルノミナラズ、時勢ノ進展ニ応ジテ其ノ取扱ハ日々ニ新ニシテ行カナケレバナラナイノデアリマス。正ニ諸君ガ自ら陣頭指揮ヲ為スベキ時デアリマス。陣頭指揮ヲ為シ得ル為ニハ、指揮者ガ誰ヨリモ

最モ高キ見識ヲ有シ明快果斷ナル判決ヲ為スコトデアリマス。而シテ此ノ素質ハ実ニ諸君ノ不斷ノ勉強ト公私万般ニ亘リ率先垂範スル熱意ニ依ツテノミ磨カレルモノデアリマス。諸君ハ諸君ノ部下ヲ董督シ、率先垂範、自ラ陣頭ニ立チテ事務ヲ統理シ、忠順勤勉、上下和協シ、真ニ戦時下国民ノ儀表タルニ恥ヂザル行動ヲ執ラレ、国家ノ負託ニ背カザル様、倍々精励努力セラレムコトヲ切ニ望ム次第デアリマス。

終リニ臨ミ、会議ノ目的タル諸般ノ問題ニ付キマシテハ、諸君ノ多年ノ經驗ト研鑽トニ照シ、腹藏ナキ意見ヲ披瀝セラレ、以テ戦時財政經濟ノ運営ニ資セラレンコトヲ希望致シマス。

(平 17 東京 765)

80 昭和18年6月 徽章着用方に関する件

職第一八三号

昭和十八年六月二日

東京財務局長印

税務署長殿

出張所長殿

徽章着用方ニ関スル件

当局及当局管内税務署職員(定雇補充臨時雇以上ノ者)ニ対シ、別途送付ノ徽章ヲ服襟(和服ノ場合ハ左胸部)ニ着用セシメ、局署員タルコトヲ表示スルコトト致シ度候条、了知相成度

右通牒候也

追而、本件ハ之ニ依リ職員ノ品位ヲ保持昂上セシメントスル趣旨ニ付、必ス着用セシムルコトトシ、尚之カ取扱ニ
關シテハ別記貸与規程ニ準拠セラレ度

徽章貸与規程

第一条 本徽章ハ東京財務局職員及東京財務局管内稅務署職員ニ貸与ス
第二条 被貸与者左記各号ノ一ニ該当スルトキハ直ニ徽章ヲ返納スヘシ

一 転勤又ハ他官庁ニ転出ノトキ

二 退官職ノトキ

三 徴兵又ハ召集(教育召集ヲ含ム)セラレタルトキ

四 休職ヲ命セラレタルトキ

第三条 職員死亡シタルトキハ、本徽章ヲ其ノ遺族ヨリ返納セシムヘシ

第四条 本徽章ヲ紛失又ハ破損シタルトキハ、財務局ニ在リテハ秘書係長、稅務署又ハ財務局出張所ニ在リテハ稅務
署長又ハ財務局出張所長ニ遲滞ナク届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ、其ノ事由ヲ記載シタル事由書ヲ財務局長ニ提出スルト共ニ代金ヲ弁償スヘシ

第五条 本徽章ニ關スル事務ハ、局ニ於テハ秘書係長、署(所)ニ在リテハ署(所)長自ラ之ヲ為スヘシ

第六条 秘書係長及署(所)長ハ左記様式ニ依リ徽章貸与簿ヲ設備シ、受授ヲ明瞭ニスルト共ニ現在品ヲ管守スヘシ

〔様式は省略〕

81 昭和18年7月 第二十五回大蔵省稅務講習會要領

昭和十八年七月六日

主稅局長 松隈秀雄 印

名古屋財務局長 小山直彦 殿

來ル八月七日ヨリ別紙要領ニ依リ第二十五回稅務講習會(直稅事務及庶務事務)開催致候條、資格者直稅一一名、庶務六名ヲ選拔シ、左記様式ニ依リ七月二十五日迄ニ必ず到達ノ見込ヲ以テ御推薦相成度、此段及通牒候也

追而、從來直稅事務受講者中ニハ、講習終了後幾何ナラズシテ退官スル者アリ、此ノ点ニ鑑ミ昨年度ノ講習會開催通牒ニ於テハ特ニ注意ヲ喚起シ置キタル処ナルモ、尚徹底セザルヤノ感アルヲ以テ、署長ヲシテ嚴重戒告セシムルト共ニ、銓衡ニ当リテモ斯卡ル虞アル者ヲ推薦スルコトナキヤウ充分御留意相成度申添候

〔様式は省略〕

第二十五回稅務講習會(直稅事務及庶務事務) 要領

- 一 會 期 八十五日(自八月七日 至十月三十日)
- 二 會 場 東京都麴町区霞ヶ関 大蔵省内
- 三 講習人員 一二〇名

右ノ内訳 東京財務局 二八名 大阪同 二八名 札幌同 五名

仙台同 七名 名古屋同 一七名 広島同 一名

熊本同 一三名 外二外地満洲国等 一名

四 講習科目

(一) 共通ノ部

官吏服務紀律、憲法、行政法、民法、商法、財政学、経済学（統制経済ヲ含ム）、簿記、外国租税制度、日本租税制度、所得税法、法人税法、相続税法、地租法、家屋税法、納税施設法

(二) 直税ノ部

会計学、營業税法、臨時利得税法、釐区税法、配当利子特別税法、有価証券移転税法、建築税法、通行税法、特別法人税法、電気瓦斯税法、地方税及実務、会社經理統制令

(三) 庶務ノ部

民事訴訟法、会計法、国税徴収法、国有財産法、会計実務、徴収実務、統計実務

五 講習員資格

現在判任官ニシテ左ノ資格ヲ有シ財務局長ノ推薦シタル者ヨリ之ヲ選定ス

- (イ) 俸給五級俸以下、年齢三十五歳以下ニシテ、満二年以上判任官トシテ直税事務又ハ庶務事務ニ従事シタル者
- (ロ) 中等学校卒業、普通試験合格又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者
- (ハ) 身体強健、志操堅実ニシテ永ク税務ニ奉職スル見込アル者

六 講習員給与

- (一) 講習地ニ滞在スル者ニハ往復旅費ノ外左ノ滞在日当ヲ支給ス、但シ鉄道往復七十八軒未満ハ滞在ヲ認めズ
 - (イ) 勤務地ニ扶養家族アル者 一日貳円五拾銭
 - (ロ) 勤務地ニ扶養家族ナキ者 一日壹円八拾銭
 - (二) 講習地ニ滞在セザル者ニハ左ノ日額旅費ヲ支給ス
 - (イ) 鉄道往復六十軒未満 一日壹円五拾銭
 - (ロ) 鉄道往復六十軒以上 一日壹円八拾銭
- (三) 東京都旧東京市域ノ各税務署在勤者ニハ日当八拾銭ヲ支給ス

記

- 一 講習期間 八月七日ヨリ十月三十日迄八十五日間
- 二 講習会場 東京都麹町区霞ヶ関 大蔵省内(二階会議室)
- 三 講習科目 七月二日付主秘第二八二号参照
- 四 講習生給与 七月二日付主秘第二八二号参照
- 五 講習生ハ八月六日正午迄ニ会場ニ出頭、主税局員ノ指示ヲ受クルコト
- 六 講習生ハ左記携帯ヲ要ス
 - 租税法規、六法全書、算盤、筆記帳其ノ他ノ文房具、印鑑及七月十九日付蔵税第二〇七六号通牒ヲ以テ指定シタル書籍
- 七 宿舎ハ可成各自ニ於テ選定スルコト、尚寝具類ハ持参スルヲ便トス

八 滞在地ニ於テ食糧米ノ配給ヲ受クル為転出証明書ハ必ず持参スル外、上京後直チニ手続ヲ採ルモ實際配給ノ遅延
スル場合アルベキヲ以テ、十日分乃至二十日分ノ食糧米ノ外、調味料等ノ必需品ヲ持参スルコト

(平12 名古屋 748)

82 昭和18年8月 第二十五回稅務講習会主稅局長訓示等

第二十五回稅務講習会

主稅局長「松隈秀雄」訓示

本日茲に第二十五回稅務講習会を開催するに当りまして、一言所懐を申述べたいと存じます。

一昨年十二月八日、大東亞戰爭の勃発以來茲に一年有八ヶ月を閲しまして、今や戰は正に決戰段階に突入致したの
であります。此の間御稜威の下皇軍將兵の善謀勇戰に依りまして戰史に比類なき戰果を収めて広大なる戰域を確保し、
大東亞共榮圈建設の為の必勝態勢を確立するに至りましたことは同慶に堪へない所であります。

然し乍ら彪大なる經濟力を恃む敵米英の反攻は日を追ふて熾烈となり、北に南に決戰に次ぐ決戰が展開せられつつ
ありまして、真に容易ならざる様相を示すに至つたのであります。我々國民は寒暑を克服し、瘡痍と闘ひつつ勇奮力
戰しつつある皇軍將兵の勞苦に対し心から感謝の意を表すると共に、愈々敵愾心を昂揚し、必勝の信念を堅持して各
自其の職域に於て奉公の誠を効し、以て大東亞共榮圈の確立に向つて邁進しなければならぬのであります。而して
今後に於ける大東亞戰爭の進展並に新秩序建設の為には、莫大なる國費を要すべきことは言ふ迄もない所でありまし
て、行政に職を奉ずる我々の責務は益々重大となつて参つたのであります。此の秋に当り本講習会を開催するに至

りましたことは洵に意義深く存ずる次第であります。

申す迄もなく税務行政は国家行政の極めて重要な一部門でありまして、其の成績の良否は国運の隆替にも密接なる関連を有し、其の執行の適否は直接国民の利害休戚に重大なる影響を及ぼすものであります。殊に、戦時下統制経済の進展と共に、税務行政の執行は愈々複雑困難となり、加之最近行はれました数次の増税に依り、国民の負担は著しく加重せられました結果、其の適正を期するの要愈々緊切なるものがあります。而して此の複雑多岐なる国民経済の実情に応じ、適実公正なる課税を行ふ為には、制度の整備充実を図ることも固より必要であります。之と共に運用の任に当る税務官吏の素質を向上せしめることが、最も緊要であると信ずるのであります。

我国の租税制度は昭和十五年に於ける一般的改正に依り現下の非常時局に対応するに足る確固たる制度が整備せられたのであります。如何に制度を完備致しましても之を運用するに人を得なければ、所期の効果を挙げる事が出来ないのであります。従つて人格高潔にして技術優秀なる税務官吏を養成することは、租税制度の機能を最大限度に發揮せしむると共に、税務行政をして光輝あらしむる最大要件であります。殊に税務行政の現状を顧みますと、中堅税務官吏の養成は年と共に益々其の重要性を痛感せられて居るのであります。本省が多年財政上、事務上多大の犠牲を払つて税務講習会を開催し、中堅税務官吏の養成訓練に努めつつある所以は茲に在るのであります。諸君は本講習会開催の趣旨を十分に了得せられ、大に期する所が無ければならないのであります。

凡そ税務官吏たる者は事務才能の優れたることのみを以て足れりとすべきではなく、高潔なる人格と円満なる常識に加ふるに、社会経済情勢に対する深き理解と洞察とを必要とするのであります。本講習会に於て、講習科目を税務に直接関係ある科目に止めず、広く諸般の基礎的学科をも選定し、又随時有益なる科外講話を行ふことに致しました。趣旨も茲に存する次第でありまして、精神修養上、将又常識涵養上裨益する所大なるものがあることを信じて疑ひま

せん。

本講習会に於て講師として外部より招聘致します各位は、夫々斯界の權威者でありまして、何れも多忙なる職務を有して居られる方々であります。本講習会の趣旨に賛同せられ特に講師たることを快諾せられたのであります。又部内の講師も多忙なる常務の傍諸君の為指導の任に当らるる次第でありますから、諸君は講師各位の好意に対し敬意と感謝の念を以て熱心に勉強せられんことを望みます。

諸君は多数同僚の中から特に選拔せられて本講習会に出席するの榮譽を得たのであります。私は諸君が本講習会に於て、多くの新知識を獲得せらるると同時に、必ずや人格の向上、常識の涵養に付ても亦得らるる所が尠くないことを確信して居ります。諸君の上司並に同僚も亦諸君が立派な成績を収め、無事帰任せられることを待つて居るのであります。諸君は其の責任の重大なるを自覚し上司同僚の期待に背かざるよう勉強せられんことを希望致します。

尚本講習会は約三ヶ月の長期に亘るのであります。其の間日々の課程は相当に重く、諸君の労苦亦軽からざるものがあるのであります。向上の意氣と緊張せる精神とを以て学に励むと共に、苟も病の為中途に於て落伍するが如きことなきやう、各自節制を守り健康の保持に留意せられたいと存じます。

以上、聊か所懐を述べて開講の辞と致します。

科目 講師名

服務紀律	主税局長	松隈 秀雄
憲及行	東大教授	杉村章三郎
民法	司法事務官	野村 退一

商法		商大助教授	吉永 栄助
民訴		司法事務官	若林 勇雄
財政学		行裁評定官	青木 正映
経済学		東大助教授	大河内一男
簿記		商大専門部教授	片野 一郎
会计学		商大講師	村瀬 玄
会计学		会計検査官	綿貫 謹一
外国租税制度		税講習所教授	今泉 兼寛
日本租税制度		書記官	池田 勇人
所得税		事務官	脇阪 実
法人税		理事官	明里長太郎
営業税、臨時利得、特別法人税		局監督官	鈴木 保雄
相続税		書記官	平田敬一郎
地租、釵区税		属	栗原 安
家屋税		同	岩本 巖
地方税及実務		属	小川 達雄
配当利子特別税、有価証券移転税		同	小林長谷雄
建築税、通行税、電気瓦斯税		事務官	吉田 信邦

納税施設法 税講習所教授 庭山慶一郎

会社経理統制令 監督官 山崎直吉

国税徴収法 書記官 渡辺喜久造

国有財産法 同 西川三次

徴収実務 属 丸木数登

会計実務 同 松谷清

統計実務 同 片野格

(昭43 大阪 55)

83 昭和18年8月 東京局に判任官転出の件

職秘第四〇七号

昭和十八年八月二十三日

仙台財務局長印

大曲税務署長殿

時局下人員ノ整備ニ関シテハ目下考慮中ニ有之候処、税務執行ノ現状ニ顧ミ東京地方ノ税務官吏ヲ充足シ、税務ノ適正ナル運用ヲ図ルハ大局ヨリ觀テ喫緊ノ要務トモ思料セラレ候ニ付テハ、当局判任官中適當ナル者若干名ヲ東京財務局ニ至急転出セシムルコト、相成候ニ付、左記事項了知ノ上本月二十七日迄当局到達ノ見込ヲ以テ別紙様式ニ依リ候

補者推薦相成度

右通牒候也

記

一 転出セシムベキ者ハ直、間、庶、何レノ課ニ勤務スル者ナルヲ問ハズ、成ルベク年齢二十五歳以上ノ判任官タルコト

二 転出者ノ現給ガ現ニ東京都内在勤ノ判任官ニ比シ俸給引上ノ要アリト認ムルモノニ付テハ、次回定期昇級期ニ考慮セラルベキコト

三 希望者ハ優先的ニ転出セシムル見込ニ付、其ノ旨記載ノコト

四 転出セシムベキ者二人以上ノ場合ハ順位ヲ付スルコト

五 東京局転入後ハ過去ノ経歴如何ニ関セズ、原則トシテ東京都内稅務署直稅課ニ勤務セシムルモノナルコト

勤務候補者名簿〔省略〕

昭和十八年八月二十五日

仙台財務局總務部長

大曲稅務署長殿

本月二十三日付職秘第四〇七号ヲ以テ東京財務局管内ニ転出者推薦方ニ関シ通牒相成候処、詮衡ノ都合モ有之候ニ付、貴署ヨリ尠クトモ式名ヲ下ラザル範圍ニ於テ推薦相成度、此段及依頼候

追テ、已ニ推薦書提出済ノ署ニ在リテモ、右員數ニ滿タザル場合、電信ニテ追加内申相成度申添候

昭和十八年八月二十六日

仙台財務局 総務部長 ㊟

大曲税務署長殿

曩ニ東京財務局ニ転出セシムヘキ候補者ノ推薦方ニ関シ通牒ノ次第モ有之候処、東京財務局ニ於テハ滝野川及小石川ノ二ヶ所ニ寄宿舎ヲ設備シアルモ、尚場合ニ依リテハ滝野川醸造試験場ノ寄宿舎ヲモ借用スル等、転出者ノ寄宿舎ニハ遺憾ナキヲ期スル趣ニ候条、右御了承ノ上可然御配慮相成度及依頼候也

職第一号

昭和十八年九月二十一日

仙台財務局 秘書係 ㊟

大曲税務署長殿

今般東京局ニ転出セル職員ニ対スル参考トシテ、別紙ノ通東京財務局ヨリ申越ノ次第モ有之候ニ付、転出者ニ周知方御取計相成度、尚寄宿舎ニ入所希望ノ向ハ、希望寄宿舎名ヲ折返シ当係宛速達便ニテ申込相成度、此段及依頼候也

一 寄宿舎

寄宿舎入所の方には左の通用意あり、入所御希望の方は貴局に於て御取纏の上、当局総務部総務係へ御申越相成度
きこと

滝野川宿舎

滝野川区西ヶ原八七〇

(収容人員 約三〇人)

小石川寄宿舎 小石川区小日向台町二丁目二 (同) 五人

醸造試験所寄宿舎 滝野川区醸造試験所内 (同) 二〇人

二 転出証明書

各種配給品の配給を受くる必要上、必ず転出証明書を持参せしめられ度きこと

三 当座用の白米約一升持参せられ度きこと

四 寝具類は持参せられ度きこと

五 旅費は当局の支給規程に依り現任地より新任地迄支給のこと

(平 19 仙台 36)

職秘第四〇五号

昭和十八年八月二十四日

名古屋財務局長印

稅務署長殿

本局管内職員ヲ東京財務局管内ニ転出セシムルノ件

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候処、当局管下ニ於テモ目下多數ノ欠員アリ之レカ補充容易ナラス、職員ノ献身の努力ト熱意トニ依リ、辛ウシテ適正ナル稅務行政ノ運営ヲ期シツ、アルノ現状ニシテ、且ツ職員ニ於テモ各個人的事情モ有之、今遽ニ多數ノ職員ヲ転出セシムルコトハ容易ナラサル儀トハ被存候ヘ共、時局下稅務ノ極メテ重要ニシテ從事職員ノ整備最モ困難ナル秋ニ於テハ、之カ運営ハ須ラク全国ヲ打ツテ一丸トスル、所謂大局的見地

ニ立脚シ重点的ニ事務ノ執行ヲ図ルコトハ、真ニ喫緊ノ要務ナリト思料被致候ノミナラス、此際練達之士ヲシテ大都市ニ於テ自由ニ其ノ手腕ヲ發揮セシムルニハ、洵ニ好機會ナリトモ被存候ニ付テハ、部下職員ニ対シ更ニ時局ノ重大性ヲ認識徹底セシメ、真ニ身ヲ挺シテ職ニ奉スルノ意思強固ナル練達ノ者ヲ至急銓衡ヲ遂ケ、左記様式ニ依リ來ル本月二十九日迄ニ必ス本局到達ノ見込ヲ以テ報告相成度
右及通牒候也

〔様式は省略〕

主親秘第三五六号

昭和十八年八月二十一日

大蔵省主税局長 松隈秀雄 印

名古屋財務局長 小山直彦殿

税務執行ノ現状ニ顧ミ人員ノ整備最モ困難ナル東京地方ノ税務官吏ヲ充足シ、税務ノ適正ナル運用ヲ図ルハ大局ヨリ觀テ喫緊ノ要務ナリト思料セラレ候処、現下ノ情勢ニ於テ俄ニ之ヲ部外ニ求ルハ至難ノ次第ニシテ、勢ヒ部内人員ヲ以テ差繰処弁スルノ外ナキ事情ニ有之候処、貴局トシテモ時局下人繰ニ付テハ相当御苦心ノ存スル所トハ万察致居候得共、此際貴管下判任官中適當ナル者ヲ出来得ル限り多数、東京財務局ニ転出方、特段ノ御配慮ヲ得度候条、左記各項御了知ノ上成ルヘ「ク」速ニ転勤候補者名簿ヲ御送付相成度、此段及通牒候也

記

一 転出セシムヘキ者ハ、直・間・庶、何レノ課ニ勤務スル者ナルヲ問ハザルモ、成ルヘク年齢二十五才以上ノ判任

官タルコト、尚希望者ヲ優先的ニ転出セシムルコト

一 転出者ノ現給ガ現ニ東京都内ニ在勤スル判任官ニ比シ、其ノ資格、経歴ニ稽ヘ権衡上俸給引上ノ要アリト認ムル
場合ハ、次回定期昇給期ニ考慮スルモノナルコト

一 東京局ニ転入後ハ過去ノ経歴如何ニ関セズ、原則トシテ東京都内税務署直税課ニ勤務セシムルモノナルコト

(平 8 関信 292)

84 昭和18年9月 官庁勤務者の徴用に関する件

総秘第三二八号

昭和十八年九月十五日

大阪財務局総務部長[㊤]

税務署長殿

官庁勤務者ノ徴用ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ大蔵次官ヨリ別紙通牒(官房職甲第一三五〇号)有之候ニ付テハ、連名表作成提出方ニ関シテハ克ク
関係地方長官ト協議シ、之ガ処置ニ遺憾ナキヲ期セラレ度、依命此段及通牒候也

追而、本件ニ関シテハ府県庁所在地税務署長ニ於テ、同府県下各署ノ連名表取纏、斡旋、並ニ府県側ニ対スル交渉
等ヲ為ス方便宜トモ思料サレ候ニ付テハ、関係各署長協議ノ上可然御処理相成度申添候

昭和十八年九月八日

大蔵次官 谷口恒二 印

大阪財務局長 山田義見殿

官庁勤務者ノ徵用ニ関スル件

国民徵用令ニ基ク官庁勤務事務雇員等ノ徵用ニ関シ、別紙一ノ通閣議ニ於テ決定シ、別紙二ノ通厚生省勤勞局長ヨリ各地方長官ニ対シ通牒セルニ付テハ、左記各項御留意ノ上之ガ処置ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候

記

一 決戦下戦力増強ノ緊要性ニ顧ミ、各庁ハ当該庁勤務者ノ徵用ニ付キ進ンデ之ニ協力スルモノトシ、徵用事務ヲ担当スル地方庁トハ特ニ密接ナル連絡ヲ保持スル様努ムルコト

二 被徵用者ニ対シテハ戦力増強ノ必要上徵用ノ已ムヲ得ザル所以、徵用者ノ責務ノ重大性ヲ充分説示スルト共ニ、官庁ヨリ徵用セラレタル者トシテ、徵用後ニ於ケル勤務振ニ付テモ率先他ニ範ヲ示スベキ旨ヲ訓示シ激励スルコト

三 被徵用者ニ対スル身分上ノ取扱ハ現職ノ俣トシ、配置セラレタル官庁工場事業場ニ出頭シタル日以降ノ給料、其ノ他ノ給与ハ之ヲ給セザルコト、但本人ニ於テ退職ノ意思アルトキハ之ヲ認ムルモ支障ナキコト、現職ノ俣徵用セラレタル者徵用ヲ解除セラレタルトキハ、当然現職ニ復帰シ給与ヲ受クルモノナルコト

四 徵用範囲該当者ノ連名表ノ作成ニ当ツテハ、充分当該雇員等ノ担当事務ノ状況、健康状態等ヲ参酌シ、選定ニ遺憾ナキヲ期スルコト

五 徵用セラレタル者ノ補充ハ、女子又ハ男子高齢者（原則トシテ四十五歳以上）ヲ以テスルノ外ナキ事情ニシテ、且今後男子雇員ノ新規採用ハ勿論、現在員ヲ維持スルコトモ一層困難トナルベク予想セラルルニ付テハ、之ニ対処シ各庁ニ於テハ事務ノ簡素化及能率化、女子職員其ノ他新任職員ノ指導訓育等ニ付遺憾ナキヲ期セラレタキコト

六 其ノ他左ノ諸点ニ付夫々注意スルコト

(イ) 今次徵用セラルベキ者ノ範圍ハ年齢満十六歳以上満四十歳未満ノ男子雇傭人ニシテ、事務ニ従事スル者及男子就業制限ニ該当スル職種ニ従事スル者ナルガ、後者ニ付テハ近ク職種決定ノ見込ニシテ、官庁ニ關係アルモノトシテハ大体小使、給仕等ガ之ニ該当スル者トシテ指定セラルベキコト

(ロ) 各種学校以外ノ夜間校通学者ハ被徵用候補者ノ連名表ヨリハ除外スベキモ、徵用員數算出ノ基準トナルベキ徵用範圍、該当者數ニハ算入スルモノナルコト（但シ以上ノ点ハ今後方針ニ変更ヲ見ルヤモ知レザルニ付含ミ置クコト）、九月一日以後任官シタル者等ニ付テモ同様ナルコト

(ハ) 連名表提出ノ前後ヲ問ハズ、九月中ニ於テ徵用命令ヲ俟タズ作業庁又ハ管理工場ノ勞務又ハ技術ニ従事スルニ至リタル者ハ、總テ之ヲ徵用員數ヨリ控除セラルルモノナルコト（勤勞局長通牒五ノ(二)ハ、此ノ点多少明瞭ヲ欠クモノアルモ、實際ノ扱ハ上記ノ如シ）

(ニ) 近ク入営ヲ予想セラレ得ル者ハ連名表ヨリ除外スベキコトトナリ居レルモ、右ノ範圍ハ一応甲種合格者ニシテ未入営ノ者トスルコト

官庁、地方公共団体及学校勤務者ノ徴用ニ関スル措置要領

一 趣 旨

決戦下職力増強ノ緊急性ニ鑑ミ、官庁、公共団体及学校等ニ勤務スル者ニ対スル徴用制限ヲ撤廃シ、以テ国内勤勞態勢ノ整備強化ヲ期セントス

二 方 針

(一) 今次徴用セラルベキ者ノ範圍ハ雇傭人及之ニ準ズベキ者ニシテ、事務又ハ近ク発令セラルベキ男子就業制限ニ該当スル職種ニ従事スルモノ（年齢満十六歳以上満四十歳未滿ノ男子）トシ、其ノ員數ハ右該当者數ニ一定ノ比率ヲ乗ジタル數トスルコト

(二) 前項ノ該当者ニシテ、昭和十八年九月中ニ於テ軍作業庁又ハ管理工場ニ自發的ニ就勞シタルモノアルトキハ、其ノ數ヲ前項ノ員數ヨリ差引クモノトスルコト

(三) 徴用セラルタル者ノ勤務シアリタル官庁等ニ於ケル取扱ハ、給与ヲ為スヲ要セザルノ外、応召者ノ場合ニ準ズルコト

(四) 徴用セラルタル者ノ補充ハ凡テ女子又ハ男子高年齢者ヲ以テ之ヲ為スコト

(五) 陸海軍關係官衙（部隊、学校ヲ含ム）勤務者ニ付テモ、本要領ノ趣旨ニ即応スルガ如キ措置ヲ講ズルコト

三 実施手続

(一) 官庁、地方公共団体及学校ニ在リテハ、今次ハ方針(一)及(二)ニ依リ算定シタル員數ノ二倍以上ノ徴用範圍該當者ニ付、別紙様式ニ依ル連名表ヲ作成シ、昭和十八年九月十五日迄ニ其ノ所在地ヲ管轄スル府県ニ提出スルコト、尚右連名表ニハ適宜順位ヲ付スルコトヲ得ルコト

(二) 前項ノ連名表提出後、方針(二)該当者ヲ生ジタルトキハ、遲滞ナク庁府県ニ通報スルコト

(三) 庁府県ニ在リテハ第一項ノ連名表ニ基キ銓衡ノ上被徵用者ヲ決定スルコト、尚適格者ヲ得ラレザル場合ニ在リテハ、官庁等ニ対シ新ナル連名表ノ提出ヲ求ムルコトヲ得ルコト

四 其ノ他

今次ノ徵用ハ昭和十八年十月一日ヨリ同月末日迄ニ、所定比率ニ達スル如ク実施スルコト

〔別紙 連名表様式は省略〕

別紙二

厚生省発勤第四〇〇号

昭和十八年九月三日

厚生 次 官

内閣書記官長 殿

各省 次官 殿

官庁、地方公共団体及学校勤務者ノ徵用ニ関スル措置要領ノ件

標記ノ件ニ関シ九月二日次官會議ニ於ケル決定ニ基キ、別紙ノ通各地方長官宛通牒致置候条、之方実効ヲ収ムル様貴管下各官庁等ニ対シ可然御配意相煩度

厚生省発勤第四〇〇号

昭和十八年九月三日

厚生省勤勞局長

各地方長官 殿

官庁、地方公共団体及学校勤務者ノ徵用ニ関スル措置要領ノ件

客月二十八日厚生省発勤第三九二号厚生次官通牒中、国民徵用実施要領第二ノ一ノ(二)ニ基ク標記要領、別紙ノ通次官會議ニ於テ決定相成候條、左記御留意ノ上之方実施ニ遺憾無キヲ期セラレ度、此段及通牒候

記

一 本措置要領ニ基ク徵用実施ハ、本年十月中ニ於ケル徵用ノ餘衡ニ適用セラルルモノニシテ、十一月以降ニ付テハ別途指示ヲ俟ツテ行フベキモノナルコト

二 本要領ノ実施ニ当リテハ關係官庁ト協議会ヲ開催スル等、特ニ緊密ナル連絡ヲ保チ齟齬無キヲ期スルコト

三 本措置要領ニ依リ徵用セラレタル者ノ補充ニ付テハ、別途通牒スベキモ慎重ナル考慮ト特段ノ努力ヲ払ヒ急速ニ之方斡旋ヲ図ルコト

四 措置要領ニノ方針ニ付テハ、左ノ点ニ留意セラレタキコト

(一) 二ノ(一)ノ雇傭人ニ準ズベキモノトハ、雇傭人ノ名称ヲ有セザルモ現ニ雇傭人ト同程度ノ待遇ヲ受クルモノヲモ含ム儀ナルコト

(二) 二ノ(一)ノ徵用員數ハ左ノ比率ニ依ルモノナルコト

- (1) 事務従事者 方針(一)ノ徵用範圍該当者ノ一割(四捨五入ノコト)
- (2) 男子ノ就業ヲ禁止又ハ制限セラルベキ職種ニ従事スル者

同 右

(三) 二ノ(一)ノ男子ノ就業禁止若ハ制限職種ニ付テハ近ク決定ノ予定ナルモ、九月二十日迄ニ右決定無キ場合ト雖、不取敢事務従事者ニ付キ連名表ノ提出ヲ求ムルコト

(四) 方針(一)ノ徵用範圍該当事者ニシテ当該作業庁内ニ於テ労務又ハ技術ニ転換シタル者ニ付テモ、方針(二)ニ依リ差引クモノナルコト

五 措置要領三ノ実施手續ニ付テハ、左ノ点ニ留意セラレタキコト

(一) 実施手續(一)ノ連名表ニ順位ヲ付シテ提出アリタル場合ハ努メテ之ニ依ルコト

(二) 右ノ連名表受理後三ノ(二)ニ基ク通報ヲ受ケタルトキハ、其ノ数ヲ二ノ(一)ノ徵用範圍該当事者数ヨリ控除スルト共ニ、其ノ者ノ氏名其ノ他ニ付当該官庁ヨリ通報ヲ受ケ連名表ヨリ削除スルコト

(三) 連名表作成ニ当リテハ、兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ル学校トシテ掲ゲラレタル学校、及中等学校令ニ基ク学校在学者、徴兵検査ヲ終了シ近ク入営ヲ予想セラレ得ル者、陸軍防衛召集規則ニ基ク防衛召集待命令状所持者ハ除外セシムルコト

(四) 本措置要領ニ依リ徵用セラルベキ者ニ対スル出頭命令書ハ、便宜就業地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ当該官庁宛一括交付スルコト

(五) 別紙連名表様式中ノ「徵用セラルベキ者ノ数」ハ、「昭和十八年九月一日現在徵用範圍該当事者数」ノ一割ヨリ、「既ニ作業庁又ハ管理工場ノ労務又ハ技術ニ従事スルニ到リタル者ノ数」ヲ除キタル数トスルコト

(別紙次官會議決定ハ閣議決定ト同一内容ニ付省略ス)

85 昭和18年10月 職員ノ退官願抑制方

職秘第二六五号

昭和十八年十月四日

東京財務局長 印

稅務署長 殿

出張所長 殿

職員ノ退官願抑制方ニ関スル件

決戦段階下ニ於ケル稅務ノ運営ハ愈々困難ノ度ヲ加ヘ來リ、就中事務処理ニ当ルヘキ職員ノ充實ハ容易ナラサルモノ有之、当局ニ於テハ夙ニ此ノ点ヲ憂慮シ、辞意申出者ニ対シテハ夫々之ヲ説得シ翻意セシムルコトニ努力スルト共ニ、他方各財務局及稅關等ヨリ職員ノ割愛ヲ求メ、目下着々陣容整備ニ当リツツアル現状ニシテ、斯カル際ニ於テ職員ノ実業界等ヘノ転職ヲ抑制スルハ、時局下極メテ緊要ニシテ、且当然ノコトニ有之候条、爾今病氣（長期欠勤）ニ依ルモノ、陸海軍諸學校ヘ入学スル者、欠勤多ク事務成績揚ラサルモノ等ヲ除キ、其ノ他ハ總テ辞表ヲ受理セサル方針ニ付、自己便宜ニ依ル退官願出アリタル場合ハ、稅務ノ重要性ト現下ノ実情ヲ充分ニ説明シ、翻意セシムルコトニ一段ト努力ヲ払ハレ度

右通牒候也

追而、雇員ノ退職願出ニ対シテモ、右ニ準シ取扱相成度申添候

86 昭和18年10月 女子雇員の募集

職秘第二八〇号

昭和十八年十月十三日

東京財務局長 関

税務署長 殿

女子雇員採用ニ関スル件

男子雇員ノ徵用其ノ他ニ依リ、各署共相当多数雇員ノ欠員有之コトト被存候ニ付、労務給源逼迫ノ折柄逸早ク御手配ノ上、差当リ若干ノ過剩ヲ生スルモ差支無之候条、将来ノ減耗ヲ見越シ左記ニ依リ極力要員ノ確保ニ努力相成度右通牒候也

- 一 各署ハ別紙記載ノ募集広告ヲ、其ノ署掲示板ニ掲クルコト
- 二 署長ハ速ニ国民職業指導所ニ出頭シ、其ノ了解ヲ受クルコト
- 三 募集広告ニテハ所要数ノ採用困難ト認ムルヲ以テ、縁故採用ニ重点ヲ置クコト
- 四 縁故採用ニ付テハ従来兎角外見或ハ体裁等ニ捉ハレ、所謂共稼其ノ他女子ヲシテ勤勞セシムルヲ潔シトセザルガ如キ嫌アリシモ、決戦下国民皆勞ノ今日斯ル因襲ハ之ヲ一擲シ、進ンデ国家ノ要請ニ応ゼシムルノ要アルニ付、署職員ハ努メテ自己ノ家族ヲ動員シ、率先範ヲ示シテ一般職員ノ協力ヲ求ムルコトニ特段ノ努力ヲ為スコト
- 五 女子ノ初任給ハ左記ノ通引上ゲタルニ付、十月十五日以降採用ノ分ヨリ引上後ノ初任給ニ依ルコト

高女卒 (五年制) 四〇円

同 (四年制) 三八円

同 (三年制) 三四円

国民学校高等科卒 三二円

同 初等科卒 三〇円

「タイピスト」、電話交換手等、特殊技能者ニ付テハ各五円以内ヲ加給スルコトヲ得ルモノトス

六 初任給ハ学校卒業後相当年限ヲ経過シタル者ニ対シテハ、前歴及年齢ヲ斟酌シ五円以内ノ加給ヲ為スコトヲ得、但シ年齢ニ依ル加給ハ卒業後ノ年数一年ニ付一円程度トスルコト

七 現職女子雇員ノ俸給ハ改正前ノ初任給ニテ採用シアルヲ以テ、次期昇給期ニ於テ不権衡ヲ是正スル見込ナルコト
八 従来ノ臨時雇 (男子女子共) ハ経過月数ノ如何ニ不拘、十月十五日付ヲ以テ月俸雇ニ組替フルコト、但シ長期欠

勤中ノモノ又ハ成績著シク不良ノモノ、若ハ署長ニ於テ月俸雇ト為スコトヲ不適當ト認ムルモノハ之ヲ除クコト
九 「五」及「六」ニ依リ新ニ採用シタルモノノ月俸額ノ定メ方ハ、現行ノ例ニ依ルノ要ナキコト

一〇 爾今雇員採用ノ場合ハ臨時雇トセス、直接月俸雇トスルコト

女子事務員募集

当 税務署

勤務先 当税務署

募集人員 若干名

従事スベキ職 事務員

資格 国民学校卒業以上ノ學歷ヲ有スル、満十六歳ヨリ四十五歳迄ノ者（有夫ノ婦ト雖モ差支ナシ）、但シ

「タイピスト」ハ學歷年齢ヲ問ハス

待遇 稅務署雇トシテ採用、漸次昇給セシメ成績優秀ナル者ハ将来判任官ニ任官セシム

給与 俸給、賞与等ヲ合シ、月収五十円以上、七十円程度

其ノ他 福利施設トシテ職員共済組合、購買組合等アリ

志願手續 希望者ハ履歷書、卒業証書又ハ（卒業証明書）持參ノ上、当稅務署庶務課へ御出テ下サイ（郵送スル

モ差支ヘアリマセン）

其ノ他詳細ハ稅務署庶務課へ御尋ネ下サイ

（平 21 関信 30）

87 昭和18年10月 官庁の執務態勢

訓達第一号

今般閣令ヲ以テ決定ノ官庁執務時間ノ延長並国内態勢強化ニ付、別紙職秘第五三二号及職秘第五二六号ヲ以テ本局通牒有之候ニ付テハ、出勤時間ヲ厳守スヘキハ勿論、執務時間中ハ一層ノ緊張味ヲ以テ事務ニ鞅掌シ、極力事務ノ整理ヲ図リ成績ノ挙揚ニ努メラルヘシ、尚時局重大ノ折柄夜間、日曜、祝祭日等ニ於テモ一般ノ要求ニ応ジ得ル様留意スルト共ニ、事務ノ渋滞ヲ来スガ如キ事無之様一段ノ注意ヲ払ヒ、別紙通牒ヲ宜敷熟読玩味以テ克ク其ノ趣旨ノアル所ヲ体得シ、万遺憾ナキヲ期セラルベシ

昭和十八年十月十三日

署 長 印

直税課

間税課

庶務課

職秘第五二六号

昭和十八年十月十一日

仙台財務局長 印

志津川稅務署長殿

大藏次官ヨリ別紙写ノ通牒ノ次第モ有之候ニ付、時局重大ノ折柄徒ニ動搖ヲ起シ事務ノ渋滞ヲ来スガ如キ事無之様、一段ノ注意ヲ払ヒ万遺憾ナキヲ期セラレ度
右通牒候也

昭和十八年十月七日

大藏次官 谷口恒二 印

仙台財務局長 坂口芳久殿

曩ニ「国内態勢強化ニ関スル件」ノ閣議決定ヲ見、之ガ具体的措置ハ逐次実施セラレツツアル処、之ガ実施ノ經過的途上ニ於テ稍モスレハ事務ノ渋滞、能率ノ低下等ヲ来スノ虞ナシトセサルモ、現下戦局ハ凄愴苛烈ニシテ一日一刻タ

リトモ国務ノ渋滞スルコトアラハ、戦力ニ及ホス影響重大ナルモノアルヲ以テ、管下行政ノ運営、部下ノ統督ニ付テハ、此ノ際特段ノ注意ヲ払ハレ、以テ些ノ遺憾ナキヲ期セラレ度
右依命通牒ス

職秘第五三二号

昭和十八年十月十二日

仙台財務局長 印

志津川稅務署長 殿

官庁執務ノ件

標記ノ件ニ関シ別紙(甲)ノ通閣議決定ノ趣ヲ以テ、大蔵省主稅局長ヨリ通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ、当局並ニ管内稅務署ニ於ケル執務ハ(乙)ニ依リ実施シ、夜間、日曜日、祝祭日等ニ於テモ一般ノ要求ニ応ジ得ル様留意相成度
右通牒候也

(写乙)

財務局執務態勢

- 一 土曜日ハ午後五時迄執務ノコト
 - 二 平日(土曜日ヲ含ム)ハ退庁後ト雖モ、午後七時迄部長一名、各部属官一名宛、及秘書係属官一名居残り執務スルコト
- 右居残り執務者以外ノ者(雇員ヲ含ム)、事務上ノ必要ニ応ジ居残りヲ為スハ従前ノ通トス

- 三 日曜及祝祭日、其ノ他官庁休暇日ハ高等官一名、各部属官一名宛、及秘書係属官一名、輪番順位ニ依リ出勤執務スルコト
 - 四 夜間ハ課長、係長及之ニ準ズベキ者ヨリ一名、其ノ他ノ判任官ヨリ一名及雇員一名宛宿直スルコト
 - 五 夜間並休日当直者ハ外部トノ連絡ノ確保、並ニ官庁執務ノ断続ナキ運行ヲ期スルノ外、非常ノ際ニ於テハ仙台財務局防護団規程ニ依ル防護上ノ措置ヲ講ズルコト
 - 六 居残り執務スベキ者及当直者ノ輪番順位ハ、予メ明確ナラシムル方途ヲ講ズルコト
 - 七 必要ニ応ジ急速ニ庁員ヲ招集シ得ル様、呼出シ電話番号ヲ調査シタル住所録及図面ヲ設備シ、当直者ニ保管セシムルコト
- 尚非常ノ場合ニ備ヘ判任官以上並ニ防火班員全員ニ対シ非常線通過証ヲ交付スルコト

稅務署ノ執務態勢

- 一 平日（土曜日ヲ含ム）退庁時限後七時迄ノ執務、及日曜休祭日等ノ執務ハ、各課ヨリ一名宛（内一名ハ必ず判任以上タルベキコト）トスルコト
- 二 夜間ハ県庁所在地及之ニ準ズベキ都市ノ稅務署ニ在リテハ、当直員二名（内一名ハ必ず判任タルベキコト）ヲ置キ、其ノ他ノ稅務署ニ在リテハ従来通トスルコト
- 三 其ノ他財務局ニ準シ執務ノコト
- 四 県庁所在地ニ準ズベキ都市トシテ当直員二名ヲ置クベキ稅務署ヲ左ノ通指定ス
若松、郡山、弘前、米沢

当直員ニシテ其ノ係ヲ異ニスルカタメ、外部ノ要求ニ即応シ得ザルガ如キ事無キ様特段ノ考慮ヲ為シ、特ニ夜間当直員一名ノ稅務署ニ在リテハ必要ナル係員ヲ急速招集シ、外部ノ需ニ応ジ得ル組織ヲ確立シ置クノ外、非常有事ノ際官庁防衛ニ遺憾ナキヲ期スル為、庁員ハ常ニ其ノ外出先ヲ家庭ニ於テ明瞭ナラシメ置キ、日曜、休祭日等ニ際シ遠隔ノ地ニ外出セントスル者ハ、当日ノ当直者ニ届出ツルコト

写(甲)

官庁執務ノ件

(昭和十八年九月二十八日閣議決定)

一 出勤時刻ノ厳守

(イ) 各庁長官以下、全庁員ハ必ズ執務開始時刻迄ニ出勤スルコト

(ロ) 濫ニ出勤時刻ニ遅レタル者ニ対シテハ懲罰ノ方途ヲ講ズルコト

二 土曜日半休ノ廃止

土曜日ノ執務時間ヲ平日ト同様ナラシムルコト

三 官庁機能ノ常時運行ノ為ノ措置

(イ) 各庁ニ於テハ平日ハ退庁時間後ト雖モ、午後七時迄若干ノ職員ヲ交代執務セシムルコト

(ロ) 夜間及日曜日、祝祭日、其ノ他官庁ノ休暇日ト雖モ、有力ナル高等官ノ率ユル宿直員ヲシテ交代宿直セシメ、

以テ外務トノ連絡ヲ確保シ、且官庁ノ執務ヲシテ統断ナカラシムルト共ニ、官庁防衛ニ関シテ遺憾ナキヲ期スルコト、尚之ト共ニ何時ニテモ必要ナル庁員ヲ招集シ得ベキ組織ヲ確立シ、以テ事務ノ必要ニ応ジテ官庁ガ活

動シ得ベキ態勢ヲ整フルコト

(ハ) 国民ニ直接接スル第一線官庁ノ業務ニ付イテハ、特ニ夜間、日曜日、祝祭日、其ノ他官庁ノ休暇日ト雖モ、国民ノ要求ニ応ズル如キ処置ヲトルコト

(平 12 仙台 715)

88 昭和18年10月 雇員採用に関する件

総秘第三六一号

昭和十八年十月三十一日

大阪財務局長 関

税務署長 殿

雇員採用ニ関スル件

従来女子雇員ノ採用ニ当リテハ、之ヲ本局ニ稟議ノ上其ノ指令ヲ待ツテ採用致ス取扱ト相成居候処、今般官庁ニ勤務スル男子雇員ニ対スル徵用制限ヲ撤廢サレ、一定年齢ノ男子雇員ハ今後相当数ノ徵用ヲ見ルベク、之ガ補充ハ凡テ女子又ハ男子高年齢者(原則トシテ四十五歳以上)ヲ以テスル外ナキ情勢ト相成、必然的ニ勞務給源逼迫ヲ招来スベク、各官庁、民間団体等ニ於テ之ガ争奪ヲ為スベキコトモ予想致サレ候ニ付テハ、此際女子雇員採用ニ関スル稟議制度ヲ廢シ、今後ハ左記要項ニ依リ女子雇員ニ在リテモ署長限リ採用決行ノコトニ決定致候条、了知ノ上早急手配相成極力要員ノ確保ニ遺憾ナキヲ期セラルベク、此段及通牒候也

追而、男子高年齢者ニ在リテハ其ノ學歷、事務經驗、能力等ニ相当ノ徑庭アルベク、之ガ給与標準等予メ一定スルコト至難ナルヲ以テ、採用ニ当リテハ機密事務取扱規程第十四条第三項ニ準シ稟申相成度申添候

記

- 一 募集ニ付テハ從來ノ方法ニ依ル外、一般職員ノ協力ニ依ル緣故採用充実ヲ期シ之ヲ優先セシムルコト
緣故採用ニ付テハ從來兎角外見或ハ体裁等ニ捉ハレ、所謂共稼其ノ他子女ヲシテ勤勞セシムルヲ潔シトセザルガ如キ嫌アリシモ、決戦下国民皆勞ノ今日斯ル因襲ハ之ヲ一躰シ、進ンテ国家ノ要請ニ就カシムルノ要アルニ付、署幹部職員ハ努メテ自己ノ家族ヲ動員シ、率先範ヲ示シテ一般職員ノ協力を求ムルコトニ特段ノ配意アリタキコト
- 二 採用員數ハ現在男子雇員ヲ除外シ（現在女子雇員ハ之ヲ含メ）、其署配置定員數ヲ限度トスルモ、判任官、雇員ノ長期欠勤ハ欠員トシテ採用可ナルコト
- 三 身元確實ニシテ身体強健ノ者ナルコト
- 四 從來ノ如ク採用範圍ヲ独身者又ハ青年女子等ニ限定スルコトナク、年齢制限ハ數ヘ年三十五歳以下十七歳迄緩和シ、學業成績ノ制限ヲ撤廃シ有夫ノ婦ト雖採用可ナルコト
- 五 可成署所在地最寄地域ノ者ヲ採用シ通勤ノ便ヲ図ルコト、特ニ家事ヲ担当スル婦人ニ付然リトス
- 六 女子ノ勤務時間ハ一般男子職員トハ別箇ノ見地ニ於テ考慮スルノ要アルノミナラズ、家事關係ヲ有スル婦人ニ在リテハ配給物資ノ入手、一般家事ノ整理等、私事任務ヲ有スル關係上時間外勤務ハ成ルベク之ヲ避けシムルコト
- 七 採用ニ当リテハ左記福利施設ヲ考究中ナル旨ヲモ表示可ナルコト
(イ) 現存スル財務協會ノ施設、共済組合制度ノ存在ヲ説明スルコト

- (D) 三大都市ニ於テハ採用実績ニ対処シ、必要ニ依リテハ適宜託児所ノ施設ヲ講ズル等考究中ナルコト
- (H) 一般女子職員ノ教化錬成施設トシテ、ミシン、裁縫、華道、其ノ他ノ付帯福利施設ヲモ漸次考慮ノ見込ナルコト

コト

- (二) 雇員在職相当年数ニ達シ成績優秀ナル者ハ、女子判任官ニ任用ノ途アルコト

八 採用初任給ハ最高標準左表ノ通トス

但シ、北陸三県四国三県下稅務署ニアリテハ、新設新潟局長又ハ松山局長ヨリ追テ何分ノ通牒アル迄未決

卒業学校 適用署別	三都市、茨木、堺 岸和田、布施、西宮 伊丹、明石、姫路 和歌山、大津	其ノ他
国民学校尋常科	月 俸 三十円	月 俸 二十八円
同 高等科	同 三十二円	同 三十円
高女(三年制)	同 三十四円	同 三十二円
同 (四年制)	同 三十八円	同 三十六円
同 (五年制)	同 四十円	同 三十八円

学校卒業後相当年数ヲ経過シタル者ニ対シテハ年齢ヲ斟酌シ、卒業後ノ年数満二年ニ付二円ヲ加算シタル金額ヲ以テ採用可ナルコト、但シ初給月俸五十円以上ヲ支給セントスルトキハ、稟議ノ上当局ノ指令ヲ待ツテ執行ノコト
今次男子雇員ノ徵用ニ依リ生スベキ欠員ニ相当スル人員ハ、当然本年末新規卒業ノ女子ヲ採用シ得ルモノト思料セ

ラルルニ付、是等ニ関シテハ職業指導所ト連絡ノ上適宜ノ処置ヲ講スルコト

今回ノ女子雇員初任給改正ニ伴ヒ、現ニ雇員タル者（男女共）並下級判任官ノ俸給ニ付、其ノ權衡ヲ得セシムル為若手「干」ノ調整ヲ行フ要アルヲ以テ、此点ニ関シテハ目下考究中ナルコト

今後ト雖モ或ル程度ノ男子雇員ハ曩ノ通牒ニ依リ從來通之ヲ採用スルコトトシ、判任官ノ欠員補充ニ支障ナカラシムルノ要アルニ付、差当リ第八号女子採用初任給ニ各二円ヲ加算シタル額（甲種中等学校ハ五年制高女ヨリ二円高、乙種中等学校ハ四年制高女ヨリ二円高）ヲ以テ採用決行可ナルコト

但シ、現在初任給四二円ヲ支給ノ署ニアリテハ之ヲ四四円トス

尚、右採用ニ当リテハ所轄職業指導所ニ協議シ、其ノ了解ヲ得ル等遺憾ナキヲ期スルコト

（昭53 大阪 82）

89 昭和18年11月 新潟局開設につき賀屋大蔵大臣告辞

財秘第一号

昭和十八年十一月八日

新潟財務局長印

税 務 署 長
殿
財務局出張所長

決戦態勢下ニ於ケル官庁執務ニ関シテハ、曩ニ閣議決定ニ基キ大蔵省主税局長ヨリ通牒ノ次第モ有之候ニ付、既ニ各

元所轄財務局ヨリ夫々通牒セラレ、各署ハ右ニ基キ之ガ実行ニ万遺憾ナキヲ期セラレツヽアルコト、被存候へ共、今般官制改正ニヨリ当新潟財務局開設セラレ候処、当局ハ大阪財務局及名古屋財務局ノ各一部ヲ合併管轄スルコト、ナリタル結果、事務取扱其ノ他ニ統一ヲ要スルモノ多々有之ベク、之カ事務能率ニ及ホス影響ヲ考慮被致候ニ付テハ、当局ニ於テハ各般事務ノ取扱方並ニ諸規程等急速制定通牒ノ上、事務ノ進捗ニ支障無カラシムル見込ニ有之候へ共、現下財務行政ノ運営ハ些ノ渋滞ヲモ許ササル状況ニ鑑ミ、当分ノ間一般事務ノ取扱其ノ他ニ付、何分ノ通牒アルモノ、外ハ、従来元局ニヨリ定メラレタル取扱方針規程ニ基キ実施シ、以テ事務能率ノ昂上ヲ図ルコト、致シ候間、此際各署ハ更ニ一段ノ工夫ト努力トヲ以テ、事務ノ進捗ニ付万全ヲ期セラレ度
右及通牒候也

秘第八号

昭和十八年十一月八日

新潟財務局長印

稅務署長殿

今般当局ノ開設セラルヽニ当リ、別紙ノ通大藏大臣ヨリ告辞相成候ニ付テハ、特ニ部署長ハ克ク本趣旨ヲ体シ率先垂範スルト共ニ、部下職員ニ之ガ徹底方取計、万遺憾無キヲ期セラレ度
右及通牒候也

藏総第三一四号

昭和十八年十一月四日

大蔵次官 谷口恒二

新潟財務局長殿

今般貴局開設セラル、ニ当リ、大蔵大臣ヨリ別紙ノ通告辞相成候ニ付テハ、貴局下職員ニ之ガ徹底方御取計相成度此段及通牒候也

大蔵大臣告辞

今回新潟財務局ノ開設セラル、ニ当リマシテ、一言所懐ヲ述ブルハ私ノ欣幸トスル所デアリマス。

抑々財務局ハ、稅務行政ハ固ヨリ国有財産事務、預金部資金事務、会社經理統制事務等、財務行政ノ一般ニ亘ル仕事ヲ担当スルモノデアリマシテ、決戦下ノ今日大蔵省ノ地方官庁トシテ愈々其ノ責任ノ重キヲ加ヘツツアル次第デアリマス。就中稅務行政ハ國家歳入ノ太宗タル租稅ノ賦課徵收ニ關スルモノデアリマシテ、之ガ執行ノ適否ハ國家財政ノ運用ニ至大ノ關係アルト共ニ、直接國民ノ利害休戚ニモ影響スル所極メテ大ナルモノガアルノデアリマス。殊ニ支那事變以來國家歳出ノ膨張ニ伴ヒマシテ、租稅收入亦増加ヲ図ルノ必要ガアリ、數次ニ亘リ増稅ヲ行ヒ來ツタノデアリマスガ、幸ニシテ今日迄大体ニ於テ円満且適切ナル執行ヲ見、國家財政ニ些ノ不安ヲモ感セズ參ルコトガ出來マシタノハ、國民ガ好ク時局ノ緊迫性ヲ認識シテ増大スル負担ニ堪エ、協力ヲ惜シマナカツタ故デアルコトハ固ヨリデアリマスガ、又一面直接稅務行政ノ執行ニ當ラレル稅務官吏ガ、戰時稅務ノ執行ニ際シ數的ニ不足セル無理ナ陣容ヲ擁シ乍ラモ、公正ニシテ恪勤精勵好ク稅務官吏トシテノ貴重ナル伝統ヲ守リ、増大且複雑化セル稅務行政ヲ迅速且円滑ニ処理シ來ツタ故ニ外ナラヌモノト敬意ヲ表スル次第デアリマス。決戦下行政機構ノ各般ニ亘ツテ簡素化ノ要求セラ

ル、今日、敢テ二ツノ財務局ヲ増設致スコト、相成リマシタノモ、今後財務局ノ担当スル行政ガ愈々重要性ヲ増スガ故ニ外ナラナイノデアリマシテ、夫レ丈ニ財務局ニ職ヲ奉セラルル諸君トシテハ、此ノ際更ニ新ナル決意ヲ固ムルノ必要ガアラウト思ヒマス。

此ノ新財務局ノ発足ニ当リマシテ先ヅ第一ニ心掛ケネバナラヌコトハ、相互ニ相融和シテ渾然一体トナツテ働クトイフコトデアリマス。何事ニテモアレ、或ル一ツノ大キナ組織体ガ円滑ニ運行シテ行クト謂フコトハ極メテ難シイコトデアリマス。之ガ為ニハ其ノ構成員全部ガ一心一体トナツテ動カナケレバナラナイノデアリマス。新財務局ノ陣容ヲ構成スル諸君ハ從來ハ夫々異ツタ財務局ニ所属シテ居タノデアリマスガ、今ヤ新鴻財務局トイフ一ツノ有機体ノ一部ヲ構成スルニ至ツタノデアリマス。従ツテ此ノ新財務局ノ中ニ於テ昔ノ局毎ニ派閥ヤ対立ノ生ズルガ如キコトハ、敵ニ之ヲ戒メナケレバナラナイノデアリマス。全員一致局長指導ノ下ニ渾然一体トナツテ、其ノ職務ニ尽瘁シナケレバナラナイノデアリマス。

次ニ諸君ガ其ノ職務ヲ執行シテユク上ニ於テ心掛ケネバナラヌコトハ、外部トノ融和ヲ図ルト謂フコトデアリマス。仮令新財務局ガ其ノ内部ニ於テ渾然融和致シマシテモ、他官庁ヤ民間トノ連絡調整ガ巧クユカズ無用ノ摩擦ヲ生ズルニ於テハ、到底其ノ使命ノ完全ナル達成ヲ期スルコトハ出来ナイノデアリマス。殊ニ戦時下財政経済ノ円滑ナル運営ヲ期スルガ為ニハ、他官庁トノ連絡調整ガ要請セラル、ノデアリマシテ、過般地方行政協議会ノ制度ガ創設セラル、ニ至リマシタノモ一重ニ右ノ趣旨ニ出ズルノデアリマス。即チ戦時財政経済ノ円滑ナル運営ヲ期スルガ為ニハ、資金、資材並ニ勞力ノ各方面ニ亘リマシテ強力ナル統制ヲ加フル必要ガアルノデアリマシテ、之等ノ關係各庁ハ緊密ナル連絡ノ下ニ一丸トナツテ、決戦行政ノ実ヲ挙ゲナケレバナラナイノデアリマス。之ガ為ニハ新ニ生レタ地方行政協議会ノ制度ヲ極力活用シ、關係各地方庁トノ協調連絡ヲ密ニシ、其ノ職務ノ円滑ナル執行ヲ期セラレタイノデアリマス。

尚外部トノ關係ニ於テ心掛クベキコトハ、民間トノ調和ヲ図ルト謂フコトデアリマス。財務局ニ於テ行フ仕事、就中
稅務行政ハ國家財政ニ重大ナル關係アルハ勿論デアリマスガ、直接國民ノ利害ト重大ナル關係ガアルノデアリマス。
從テ之ガ執行ノ嚴正且公正ナルベキハ勿論デアリマスガ、他面事情ニ即シ國民トノ調和ヲ図リツ、適正且機動的ナ
ル運営ヲ期シナケレバナライノデアリマス。支那事變勃發以來ノ相次グ増稅ニ因リマシテ國民ノ負擔ハ加重セラレ
テ來テ居ルノデアリマシテ、支那事變及大東亞戰爭ハ正ニ國民ノ負擔ニ於テ戰ハレテ居ルノデアリマス。而シテ今後
相当長期ニ亘ルベキ大東亞戰爭ヲ勝ち抜クガ為ニハ、今後尚増稅ガ断行セラレ國民ノ負擔ガ更ニ加重セラル、コトヲ
予期シナケレバナライノデアリマス。而シテ國民ヲシテ此ノ加重サレユク負擔ニ耐ヘシメ、喜ンデ納稅ノ義務ヲ果
サシムルカ否カハ、一二諸君等ノ稅務行政執行ノ適否如何ニ懸ルノデアリマス。之ガ為ニハ之等民間ノ人々トノ円満
調和ヲ図リ、以テ國民ヲシテ自發的ニ納稅報國ノ誠ヲ尽サシメラレタイノデアリマス。

次ニ心掛ケネバナラスコトハ、新財務局ノ諸君モ亦國民ノ一人ナルコトノ自覺ニ充分徹底セラレンコトデアリマス。
申ス迄モナク總力戰ノ今日ニ於テハ諸君ハ官吏タルノ職務ノ外ニ、國民ノ一人トシテ軍人援護ニ、防空ニ、貯蓄ニ、
其ノ他國民生活全部門ニ亘ツテ、戰爭完遂ノ方策ニ協力シ挺身スルコトヲ要請セラレテ居ルノデアリマス。此ノ意味
ニ於テ諸君二期待致シ度キコトハ、一國民トシテ諸君ガ之等ノ要請ニ充分備ヘラル、ト共ニ、一步進ンデ國民ノ儀表
トシ國民ヲ指導スルノ実ヲ挙げラレンコトデアリマス。

御承知ノ如ク今ヤ皇國ハ其ノ危急存亡ヲ賭シタ大戰爭ヲ戰ヒツ、アリマス。此ノ大戰爭ヲ勝ち抜ク為ニハ固ヨリ軍
隊ガ必要デアリマス。航空機、艦船其ノ他ノ兵器ガ必要デアリマス。ト同時ニ多数ノ精銳ナル將士ヲ戰場ニ送り、之
ニ優秀ナル兵器ヲ供給スル為ニハ、先ヅ以テ國家財政ガ泰山ノ安キニ在ルコトヲ必要トスルノデアリマス。總力戰ノ
今日ニ於キマシテハ凡ユル分野ニ在ル國民ノ一人一人ガ、直接戰場デ武器執ル將士ト同ジ氣持デ奉公ノ誠ヲ効スベキ

コト勿論デアリマスガ、国家財政ノ安危ヲ双肩ニ担フ諸君トシテハ、現在ノ此ノ瞬間ニ於テモ我々ノ同胞ニ依ツテ北ニ南ニ熾烈ナル戦ガ戦ハレツ、アルコトニ思フ効シマシテ、陛下ノ官吏トシテノ、此ノ際此ノ秋ニ於ケル責務ヲ充分ニ遂行サレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

税務ハ益々複雑多端トナリツ、アリ、而モ之ガ為ノ定員及予算ハ却ツテ窮屈トナリツ、アルノデアリマス。之モ総力戦下人員モ物モ偏ニ拵ゲテ戦力ニ集中スル為、已ムヲ得又決戦時ノ要請デアリマス。諸君ノ担当セラレル仕事ハ興亡ヲ堵ケタ総力戦ノ重要ナ一環デアリマスルカラ、苦シイカラト言ツテ一刻一瞬モ放ツテ置クコトノ出来ナイコトデアリマス。苦シイ中ニモ諸君ハ大蔵省税務当局伝統ノ不屈不撓ノ精神ヲ發揮シ、是非共諸君ニ与ヘラレタ職務ヲ完遂シテ戴キ度イノデアリマス。

最後ニ心掛ケネバナラスコトハ綱紀ノ肅正ノコトデアリマス。屢次ノ増税ノ結果、今日ノ租税ハ国民ニ対シ相当ノ負担トナツテ居リ、今後更ニ更ニ増税ハ要請サレルノデアリマス。斯ル際ニ於キマシテ税界ニ不祥事ヲ見ルコトハ、国民ノ政府ニ対スル信頼感ヲ裏切ルモノデアリマシテ、由々シキコトデアリマス。諸君ハ職務ニ精励堪能ノ士デアリマスルコト勿論ノ次第デアリマスルガ、今後共一層コノ点ニ留意セラレンコトヲ希望致シマス。

終リニ諸君ガ益々健康ニ留意セラレ、国家ノ為健闘サレンコトヲ祈リマシテ告辞ト致シマス。

昭和十八年十一月一日

大蔵大臣 賀屋興宣

(平 19 金沢 455)

90 昭和18年11月 官庁雇傭員の徴用に関する件

昭和十八年十一月廿七日

新潟財務局 総務部長

小浜稅務署長殿

官庁雇傭員ノ徴用ニ関スル件

首標ノ件ニ関シテハ曩ニ報告相成候処、之レカ連名表ノ提出ニ付テハ別紙照覆ノ報告ニ則リ取扱フコト、致度、貴署分連名表ハ左記人員ニ付調製ノ上、直接所轄職業指導所ニ提出相成度
右得貴意候也

追而 既ニ本件取扱ト相違セル取計ヲ為シタル場合ハ、本件提出ハ一応留保ノ上折返シ、其ノ署ノ取扱ヲ具体的ニ報告ノ上、更ニ指示ヲ俟ツコト、被致度、尚本件ハ極秘ノ取扱相成度申添候

左記

該当事項ナシ

主親秘第五二〇号

昭和十八年十一月廿六日

大蔵省主稅局 經理課長

名古屋財務局總務部長殿

稅務署男子雇員ノ徵用取扱方ノ件

標記ノ件ニ關シ今般東京財務局總務部長ヨリ、別紙写ノ通申越有之候条、御參考ノ為及通報候也

昭和十八年十月廿六日

東京財務局 總務部長

大藏省主稅局經理課長殿

稅務署男子雇員徵用取扱方ノ件

標記ノ件ニ關シテハ予而種々御通牒ニ接シ、当局ニ於テモ勤勞態勢強化ノ趣旨ニ顧ミ極力善処致居候処、曩ニ本省總務局長ヨリ移牒相成候事務補助者ノ解説ニ依ルトキハ、稅務署男子雇タル者ハ必スシモ其ノ總テカ事務補助者トハ謂ヒ難ク、概ネ諸稅ノ賦課徵收等ニ關シ対外交渉、文書起案等ノ要務ニ従事シ、近キ将来稅務判任官トシテ起用スル前提ノ下ニ實務ニ当ラシムルノ狀況ニ有之、大体ニ於テ就業禁止指令職權ニ該當セザルモノト被存候、然レ共其養成課程ニ於テ一部事務補助者タルモノナキニシモアラズ、勿論之等ハ徵用適格者ト認メラレ候ヘ共、一々個々ノ者ニ付之ヲ判別スルコトハ事実上困難ノ点モ有之候ニ付テハ、各署雇員總定員ノ凡ソ三割ニ相當スル人員ヲ以テ徵用範圍該當者トシテ取扱フコト、致候条、御了承相成度、此段及報告候也

追而 右ニ依ルノ結果、當該者ニ於ケル雇員總定員ノ三割ニ相當スル人員ガ、既ニ女子雇員ヲ以テ代用セラレ居ル署ニ於テハ、連名表ヲ提出セザルコト、相成度次第ニ付申添候

(平 19 金沢 455)

91 昭和18年12月 直税部長会議の状況について

直税通信第五号

昭和十八年十二月二十二日

直税部

直税部長会議の状況に付て

本月十日十一日の両日大蔵省で直税部長会議が開かれ、直税事務執行に関する諸般の打合協議が行はれ、特に大臣が極めて貴重な時間を割いて臨席せられ、真に急迫した時局下に於ける税務官吏の心構に付て、極めて率直に又極めて打解けた形で所信を述べられたのである

当打合会で強く感得した事項を端的に報道して、本年個人事務執行上の参考に供し度い

一 税務の前途は愈々多事多難、真に超非常時であるが、兵力、産業戦士等の人口動員計画よりすれば、簡単に人員の補充を見ることは至難の事情にあるのみならず、事態は逆に官庁要員に迄徴用の手が延びて居る実情である。然し一戦の兵隊は如何に寡勢でも大敵を向ふに玉砕を期して戦つて呉れる、今次戦争は然々容易ではないのであつて、人手が足りないから仕事が出来ないと言ふ理屈は、今日通らなくなつた

茲に税務官吏の頭と仕事を判りと決戦型に切り替へる必要が起る

そこで仕事に関し本省で計画されてゐる事は

(一) 税務行政の簡易化

(二) 賦課の徹底的重点化

(三) 県市町村其の他、公私団体に対する力強い協力の要請

である。此等の事柄は臆て法令や取扱に表はれて来ると思はれるが、此の目的達成の爲には仕事の上にて於て若干の犠

牲面があつても、大局的に見て効果が大きであれば思ひ切つて進むべきであると言ふ氣持が、會議の雰圍氣の中に強く感受せられたのである

更に本年分個人三稅事務の遂行上、次の諸点が強調せられたから、各般の事務に此の氣持を充分取り入れて、所期の成績を揚げて貰ひ度い

一 従来の營業偏重主義を去り、重点的所得調査に主力を注ぐこと。殊に自由勞務者等新興所得増加部門の調査に徹すること

之は最近調査して貰つた事柄によつて、大体の意図は推察して居られると思ふが、更に進んで調査研究して頂き度い

二 統制資料の充實と之が科学的利用に頭を練ると同時に、關係諸団体の力強き活動と全面的協力を求むること
之は近く送付する本年調査方針の趣旨によつて徹底的且積極的にやつて貰ひ度い

三 相手に誠意があり、又事務進捗に支障を来さざる限り、進んで団体交渉に応ずべきこと
之に付いては多少の弊があるかも知れないが、将来は斯る方向に進む必然性あるを以て、今より団体幹部等の訓練善導に意を注ぎ、要領よき調査を進めて貰ひたい、団体幹部や納稅者を敵視する様な狭量な考へでは、何もやつて行けないと思ふと同時に、優良団体に対しては表彰もして行き度い考である

四 企業整備の進展と集荷配給機構の整備に因り、種目別權衡調査から相当力を抜き得ること
之は二と関連することだが、之も充分考へて手際よくやつて貰ひ度い

五 貸家貸宅地調査の如きは、一回入念調査すれば一、二年は補足的調査に止めて差支なきこと
前年の事蹟と省察し合せ、簡単な誤謬訂正の惹起しない様注意しつゝ計画して欲しい

六 俸給・給料等の支払調書の提出方と、之が監査を厳にすること

提出期限を絶対勵行せしむることに特に注意して欲しい

此の事は国民皆労働旨の徹底により、国民各層を通じ勤労所得者が著しく増加し、小額資料として之を軽視するときは、著しく綜合漏れを生ずる虞あることが含まれてゐる

又支払調書に関し前年地方庁関係の分に洵に寒心に堪へない事実があり、目下各本省間に於て夫々接衝が進められて居るが、県庁所在地の税務署に於ては前以て県主腦者と懇談を遂げて置かれ度い尚、交付金の単価は引上げられる見込である

七 戸順調査を徹底し、生活内容より見たる所得の觀察に意を用ふることに

生活内容を基礎に置く所得の認定決定の能否及方法等に付ても、目下考究中である

八 農村に対する所得申告書を連記式として、課税洩れ防止を第一義として、其他物資労力の節約、権衡保持、誤謬の防止、申告散逸等による紛議の防止等に資すること

之に関しては前年既に大阪局管内で実行し、効果少しとして相当反対の声があつたが、これは町村に対する指導と協力の不十分から来る弊の如く見受けらるるから、本年特に此の点留意せられ度い尚、中央に於ては町村吏員の囑託制を目下考慮中である

(平 20 金沢 5)

92 昭和19年2月 戦時官吏服務令につき東条内閣総理大臣訓示

職第三四号

昭和十九年二月四日

東京財務局長印

稅務署長

出張所長 殿

内閣総理大臣ノ戦時官吏服務令等ニ関スル訓示送付ノ件

戦時官吏服務令ノ施行ニ関シテハ、客月十三日付職第八号ヲ以テ通牒シ、又先般開催ノ全管稅務署長會議ニ際シテモ、特ニ本職ヨリ申述ヘタル次第ナルモ、東條「英機」内閣総理大臣閣下ハ一月四日各庁ノ幹部集合ノ席上、別紙ノ通本令ニ敷衍シ稍々詳細ナル訓示ヲ行ハレ候ニ付、印刷ノ上送付致候、更メテ部下職員ニ漏ナク伝達スルト共ニ、本件ノ重要性ニ顧ミ挙署一致之力実践ニ努メ、大聖旨ニ悖ルカ如キコトナキ様、特ニ留意相成度
右通牒候也

戦時官吏服務令ノ制定公布ニ当リ東條内閣総理大臣訓示

昭和十九年一月四日

於 内 閣

大東亞戦争第三年ノ政始ノ日ニ当リマシテ、戦時官吏服務令ガ御制定、公布セラレタノデアリマス。茲ニ、中央官庁

ニ於ケル枢要ノ地位ニ居ラルル諸君ト共ニ、之ガ実践ニ関シ決意ヲ披瀝スル機會ヲ得マシタルコトハ、洵ニ感激ニ堪ヘナイ所デアリマス。

今ヤ皇国ハ国家ノ隆替、東亜ノ興廢ヲ決スベキ重大時局ニ直面致シテ居ルノデアリマス。我々ハ、御稜威ノ下、挙国一致、飽ク迄モ不屈不撓、此ノ難局ヲ突破シテ、大東亜戦争第三年ヲ、是非共、必勝ノ基礎確立ノ年トセネバナラナイノデアリマス。

此ノ秋ニ方リ、我々官吏ノ責務ハ愈々重大デアリマス。今ヤ官吏ノ職責遂行ノ如何ハ、直ニ国民ノ士氣ニ反映シ、国民ノ活動ヲ左右シ、戦争遂行ニ多大ノ影響ヲ及ボスノデアリマス。御承知ノ如ク、官吏ノ服務ニ関シマシテハ、夙ニ其ノ重要性ニ顧ミ、明治二十年官吏服務紀律制定セラレ、爾来、我我官吏ハ只管之ガ遵奉ニ努メ来ツタノデアリマス。

歴代ノ政府ガ、官吏ノ服務ニ関シ屢々訓示ヲ行ツテ参リマシタノモ、相率キテ之ヲ遵守セントスル努力ニ外ナラナクツタノデアリマス。而シテ、今日官吏ノ責務ノ益々重大ヲ加フルノ秋、戦時下官吏ノ服務ニ関シ、更ニ特ニ重点ヲ置クベキ事項ニ付、明示セル勅令ノ御制定ヲ見マシタルコトハ、洵ニ恐懼感激ニ堪ヘナイ所デアリマス。此ノ際、我々官吏ハ愈々内ニ省ミ切磋琢磨、本勅令ニ示サレタル所ヲ拳々服膺シ、以テ戦時下ノ御奉公ニ些ノ遺憾ナカラシムコトヲ、固ク期スル次第デアリマス。

戦時官吏服務令ニハ、先ツ

「凡ソ官吏ハ国体ノ本義ニ徹シ至誠一貫諧和一致匪躬ノ節ヲ致シ、其ノ職務ヲ奉行スルヲ以テ本分トス、今ヤ戦局熾烈ニシテ官吏ノ職責愈々重キヲ加フ、宜シク官吏服務紀律ヲ厳守スルト共ニ、特ニ左ノ各項ノ実践躬行ニカメ、征戦ノ完遂ニ些ノ遺算ナカラシムコトヲ期スベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。

按ジマスルニ、全官吏ガ崇高ナル我国体ノ本義ニ徹シ、戦争完遂ニ関スル統一セル思想ノ下ニ、一致協力己ヲ空ウシ

テ行政ノ運営ニ当ルコトハ、最モ肝要デアリ、又之ハ各般ノ官吏服務ノ基礎ヲ為スモノデアリマス。申ス迄モ無ク、官吏ハ 天皇陛下ノ官吏デアリマス。

陛下ノ御為ニ、一身ヲ捧ゲテ御奉公申上ゲルト云フコトヲ深く自覺シ、而シテ 陛下ノ赤子タル国民ヲシテ、常ニ其ノ御光ニ浴セシムルコトヲ以テ己ガ本領トスルコト、之ガ官吏ノ心構ヘノ根本デアリマス。官吏タルモノハ、此ノ心構ヘノ下ニ、至誠一貫匪躬ノ誠ヲ致サネバナラナイト、固ク信ズルモノデアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「一 官吏ハ戰時特ニ其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺シ、不屈不撓努力ト工夫トヲ尽シテ其ノ責務ヲ貫徹スベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。

按ジマスルニ、苟クモ職ヲ官ニ奉ズルモノハ、戰時特ニ其ノ責任ノ重大ナルコトヲ自覺シ、日々旺盛ナル責任觀念ヲ堅持シテ其ノ職務ヲ遂行スルニ、些モ欠クルナキヤ自ラ省ミルト共ニ、自己ノ職責ハ如何ナル障害ヲモ排除シ、最善ノ努力ト工夫トヲ効シテ、之ヲ必ズ遂行センコトヲ期スベキハ素ヨリデアリマス。

元來仕事ノ成否ハ人ノ賢愚ニ因ツテ左右サレルト謂フヨリモ、当事者ノ責任觀念ノ強弱ニ因ツテ決セラルルモノデアリマス。戰場ニ於ケル勇敢ナル行為モ怯懦ナル行為モ、其ノ分ルル所ハ、本來其ノ人ノ強イ弱イト謂フニ因ルノデハナクシテ、其ノ人ノ責任觀念ノ強弱ニ因ツテ決マルモノデアリマス。複雑多岐ニ亘ル戰爭下ノ仕事ヲ、最モ適切ニ最モ迅速ニ処理シテ行くベキ立場ニ在ル官吏ハ、愈々旺盛ナル責任觀念ヲ以テ事ニ臨ムコトガ極メテ必要デアリマス。

之アツテコソ異常ナル努力モ生レ、適切果斷ノ処理モ為シ得ラレルノデアリマス。責任ヲ恐レテ消極ニ墮シ、事勿レ主義ヲ以テ責任ヲ糊塗スルガ如キハ、斷ジテ許容シ難キ所デアリマス。今ヤ事態ハ然ク生易シイモノデハナイノデアリマス。敢然トシテ進ンデ責任ヲ執リ、斃レテ後已ムノ烈々タル気魄アルノミデアリマス。飽ク迄モ強イ責任觀念ヲ

持シテ、躬ヲ以テ事ニ当リ全力ヲ傾倒スルノ覺悟コソ、皇国官吏ノ本懐デアルト信ズルノデアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「二 官吏ハ戰時特ニ真摯不斷ノ省察ヲ遂ゲ常ニ思フ大局ニ致シ、和衷協力施策ヲシテ悉ク征戰ノ完遂ニ寄与セシメ
ンコトヲ期スベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。

按ジマスルニ、今ヤアラユル国務ハ大東亜戰爭完勝ノ一点ニ集中セラレナケレバナライノデアリマス。之ニ付テハ特ニ絶エズ真剣ナル自己省察ヲ必要トスルノデアリマス。平時的ナ頭デ進ンデ居ツタノデハ、到底此ノ大戰爭ノ要求ニ即応スル機敏適切ナル行政ヲテキ。パキト運営スルコトハ出来ナイノデアリマス。文字通り頭ヲ戰時的ニ切り換ヘル、是レ決戰執務ノ要諦デアリマス。素ヨリ官吏ハ其ノ地位ノ上下ニ依リ、其ノ担当スル職務ノ領域ニ大ナルモノアリ、小ナルモノモアルノデアリマス。然シ乍ラ苟クモ自分ノ職域ニ関シテハ如何ニスレバ決戰下ニ最モ相応シク、且最モ有効ニ執務ヲ為シ得ルカヲ省察シ、又果シテ現下焦眉ノ急務タル戦力増強ニ即シテ居ルカドウカヲ常ニ反省シ、時局ニ適セザルモノハ思ヒ切ツテ之ヲ改メルコトガ肝要デアリマス。此ノ点ニ付テ特ニ私ノ強調致シタイコトハ、時ガ戦勝ノ絶對的要素デアルコトデアリマス。

アラユル方面ニ付テ絶對ニ繁文褥札ヲ避ケテ真ニ戰時ニ適セル簡素強力、而モ敏速ナル行政ノ執行ヲ図ランコトヲ期スベキデアリマス。戰爭デハ一瞬ノ差ガ勝敗ノ分岐点ニナルノデアリマス。時ノ要素ヲ忘レタ施策ハ何等ノ価値モナイノデアリマス。若シ夫レ我々官吏ノ心構ヘノ至ラザル結果、徒ラニ時間ヲ遷延シ時機ヲ失スルガ如キコトアラシカ、之ハ洵ニ由々シキ大事デアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「三 官吏ハ戰時特ニ部下ニ對シテ其ノ向フベキ方途ヲ明示シ、躬ヲ以テ之ガ統率指導ニ任ズベシ」ト定メラレテア

ルノデアリマス。

按ジマスルニ、苟クモ上官タルモノノ職責ハ、常ニ部下ニ対シ明確ニ方向ヲ示シ適時適切ナル命令ヲ下シ、且之ニ対シテ全幅ノ責任ヲ執ルニアルノデアリマス。之ガ為ニハ上司タルモノハ常ニ正確ニシテ詳細ナル判断資料ヲ頭ニ整ヘテ置カネバナラヌノデアリマス。即チ上司タル者ハ率先先頭ニ立チ常ニ格段ノ勉強努力工夫ニ努メ、確固タル自信ト責任トヲ以テ部下ニ方向ヲ明示シ、且部下ヲ完全ニ掌握シテ其ノ指導ニ当ルベキコトハ、此ノ戦時下特ニ肝要ノコトデアリマス。軍隊ニ於ケル指揮官ノ陣頭指揮ノ如何ハ、直ニ其ノ戦力ヲ左右シテ居ルノデアリマス。而シテ官界ニ於テモ上司タル者ノ陣頭指揮ノ如何ガ、如何ニ大キク行政ノ成果ニ現ハレテ居ルカハ、最近ノ行政査察ノ実績等ニ徴シ極メテ明白デアリマス。須ラク人ヲ指揮スル地位ニアルモノハ、真ニ陣頭指揮ニ徹底シ、特ニ生産ノ増強ニ關係アルモノハ深く思ヒヲ茲ニ致スベキデアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「四 官吏ハ戦時特ニ上司ノ命ヲ遵守シ、時機ヲ失セズ施策ノ遂行ニ邁進スベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。按ジマスルニ、方針ヲ決メルマデノ経過ニ於テハ、甲論乙駁色々考ヘ方見方ガアツテ、議論モアルコトハ当然デアリマス。又意見ガアレバ、ドシドシ具申スベキデアリマスルガ、一旦上司ニ於テ責任ヲ以テ方向ヲ決メタ以上ハ、時機ヲ失セズ其ノ方向ニ向ツテ万人ガ突進シテ行カナケレバナラナイノデアリマス。此ノ気構ヘコソ戦時下ノ官吏ニ特ニ必要ナノデアリマス。殊ニ寸刻ヲ争フ戦時ニ於テ、徒ラニ論議ニ時間ヲ空費シテ時機ヲ失シ、或ハ其ノ方向ヲ決定セラレタ後マデモ、大局ニ徹セズ自我ヲ固執シ、之ニ対スル批評ヲ行ヒ不平不満ノ意ヲ漏ラシ、又ハ泣事ヲ云ツタリスルコトハ、施策ノ実行ヲ阻害シ、特ニ刻下ノ急務タル軍需生産其ノ他、各方面ニ支障ヲ来シ損失ヲ及ボスハ素ヨリ、延イテハ国民ノ心持ニモ至大ノ影響ヲ及ボスモノナルコトヲ、忘レテハナラナイノデアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「五 官吏ハ戦時特ニ民情ノ機微ヲ察シ、懇切丁寧以テ事ニ当ルベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。

按ジマスルニ、今ヤ眩古ノ大戦争ノ真只中ニ於テ、国民ノ悉クガ其ノ有スル凡テヲ捧ゲテ戦ツテ居ルノデアリマス。官吏タルモノハ克ク思フ茲ニ致シ、国民生活ノ実情民心ノ機微ヲ十分察シテ、真ノ意味ノ親切丁寧ヲ以テ国民ニ接スルコトハ、決戦下国民生活ガ益々複雑ニナリ困難トナルニ伴ヒ、愈々其ノ必要ヲ痛感セラルルノデアリマス。一、二官吏ノ不親切ノ結果、国民ガ不愉快ナ苛立ツタ気分ニナル事例モ少クナイノデアリマス。斯クノ如キコトヲ放置スルハ戦時下許スベカラザルコトデアリマス。官吏ノ一人一人ガ懇切丁寧ヲ旨トシテ国民ニ対スルカ否カハ、国内結束ノ上ニ、延イテハ戦力増強ノ上ニ実ニ大キナ影響ヲ持ツモノデアリマシテ、仮令僅カノ官吏デアリマシテモ、此ノ点ニ欠クル所ガアリマスルナラバ、聽テハ官吏ト国民トノ精神的繋リニ思ハザル罅ヲ入レルコトトナルコトヲ銘記セネバナラナイノデアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「六 官吏ハ戦時特ニ廉潔ノ風ヲ重ンジ、修身齊家率先垂範以テ世ノ儀表タルニカムベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。

按ジマスルニ、凡ソ官吏タルモノハ、平時タルト戦時タルトヲ問ハズ清廉ヲ守ルベキハ云フマデモナイ所デアリマス。

先ニモ申シマシタル如ク、戦争下特ニ国民生活ガ複雑トナリ窮屈トナルニ伴ヒ、又国民ノ経済活動其ノ他、国民生活ニ官庁ノ関与スル部面ガ広汎トナルニ伴レ、官吏ハ特ニ身ヲ持スルニ厳ナルヲ要シ、愈々自肅自戒ニ努ムルヲ要スルノデアリマス。而シテ我々官吏ハ単ニ自己一身ヲ修ムルニ止ラズ、進ンデ家ヲ齊ヘ一家ヲ率ヰテ戦時道義ノ作興、經濟秩序ノ維持、戦時国民生活ノ実践等ニ付キ、率先垂範以テ世ノ模範タルニカムベキコトガ、此ノ際特ニ肝要ナルコト

トト存ズルノデアリマス。

本勅令ニハ、次ニ

「七 官吏ハ戰時特ニ其ノ言動ヲ戒慎スルト共ニ、機密ノ保持ニ細心ノ注意ヲ払フベシ」ト定メラレテアルノデアリマス。

按ジマスルニ、公人ノ言動ガ慎重ナルコトヲ要スルコトハ素ヨリデアリマス。特ニ今日ノ如キ時局ニ当リマシテハ、内ハ人心ノ安定ヲ図リ、外ハ外国ノ諜報ニ対処スル為ニハ、官吏ノ言動ハ慎重ノ上ニモ慎重ナランコトヲ要スルノデアリマス。即チ官吏ハ戰時下特ニ機密ノ保持ニ付細心ノ注意ヲ払ヒマスト共ニ、平素ノ言動ヲ慎ミ、苟モ不用意ノ言動ヲ為シテ国民ヲシテ帰趨ニ迷ハシムルガ如キコト無キヤウ、全幅ノ努力ヲ致スベキデアリマス。

尚、今回戰時官吏服務令ノ御制定ト共ニ、現在ノ文官懲戒令ノ外、新ニ文官懲戒戰時特例ノ御制定ヲ見タノデアリマス。而シテ本勅令ニ於キマシテハ、本屬長官タル者ハ戰時下特ニ意ヲ綱紀ノ振肅ニ用ヒ、苟モ服務ノ紀律、就中戰時官吏服務令ニ違フ者アラバ、嚴ニ懲戒ノ措置ヲ執ルベキモノナル旨ガ明示セラレテ居ルノデアリマス。又更ニ現行懲戒令ニ依ル免官、減俸及譴責ノ外、謹慎ト謂フ新タナル罰目ガ加ヘラレ、事情ニ応ジテ適切ナル懲戒ノ措置ヲ執リ得ルコトトセラレテ居ルノデアリマス。

尚、之ト共ニ官吏優遇ノ思召ヲ以テ、今回「各庁職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例」ガ制定セラレタノデアリマス。即チ各庁職員ニシテ功績顯著ナル者ノ危篤又ハ退官等ノ場合、殊ニ公務ニ因ル傷痍疾病ノ為危篤ニ陥リ、又ハ之ガ為退官等ノ已ムナキニ至リマシタル場合等ニ於キマシテハ、特別ノ優遇ヲ為シ得ルコトトシ、以テ本人在職中ノ功績ニ酬キルコトト相成ツタノデアリマス。

尚、政府トシテハ在職中ノモノト雖モ、功績顯著ナル者ニ対シ昇給、賞賜其ノ他ニ付、特別ノ措置ヲ執ルコトト致シ

度イト存ジテ居リマス。

之ヲ要スルニ、全国ノ官吏ガ国民ノ先頭ニ立ツテ旺盛ナル責任觀念ノ下、己ヲ抛ツテ事ニ当リ和衷協力一刻ヲ争ヒ、施策ヲシテ悉ク戦争完遂ニ寄与セシメンコトヲ期シテコソ、初メテ戦争遂行ニ適應セル強力ナル施策ハ行ハレルノデアリマス。之ニ反シ仮ニモ時局ニ対スル省察ヲ忘レ、或ハ機宜ヲ失シ、品位ヲ傷ケ、言動ヲ紊リ、国民ニ対スル態度ニ懇切丁寧ヲ欠クガ如キコトアランカ、只ニ官吏ノ信用ヲ失墜スルノミナラズ、其ノ影響ノ及ブ所蓋シ甚大ナルモノアリ、絶対ニ戒慎シナケレバナライ所デアリマス。

然シナガラ重ネテ申述ベマスガ、戦時下ニ於ケル官吏ノ心構ヘハ飽ク迄モ積極的デ無ケレバナライノデアリマス。慎重ヲ期スルコト固ヨリ大切デアリマスルガ、戦時下ニ於テハ積極的ニ仕事ヲシテ、戦争ニ勝ツ為ニ幾分デモ多ク寄与スルコトガ何ヨリ必要ナノデアリマス。徒ニ消極的ニ身ヲ持シ己ヲ全ウシテ非難ヲ免レントスルガ如キコトナク、率先己ヲ正スト共ニ、如何ナル艱難ニ直面シテモ必ズ身ヲ挺シテ責務ヲ果スベキ、積極進取ノ気魄ガ何ヨリモ必要ナノデアリマス。

今ヤ帝国ノ隆替東亞ノ興廢ヲ決スベキ重大時局ニ際シ、茲ニ戦時官吏服務令ノ御制定公布ヲ見マシタコトハ、洵ニ恐懼感激ニ堪ヘヌ所デアリマス。諸君、勝敗ノ鍵ハ結局一億国民ノ努力如何ニ懸リ、而シテ真ニ国民ヲシテ其ノ総力ヲ發揮セシムルヤ否ヤハ、懸ツテ我々官吏ノ態度、努力ノ如何ニ基クモノデアリマス。私ハ諸君ト共ニ朝夕戦時官吏服務令ニ示サレタル処ヲ実践躬行シ、愈々畢生ノ力ヲ尽シテ職責ノ遂行ニ邁進センコトヲ誓フ次第デアリマス。(終)

93 昭和19年2月 財務局長会議諮問事項

総第一四号

昭和十九年二月二十二日

札幌財務局長印

寿都稅務署長殿

財務局長會議諮問事項ニ関スル件

三月十五日ヨリ大蔵省ニ於テ開催セラルベキ財務局長會議ノ諮問事項、左記ノ通ニ有之候ニ付テハ、参考ニ供シ度候
条、諮問事項ニ対スル其ノ官ノ意見ヲ三月五日迄ニ必ス本局到達ノ見込ヲ以テ提出相成度

右及通牒候也

記

一 決戦下ノ現状ニ即スル稅務行政ノ運営ニ関スル具体的方策如何

(要旨)

最近ニ於ケル国民租稅負担ノ增高ニ伴ヒ、稅務行政ノ適実、公正ナル運営ハ愈々緊要ノ度ヲ加ヘツツアルトコロ、
一面我国ノ經濟諸情勢ハ生産ノ重点の増強、企業ノ再編成等ニ因リ急激ニ変化ヲ見ツツアルノ際、其ノ実体ノ捕捉
ハ極メテ困難ナル狀況ニ在リ、他面之ガ執行ノ任ニ当ル稅務職員ハ質量共ニ充分ナラザル実情ニ在ル等、稅務ノ執
行ハ愈々困難ノ度ヲ加ヘツツアリ、此ノ間ニ処シ稅務行政ノ全般ニ亘リ其ノ刷新、改善ヲ図ルノ方策トシテハ、稅
務機構ノ整備、事務処理方法ノ改善、稅務職員(特ニ女子職員)ノ充実及其ノ素質ノ向上、志氣ノ昂揚ニ努ムルト

共ニ、我国体ノ本義ニ基ク皇国租税理念ヲ闡明シ、納税ニ関スル官民ノ協力体制ヲ確立スル為、有効適切ナル方途ヲ講スルノ要アリ、右ニ関シ具体的意見ノ開陳ヲ求ム

(平 12 札幌 166)

94 昭和19年3月 局長會議諮問事項答申要領

① 東京財務局(第一問)

(第二) 決戦下ノ現状ニ即スル税務行政ノ運営ニ関スル具体的方策如何 東京財務局

決戦下ノ現状ニ即スル税務行政ノ運営ニ関シ採ルヘキ具体的方策ニ付考フルニ、概ネ左ノ如シ

一 税務機構ノ整備

(一) 財務局出張所ノ整備

財務局出張所ハ府県庁所在地ノ税務署ニ限り存置シ、右以外ハ之ヲ廃止シ、其ノ事務ハ之ヲ府県庁所在地ニ併置セル出張所ニ於テ取扱ハシムルコトトスルコト。尚東京都内出張所ニ於テ分掌セル事務ハ財務局ニ於テ取扱フコトトスルコト

(二) 県内財務行政ノ緊密化

県庁所在地ニ於ケル税務署長ノ地位ヲ昂メ、県内財務行政ノ連絡調整ノ任ニ当ラシムルコトトスルコト
二 事務処理方法ノ改善

(一) 共通關係

- (イ) 諸報告及稟議事項ニ付徹底的ナル縮減ヲ行ヒ事務ノ簡素化ヲ図ルコト
 - (ロ) 稅務統計ハ当分ノ内稅額表ノミニ止ムルト共ニ、其ノ調理ニ付テモ郡市別ヲ廢止シシ管計ノミトスルコト
 - (ハ) 課稅物件ノ消長ニ伴ヒ定員ノ配置ニ付再編成ヲ行フノ要アルコト
- (二) 直稅關係

- (イ) 個人三稅事務ニ於テハ營業稅中心主義ヨリ所得稅中心主義ヘノ轉換ヲ一層促進スルコトトシ、之カ為各業者団体等ノ利用ノ拡充、並ニ資料事務及源泉徵收事務ノ徹底的刷新改善ヲ行フコト
 - (ロ) 一定金額以上ノ公稱資本金ヲ有スル非同族会社ニシテ稅務署長ノ指定シタルモノノ法人稅、臨時利得稅及營業稅ニ付テハ、一応申告額ニ依リ其ノ俛納稅セシメ、爾後ノ調査ニ於テ差異アル場合ハ追徵還付スルノ制度ヲ創設スルコト
 - (ハ) 地租及家屋稅事務中賃貸價格ノ修正、設定、更定等ニ關スル事務ニ付テハ市町村ニ調査ヲ依頼シ、其ノ調査事蹟ニ依リ稅務署ニ於テ処分スルコトニ改ムルコト
- (三) 間稅關係
- (イ) 今回ノ改正稅法ノ趣旨ニ則リ間接稅ノ徵收ノ面ハ勿論、更ニ進シテ賦課ノ面ニ於テモ全幅的ニ業者ノ組織スル団体又ハ統制会社等ヲ活用シ課稅ノ適正ヲ図ラントスルコト
 - (ロ) 課稅商品ニ付組合又ハ統制会社ニ於テ統一的ニ一括集荷配給ヲ図リ、集團的ニ價格査定ヲ行フ事例益々多クナリツツアル現況ニ鑑ミ、一括集荷場、價格査定場等ニ至ル迄、當該商品ニ付未納稅移出ヲ認ムル仕組ヲ組織的ニ拡充スル方法ヲ採リ、事務ノ簡素化ヲ図ルト共ニ配給乃至價格統制ニ協力スルコト
 - (ハ) 收稅官吏ノ取締範圍ヲ當該收稅官吏ノ在勤セル都県單位ニ擴張シ、同時ニ顛末書等ノ様式ヲ簡略ニシ機動的

効率の二取締ノ強化ヲ図ルコト

- (二) 犯則矯正会ノ中央機構ハ略整備ノ緒ニツケルモ、此ノ際其ノ末端機構ヲ組織的ニ整備シ、其ノ活発ナル活動ノ展開ヲ期シ、以テ犯則ノ未然防止ニ資セントスルコト

(四) 庶務關係

- (イ) 市区町村、税務署及納税者ノ劳力、物資ノ節約ニ資スル為、納期ニ付左ノ特例ヲ設クルコト
 - (1) 個人營業税ニ付年税額三十円以下ナルトキハ、一回ニ之ヲ徴収スルコトトスルコト
 - (2) 所得税ニ付年税額百円以下ナルトキハ、之ヲ二分シテ徴収スルコトトスルコト
- (ロ) 納税者ノ便益ト徴税事務ノ簡捷ヲ図ル為、過誤納税金ノ取扱ヲ左ノ如ク改ムルコト
 - (1) 充当税目ノ限定ヲ撤廃スルコト
 - (2) 歳入年度ノ如何ニ拘ラス充当ヲ為シ得ルコトトスルコト
- (3) 市区町村ニ於テ国税徴収上生シタル過誤納金ハ、送付期間中市区町村ニ於テ直接之ヲ還付シ得ルコトトスルコト
- (ハ) 滞納処分事務ノ簡捷ト滞納整理ノ促進徹底ヲ期スル為、左ノ如キ措置ヲ講スルコト
 - (1) 滞納者又ハ其ノ者ノ財産力管轄区域外ニ在ル場合ト雖モ、隣接市区町村ナルトキハ滞納処分ノ引継ヲ為サスシテ滞納処分ヲ為シ得ルコトトスルコト
 - (2) 財務局長ハ部下ノ官吏ヲシテ国税滞納処分ヲ行ハシムルコトヲ得ルコトトスルコト
 - (3) 公売公告期間ヲ短縮スルコト
- (ニ) 戦時災害ノ場合ニ於ケル庁費其ノ他ノ経費ニシテ、緊急已ムヲ得サル支出ヲ要スルトキハ、会計規則ニ規定

セラレタル以外ニ前金払、概算払ヲ為シ得ルノ特例ヲ設クルコト

三 税務職員ノ充実及其ノ素質ノ向上

(一) 職員ノ充実

(イ) 女子職員ノ採用

女子職員ヲ採用シ之ニ適當ナル訓練ヲ施シ、男子職員ニ於テ分掌セル事務ノ相当部分ヲ女子職員ニ当ラシムル方針ヲ採ルコト。尚之二伴ヒ女子職員受入体制ノ整備ニ万遺憾ナキヲ期スルノ要アリ

(ロ) 退官者ノ抑制

近時退官スル者多キ傾向アルヲ以テ、他ニ転職センカ為ニ退官スル者等ノ如キニ対シテハ、退官ヲ認メサルコトトシ、極力之ヲ抑制スルノ方針ヲ採ルコト

(ハ) 経験者ノ再出仕勧奨

退官、退職セル経験者ニシテ適當ナル者ノ再出仕ヲ勧奨スルコト。又退官、退職セル経験者ニシテ平和産業等ニ従事セル者ヲ徵用スルノ方途ヲ講スルコト

(ニ) 素質ノ向上

(イ) 短期訓練ノ実施

現在ノ職員ノ素質ノ現状ニ鑑ミ、短期訓練ヲ頻繁ニ施行シ短期間ニ多数ノ職員ヲ訓練スル方針ヲ採ルコト。

又実地事務ノ経験浅キ者ニ対シテハ実地訓練ヲ実施スルコト

(ロ) 女子職員ノ指導訓練

戦時下ニ於ケル税務事務ノ重要性及各課事務ノ簡單ナル「パンフレット」ヲ作成シ、之ニ基キ署ニ於テ基本

訓練ヲ施シ、然ル後永続性アル者ニ付財務局ニ於テ所要ノ短期訓練ヲ施行スルコト

註 現在署ニ於テ算盤ノ訓練及修養ニ関スル講話ヲ実施シツツアリ

四 志氣ノ昂揚

(一) 生活ノ安定

(イ) 生活ノ安定ハ志氣ニ影響スル処大ナルヲ以テ、年末ニ支給スル賞与ノ一部ヲ九月ニ繰上ケ支給シ、賞与ノ時期的平準化ヲ図リ、以テ職員ノ生活ノ安定ヲ図ルコト

(ロ) 大都市在勤者ハ地方署ノ在勤者ニ比シ住宅費及交通費等ヲ多ク要スヘキヲ以テ、都市在勤手当、住宅手当ヲ支給スル制度ヲ考慮スルノ要アリ

(ハ) 窓口ニ於ケル現金取扱ヲ為ス庶務課員ニ対シ現金取扱手当ヲ支給スルコト

(ニ) 居残賄料ノ単価ヲ増額スルコト

(ホ) 物価昂騰ニ悩ム判任官以下ニ対シ戦時手当ヲ増額スルコト

(二) 署長及課長ノ地位向上

大都市概要ノ税務署長及県庁所在地ノ税務署長ノ待遇ヲ向上シ、一号表ヲ適用スル等勅任ト為シ得ル途ヲ拓クコト

大都市概要ノ税務署及県庁所在地税務署ノ各課長ヲ高等官ト為シ地位ノ向上ヲ図ルコト

(三) 税務官吏訓ノ制定

新ニ税務官吏訓ヲ制定シ職員ノ志氣ノ昂揚ニ資スルコト

(四) 無欠勤者表彰

昨年勤務成績優良者ノ表彰ヲ為シタル処、職員ノ勤務成績ノ昂上ニ相当ノ効果アリタルヲ以テ、引続キ之ヲ施行シ職員ノ志氣ノ昂揚ヲ図ラントス

(五) 査察ノ励行

従来ノ一般監督ハ多数ノ従事人員ヲ要シ、現下ノ局署事務ノ状況ニ鑑ミ実行困難ト認メラルルニ付、行政査察ノ二緊要事務ノ綜合査察ヲ行ヒ、以テ信賞必罰ヲ明ニシ志氣ノ昂揚ヲ図ラントス

(六) 朝礼ノ実行

毎朝出勤時刻ニ署長司会ノ下ニ朝礼ヲ実行シ、精神ノ緊張ヲ図リ執務ヲ為サシメツツアリ。志氣高揚上相当効果アリト認メラルルヲ以テ、引続キ実行セシメントス

(七) 精神講話

友松円諦師ニ依頼シ聖徳太子十七条憲法解説ヲ作成シ、全署員ニ配付スルト共ニ、京浜各署ヲ適當ニ区分シ、十数回ニ涉リ精神講話ヲ試ミタル処、志氣高揚上相当効果アリト認メラルルヲ以テ、今後モ此ノ種精神講話ヲ続行セントス

(八) 監察事務ノ徹底

京浜各署ニ付毎月職員ノ出勤状況ヲ調査シ、前月トノ比較表ヲ作成之ヲ配付シ勤務成績不良署ニ注意ヲ喚起シタル処、勤務成績ノ昂上ニ資スル処アリタルヲ以テ、引続キ之ヲ実施セントス。又監察事務ヲ徹底シ不正事件ノ未然防止ニ努ムルト共ニ、優秀職員ヲ内偵報告セシメ、以テ信賞必罰ヲ明ニシ志氣ノ昂揚ヲ図ラントス

五 官民協力体制ノ確立

皇国本来ノ租税理念ヲ確立シ、新聞雜誌等ノ報道機関ヲ動員シ、又ハ講演会ヲ開催スル等、中央地方相呼応シテ全

国的ニ啓蒙運動ヲ展開シ、又国民学校、中等学校、青年学校等ノ教科書ノ改訂ヲ文部省ニ交渉スルコト。他面、官設稅務相談所ヲ民営トシ、民部ノ協力ヲ求ムル等稅務ノ徹底的ナル親切化ヲ図リ、官民相協力シテ納稅報國精神ノ昂揚ニ努ムルノ要アリ

(昭45 本校 312)

②東京財務局(第二問)

(第二) 昭和十九年度租稅收入見込概説

東京財務局

一 直接稅關係

戰局ノ進展ニ伴ヒ生産、配給、消費、金融等ノ各部門ハ一段ト統制ヲ強化セラレタル外、企業整備ノ全面的進捗ニ依リ転廢業者ノ簇出ヲ見ル等、重点産業、農村方面及一部時局ノ影響ニ因リ所得ノ増大セル業種ヲ除キ重圧ヲ感セシムルモノアルモ、他面膨大ナル政府資金ノ撒布並ニ轉廢業資金ノ放出ニ依リ購買力ノ異常ナル増大ヲ見ル等、国民所得分布状況ノ変遷、課稅物件ノ消長甚シク、之カ適正ナル捕捉ハ著シク困難トナリツツアリ

昭和十九年度直接稅關係ノ收入見込額ノ算定ニ当リテハ、右ノ如キ複雑錯綜セル經濟諸情勢ヲ考慮シ、前年度ノ実績、各稅務署ノ申報等ヲ稽查勘案ノ上極力適実ナランコトヲ期シタリ。以下、各稅ニ付收入増減ノ趨勢ヲ概説スヘシ

所得稅

分類所得稅

不動産所得……穀価ノ引上ニ因ル小作料收入ノ増加ニ依リ田畑貸付ニ於テ増加シタル為、所得ニ於テ若干ノ増加

ヲ見込ミタリ

配当利子所得……国債、社債等ノ増発、銀行預金ノ増加等ニ依リ、所得ニ於テ相当ノ増加ヲ見込ミタリ

甲種事業所得……企業整備ノ進捗ニ伴フ転廃業者ノ簇出及配給物資ノ激減ニ依ル、物品販売業者等ノ純益減少ノ

影響大ナルモノアリテ、結局所得ニ於テ一割程度ノ減少アル見込ナリ

乙種事業所得……穀価ノ引上ニ因ル田畑自作及受小作ノ所得増加アル外、庶業所得ニ対スル調査ノ徹底ニ依リ相

当増加スル見込ナリ

丙種事業所得……署ノ申報額ヲ基礎トシ之ニ諸般ノ情勢ヲ勘案シ、努メテ適実ナランコトヲ期シタリ

勤労所得……企業整備ノ進捗及国民勤労態勢ノ強化ニ伴フ勤労所得者ノ増加及賞与、手当等ノ増給ニ依リ相当ノ

増加ヲ見込ミタリ

山林所得……山林ノ伐採多カリシ為、相当ノ所得増加アリタル模様ナリ

退職所得……控除額ノ引下ニ依ル納税者ノ増加ヲ見込ミ算定セリ

清算取引所得……証券市場統制強化ニ依リ相当ノ減少ヲ免レサル見込ナリ

綜合所得税

営業所得ノ減少ノ影響尠シトセサルモ、勤労所得、農業所得等ノ増加アル為所得ニ於テ微増ヲ推算セリ

個人臨時利得税

譲渡利得ニ於テ不動産売買ノ増加ニ依リ利得金額著増スルモ、営業利得ニ於ケル減少ノ影響大ナルモノアリ、結

局利得金額及税額共一割五分程度ノ減少アルヘキ見込ナリ

法人各税

法人三税ニ在リテハ、近時会社ノ企業整備ノ強化及努力、資材、動力ノ不足、未働遊休設備ノ堆積等、生産上ノ隘路是正ノ過程ニ在リシ為、一般的ニハ不振ノ趨勢ナレトモ、政府ノ戦時生産行政ノ諸方策ノ強化ニ依リ、超重点産業ヲ中心トスル直接戦力生産部門ノ運営漸次軌道ニ乗り、重工業、化学工業、運輸交通業、鉱業、金融業等夫々業績ノ向上ヲ示シタル外、統制会社、特殊会社ノ新設統合等、大会社ノ中央ニ蟬集スル傾向顯著トナリタル為、増税ト相俟チ前年度ニ對比シ相当ノ税額増加ヲ見込ミタリ

特別法人税ニ在リテハ、織維關係等ノ大法人ノ解散統出シタル為、剰余金ノ増加ハ期待薄ナレトモ、決定未済一掃ト増税トニヨリ若干ノ増加ヲ見込ミタリ

配当利子特別税ニ在リテハ、低利債ヘノ借換、償還並ニ利益配当制限ニ因ル減配等ニ依リ相当ノ減少ヲ見込ミタリ

外貨債特別税ハ外貨債処理法ノ施行ニヨリ邦貨債ニ借換ヘラレタルヲ以テ、皆減スル見込ナリ

相 続 税

前年度ニ於テ調査決定ニ努力シ相当ノ実績ヲ挙げタルモ、尚未済件数尠シトセサルヲ以テ、本年度ニ於テモ大資産者ノ決定ハ勿論、普通相続ノ未済件数一掃ニ一段ノ努力ヲ払ハントス

建 築 税

前年度ニ於テ調査決定ニ努力シ相当ノ実績ヲ挙げタルモ、尚相当ノ未済件数アルヲ以テ極力之カ一掃ニ努メ、本年度ニ於テモ概ネ前年度程度ノ収入ヲ期待シ得ルモノト思料セラル

鉱 区 税

鉱区税ニ在リテハ其ノ大部分ヲ占ムル試掘鉱区税ニ付、時局下重要鉱物資源開発ノ奨励ニ依リ逐年増加ノ傾向ニ

在ルヲ以テ、課税見込額ニ於テハ若干ノ増加アル模様ナリ

通 行 税

重要物資輸送ノ為、一般旅客輸送ニ対シテハ、運転回数ノ減少乃至乗車ノ制限等ハ益々強化セラルヘキモ、税制ノ改正ニ依リ多額ノ増収ヲ推算セラル

電 氣 瓦 斯 税

消費規正ノ強化等ニ依リ相当減少アルヘキ見込ナリ

地 租

時局産業關係工場ノ新設、拡張及之ニ伴フ住宅ノ建設等ニ依ル宅地成相当アルニ付、極力之カ整理ヲ促進スルノ外、税率ノ改正アルヲ以テ相当ノ増収ヲ期待セラル

家 屋 税

家屋税ニ在リテハ、一般家屋ニ付テハ建築資材ノ統制、建築坪数ノ制限等ニ依リ相当抑制セラレ居ルモ、時局産業關係工場ノ新築、増築及之ニ伴フ工員住宅等ノ新築等相当アルヘキヲ以テ、税率ノ改正ト相俟ツテ相当ノ増収ヲ見込ミタリ

二 間 接 税 関 係

間接税ニ就テハ、關係業者ノ企業整備ノ促進、課税物件ノ製造乃至販売ノ禁止乃至制限等アリタリト雖モ、一般購買力ノ膨張ニ依リ昭和十八年度ハ概ネ順調ニ推移シタリ。昭和十九年度ニ於テハ原材料並ニ燃料ノ制約、勞務員ノ不足、輸送ノ不円滑等ハ益々著シク、特ニ今般断行ノ決戦非常措置等ノ間接税ニ及ホス影響、蓋シ甚大ナルモノアルヲ予想セラルルモ、酒税及物品税ノ増収ニ依リ昭和十八年度ニ比シ若干ノ増収ヲ見込ミ得ルニ止マル狀況ナリ。

以下、間接税ノ各税ニ付概説スヘシ

酒 税

昭和十八酒造年度酒造用米ノ減少ニ因リ、前酒造年度ヨリ清酒ハ約三割弱ノ減産ヲ来シ、從ツテ之カ庫出石数ニ於テモ同程度ノ減少ヲ見込ミタリ

合成清酒ハ清酒減醸補填ノ為ノ増産対策ニ刺戟セラレ、手持原料並ニ燃料ノ充當等ニ依リ前年度ヨリ約三割程度ノ増産ヲ見込ミタリ

焼酎、麦酒ノ生産量ハ前年度ト大差無キモノト思料シ庫出石数ヲ見込ミタリ。尚級別庫出石数ハ級別生産計画ニ依リ、低廉価格酒ノ移出石数ハ前年実績配給計画等ヲ考慮シ適當ニ見込ミタリ

清 涼 飲 料 税

主要原料タル砂糖ノ配給量ハ著シク削減セラレ、昭和十九年度ハ昭和十八年度ノ配給量十万担ニ對シ七割減ノ三万担程度ニ激減ノ見込ニシテ、尚炭酸瓦斯ノ入手難等ノ悪材料加重セルヲ以テ、其ノ移出石数ハ六割乃至七割程度ノ減少ヲ見込ミタリ

砂 糖 消 費 税

内地移入糖ノ移入ニ付テハ配船計画ノ關係ニ依リ阪神迄ヲ限度トシ、当管下移入場ヘノ配船計画全然ナク、内地移入糖在庫高及管内農村ニ於ケル僅少ナル生産高、並ニ極メテ稀ニ見ル便船ニ依リ内地移入糖ノ庫入アル場合等ニシテ、極度ノ減少ヲ免レサルモノナリ

砂糖特別消費税

台湾糖ノ移入激減ノ影響ヲ受ケ、昭和十九年度ニ於ケル業務用ノ配給量ハ多キヲ望ミ得サル状態ニアリ、而カモ

一般家庭用ハ出来得ル限り現状維持ヲ図ラルル見込ナルヲ以テ、業務用ニ振り当ツル量ハ勢ヒ相当減少ヲ見ルヘク、今後ノ月割平均配給量ハ昭和十九年二月配給量ノ程度ヲ出テサルモノト推定セラル

織物消費税

企業整備ト織機供出ノ断行等ノ事情ニ依リ一般民需向織物ノ生産ハ減少スル所ナルモ、軍需織物ノ生産ノ増加、課税範囲ノ拡張、課税標準額ノ引上、及臨時措置法ノ低率課税廃止等ヲ考慮スレハ、昭和十八年度ニ比シ僅少ナル減収ニ止マル見込ナリ

物品税

原料資材ノ統制強化ニ伴ヒ生産量ノ減退、各業態ニ亘ル企業整備ノ促進、及決戦非常措置要綱ニ依ル生活必需品以外ノ物品ノ製造休止等ニ因リ、全面的ニ製造量乃至販売量ノ減少ヲ免レサル所ナルモ、課税範囲ノ拡張、税率ノ引上、手持品数量ノ増加等ニ因リ相当額ノ増収ヲ見込ミ得ル次第ナリ

遊興飲食税

実施以来軍需工業及股販産業方面等ノ消費増加ヲ反映シ自然増加ヲ持續シタル処ナルモ、突如実施セラレタル高級享樂停止ニ関スル具体策要綱ニ依リ、本税収ノ大半ヲ占ムル芸妓ノ花代及花代ヲ伴フ飲食料金ハ皆無ニ帰シ、半面其ノ他ノ飲食料金ニシテ認容最低価格範囲ノ消費量ニ若干ノ増加ヲ見込ミタルモ、税収激減ハ免レサルモノト認めラル

特別行為税

配給統制ノ強化ニ伴ヒ各種原材料ノ獲得不如意ナルト、一般国民ノ決戦時局ニ対スル認識等ニ依リ之カ料金ハ逐次減少ノ傾向ナルモ、課税範囲ノ拡張ト税率ノ引上ニ依リ若干ノ増加ヲ見込ミタリ

取引税

日本証券取引所法ノ実施ニ伴ヒ投機的ノ思惑売買ヨリ離脱シ、健全売買取引ニ推移シタル結果トシテ相当ノ減少ハ免レサルモノト予想セラル

入場税

時局下大衆慰安ノ機関トシテ相当股賑ヲ持續シタルモ、今回断行セラレタル高級享樂停止ニ関スル具体策要綱ニ基ク大劇場ノ休止、映画ニ於ケル「フィルム」ノ配給制、電力ノ節減並ニ興行回数ノ制限等ニ依リ課税範囲ノ拡張アリト雖モ、課税基本減少ハ免レサルモノト認メラル

広告税

原材料ノ逼迫ニ伴フ各種商品ノ規格ノ統一、配給統制等ニ依ル広告価値ノ減少ニ依リ、今後其ノ利用ハ相当減少スルモノト思料セラルルモ、税率ノ引上ニ依リ若干ノ増収ヲ見込ミタリ

馬券税

競馬法ニ依ル競馬ノ中止ニ依リ激減ノ見込ナリ

昭和十九（十八）年度租税収入見込額表〔省略〕

（昭45 本校 326）

③ 大阪財務局（第一問）

第一 決戦下ノ現状ニ即スル税務行政ノ運営ニ関スル具体的方策如何

一 税制ノ徹底の簡素化

大阪財務局

- 一 分類所得税ニ於ケル基礎控除及免税点ノ制度ヲ廃止スルコト
- 二 勤勞所得ニ対スル扶養控除ハ俸給、給料、年金、恩給、並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与ニ対シテノミ之ヲ認ムルコトトシ、歳費、費用弁償、賞与並ニ之等ノ性質ヲ有スル給与ニ対シテハ之ヲ認メズ、又給与ノ各支給期間ニ於ケル控除不足額ノ繰越ハ之ヲ認メザルコト
- 三 生命保険料控除ノ制度ヲ廃止スルコト
- 四 不動産所得及事業所得ノ軽減税率ヲ廃止スルコト
- 五 丙種事業所得ニ対スル源泉課税ニ於テハ、控除ヲ廃止シ税率ヲ幾分低下スルコト
- 六 分類所得税ニ於ケル源泉課税制度ヲ拡充スルコト
- 七 綜合所得税ノ課税最低限ヲ五千円ニ引上グルコト
- 八 法人営業税ハ之ヲ法人税ニ統合スルコト
- 九 臨時租税措置法ヲ整理スルコト
- 一〇 酒類ノ級別制ヲ單純化シ、清酒ハ二級制、合成酒ハ一級制、果実酒ハ二級制、雑酒ハ三級制トスルコト、合成清酒ハ其ノ販売価格ヲ第二級清酒ト同額トスルコト
 - 一 酒類ノ価格特配ハ之ヲ廃止スルコト
 - 二 物品税ノ税率ハ現行甲類ト乙類トヲ統合、丙類ト丁類トヲ統合シテ二個ノ税率トスルコト、尚命令ヲ以テ定ムル物品ニ対スル特別税率ハ之ヲ廃止スルコト
 - 三 物品税ノ課税最低限ヲ撤廃スルコト、尚税法第十三条ノ免税規定ハ之ヲ削除シ、原料免税ノ外ハ一切之ヲ認メズ、特ニ課税セザルヲ適當ト認ムル物品ニ付テハ非課税扱トスルコト

- 一四 遊興飲食税ヲ課セラルル遊興、飲食及宿泊ノ場所ノ經營ニ付テハ、政府ノ免許ヲ受ケシムルコトトスルコト
 - 一五 遊興飲食税ノ免税点ハ之ヲ撤廃スルコト、外食券ニ依ル食事ノミヲ提供スル場所ヲ指定シ、其ノ場所ニ於ケル飲食ノ料金ハ之ヲ非課税トスルコト
 - 一六 遊興飲食税ノ税率ハ花代ト花代以外ノ料金トニ区分シ、各單一比例税率トスルコト
 - 一七 入場税ヲ課セラルル催物ノ主催又ハ設備ノ經營ニ付テハ、政府ノ免許ヲ受ケシムルコトトスルコト
 - 一八 入場税及特別行為税ノ免税点ハ之ヲ撤廃シ、税率ヲ各單一比例税率トスルコト
- 二 稅務機構ノ整備
- 一 財務局長ハ部下ノ官吏ヲシテ直接税ノ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ對シ質問ヲ為サシメ、又ハ其ノ營業ニ關スル帳簿書類其他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコトトスルコト
 - 二 財務局出張所ハ府県庁所在地稅務署ニノミ付置スルコトトシ、其他ノ出張所ハ之ヲ廃止スルコト
 - 三 財務局出張所長ニ對シテハ國稅事務ニ付テモ一定權限ヲ与へ、財務局事務ノ一部ヲ行ハシムルコト
 - 三 財務局間稅部ニ於テハ技術課ヲ廢止シテ之ヲ第二課ニ編入シ、監視課ヲ廢止シテ之ヲ各課ニ分屬セシムルコト
 - 四 稅務署ニ於ケル國有財産事務ヲ直稅課ニ於テ行ハシムルコト
 - 五 寄付金審査委員會、中央并ニ地方酒類委員會ハ之ヲ廢止シ、稅務代理士銓衡委員會ハ一時之ヲ休止スルコト
- 三 事務處理方法ノ改善
- 一 統制ノ強化セラレタル方面ニ對シテハ、總テ所得純益ノ団体交渉ヲ為スコトトシ、事務簡捷ヲ計ルコト
 - 二 法規ノ解釈、取扱方以外ノ事項ニ付テハ本省權限ヲ財務局ニ移讓スルコト、尙本省ニ對スル稟議事項ハ原則トシテ之ヲ廢止シ、單ニ報告ニ止ムルコト

- 三 資料ノ蒐集整理ハ主トシテ財務局及財務局出張所ニ於テ之ヲ為スコト
- 四 本省取扱通牒ヲ整理スルコト
- 五 土地、家屋ノ異動ハ減免税、耕地整理、区画整理等ニ関スルモノヲ除キ、当分ノ内其ノ処理ヲ中止スルコト
- 六 酒類配給機構ノ統一ヲ図ルコト
- 七 統計及本省報告ハ之ヲ整理簡易化スルコト
 - (一) 稅務署ニ於ケル稅務統計ハ全管一表ニ止メ、各市及郡部別ノ調理ヲ廢止スルコト（總表數八十三表中三十四表）
 - (二) 稅務統計調査ノ對象ハ原則トシテ各種稅表、所得種類別表、会社表、國稅賦課及徵收表等ノミニ限定シ、他ノ調査ヲ當分ノ内停止スルコト（三十六表）
 - (三) 各種稅務統計ニ於ケル備考表、内書、外書及ビ赤書事項ノ調理ヲ廢止、停止又ハ縮減スルコト
 - (四) 稅務統計書原稿ノ調製ヲ當分見合スコト
- 四 民間団体ノ協力促進
 - 一 納稅組合ヲ根幹トスル全國納稅報国会ノ運動ヲ指導シ、全国的ニ活發ナル運動ヲ展開スルコト
 - 二 納稅組合ノ結成ヲ更ニ強力ニ推進シテ賦課徵收ノ完壁ヲ計ルコト
 - 三 源泉徵收義務者ノ協會ヲ設立シ、源泉課稅事務ノ完壁ヲ計ルコト

（昭45 本校 313）

④ 札幌財務局（第一問）

第一問 決戦下ノ現状ニ即スル稅務行政ノ運営ニ関スル具体的方策如何

札幌財務局

第一 稅務機構ノ整備ニ関スル方策

一 各財務局配置定員ノ再檢討ヲ行フコト

各財務局ノ定員數ハ主稅局ニ於テ各局管内ノ各種ノ條件ヲ綜合勘案シテ決定セラレ居ルコトトハ存ズルモ、当局管内タル北海道ノ如ク地域廣大、交通不便ナル新興地トシテノ特殊事情ニ付テハ更ニ一段ノ考慮ヲ願ヒ、今後増員ヲ行ハルル場合ニハ各局配置定員ノ再檢討ヲ行ヒ、各局ノ実情ニ適応スル様定員ノ配置ヲ行ハレ度キコト

二 主稅局及各財務局ニ納稅施設課(仮称)ヲ創設スルコト

戦時下ニ於ケル稅務行政ノ円滑ナル運営ヲ図ル為ニハ皇國租稅理念ヲ闡明シ、納稅ニ對スル官民ノ協力体制ヲ確立スルコト最モ急務ナルヲ以テ、之ガ宣伝啓蒙ニ関スル事務ヲ專担セシムル為、主稅局及各財務局ニ納稅施設課(仮称)ヲ設置スルコト

三 財務局出張所ヲ廃止シ稅務署ニ統合スルコト

財務機構ノ單純化及財務事務ノ簡捷化ヲ図リ、且財務職員ノ機動性ヲ大ナラシムル為、現在ノ財務局出張所ニ於ケル管掌事務ヲ稅務署ニ統合スル様、關係官制ヲ改正スルヲ適當ト認ム

四 稅務署管轄区域ノ再編成ヲ行ヒ、必要ノ地域ニ稅務署ヲ新設スルコト

戦時下ニ於テハ管轄区域ノ變更等ハ努メテ之ヲ避クベキモノナルモ、現在ノ稅務署管轄区域中經濟事情ノ急激ナル變遷ニ因リ、著シク実情ニ適応セザルニ至リタルモノ、或ハ稅務署管轄区域廣大ニ失シ官民相互間ニ与フル不便甚シキモノニ付テハ、或程度之ガ再編成ヲ行ヒ実情ニ適スル様管轄区域ノ變更ヲ行フト共ニ、必要ノ地域ニハ稅務署ヲ新設スルノ要アリ

五 所得調査委員ノ選舉制ヲ廃止シ推薦制ニ改ムルコト

納税者ノ選挙ニ依ル現在ノ所得調査委員制度ハ、兎角納税者ノ利益代表者トシテ稅務署ト対立關係ニ陥リ易キ傾アリテ、公正ナル課稅ヲ期スル上ニ於テ適當ナラザルヲ以テ、之ヲ改メ商工經濟會、農業會、水產業會等ノ産業經濟關係公法人、及市町村長等ヨリ有能達識ナル人物ヲ推薦セシメ、右被推薦者ノ互選ニ依リ決定スルカ、或ハ財務局長ニ於テ右ノ中ヨリ適任者ヲ任命スル制度ニ改ムルコト

第二 事務処理方法ノ改善ニ関スル方策

戰時下稅務事務處理ノ要訣ハ最大限度ニ事務ノ簡素化ヲ図リ且重点的ニ之ヲ處理シ、事務處理ノ迅速ト課稅ノ充實適正ヲ期スルニアリ、之レガ為ニハ稅務官署自体ノ事務處理方法ノ改善ヲ図ルノ要アルハ勿論、外部官民ノ十分ナル協力ヲ得ルノ要又切ナルモノアリ、而シテ之等ニ関連スル具体策左ノ如シ

一 事務ノ簡素化

- 1 統計並諸報告ハ既ニ相当簡素化セラレタルモ、此ノ際更ニ一段ト簡素化スルコト
- 2 市町村ニ於テ徵收スル租稅ノ納稅告知書ヲ物品稅、遊興飲食稅等ニ於ケルガ如ク納稅団体代表者ニ一括シテ告知シ、一括納付セシメ得ル様關係法令ヲ改正スルコト
- 3 大正二年五月大藏省訓令第九号ヲ改正シ、納稅成績良好ニシテ納稅上支障ナシト認メラルル市町村ニ付テハ、納稅告知書ニ同一納期ノ各種國稅及其ノ附加稅等ノ併記ヲ認ムルコト
- 4 試掘鉦區稅ハ滯納整理ノ瘡ナルヲ以テ、試掘權ハ登録ヲ受クル際四ヶ年分ニ相当スル金額ヲ納稅準備預金トナシタルモノニアラザレバ許可セザル様關係法令ヲ改正スルコト

二 事務ノ迅速處理

- 1 局及署ノ部課長ノ代決事務ノ範圍ヲ擴張スルコト

- 2 常務事務ノ即日処理主義ヲ勵行スルコト
 - 3 署長ハ各事務ニ付常ニ処理計画ヲ樹テ、署員ヲシテ之ニ邁進セシムルコト
 - 4 職員ニ対スル事務分担ヲ公平明確ナラシメ、之ガ処理ニ付全責任ヲ負ハシムルコト
 - 5 各種未決整理特別計画ヲ頻繁ニ実施スルコト（未決半減主義）
 - 6 各稅務署ニ夫々有能ナル職員ヲ充実配置スルコト不可能ナル現狀ナレバ、或程度ノ遊撃隊ヲ財務局ニ置キ、常時各署ニ巡回出張セシメ事務処理ノ応援且指導ヲ為サシムルコト
 - 7 事務処理方法ノ改善ニ付職員常会ニ於テ常ニ協議研究ヲ為シ、又朝礼ノ際ニ局署長ヨリ時機ヲ失セズ事務処理改善ニ關スル指示ヲ与フルコト
 - 8 過誤納金払戻ニ關シ稅務署長ヲ資金前渡官吏ニ任命シ、之ガ迅速払戻ニ応ゼシムルコト
 - 9 諸報告ノ提出期限ヲ嚴守セシムルコト
- 三 課税ノ充実並適正化
- 1 稅務官吏（特ニ直接稅關係）ノ調査權限ノ拡充強化ヲ図ルコト
 - 2 金融機關並公証人等ノ稅務官庁ニ対スル課稅資料ノ開示ヲ法制化スルコト
 - 3 旅費、協議會費、其ノ他各種經費ヲ増配シ、稅務官署ノ活動ヲ活發積極のナラシムルコト
 - 4 直接稅ニ於ケル罰則ノ適用ヲ勵行スルコト
- 四 外部官民ノ納稅協力
- 1 市町村吏員ニ対スル稅務事務ノ囑託制ヲ創設スルコト
 - 2 公法人タル産業經濟關係諸団体ノ職員ニ対シテモ、稅務事務ノ囑託制ヲ創設スルコト

3 警察官吏ノ財務局属及稅務署属兼務乃至囑託制ノ拡充強化ヲ図ルコト

第三 稅務職員（特ニ女子職員）ノ充実及其ノ素質ノ向上、並志氣ノ昂揚ニ関スル方策

決戦下ノ今日ニ於テ官吏側ヨリ其ノ待遇ノ改善等ヲ濫リニ高唱スルハ必ズシモ本意トスル所ニ非ズ、又稅務職員ノ待遇ハ既ニ相当改善セラレ昔日ノ比ニ非ズト雖、本問題ノ根本ヲ究明スルニ、更ニ或程度稅務職員ノ待遇ヲ改善シテ他方面ノ待遇条件トノ懸隔ヲ少ナカラシメ、有能ナル人士ガ進デ税界ニ投ズル如ク考究スルト共ニ、奉職シタル稅務職員ガ經濟上ノ苦惱等ニ煩ハサルルコトナク、安心シテ職務ニ精進シ得ル如ク施策スルノ要アリ、而シテ職員ノ待遇改善ニ付考慮ノ要アリト認メラルル事項、左ノ如シ

(一) 判任官上級者（主トシテ一級乃至四級該当者）ニ対スル昇給年限ヲ短縮スルコト

(二) 夜勤賄料ノ予算ノ増配ヲ図ルコト

(三) 住宅手当ヲ支給スルコト

(四) 独身者ノ為ニ寄宿舎ヲ設置シ住宅難ノ緩和ヲ図ルコト

更ニ稅務職員ノ充実、素質ノ向上、志氣ノ昂揚ニ付項ヲ分チテ説明スレバ、左ノ如シ

一 稅務職員（特ニ女子職員）ノ充実

1 戦時下稅務行政ノ重要性ニ鑑ミ、厚生省ニ対シ事務要員獲得方ヲ図ラレ度コト

2 国民学校修了者ヲ対象トスル稅務講習所ヲ財務局所在地毎ニ設置シ、職員ノ獲得ヲ図ルコト

3 高等女学校卒業ノ女子職員ニ対スル判任官ノ任官期間ヲ更ニ短縮スルコト

4 月俸四十円未滿ノ者ノ特別任用令（明治四三、五、五）
勅令第一一七号ヲ改正シ、初任給ヲ五十円程度ニ引上グルコト

5 夫、父兄等ノ転住ノ場合、職員ノ転住先ヘノ転勤ヲ認め、退職防止ニ資スルコト（他局管内ニ転住シタル場

（合モ同様）

二 職員ノ素質ノ向上

- 1 幹部職員ノ再教育ヲ行ルコト
- 2 財務局ニ於ケル稅務講習會ヲ拡充強化スルト共ニ、女子職員ニ對シテモ速ニ實施スルコト
- 3 簡易ナル稅法ノ解説書ヲ作成シ、新任者ニ對シ事務ノ概要ヲ早急ニ熟知セシムルコト
- 4 局員ノ巡回指導ヲ拡充強化スルコト
- 5 女子職員ニ對シテハ情操教育ノ施設ヲ為スト共ニ、特別施設（例ヘバ女子専用ノ休養所、洗面所等ノ新設）ヲ講ズルコト
- 6 未婚職員ノ父兄會ヲ隨時開催シ、父兄ニ對シ稅務事務ノ重要性ヲ認識セシムルト共ニ、官庁ト家庭トノ連絡ヲ密ニシ官規ノ維持ニ資スルコト
- 7 特ニ女子職員ニ對シテハ事務ノ分野ヲ明確ニシ、責任ヲ以テ之ガ処理ニ當ラシムルコト

三 職員ノ志氣ノ昂揚

- 1 時機ヲ失セズ信賞必罰ヲ行フコト
- 2 成績優秀ナル部局又ハ稅務官吏ニ對スル局署長ノ表彰制度ヲ拡充スルコト
- 3 朝礼ノ實施ニ依リ戰時意識ノ徹底ヲ図リ、併セテ志氣ノ昂揚ニ資スルコト
- 4 時局、軍事、修養等ニ関スル講演會ヲ月一回程度開催シ、時局ニ對スル心構ヘヲ強化スルコト
- 5 世人ノ女子職員ニ對スル輕視ノ風潮ヲ改革スルコト

第四 皇國租稅理念ノ闡明並納稅ニ對スル官民協力体制ノ確立ニ関スル方策

- 一 皇国租税理念ニ関スル權威アル小冊子ヲ急速ニ調製配付セラレ度コト
- 二 国民学校及中等学校ノ教科書ニ皇国租税理念ニ関スル文章ヲ掲載シテ、納税ノ本義ヲ克ク認識セシムルコト
- 三 財務局長ヲ皇国租税理念調査会ノ臨時委員ニ任命スルコト、少ナクトモ東京財務局長ヲ委員トスルコト
- 四 税務官署ニ於ケル事務処理ハ懇切丁寧ヲ旨トシ、税務官庁ニ対スル国民ノ信賴ヲ高ムルコト
- 五 町内会、部落会ノ常会等ニハ税務職員ヲ勉メテ出席セシメ、皇国租税理念ノ闡明ニ努ムルコト
- 六 管内所得調査委員代表ノ納税翼賛協力会議ヲ開催シ、所得調査委員ノ納税協力体制強化ニ付協議セシムルコト
- 七 中央並財務局及税務署ニ納税翼賛委員会(仮称)ヲ設置スルコト
- 八 財務関係ノ外郭団体及善良ナル税務退職者ト常時緊密ナル連絡ヲ保チ、皇国租税理念ノ昂揚並租税知識ノ普及
宣伝ニ協力セシムルコト
- 九 大政翼賛会ト連絡シ皇国租税理念昂揚ニ関スル啓蒙的国民運動ヲ展開スルコト
- 一〇 納税功労者ノ表彰制度ヲ拡充スルコト

(昭45 本校 314)

⑤札幌財務局(第二問)

昭和十九年度租税収入見込概説

札幌財務局

一 経済概況

昭和十九年度ニ於ケル租税収入見込額ノ基調トナルベキ、昭和十八年ヨリ昭和十九年ニ至ル経済界ハ、緊迫セル戦局ニ対処シ急激ナル変貌ヲ来シ、経済事情ハ洵ニ複雑錯綜ヲ極メタリ

殊二本道ハ北方前進基地トシテ、將又戰爭資源ノ一大給源地トシテ、産業經濟ノ全分野ニ亘リ決戦体制ノ確立強化ヲ見タリ、今当局管内ニ於ケル課稅物件ノ消長ニ影響ヲ及ボスベキ主要産業ニ付、其ノ概況ヲ述ブレバ次ノ如シ

(一) 先ツ本道ニ於ケル産業ノ太宗タル農業ハ、政府ノ徹底セル食糧増産政策ノ浸透ト農家ノ献身の努力ニ依リ、労力ノ不足資材ノ窮乏ヲ克服シ一路生産ノ増強ニ邁進セリ、次ニ其ノ概略ヲ示セバ左ノ通りナリ

(イ) 米作ハ作付面積ノ減少ニモ不拘、六、七、八、三ヶ月間快晴高温ニ恵マレ成育著シク好転シ、收穫高ニ於テ前年ニ比シ八厘ノ增收トナリタルノミナラズ、生産確保補給金ノ増額ニ依リ相当好況ヲ呈セリ

(ロ) 畑作中主作物ニ於ケル昭和十七年対昭和十八年ノ收穫高ノ対比割合ヲ示スニ、燕麦四割四分三厘減、馬鈴薯三分六厘減、大豆二分五厘増、小豆七厘減ニシテ、大豆ヲ除キ何レモ減収ヲ来シタルハ旱害ニ基因スルモノナリ、更ニ地域別ニ畑作ヲ通觀スレバ中部方面ハ六分作程度、道南方面ハ八分作程度、東北海道、北見方面ハ大体平年作ノ狀況ナリ

(二) 畜産業ハ決戦下其ノ重要性ヲ益々拡大シ、軍馬用或ハ農耕用、其ノ他トシテ需要旺盛ヲ極メ依然活況ヲ持続セリ、昭和十八年中ニ於テ管内七十六家畜市場ニ出場セル馬匹數ハ五五、九九〇頭、売上金額三五、二八二、二六〇円ニシテ、前年ニ比シ夫々九分七厘、一割八分一厘ノ増加ナリ

(三) 本道水産業ノ王座ヲ占ムル鯨漁ハ其ノ漁獲高九七、四四四、六二八貫ニシテ、之ヲ前年漁獲高五七、一九二、六九〇貫ニ対比スルトキハ七割二分九厘ノ増加ヲ示セリ、如斯激増ヲ示スニ至レルハ前年凶漁ナリシニ因ルモノナリ、其ノ他ノ雜漁ニ於テモ資材労力等不足ノ悪条件ニモ不拘、概ネ良好ナル成績ヲ収メタリ

更ニ北洋及北千島漁業モ好況ヲ極メ、鮭、鱒、鱈、タラバ蟹ノ総漁獲數ハ一三〇、三二四、五九〇尾ニ達シ、前年ニ比シ二倍余ノ激増ヲ示セリ

(四) 木材界ハ戦局ノ進展ニ伴ヒ軍需並生産拡充方面ノ需要激増セルト、他面統制機構ノ整備ニ因リ造材製材等概ネ順調ニ推移セリ

(五) 鉱業ハ事変勃発以來時局ノ要請ニ依リ急激ナル發展開發ヲ見ツツアル状況ニシテ、昭和十八年ニ於ケル増産態勢ヲ觀ルニ、先ヅ重点主義ニ依ル中小炭鉱ノ整備ト労力資材ノ転換配置、金山整備ニ依ル労力資材ノ転用、重要鉱物ノ新鉱探査促進ト急激ナル進展ヲ見セツツアリ、斯クテ全国産出量ノ約三割ヲ占ムル石炭ノ産出ヲ初メ、各種重要鉱物ノ産出ハ何レモ順調ニ推移シツツアリ

(六) 工業ハ日本製鉄、日本製鋼所等ノ軍需及重工業部門ノ拡充増産ヲ始メトシ、軍關係土木請負業ノ活況、新興工業タル木造船、航空用燃料、人造石油、無水アルコール、硫酸等ノ各事業モ其ノ成績見ルベキモノアリ、其ノ他製紙、製麻、製酪等何レモ決戦下諸種ノ悪条件ヲ克服シ、概ネ順調ナル推移ヲ辿リツツアリ

(七) 商業ハ統制ノ強化、物資ノ不足、輸送並配給ノ不円滑、価格ノ制限、貯蓄ノ増強、消費規制及企業整備ノ進展等ニ因ル影響錯綜シ、一律一概ニ良否ヲ決シ得ザル実状ナリ

經濟界ノ情勢ハ概ネ以上ノ如クニシテ、之ガ課税上ニ及ボス影響ハ業態ニ依リ、又納税者個々ニ依リテ一樣ナラザルモノアルベシ

二 昭和十九年度租税収入見込ノ概要

叙上ノ諸情勢ヲ綜合勘案シ昭和十九年度ノ租税収入見込ニ付、其ノ概要ヲ述フレバ次ノ如シ

本年度ニ於ケル租税収入見込ノ総額ハ二六五、八九〇、五七六円ニシテ、之ヲ前年度ノ租税収入見込ノ総額一八九、九六六、〇七〇円ニ比較スルトキハ、七五、九二四、五〇六円ノ増加ニシテ、此ノ割合三割九分九厘ナリ而シテ之ガ対前年度増減ノ趨勢ハ各税目ニ依リ一樣ナラザルモ

直税関係ノ主ナルモノニ付テ之ヲ觀ルニ

(一) 所得 税

(イ) 分類所得 税

- 1 甲種配当利子所得ハ預金増加ノ傾向ニ基キ、前年度ニ対シ所得金額ニ於テ七分五厘ノ増、税額ニ於テ一割六分五厘ノ増ヲ見込ミタリ
- 2 甲種勤勞所得ニ付テハ税率ノ引上ニ因ル新規納税者及源泉課税ノ範圍擴張、自然増等ノ影響ヲ勘案シ、前年ニ対シ所得金額ニ於テ六割七分九厘、税額ニ於テ二割四分五厘ノ増加ヲ見込ミタリ
- 3 丙種事業所得ニ付テハ北海道勞務報国会、生命保險統制会北海道委員会、北海道新聞社、札幌中央放送局、其ノ他ニ就キ、日傭勞務者及特殊自由業者ノ実情調査ノ上、人員一〇二、三九〇人、所得金額三〇、三六八、六八五円、税額四、五五五、二九九円ヲ見込ミタリ
- 4 賦課課税分ニ付テハ企業整備等ノ影響ニ因リ甲種事業所得ニ於テ若干ノ減少ヲ見タルモ、他面税率引上ニ因ル新規納税者ノ増加及米作ニ於ケル反当收穫量、穀価並生産確保補給金ノ増加等ニ因リ、結局前年ニ対シ決定所得金額ニ於テ二割三分五厘、差引税額ニ於テ七割八分ノ増加ヲ見込ミタリ

(II) 綜合所得 税

賦課課税分ニ付テハ商業、看做配当、山林所得ノ減少ニモ不拘、勤勞所得及農業所得ノ増加ニ因リ、結局前年ニ対シ決定所得金額ニ於テ三分七厘、税額ニ於テ二割五分ノ増加ヲ見込ミタリ

(二) 法 人 税

石炭配給会社ノ合同ニ依ル清算所得ノ減少及大法人ノ決定促進等ヲ彼此勘案シ、前年度ニ対シ所得金額ニ於テ

七分五厘ノ減ヲ見込ミタルモ、税額ニ於テハ税率改正ニ依リ一割七分七厘ノ増ヲ見込ミタリ

(三) 臨時利得税

(イ) 法人臨時利得税

大法人ノ決定促進ヲ考慮シ、利得金額ニ於テ一割ノ増、税額ニ於テ八分五厘ノ増ヲ見込ミタリ

(ロ) 個人臨時利得税

譲渡利得ニ於ケル基礎控除引下及營業利得ニ於ケル軍關係土木請負業ノ好況ニ因リ、前年ニ對シ利得金額ニ於テ四分、税額ニ於テ五分五厘ノ増加ヲ見込ミタリ

(四) 個人營業税

企業整備等ノ影響ニ因ル減少アルモ、一方請負業、旅人宿業等ノ好況ニ因リ、前年ニ對シ決定純益金額ニ於テ五分五厘減程度ニ止マルモ、税額ニ於テハ税率引上ノ結果二割六分ノ増加ヲ見込ミタリ

間税關係諸税ノ主ナルモノニ付觀ルニ

(一) 酒 税

(イ) 酒類造石税

課税石数及税額ニ於テ何レモ激減ヲ示セルハ、税法改正ノ結果本税ノ廃止トナリタルニ因ル

(ロ) 酒類庫出税

課税石数ハ各酒類ノ製造見込石数ヲ基礎トスルト共ニ、中央ニ於ケル昭和十九年度酒類配給計画案等ヲ參酌ノ上、清酒二割八分六厘ノ減、合成清酒八厘ノ増、焼酎三割三厘ノ増、麦酒五分一厘ノ増ヲ夫々見込ミ、合計ニ於テ三分八厘ノ減ト推算セリ

(二) 物 品 税
税額ニ於テ十割三分三厘ノ増ヲ見タルハ、主トシテ税率ノ引上ゲニ因ル

第一種ノ物品ニ付テハ税法改正ノ結果課税最低限ノ撤廢及引上ゲヲ見タルモ、第二種物品ヘノ組替アリタルト、反面決戦下ニ於ケル国民生活ノ切下ゲノ徹底ニ因ル消費減アルヲ予想セラルルヲ以テ、課税価額ニ於テ五割ノ減ヲ見込ミタリ

第二種物品ニ付テハ課税物品ノ拡張並ニ付則第三十八条第三項ニ依ル課税ノ結果、課税価額ニ於テ二割五分二厘ノ増ヲ見込ミタリ

総税額ニ於テハ税率引上ゲノ結果、二割五分三厘ノ増トナリタリ

(三) 遊 興 飲 食 税

決戦非常措置ニ基ク高級享樂ノ停止ノ現状ニ顧ミ、花代ニ付テハ二割八分五厘、法第二条三号該當ニ付テハ九割四分、法第二条第四号該當ニ付テハ九割八分四厘、其ノ他ノ飲食料金ニ付テハ二割七厘ノ減少ヲ見込ミタリ、宿泊ノ料金ニ付テハ決戦非常措置ニ依リ會議出張ノ制限、輸送強化ニ伴フ旅行ノ自肅等ノ影響ヲ考慮シ、料金ニ於テハ相当ノ減ヲ見込ミタルモ、客年六月宿泊料金ノ公定価格設定ノ結果、「合」計料金ニ於テ四分一厘ノ増ヲ示セルモ、結局本税合計料金ニ於テハ五割三分三厘ノ減トナリ、合計税額ニ於テハ五割九分九厘減トナリタリ

(四) 入 場 税

入場料ニ付テハ決戦非常措置ニ依ル休日ノ廢止、昼間興行ノ制限及廢止、並ニ国民ノ自肅等ニ依ル諸般ノ影響ヲ考慮シ、映画ニ付テハ一割、演劇、演芸ニ付テハ二割、観物ニ付テハ五割ノ減少ヲ見込ミ、第二種ノ新規課

税場所ニ付テハ前年実績ノ二割減、特別入場税ニ付テハ十割減ヲ夫々見込ミ、入場料合計ニ於テ一割三分八厘ノ減ヲ見込ミタリ

税額合計ニ於テ二割六分増ヲ示シタルハ、税法改正ノ結果税率引上げアリタルト、課税範圍ノ拡張アリタルニ因ル

昭和十九(十八)年度租税収入見込額表〔省略〕

(昭45 本校 324)

⑥ 仙台財務局(第一問)

第一問 決戦下ノ現状ニ即スル税務行政ノ運営ニ関スル具体的方策

仙台財務局

一 税務機構ノ整備

(一) 県庁所在地税務署ヲ整備拡充スルコト

(イ) 署長ヲシテ財務局事務官ヲ兼任セシメ、特定ノ事項ニ付テハ県下各署ヲ統轄スルノ地位ヲ与フルコト

(ロ) 資料課ヲ設クルコト

(ハ) 県下ヲ担当スル特別監視員(局属兼任)ヲ常置セシムルコト

(二) 小税務署ノ機構ヲ簡素化スルコト

(三) 税務署ニ於ケル各課事務ヲ計算、記帳事務ト外部調査事務ニ截然区分スル様措置シ、女子職員ヲ活用スル分野

ヲ広ムルコト

二 事務処理方法ノ改善

- (一) 民間ヨリノ所得申告、過誤納金払戻請求書等ハ徹底的ニ簡略化スルコト
 - (二) 窓口事務ノ改善ヲ図ルト共ニ、日常努メテ一般納税者ノ手数ヲ省クコトニ留意スルコト
 - (三) 会計検査院ニ提出スル証憑書類ノ範圍ヲ縮少スルコト
 - (四) 稅務統計ハ專ラ財務局ニ於テ調理シ、稅務署ノ事務負担ヲ緩和スルコト
 - (五) 稟議又ハ報告事項ヲ徹底的ニ省略スルコト
 - (六) 都道府県酒販会社、地方麦酒会社、雜酒共販組合等ヲ統合シテ地方配給統制機關ヲ一本建トシ、家庭用酒八月毎配給ヲ隔月程度ニ配給スル等、配給方法ノ簡素化ヲ図ルコト
 - (七) 戰時中特ニ稅法ノ簡易化ヲ斷行スルコト
 - 試掘鉞区稅ノ廢止
 - 分類所得稅々率ノ整理
 - 酒類ノ級別ノ廢止
 - 物品稅ノ稅率ノ整理、並生産者課稅ノ徹底
 - 遊興飲食稅並ニ入場稅ノ定額化
- 三 稅務職員ノ充實及其ノ素質ノ向上、志氣ノ昂揚
- (一) 稅務官吏ノ志氣ヲ昂揚スルタメ、ソノ責任ト矜持ヲ端的ニ表現セル稅務官吏綱領ヲ制定スルコト
 - (二) 信賞必罰ヲ勵行シ徹底セル簡拔主義ヲ採ルト共ニ、稅務官吏表彰規程ヲ制定スルコト
 - (三) 現行稅務監督規程ニ代ルベキ稅務全般ノ查察要綱ヲ定メ行政查察ヲ勵行シ、以テ第一線ノ緊張ト意氣ノ昂揚ヲ図ルコト

- (四) 徴用令ヲ適用シテ部外ノモノヲ徴用シ得ルコトトスルコト
 - (五) 現在ノ稅務講習所ヲ拡充シテ普通科、高等科、專修科トシ、普通科（入所資格国民学校卒業程度）及高等科ノ毎年ノ募集人員ハ、全国稅務官吏ノ欠員ヲ補充スルニ十分ナル程度トスルコト
 - (六) 市町村稅務關係職員ノ訓練養成ヲ図リ、稅務行政ニ対シ積極的ニ協力シ得ル能力ヲ涵養スルコト
 - (七) 稅務講習ヲ從來ノ如ク法規ノ研鑽ノミニ偏セシメズ、人格ノ陶冶、規律ノ保持、健康ノ増進等、事務講習ヨリ寧ロ練成ニ重点ヲ置クコト
 - (八) 女子職員ニ付テハ一般公募ノ外、女子挺身隊ノ利用ニヨリ之カ充実ヲ図ルト共ニ、事務講習會ヲ開催シ内部事務ニ付テハ總テ男子ニ代替シ得ル事務能力ヲ養成スルコト
 - (九) 稅務官吏療養施設ノ設置、職員住宅ノ確保、雇傭人ノ特別共濟制度ノ創始等、職員ノ福利施設ヲ拡充スルコト
- 四 皇國租稅理念ノ闡明、納稅ニ関スル官民協力体制確立
- (一) 皇國租稅理念ヲ昂揚スル為、各県毎ニ戰時納稅協力會ヲ設置シ、新機構ニヨル稅務相談所ト協調シ左ノ事業ヲ行フコト
 - イ 皇國租稅理念ノ簡明、之ガ昂揚、租稅知識ノ普及宣伝
 - ロ 各稅法犯則ノ自治的防止ニ対スル指導又ハ援助、並ニ犯則ノ予防又ハ矯正手段ノ調査研究
 - ハ 其ノ他必要ト認ムル事業
 - 稅務署毎ニモ之ニ準ジタル協力會議ヲ設クルコト
- (二) 納稅思想ノ昂揚ニ支障ナカラシムル為、貯蓄勸奨又ハ統計資料等ノ調査ニ當リ、租稅ヲ輕視スルガ如キ用語ヲ用ヒザル様措置スルコト

- (三) 稅務部内退官者ヲ以テ納稅ニ協力セシムルタメ適當ナル団体ヲ結成セシメ、官民融和ノ楔タラシムルコト
- (四) 皇國租稅理念ニ立脚シ國民各階層ヲシテ戰費ノ分担ニ任ゼシムル為、愛國稅トシテ人頭稅の新稅ヲ創設スルコト

五 其ノ他
(五) 皇恩感謝ノ念ヲ喚起シ納稅奉公精神ヲ昂揚スル為、假令新嘗祭等適當ノ日ヲ選ビ納稅報恩ノ日ト為スコト

戰時災害發生ノ場合ニ於ケル応急対策ヲ確立スルコト

- (イ) 被害地稅務署長ヨリ隣接稅務署長ニ応援ヲ要請シ得ルコトトシ、コノ場合応援官吏ハ兼務ノ資格ニ於テ被害調査、其ノ他ノ事務ニ従事スルコト

(ロ) 納稅団体、徵收補助団体ノ資金亡失ニ対スル免責規定ヲ設クルコト

- (ハ) 応急対策ニ要スル經費ニシテ、既定經費ヲ超エテ支出ヲ要スル場合ニ於テモ、即時支出シ得ルコトニ予メ措置シ置ク要アルコト

(二) 戰時災害ノ場合応急用酒類特配ニ付テハ、計画配給ニ拘ハラズ署長ヲシテ機宜ノ措置ヲ採ラシムルコト

(昭45 本校 315)

⑦名古屋財務局(第一問)

第一問 決戦下ノ現状ニ即スル稅務行政ノ運営ニ関スル具體的方策如何

名古屋財務局

戰時財政ノ急速度ノ膨張ニ対処シ今回画期的大増稅斷行セラレタル処、我邦經濟諸情勢ハ近時急激ナル變化ヲ見ツツアリ、此ノ間ニ処シ稅務行政ノ適正円滑ナル運営ヲ図ルハ、稅務陣容ノ貧困ト相俟ツテ極メテ至難ノ事ニ屬ス、仍テ

此ノ際敢然旧套ヲ一擲シ、稅務行政ノ全般ニ亘リ刷新改善ヲ加フベキ点ハ極力之ヲ断行シ、以テ真ニ戰時ニ即応シタル簡素強力ナル稅務行政ノ運営ヲ期セントス

今之ガ刷新改善ヲ要スベキ事項ニ付開陳センニ

一 稅務機構ノ整備

(一) 稅務署ノ増設、稅務出張所ノ新設

(1) 事務分量ノ増加ニ即応シ、大都市及其ノ付近ニ於ケル稅務署ノ増設ヲ行フコト

(2) 管内広汎ニ亘リ又ハ交通不便ナル区域ヲ管轄スル沼津、宇治山田稅務署ノ如キニ付テハ、其ノ区域内ニ常設

又ハ臨時ノ稅務署出張所ヲ新設シテ、申告申請ノ受理、特定事務ノ調査監督等ヲ行ハシムルコトトシ、事務處理ノ敏速化ヲ図ルコト

(二) 特定稅務署長ニ対スル財務局長ノ指示權委讓

近時涉外關係ニ於テ同一府県下ニ於ケル各稅務署ノ事務運営上統一ヲ必要トシ、而モ事ノ性質上急施ヲ要スル事態尠シトセザル実情ニ顧ミ、府県庁所在地稅務署長ニ対シ、所得純益金額ニ關スル組合協定等特定事項ヲ限り、同一府県下ノ稅務署長ニ対スル指示權ヲ付与シ得ルコトトスルコト

(三) 稅務署官制ノ改正

(1) 滞納処分ヲ除キタル徵收事務ヲ直稅課、間稅課ニ夫々分掌セシメ、賦課ト徵收トノ一元化ヲ図ルコト

(2) 財務局出張所ヲ稅務署ニ統合スルコト

(四) 所得調査委員會ノ改組

委員ノ一定數ヲ官選トスルト共ニ、調査委員會ハ之ヲ諮問機關ニ改ムルコト

二 事務処理方法ノ改善

(一) 命令浸透ト事務処理ノ敏速化

中央ノ意図スルトコロロ克ク末端マデ滲透セシメテ、政策ニ齟齬ナカラシメンコトヲ期スル為、幹部ノ陣頭指揮ヲ強化シ、併セテ事務処理ノ敏速化ヲ図ルコト

(二) 事務ノ重点的遂行

事ノ緩急輕重ヲ甄別シ、所要ノ人員ヲ以テ最高効率ヲ發揮セシメ得ルガ如ク事務ノ重点的遂行ヲ図リ、事ノ些末ナルモノ、大局ニ影響ヲ及ボサザルモノハ思切りヨク之ヨリ手ヲ抜クコト、即チ直税ニ於テハ時局ノ影響ニ因リ所得ノ著増シタル方面ニ対スル賦課課税ノ充実、源泉課税ノ指導監査及法人事務ノ処理促進ニ、間税ニ於テハ新設四税ノ監視ニ、庶務ニ於テハ納税団体ノ運営ニ重点ヲ置クコト

(三) 事務ノ簡捷化

台帳又ハ調査簿中物品税、遊興飲食税、入場税、特別行為税等ノ如ク申告申請書ヲ以テ代用シ得ルモノ、及織物消費税、物品税、入場税等ノ検査簿ノ如ク効果少キモノノ廃止、申告申請書ノ様式ノ簡易化又ハ其ノ廃止、諸統計諸報告ノ様式ノ簡易化、其ノ急ヲ要セザルモノノ廃止又ハ提出期限ノ延期等ヲ行フコト

(四) 公私団体ノ活用

課税ノ適正ト事務ノ簡捷化ヲ図ル為、各種団体ヲ活用シテ申告申請書ノ取纏ヲ行ハシメ、又權衡ノ諮問、純益ノ協定等ヲ積極的ニ行フコト

(五) 納税告知ノ簡素化

納税施設法ニ基キ設立セラレタル納税団体ニ付テハ、団員毎ニ納税告知ヲ為サズ、全団員ノ総税額ヲ記載

シタル納税告知書一通ヲ団体長ニ交付（別ニ団員一人別納額内訳書ヲ添付）シテ納付セシメ得ル様關係諸規定ヲ改正スルコト

(六) 主要署ニ対スル局兼務者ノ配置

各署ニ於ケル事務熟練者ノ減少ニ顧ミ、府県庁所在地稅務署等ニ法人事務、間稅監視事務等ノ熟練者ヲ集中シ之ヲ局兼務ト為シ置キ、隨時同一府県下各署ニ出勤セシメテ調査ノ応援、課稅物件ノ検査等ヲ行ハシメ、其ノ機動性ヲ十分ニ發揮セシムルコト

三 稅務職員ノ充實、訓練及其ノ処遇

(一) 職員ノ充實

(1) 男子職員ノ新規採用ハ全然不可能ノ狀況ニ在ルモ、最小限度ノ要員ハ優先的ニ之ヲ確保シ得ルガ如ク中央ニ於テ措置スルコト

尚、要スレバ徵用制度ヲモ考慮スルコト

(2) 稅務講習所ハ全国各財務局管内毎ニ之ヲ設置スルコトトシ、其ノ採用人員ヲ倍加スルコト

尚、主要都市ニ別ニ女子稅務講習所ヲ設置スルコト

(3) 男女中等学校生徒ヲ以テ稅務報國隊ヲ結成セシメテ、稅務ニ奉仕セシムル様措置スルコト

(4) 女子ヲ以テ代替シ得ル事務ハ總テ女子ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ、前記女子稅務講習所ノ設置、女子稅務報國隊ノ結成ノ外、家庭婦人ノ動員ヲモ考慮スルコト

(二) 職員ノ訓練

(1) 職員ノ訓練ハ決戦下稅務ノ重要性ヲ認識セシメ、職ヲ稅務ニ奉ズル者ノ矜持ト責任トヲ自覺セシムルガ如ク、

其ノ精神の鍊成ニ重点ヲ置クコト、之ガ為速ニ「稅務官吏訓」ヲ制定シ、會合時、朝礼時等ニ常ニ誦読セシムルガ如キ措置ヲ講ズルコト

(2) 局署幹部及中堅層ノ決戦執務ニ関スル再訓練ヲ実施スルコト

(3) 大藏省講習及局講習ハ講習科目ノ選択ニ工夫ヲ凝シ、極力短期間ヲ以テ反覆的ニ之ヲ行フコトトシ、特ニ実務の訓練ニ主眼ヲ置クコト

(4) 稅務講習所ノ訓練ハ決戦下非常措置トシテ半歲程度ニ止メ、爾余ノ期間ハ稅務署ニ配置シテ實地訓練ヲ行フコト

(三) 職員ノ処遇

(1) 極力高等官ノ増員ヲ図リ、少ク共局課長、署長及主要都市稅務署ノ課長ハ高等官ヲ以テ之ニ充ツルコト

(2) 人材ノ拔擢、老若朽職員ノ淘汰ヲ断行シ、真ニ決戦下ニ即応スル強力且ツ澁刺タル稅務陣容ノ整備ヲ図ルコト

(3) 稅務行政ニ関スル查察制度ヲ樹立シ信賞必罰ヲ明カニスルト共ニ、特ニ功績顯著ナル者、精勵恪勤ナル者等ニ対スル旌彰ノ制度ヲ設クルコト

(4) 職員ノ物質的待遇ニ付テモ一層ノ改善ヲ図ルコト、即チ初任給ノ引上、昇給年限ノ短縮、都市在勤手当、夜間臨檢勤務手当、年功加俸及子女ノ學業手当等ノ支給等ヲ行フト共ニ、今後給与ハ特ニ現物給与ノ方途ヲ講ズルコトトシ、又アパート、住宅、医療施設等ノ厚生施設ニ付テモ極力之ガ拡充ヲ図ルコト

(5) 女子職員就中家庭婦人ノ進出ニ伴ヒ、判任官採用制度ノ拡充、午前午後ノ交替勤務制度、一般の施設トシテノ託児所ノ普及等ヲモ考慮スルコト

四 納税ニ関スル官民協力体制ノ確立

(一) 皇国租税理念ノ徹底

今次ノ画期的増税ニ伴ヒ稅務ノ適正円滑ナル運営ハ、国体ノ本義ニ基ク皇国租税理念ニ対スル国民ノ透徹セル認識ヲ得ルニ非ザレバ、到底至難ナルモノアルヲ以テ、政府ヲ中心トスル官民合同ノ一大納稅報國運動ヲ全国の展開シ、皇国租税理念ノ徹底ヲ期スルコト

稅務職員ニ対スル本理念ノ徹底ニ付テハ特ニ万全ヲ期スルコト

(二) 公私団体トノ協力

直稅、間稅共其ノ賦課徴収ニ関シ既ニ相当広汎ニ亘リ公私団体ノ協力ヲ求メ、名実共ニ納稅翼賛ノ実ヲ挙ゲツツアルモ、今後更ニ之ガ拡充強化ヲ図ルコト

(三) 租稅委員会制度ノ創設

府県、市町村、警察署等ノ職員ヲ特定事務ニ関シ稅務署ノ囑託トスル外、広ク学識經驗者、官公吏、地域代表者及職能代表者等ヲ以テ組織スル租稅委員会（仮称）ヲ設置シ、稅務一般ニ関スル局署ノ協力機關タラシムルコト

(四) 稅務相談所ノ改組、拡充

現在ノ官設相談所ヲ改組シテ民間団体トシ、之ニ稅務懇話会ヲ統合シ真ニ国民ノ納稅ニ関スル、ヨキ伴侶タラシムルコト共ニ、局署ノ外郭団体トシテ租稅ノ普及、宣伝事務ヲ担当セシムルコト

稅務相談所ハ全国主要都市ニ可及的多数設置スルコト

(五) 納稅協力団体及納稅功勞者ノ表彰

況ク各種納税協力団体及納税功勞者ニ対シ、大蔵大臣及財務局長名ヲ以テ表彰状又ハ感謝状ヲ授与シテ其ノ功績ヲ顕彰シ、以テ納税精神ノ昂揚ヲ図ルコト

(昭45 本校 316)

⑧新潟財務局(第一問)

第一問 決戦下ノ現状ニ即スル稅務行政ノ運営ニ関スル具體的方策如何

新潟財務局

戦局洵ニ悽愴苛烈ニシテ、今ヤ皇國ハ真ニ國家ノ隆替東亞ノ興廢ヲ決スヘキ重大時局ニ直面シ、戦費亦著シク増大スルニ至リ、之ニ対処スルガ為メ曩ニ平年度二十五億円ニ上ル、事變勃発以來第八回目ノ増税ノ実施ヲ見タリ、而シテ之カ為メ國民ノ租税負担ハ著シク増嵩セラル、コト、ナリ、課税ノ公平適実ヲ期スル為メ稅務行政ノ運営ニ万全ヲ期スルノ要、極メテ切ナルモノアリ、一面課税ノ対象トナルベキ經濟界ハ總テヲ挙ゲテ戦力増強ノ一点ニ集中セラレ、諸般ノ施策相亜テ実施セラレ、其ノ実体ノ捕捉洵ニ容易ナラザルモノアリ、而シテ税界ノ現情ニ鑑ミル秋、従事職員ノ不足又ハ質ノ低下等ニ対スル施策ノ急施ヲ要スルモノ、多々アルハ言ヲ俟タザルトコロナルモ、更ニ現下ノ第一線ニ於ケル稅務行政ノ運営ガ、真ニ時局ニ即応セル決戦態勢ノ実ヲ備フルヤ否ヤニ付テハ、急速ニ検討ヲ遂クルヲ要スル根本的事項ニ非ズヤト思料セラル、以下項ヲ追テ卑見ヲ述ベ答申トセム

一 稅務行政ノ決戦執務態勢ノ確立

国内態勢ノ強化方策ニ則リ稅務行政執務ノ決戦化ヲ図ルト共ニ、空襲其ノ他非常事態發生ノ場合ニ於ケル被害狀況ノ通報、報告ノ迅速確實ヲ期シ、被害局署及職員家族ニ対スル救済措置ヲ講ズルト共ニ、非常事態下ニ在リテモ、稅務行政ノ運営ニ些ノ渋滞ヲ生ズルノ余地ヲナカラシメ、以テ稅務行政ノ決戦執務態勢ノ確立ヲ図ラントス

一 執務ノ決戦化

(一) 職員ノ常時訓練

局署員ハ戦時下必勝ノ信念ヲ以テ税務官吏ノ責任、紀律、協同、信義、質実等ニ関シ常時之ガ積極的振肅昂揚ヲ図ルノ方途ヲ講ズルコト

(二) 出勤時刻ノ厳守

局署ハ長官以下全庁員必ズ執務開始時刻迄ニ出勤スルコト

(三) 朝礼ノ実施

毎日長官司会ノ下ニ朝礼ヲ行フコト、シ、左ノ事項ヲ織込ミ実践ス

(イ) 戦時官吏服務令ノ唱和

(ロ) 訓示、訓話

(四) 税務機能ノ常時運行ノ措置

退庁後又ハ休日ト雖モ、税務機能ヲシテ断続ナク運行セシムル為メ、左ノ措置ヲ講ズ

(1) 平日ハ退庁時刻後ト雖モ、午後七時迄左ノ通り職員ヲ居残ラシメ執務セシムルコト

局 高等官・判任官二名

署 (イ) 判任官二十名以下ノ署

判任官二名又ハ判任官一名及男子雇員一名

(ロ) 同二十一名以上ノ署

判任官三名又ハ判任官二名及男子雇員一名

成ル可ク各部課ヨリ組合セ輪番制トスルコト

- (2) 宿直ハ前号居残執務ノ組織ヲ共通セシメ、平日夜間ノ宿直ハ当該居残執務者ヲシテ引続キ担当セシムルコト
- (3) 前二号輪番者出張其ノ他、事務ノ都合又ハ私事故障ノ為メ服務シ難キ場合ハ代理番ヲ設ケシムルコト、但シ免除スルヲ得ザルモノトス

- (4) 必要ニ応ジ何時ニテモ必要ナル庁員ヲ召集シ得ベキ組織ヲ設定スルコト、シ、至急左ノ施設ヲナスコト

- (イ) 各庁員ヨリ左記事項ノ申告ヲ徴シ、召集通知ノ居住地域別連絡組織ヲ設クルコト

住所 地番 住所略図

連絡電話番号（呼出ノ場合ハ其ノ電話所有者住所氏名共）

相互連絡受授ノ順位並所要時間

集合ノ方法及所要時間（電車・バス） 徒歩等

右申告二通ヲ提出セシメ本帳一冊、部課別ノモノ各一冊ヲ設備スルコト

- (ロ) 差当リ右召集ノ対象ヲ高等官、判任官、主任者以上及防空当番者トシ、右該当者ハ常ニ其ノ外出先ヲ家庭

ニ於テ明瞭ナラシメ置クト共ニ、日曜日、祝祭日其ノ他官庁休暇日ニ於テ遠隔ノ地ニ外出セントスルトキハ、前日中ニ当日宿直スベキ者ニ其ノ旨連絡シ置カシムルコト

- (5) 窓口事務ノ刷新

幹部第一線垂範ノ主旨ニ則リ各署ハ各課長ヲ窓口ニ転置セシメ、以テ納税者トノ接触ヲ図リ、税務行政運営ノ円滑、敏速ヲ期スルト共ニ、民部意嚮等ノ察知ニ資セシムルコト

二 非常時ノ執務態勢

- (一) 重要書類ノ安全確保
重要書類ノ処置ニ付テハ格納穴ノ構築等ニヨリ、以テ之カ安全確保ヲ図ルコト
- (二) 一時立退先ノ選定
庁舎並ニ職員及家族ニ直接災害ヲ受ケタル場合、代用庁舎トシテ直チニ執務シ得ルカ如ク措置スルト共ニ、局署間ニ於ケル通報、報告、救援ノ連絡基地タラシムルコト(各局署ノ一時立退先別表一)(別表略)
- (三) 隣接局署地区ノ設定
行動ノ迅速適確ヲ期シ秩序アル組織ノ下ニ之カ運行ヲ図ル為メ、管内局署ヲ十二地区ニ区分シ、同一地区内ノ局署ハ其ノ地区内ニ於テ発生シタル非常事態ニ対シ相協力善処スルモノトス(地区表別表二)(別表略)
- (四) 地区毎ノ移転先ノ選定
災害等甚大ニシテ(二)ノ各局署ノ選定シタル一時立退先ニ抛リ難キ場合ハ、同一地区内ニ選定セラレタル局署ニ移転スルモノトス(地区別移転先別表三)(別表略)
- (五) 通報、報告、救援
 - (1) 通報、報告ノ責任者、報告事項及報告方法ハ左記ニ依ルコト
 - (イ) 各課長ヲシテ報告連絡ノ責任者トスルコト
 - (ロ) 管内一般ノ被害状況(特ニ重要課税物件等)、庁舎及付属建築物ノ被害状況並ニ職員、其ノ家族、住宅等ノ被害ノ有無、及其ノ程度ヲ報告スルコト
 - (ハ) 報告ハ状況判明次第即時速力ニ電話又ハ親展電報ニ依リ速報ノ上、更ニ親展文書ヲ以テ詳報スルコト、但シ非常災害等ノ場合ニ於テハ一般通信網複雑混乱シ、容易ニ之カ目的ヲ達スルコトヲ得難キ場合アルニ付、

管内直通電話ヲ有スル向（県、鉄道、警察等ノ官署）ニ対シ、予メ使用方ニ関シ了解ヲ遂ゲ置キ、之ガ利用ニヨリ目的ヲ達スル等措置スルコト

電話ニヨリ連絡ハ、局長又ハ各部長ニ対スルモノ、外ハ、当局秘書係長、庶務係長、直税部第一課長又ハ間税部第一課長宛トシ、夜間空襲等ニ因リ被害突発シ急速措置ヲ講スルノ要アル事態発生シ、特ニ本局ノ指示ヲ俟ツノ要アル場合ハ、直接当局幹部へ又ハ当局夜間受付電話ニヨリ当局幹部へ連絡方嘱スルコト

(2) 災害地管轄稅務署ハ速ニ主稅局長及本局長ニ報告スルコト

此ノ場合本局長ニ対スル報告ニハ本件主稅局長宛報告済ノ旨付記スルコト

(3) 災害地管轄稅務署ニ於テ通信機關ノ杜絶又ハ混雜等ノ為メ前号ノ報告困難ナリト思料セラル、場合ハ、仮令重複トナルモ隣接署（隣接署ハ右(三)ニヨリテ定マリタル同一地区内各稅務署トス）ニ於テ報告スルコト

(4) 災害地管轄稅務署ハ同一地区内各署ニ災害狀況、其ノ他ヲ通報スルモノトス

(5) 通報、報告ハ迅速正確ヲ要スルヲ以テ、之カ方法トシテ最良ノ手段ヲ選ブベキハ勿論ナルモ、時ニ災害ノ狀況ニヨリ通信、交通機關等ノ利用不可能トナル場合アルヲ以テ、各局署ニアリテハ健脚ニシテ自転車ニ乘リ得ル者ヲ少クトモ四名以上（二人一組トス）ヲ選拔シ連絡員トシテ常置シ、災害時ニ於ケル連絡ニ当ラシムルモノトス

(6) 通報、報告ニ当リテハ必ス局署本部ノ所在場所等、爾後ノ連絡ニ必要ナル事項ヲ漏サザルト共ニ、要領ヲ得ルコトニ留意スルモノトス

(7) 職員及其ノ家族ニ被害アリタル場合、(二)及(四)ニヨリ立退又ハ移転ヲ要スル時ハ、出来得ル限り集团的ニ之ヲ收容スルコトトシ、救援ノ利便ヲ図ルモノトス

(8) 救援ハ同一地区内局署相協力シテ之ニ当ルモノトス

(六) 新潟市内ニ於テ非常事態發生シタル場合ハ、第一地区内稅務署ハ勿論、隣接地区中新發田、村上、長岡、小千谷ノ各署ハ本局ト連絡ヲトルモノトス

(七) 其ノ他

右各項ニ定メタル順序方法ニ拠リ難キ場合ハ、臨機ノ措置ヲ講スルモノトス

三 戦力増強諸施策ニ対スル積極的協力

軍需生産ノ増強、食糧増産又ハ輸送力強化等ノ戦力増強ニ関スル諸般ノ施策ニ対スル稅務官庁ノ協力ハ、現下緊切ノ要務ナル現状ニ於テハ未ダ之ガ積極性ト機動性ニ欠クル憾ナシトセザルヲ以テ、更ニ一段ノ創意ト工夫ヲ凝シテ協力ノ実ヲ挙グルコト

例ヘバ

(一) 企業整備ニ依ル酒造業転廃業者ノ設備等ノ軍需又ハ生産拡充ヘノ転活用

(二) 酒類配給方法ノ改善ニ依ル生産及輸送力増強ヘノ寄与

(三) 雑種財産ノ農地化運動ノ展開ニ依ル食糧ノ増産

二 職員ノ充実ト其ノ素質ノ向上並ニ志氣ノ昂揚

戦時財政ノ基礎確立ノ上ニ租稅ノ占ムル役割ノ極メテ増大セル現今ニ於テ、之ニ従事スベキ職員ニハ常ニ多数ノ欠員ヲ有シ、而モ中堅官吏ト目スベキ者次第ニ其ノ数ヲ減シ、多数ノ初心者ヲ以テ運営ニ当ラザルベカラザル実情ニシテ、従事職員ノ充実ヲ期シ其ノ素質ノ向上ト志氣ノ昂揚ヲ図ルコトハ、真ニ急務中ノ急務ナリトス、速カニ之カ対策ヲ講ジ、以テ稅務行政ノ運営ニ遺憾ナカラシムルノ要アリ

一 転退職ノ防止

- (イ) 退職願出者ニ対スル留任ノ勧告
- (ロ) 退職願出者ノ行動ニシテ悪質ナル者ニ対シテハ懲戒免官ヲ以テ臨ムコト

二 新規職員ノ獲得

- (イ) 特ニ女子雇員ノ採用ニ当リ、将来永續性アリテ判任官トシテ使用シ得ル者ニ重点ヲ置クコト
- (ロ) 雇傭制限ノ緩和又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ、男子雇員ニ付テモ之ガ獲得ニ努力スルコト
- (ハ) 金融機関ヨリノ男子職員ノ獲得ニ付特段ノ考慮ヲ払フコト

三 福利施設ノ拡充

- (イ) 職員住宅ノ斡旋
- (ロ) 病院ノ経営
- (ハ) 保養所ノ設置

四 職員ノ指導訓練

税界ニ於ケル人的資源ノ枯渴、特ニ将来男子職員ノ従事事務ハ多数女子職員ニヨツテ代替セラレザル可カラザルノ実情ニ鑑ミ、実情ニ即シ急速且ツ効果的施策ノモトニ指導訓練ヲ為サントス

- (イ) 男女間ノ技能的差別感ヲ一掃スルコト
- (ロ) 女子職員（雇員）ヲ中心トスル各県別又ハ各署別ニ特別講習ヲ催スコト
- (ハ) 従来ヨリ実施シ来レル税務講習ニ再検討ヲ加へ、法理偏重ヲ避ケ実務ト修養ヲ主トシタル講習ヲ催スコト
- (ニ) 勤労精神ノ確立ヲ図リ、併セテ体位ノ向上ト増産ニ資スル為メ、雑種財産中ノ空闲地及署構内等適當ナル空闲

地ヲ耕作セシムルコト

三 稅務機構ノ整備

一 稅務署管轄ノ整備

比較的課稅物件少キ稅務署ハ此ノ際付近適當ナル署ニ合併シ、出張所又ハ分遣所トシテ行政運営ニ當ルコト、シ、從事職員ノ不足ヲ補ヒ事務能率ノ發揮ニ努ムルコト

二 兼務制ノ活用

適當ナル局署及署ノ間ニ於テ兼務制ヲ實施シ、比較的課稅物件ノ少キ署又ハ特殊事務ニ付テハ、兼務官吏ヲ季節的ニ出張セシメ整理スルコト、シ、人的資源ノ活用ヲ図ルコト

三 稅務署分課制度ノ改正

賦課ト徵收ノ一元化ヲ図リ納稅精神ノ昂揚ト事務ノ促進トニ資シ、併セテ署内ノ空氣ヲ刷新セシムル為メ、現在ノ稅務署分課規程ニ依ル三課制度ヲ直稅課及間稅課ノ二課制トシ、現在庶務課ニ於テ取扱ヒツ、アル事務ハ適當ニ二課ニ分属セシムルコト

四 相統稅審查委員會制度ノ改正

相統稅審查委員會常置制度ヲ改メ、稅務署長ニ於テ審查ノ議ニ付スルノ要アリト認メタル具體的事項ノ發生シタルトキ、所定ノ条件ノモトニ委員會ヲ構成スルコト、シ事務簡捷ヲ図ルコト

五 所得調查委員會制度ノ改正

所得調查委員會制度ヲ再檢討シ、期間ノ短縮、調查委員數ノ縮少並ニ調查委員ハ財務局長ノ承認ヲ俟ツテ當選ノ効力發生ノ条件トスル等、從來ノ弊風ヲ矯ムルト共ニ適正課稅ト事務能率ノ昂上ヲ図ルコト

四 事務処理方法ノ改善

一 決定通知ト納税告知書ノ併用

決定通知ヲ要スル諸税ニ付テハ、納税義務者ノ納付義務ヲ有スル税金額ノ納期別毎納入月日等ヲ決定通知ニ併記スルコト、シ、以テ皇国租税理念ノ馴致ト納税資金ノ準備ニ備ヘシムルト共ニ、納税告知書発付ノ煩ヲ避クルコト

二 納税告知ノ一部省略

納税施設法ニヨル納税団体ニ於テ取扱フ諸税ニ付テハ、改正間接税法中業者団体ノ納税ニ関シ、団体ノ主腦者ニ對スル連記式ノ通知ニヨリ団体員毎ノ納税ノ告知ヲ省略スル扱ト同様ニ、各人毎ノ納税告知ヲ免スルコトヲ取止メ、以テ物資ノ節約ト事務処理ノ簡易化ヲ図ルコト

三 資金前渡官吏制度ノ創設

稅務署長ヲシテ資金前渡官吏タラシメ、過誤納金等ノ迅速処理、其ノ他事務ノ簡易化ヲ図ルコトニ付テハ、既ニ本省ニ於テ御研究中ナル由拜誦致シ居ルモ、本制度実施ニ付テハ現下物資ノ不足支払方法ノ变化等ニ鑑ミ、配付予算ノ計理ニ当リ署長限り代金等ノ支払可能ナル様考慮ヲ払ハレタキコト

四 資料蒐集ノ強化

課稅資料ノ徹底の完全蒐集ヲ為シ、以テ課稅ノ正確ト稅務職員ノ手不足ヲ補フタメニハ、單ニ稅法上ノ質問權ノ行使ニ止メズ、寧ロ物資ノ斡旋、配給指令等ヲ行フ、所謂統制団体ヲ利用スルヲ最モ効果のナリト信ゼラル、ヲ以テ、之ガ利用ノ集中ヲ図ルコト、但シ相手方ニ對シテハ將來資料提示ノ法的根拠ヲ有セシムルノ外、謝金又ハ交付金等ノ交付ヲ為スノ途ヲ拓クコト

五 団体折衝ノ強化

業者団体トノ団体折衝ハ相当積極的ニ之ヲ行フコト、例ヘバ単ナル折衝ノ範圍ヲ業者間ノ順位又ハ扱高ノ指数等ニ限ルコトナク、所得調査委員会ノ権限ニ触レザル方法ニヨリ、實質上ノ決定見込所得純益ノ取纏メニ迄推進スルコト

六 稟議、報告事項等ノ整理

稟議、報告決議書様式等ニ付再検討ヲ加ヘ、真ニ必要止ムヲ得ザル限度ニ之等ノ廃止、報告回数ノ縮少又ハ様式ノ改正ヲ行ヒ事務ノ簡易化ヲ図ルコト

七 稅務ニ關係ヲ有スル諸機關団体等トノ緊密化

官設稅務相談所、稅務懇和会、稅務代理士会等ト緊密ナル連絡ヲ保持シ、以テ稅界ニ於ケル人手不足ノ緩和ト事務處理ノ迅速化ヲ図ルコト

八 酒造業指導方針ノ轉換ト酒造業ノ南方進出

主要食糧ヲ原料トスル酒類ノ製造ハ、技術其ノ他ノ点ニ於テ既ニ飽和状態ニ達シタルモノト認メラル、ヲ以テ、今後ハ之等ヲ原料トセザル酒類、例ヘバ果実酒、雜酒等ノ醸造ニ指導ノ重点ヲ置クト共ニ、米産豐富ナル大東亞共榮圈各地域（仏印、泰）ヘ酒造業ノ進出助成ニ付積極的方途ヲ講ズルコト

五 租稅理念ノ闡明ト納稅ニ關スル官民ノ協力体制ノ確立

我國ニ於テハ事変以來八回ニ及ブ増稅ガ行ハレ、之ガ為メ國民ノ租稅負擔ハ極メテ重加セラレタルモ、戦局ノ前途ニ鑑ミルトキ租稅ニヨル戦時財政ノ基礎ヲ確立スルコトノ必要性極メテ大トナリ、茲ニ皇國本来ノ租稅理念ヲ闡明シ納稅ニ關シ真ニ官民ノ協力体制ヲ確立シ、以テ稅務行政ノ円滑ナル運営ヲ図ルコトハ最モ喫緊ノ重要事ナリトス、而シテ之ニ關シテ採ル可キ方途概ネ左ノ如シ

一 学校教科書ニ税ニ関スル教材ヲ多数採リ入ル、コト

国民学校、青年学校、中等学校等ノ教科書ニ税ニ関スル教材ヲ多数採リ入レ、以テ青少年ニ対シ税ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト

二 口演会、懇談会等ヲ催スコト

財務局及稅務署ハ町内会部落会等ニ於テ口演会又ハ懇談会等ヲ催シ、以テ一般民衆ニ対シ皇國租稅理念ト納稅ニ関シ官民協同体制確立ノ必要性ヲ認識セシムルコト

三 納稅施設法ノ宣伝ト団体ノ育成強化ニ努ムルコト

四 全国的ニ納稅週間ヲ催スコト

納稅施設法ニ依ル納稅団体ノ結成ハ極メテ順調ニ進捗シ居ルモノト認メラル、処、全国的ニ其結成ノ完了ヲ見タル時機ニ於テ全国的ニ納稅週間ヲ催スコト、シ、中央ニ於テハ大藏省、内務省、文部省、大政翼賛会本部共催ノモトニ、皇國租稅理念調査会ノ委員諸氏ノ参加ヲ求メ極メテ熱意アル行事ヲ行ヒ、地方ニ於テモ亦財務局、地方庁、大政翼賛会支部等共催ノ下ニ、中央ニ準ジ之ヲ実施スルコトハ極メテ有効ナル施設ナリト信ズ

五 法人並丙種事業所得稅徵收義務者納稅報国会ノ結成

稅務署ヲ単位トスル管内法人並丙種事業所得稅徵收義務者ヲ打ツテ一丸トシ、納稅報国会ヲ結成セシムルコトハ、租稅理念ヲ徹底セシムルノ外、事務ノ敏速ト簡易化ヲ図ルコト、ナリ、更ニ税ニ関スル官民協同体制ノ確立ヲ期スル方途ノ一ナリト信ス

⑨ 広島財務局（第一問）

第一問 決戦下ノ現状ニ即スル稅務行政ノ運営ニ關スル具体的方策如何

広島財務局

第一 稅務機構ノ整備改善ニ關スル事項

- 一 財務局ノ機構ニ付、左ノ如キ改正ヲ行フコト
 - イ 財務局ヲ大藏省ノ綜合地方官庁タラシムル様措置スルコト
 - ロ 財務局總務部ハ人事、會計、文書ヲ管掌セシムルコトトスルコト
 - ハ 財務局ニ經理部ヲ復活シ、徵收、統計、庶務、財務協會事務ヲ管掌セシムルコト
 - ニ 財務局ノ監視員、特ニ駐在監視員ヲ増加シ監視網ヲ拡充スルコト
 - ホ 徵收課ヲ施設係ト歳入係トニ分チ拡充強化スルコト
 - ヘ 各部長ヲ書記官、各課長ヲ事務官トスルコト
 - ト 司稅官補優遇高等官ニ對スル人事ヲ財務局長ニ委任スルコト
- 二 稅務署ノ機構ニ付、左ノ如キ改正ヲ行フコト
 - イ 預金部事務ヲ庶務課ニ分掌セシムルコト共ニ、庶務課ノ陣容ヲ強化スルコト
 - ロ 市町村吏員囑託制ヲ確立スルコト
 - ハ 稅務署ノ管轄区域ニ再檢討ヲ加ヘ、大署ノ分割ヲ普遍化セシムルコト
 - ニ 県庁所在地ノ稅務署長ヲシテ財務局事務官ヲ兼任セシムルコト
 - ホ 稅務署長ハ總テ司稅官トスルコト
- ヘ 所得調査委員會ノ制度ヲ再檢討スルコト

第二 稅務行政ノ運用ニ関スル事項

- 一 通常官庁ニ対スル會計検査院ノ検査機能ヲ一時中止スルコト
- 二 監督ニ關スル行政機能ヲ中止、若ハ最少限ニ縮少スルコト
- 三 中央官庁ノ地方官庁ニ対スル指示ハ大綱ニ止メ迅速第一主義ヲ採ルコト
- 四 直接稅調查決定方法ニ対スル考ヘ方ヲ、拙速主義若ハ申告是認方針ニ改ムルコト
- 五 直接稅ノ決定ニ対スル訂正処理ニ付、英斷的ニ迅速処理スルト共ニ、増額誤謬訂正ヲモ減額誤謬訂正ト同様ナル手續ニ於テ為シ得ル様改ムルコト
- 六 皇國租稅理念ノ普及徹底ヲ図リ、納稅ニ關スル官民ノ協力ヲ強化シ得ル態勢ヲ整備スルコト
- 七 納稅者ニ對スル褒賞制度ヲ考慮スルト共ニ、直接稅脫稅者ニ對スル罰則ノ適用ヲ或程度實施スルコト
- 八 重要物產、特殊物產ノ製造、採取等及設備増設ノ場合ニ於ケル免稅規定ヲ廢シ、必要アルモノニ付テハ獎勵金又ハ助成金ヲ交付スルコトニ改ムルコト
- 九 滯納整理促進方途ヲ講ズルコト
 - イ 鈳區稅ニ對スル人的保証制度ヲ設クルコト
 - ロ 國稅徵收法ニ依ル過誤納金ノ充當範圍ヲ、同一會計年度ノ他ノ稅目ノ稅金ニ充當シ得ルコトニ改正スルコト
 - ハ 滯納引繼引受事務ノ促進化ヲ図ルコト
 - ニ 納稅団体、町内會、部落會等ノ協力ヲ一層徹底セシムルコト
- 一〇 応召者戰死ノ場合ニ於ケル俸給給料ハ、戰死公報受理ノ日迄支給スルノ戰時特例ヲ制定スルコト

第三 職員ノ充實及訓練ニ關スル事項

- 一 大蔵省稅務講習員ノ實地訓練制ヲ設クルコト
- イ 兵役受檢迄ノ期間ハ稅務署ニ於ケル實務修習トシ、其ノ後學習ヲ為サシムルコト
- ロ 普通科ト特科ト二分チ、普通科ハ從來通、特科ハ講習期間ヲ二年トシ国民學校高等科卒業生中ヨリ採リ、一年間學習ノ上更ニ一年間實務修習ヲ為サシメ任官セシムルコト
- 二 稅務講習所ニ高等科ヲ設置スルコト
- 大蔵省稅務講習會並財務局稅務講習會ヲ廢シ、各局ニ稅務講習所高等科ヲ設置シ、大蔵省稅務講習所普通科卒業生以外ノ者ヲ收容スルコト
- 三 女子職員ノ充實ヲ図ルコト
- イ 稅務署ニ指導員（署長又ハ課長中ヨリ選任セラレタル者）ヲ設ケ、女子職員ニ對シ每週一定時間實務並修養上ノ訓練ヲ為サシムルコト
- ロ 女子任官ノ條件ヲ緩和シ、事情ノ許ス限り之ヲ採用スルコト
- 四 民間會社ノ男子事務員ヲ制限シ、之ヲ最モ必要トスル官庁ニ還元スル方途ヲ講ズルコト
- 五 広く一般人材ヲ吸收スル方策トシテ、初任給ノ引上及昇給期間ノ短縮ヲ図ルコト
- 六 高等官任用資格及條件ヲ緩和スルコト
- 七 官舎ノ設置、住宅手当ノ支給ニ付急速實施方考慮スルコト
- 八 移轉料ノ引上げ若ハ官ヨリ移轉用具ヲ貸与スル様方途ヲ講ズルコト
- 九 職員表彰制ノ確立
- イ 執務成績卓越セル者ヲ財務局長ニ於テ表彰スルト共ニ、有功章ヲ授与スルコト

ロ 五年以上皆勤ノ者ノ中、執務成績劣等ニ非ザル者ヲ表彰シ精勤章ヲ授与スルコト

一〇 局署員ニ対スル医療施設ニ付考究スルコト

イ 各省ノ施設ヲ統合シ政府ノ施設トスルコト

ロ 財務局ニ医師ヲ常任セシメ、管内稅務署ヲ巡回、檢診ヲ行ハシムルコト

一一 共済組合ノ療養費ハ組員ニ対シ直接給付スルコトニ改ムルコト

一二 非常災害時ニ於ケル被害職員ニ対スル衣食住關係物資等ノ支給ニ付、総合的ニ計画ヲ樹立シ、其ノ大要ヲ予

メ知悉セシメ置クコト

(昭45 本校 318)

⑩松山財務局(第一問)

決戦下ノ現状ニ即スル稅務行政ノ運営ニ関スル具体的方策如何

松山財務局

国民ノ租稅負担ハ增高シ經濟諸狀勢亦急激ナル变化ヲ見ツツアル反面、之ガ従事職員ハ質、量共ニ充分ナルヲ望ミ得サル現状ニ於テ、稅務行政ノ適実、公正ナル運営ヲ期セントスルハ、蓋シ難事ニ属スト雖、之ガ対策トシテハ先ツ稅務機構ヲ重点的ニ整備スルト共ニ、皇国本来ノ納稅道義ニ基ク官民一致ノ強力ナル納稅協力体制ヲ確立シ、事務處理ニ付テハ理論ノ些末ニ捉ハルルコトナク、須ラク実効アルヲ旨トシテ極力其ノ簡捷化ヲ図リ、従事職員ニ付テハ深ク時局ヲ認識セシメ、常ニ戰時官吏服務令ノ主旨ヲ奉戴シ、国内狀勢ノ推移ニ即応シ得ル達識有能ナル人材ノ養成ニ努メ、特ニ女子職員ニ付テハ旧來ノ觀念ヲ一擲シ、適任事務ヲ考慮シツツ、此ノ際男子同様ノ訓練ヲ施スノ要アリト認ム

右ノ観点ニ基キ以下項ヲ分チテ具体的方策ヲ陳フレバ左ノ如シ

一 稅務機構ノ整備ニ関スル事項

(1) 財務局ニ指導部(仮称)ヲ新設スルコト

事務ノ増高ニ依ル職員ノ不足ヲ補足スル為、強力ナル納稅協力体制ヲ確立スルノ要アリ、之ヲ推進助長ヲ図ル為財務局ニ一部ヲ新設スルヲ適当ト認ム

参考

指導部事務分掌

第一課(又ハ指導課)

- (一) 皇國租稅理念ノ闡明ニ関スル事務
- (二) 稅務相談所ニ関スル事務
- (三) 課稅資料提出ノ指導ニ関スル事務
- (四) 申告申請書提出ノ指導ニ関スル事務
- (五) 稅務事務囑託制ノ運営ニ関スル事務
- (六) 租稅委員ノ運用ニ関スル事務

第二課(又ハ施設課)

- (一) 納稅施設法ニ基ク納稅団体ノ指導、並ニ普及拡充ニ関スル事務
- (二) 間接各稅ノ補助命令団体ニ対スル指導監督ニ関スル事務
- (三) 納稅報國會ニ関スル事務

(四) 税務表彰ニ関スル事務

- (2) 都道府県庁所在地及大都市ニ於ケル税務署ニ総務課ヲ新設スルコト
都道府県庁所在地及大都市ニ於ケル税務署ニ於テハ、財務局指導部ニ属スル事務ヲ専管セシムル部課ノ必要アルト、且之等ノ税務署ニ在リテハ概ネ多数ノ職員ヲ擁シ、署長ノ指導訓練等ノ補助ヲ為サシムル必要アルヲ以テ、庶務課ヲ統合シ高等官課長ノ総務課ヲ新設スルノ要アリト認ム

参考

総務課事務分掌

- (一) 現在庶務課ニ属スル事務
(二) 財務局指導部ニ属スル事務
(三) 各課事務ノ連絡調整ニ関スル事務
(四) 職員ノ指導訓練ニ関スル事務
(五) 監察ニ関スル事務
(六) 一般渉外事務

- (3) 府県庁所在地税務署長ノ権限ヲ拡張スルコト

府県庁所在地ニハ従来ヨリ府県一円ヲ区域トスル官公署、団体等多キノミナラズ、近來行政事務ハ地方長官ニ集中セラルル傾向ニアリ、之等ノ官公署、団体等ニ対スル交渉ハ所在地税務署長ヲシテ代表セシムルヲ適當ト認ム

参考

署長ノ権限拡張ノ範圍

- (一) 府県内各稅務署長ノ連絡調整ヲ図ルコト
 - (二) 府県内各稅務署ニ共通セル事務ニ付、府県内署長ヲ代表スルコト
- 稅務事務囑託制度ヲ拡張スルコト
- 市町村吏員ニ対スル事務囑託ノ外、勞務報国会、商工經濟會、農業會、水產會等ノ職員ニ対シテモ事務ノ囑託ヲ為シ、資料ノ蒐集其ノ他稅務ニ協力セシムルヲ適當ト認ム
- (5) 丙種事業所得稅ノ徵收義務者ヲシテ、納稅ニ関スル団体ヲ結成セシムルコト
- 丙種事業所得者ハ浮動性多ク徵收義務者ノ積極的協力ヲ要スルモノアルヲ以テ、之等徵收義務者ヲ結合セシメ適當ナル指導ヲ為スノ要アリト認ム
- (6) 所得調查委員會制度ヲ改正スルコト
- 現行所得調查委員會制度ハ種々欠陥アルヲ以テ、左ノ通改正スルヲ適當ト認ム
- イ 委員ヲ地域代表ト職域代表トノ二種トスルコト
 - ロ 地域代表ハ現行通納稅者ノ互選トスルコト
 - ハ 職域代表ハ産業別又ハ職業別ニ、其ノ代表タルベキ者ノ中ヨリ之ヲ官選スルコト
 - ニ 右ノ外、大政翼贊會、翼贊壯年團等ノ幹部ヲ若干名官選スルコト
 - ホ 委員數ハ現行程度トスルコト
- ヘ 選挙ニ付テハ候補者ノ届出制度ヲ採用スルコト
- 二 事務処理方法ノ改善ニ関スル事項

- (1) 所得税ニ於ケル扶養家族並ニ保険料ノ控除ハ、所得ノ申告ノ有無ニ不拘控除申請ノミニ依リ之ヲ認ムルコト所得ノ申告ハ多大ノ手数ト物資ヲ要スルモ、課税上実効少ナキ現状ニ在ルヲ以テ、之ヲ控除ノ条件トナサズ、単ニ誠実ナル申告ヲ懲進スルニ止メ、控除ノ申請ハ連記式等ノ簡便ナル方法ニ依リ之ヲ認ムルヲ可ト認ム
- (2) 所得税ニ於ケル扶養家族、生命保険料等ノ控除ハ所得金額控除ニ改ムルコト課否区分ノ判別ニ付多大ノ手数ヲ省略シ得ヘク、税率ノ差異ニ依ル不均衡ハ控除ノ方法ニ依リ矯正シ得ルモノト認ム
- (3) 所得税ニ於テ同居家族アル場合ハ納税義務ヲ連帯トシ、税額ノ区分ヲナサズシテ世帯主ヨリ一括徴収ヲナスコト
- 家族ノ納税証明ヲ要スル場合ハ稅務署長ニ於テ分割証明ヲ為スコトトセバ何等支障ナシト認メラレ、之ニ依リ相当手数ヲ省略シ得ルモノト認ム
- (4) 分類所得税ニ於ケル事業所得ノ甲、乙区分ヲ廃止スルコト
改正法ニヨリ兩者ノ税率ガ同一トナリ、区分ノ実益ナキノミナラス、税額ノ計算其ノ他相当手数ヲ省略シ得ルモノト認ム
- (5) 清算取引所得ヲ源泉課税ニ改ムルコト
各取引口毎ノ差益ニ課税シ、同一店内ニ於ケル差損ニ付テハ之ニ相当スル税額ヲ爾後ノ課税ニ充当スルコトトシ、年末ニ於テ充當不足額アル場合ハ申請ニ依リ他店分ヲ綜合シ、之ヲ精算ノ上徴収税額ノ限度ニ於テ戻税スルヲ適當ト認ム
- (6) 臨時租稅措置法第一条ノ二十及第一条ノ二十一ニ依リ所得税ノ全部ヲ免除スルモノニ付テハ、所得ノ決定ヲ為

サザルコトニ改ムルコト

決定スルモ何等實質的効果ナキモノト認ム

(7) 各種統制機関（官庁ヲ含ム）等ニ對シ課稅資料ノ提出義務ヲ法定スルコト

現在ニ於テハ經濟ノ各部門共強力ニ統制セラレ、各人ノ收入基本ハ概ネ之ニ依リ判明セルヲ以テ、之レヲ利用スルニ於テハ課稅ノ適実、公正ヲ期シ得ラルルノミナラズ、多大ノ手数ヲ省略シ得ルモノト認ム

(8) 試掘鉦區稅ハ印紙納付トシ鉦山監督局ヘ移管スルコト

本稅ハ最モ滞納多ク其ノ処分モ亦困難ナルヲ以テ、便宜上右ノ如ク改正スルヲ適當ト認ム

(9) 納稅施設法ニ基ク納稅団体ニ對シ一括シテ納稅告知ヲ為シ得ル途ヲ講ズルコト

市町村ニ於ケル徵稅事務ガ著シク緩和セラルルノミナラズ、納稅団体モ漸次充實シ來リ、特ニ農村等ニ於テハ弊害少ナキモノト認ム

(10) 左記事務ノ簡捷ヲ図ルコト

イ 間接各稅ノ量定事務ハ原則トシテ凡テ業者団体ニ委任スルコト

ロ 毎月報告ヲ要スル各種現況報告等ハ、支障ナキ限り年ニ回又ハ三回程度ニ改ムルコト

ハ 間接稅中課稅標準ノ申告ニ依リ稅額ノ測定ヲナスモノニ付テハ、稅台帳ヲ廢止シ申告書ヲ以テ之ニ代フルコト

ニ 各種統計書ハ能フ限り廢止又ハ簡略化スルコト

三 稅務職員ノ充實並ニ訓練ニ関スル事項

決戦下勞務統制ノ強化ニ伴ヒ職員ノ採用ハ愈々困難ノ度ヲ加ヘ來リタルヲ以テ、此ノ際適切ナル方針ヲ樹立シ極力

職員ノ充実ヲ図ルト共ニ、其ノ人格、事務能力等ヲ急速ニ昂揚スル訓練ヲ実施スル要アリ

(1) 職員ノ充実ヲ図ルコト

イ 極力新規卒業生以外ノ男子職員ノ採用ニ努ムルコト

(一) 一般公募ニ依ルノ外、勤労働員署ト密接ナル連絡ノ下ニ、男子就業禁止職種ニ該当スル者、其ノ他採用可能ト認ムル者ヲ個別的ニ探索シ之ガ採用ニ努ムルコト

(二) 縁故者ニ依ル採用ヲ図ルハ勿論、町村役場等ヲ通ジテ全面的ニ採用網ヲ張ルコト

ロ 男子職員ノ補充トシテ新規卒業生ノミナラズ、相当年齢ニ達シ環境上永続性アリト認めラルル有能ナル女子ノ採用ニ努ムルコト

(2) 職員ノ訓練ヲ拡充強化スルコト

イ 講習会ヲ拡充強化スルコト

講習会ニ於テハ事務訓練ヲ拡充スルト共ニ、決戦下ニ即応スル精神訓練ヲ強力ニ実施スル方針ノ下ニ、従来ノ新任者講習会ノ外、局署幹部ノ再訓練ヲ目的トスル講習会ヲ開催シ、決戦下ニ於ケル指導者タルノ適格ノ付与ニ努ムル要アリト認ム

ロ 移動短期講習会ヲ開催スルコト

事務未熟者多キ現状ニ顧ミ、臨時移動の短期講習会ヲ開催シ、実地ニ就キ事務ノ指導ヲ為スノ要アリト認ム
ハ 修練道場ヲ設置スルコト

財務局毎ニ修練道場ヲ設置シ適時職員ヲ交代入場セシメ、専ラ精神並ニ身体ノ鍊成ヲ為サシムル要アリト認ム

ニ 職員ノ常時訓練ヲ強化スルコト

現在職員ノ申合セニ依リ鍊成会ヲ組織シ、常時一般職員ノ心身鍛鍊ニ努メツアルモ、将来一層之カ拡充ノ要アルヲ以テ、之ニ要スル経費ハ国費ヲ以テ支弁スルノ要アリト認ム

(3) 女子ノ訓練ニ特段ノ意ヲ用フルコト

イ 女子幹部職員ヲ養成スルコト

将来永続性アリト認メラルル優秀ナル女子職員ニ対シ、財務局ニ於テ徹底セル訓練ヲ施シ、之ヲ中心トスル事務処理ノ組織ヲ設クルノ要アリト認ム

ロ 一般女子職員ノ訓練ニ努ムルコト

一般女子職員ニ付テハ適當ナル区域（通勤可能区域）ニ分チ、短期ノ講習会ヲ開催シテ適任事務ニ付事務訓練ヲ為スノ要アリト認ム

ハ 女子職員ニ対スル特別施設ヲ講スルコト

女子職員ニ対シテハ情操ノ涵養ト主婦タルノ素養ヲ付与スルノ方途ヲ講スルト共ニ、家庭ヲ有スル者ニ対スル特別ナル施設ト勤務上ノ便宜供与ヲ考慮スルノ要アリト認ム

(4) 職員ノ志氣ノ昂揚ヲ図ル為、左記措置ヲ講スルコト

イ 職員ノ待遇ノ改善ヲ考慮スルコト

職員ノ待遇ニ付テハ相当改善ヲ見ツアル処ナルモ、現状ニ顧ミ猶賞与ノ増給、旅費、賄料ノ増額、転任ノ際ノ移転用資材ノ官給、住宅ノ供与、高等官ヘノ昇進等ニ付考慮ノ要アリト認ム

ロ 官紀振肅ノ徹底ヲ期スルコト

決戦下ニ於ケル稅務職員ノ重責ニ鑑ミ、常ニ戰時官吏服務令ノ主旨ヲ奉戴シ、一層自肅自戒セシムル様努ムルノ要アリト認ム

ハ 査察制度ノ徹底ト信賞必罰ヲ断行スルコト

従来ノ稅務監督制度ニ檢討ヲ加ヘ、建設的且積極的ナル査察ヲ実施シ、職員ニ對シテハ信賞必罰ヲ断行シ以テ事務効率ノ昂揚ニ努ムル要アリト認ム

ニ 褒賞制度ヲ新設スルコト

成績特ニ優秀ナル者、無欠勤ナル者、善行アリタル者、其ノ他職員ノ模範タルヘキ者ニ對シ、大蔵大臣、主稅局長、又ハ財務局長ヨリ隨時褒賞ヲ為ス制度ヲ新設スルヲ適當ト認ム

四 皇国本来ノ租稅理念ノ闡明ト国民ノ納稅協力体制ノ確立ニ関スル事項

(1) 皇国本来ノ租稅理念ヲ闡明スルコト

国民ヲシテ納稅ニ関スル移入觀念ヲ払拭シ、真ニ皇国本来ノ租稅理念ニ徹セシムルハ、蓋シ一朝事ニ非スト認メラルルモ、大要左記方法ヲ講スルニ於テハ、概ネ所期ノ目的ヲ達成シ得ルモノト認ム

イ 皇国租稅理念ヲ閣議又ハ次官會議ニ於テ決定スルコト

ロ 右決定ニ基キ各種行政組織ヲ通シ全国的啓蒙運動ヲ展開スルコト

ハ 納稅報国会、租稅委員、大政翼賛會、翼賛壯年團等ニ之カ闡明ノ運動ヲ起サシムルコト

ニ 中等學校、国民學校等ノ教科書ニ豊富ニ之ヲ取入ルルコト

ホ 新聞、雜誌、ラジオ等ニ適時掲載又ハ放送スルコト

ヘ 映画、浪曲、其ノ他大衆娛樂ノ材料ニ取入レシムルコト

ト 多数人ノ集合ノ場所又ハ機会ヲ利用シ周知徹底ヲ図ルコト

(2) 国民ノ納税ニ関スル協力体制ヲ確立スルコト

国民ノ納税ニ関スル協力体制ハ概ネ左記ノ如キ組織ヲ確立整備シ、有機的ナル細胞組織ノ運用ニヨリ下意上通上意下達、真ニ官民一体トナリ納税報国ニ邁進スルニ於テ始メテ、決戦下稅務行政運営ノ完璧ヲ期シ得ルモノト認ム

イ 納税報国会ヲ結成セシムルコト

稅務署ヲ单位トシ外郭団体並ニ經濟關係団体等ヲ以テ納税報国会ヲ結成セシメ、納税協力体制ノ中核機關タラシムルヲ適當ト認ム

参考

報国会會員トシテ加入セシムヘキモノ

(一) 納税団体長(可成連合会等ヲ結成セシメ、其ノ長トスルコト)

(二) 間接各稅徵收補助命令団体長(同上)

(三) 其ノ他稅務署長ノ指導又ハ監督ニ服スル各種組合長又ハ団体長

(四) 經濟關係各種団体長

右ノ外警察署長、市長、地方事務所長等ヲ参与トシテ協力セシム

ロ 納税報国連合会及中央会ヲ設クルコト

連合会ハ財務局单位トシ、納税報国会長ヲ以テ組織スル事トシ

中央会ハ連合会會長及學識經驗アル者ヲ以テ組織シ、納税協力ノ中枢機關トスルヲ適當ト認ム

ハ 租税委員制度ヲ設クルコト

税務署毎ニ数名ノ租税委員ヲ設ケ、徴税ニ関スル意見ヲ述ヘシムルト共ニ、隨時納税講演、納税団体ノ指導等ヲ為サシムルヲ適當ト認ム

参考

租税委員ノ詮衡範圍

- (一) 徳望家、名門家
- (二) 学識経験ヲ有スル者
- (三) 町村長会長、市町村長、大政翼賛会幹部
- (四) 納税報国会長
- (五) 各種經濟団体長

(昭45 本校 319)

⑪熊本財務局(第一問)

第一 決戦下ノ現状ニ即スル税務行政ノ運営ニ関スル具体的方策

熊本財務局

悽愴苛烈ナル戦局ノ進展ニ伴ヒ戦時財政ハ飛躍的ニ膨張シ、来年度亦一般會計及臨時軍事費ヲ合シ実ニ五百九億余万円ノ未曾有ノ巨額ニ達シ、之カ財政の措置トシテ今回直接税及間接税ノ全般ニ亘ル大幅ノ増税断行セラレタル結果、十九年度ニ於ケル増税額ハ二十二億余万円ノ巨額ニ達スルカ、大東亜戦争ノ現段階ヨリ見テ財政收入ノ増加ヲ計リ、併セテ資金吸収ニ因ル「インフレ」抑止ノ非常対策トシテ、誠ニ適當ナル措置ト思考セララル

顧ルニ昭和十二年支那事變勃發以來累次ノ増税ニ依リ四十二億円余ノ租税負担ノ増加ヲ來シ、更ニ明年度ニ於ケルニ十二億余万円ノ増税ハ其負担ノ輕カラサルモノアリ、他面産業經濟方面ハ素ヨリ国民生活等ニ及ホス影響モ亦輕視スヘカラサルヲ思ハシムルヲ以テ、稅務行政ノ運営ニ當リテハ特段ノ創意ト工夫ノ要アリ、特ニ稅務行政ノ刷新改善ヲ為シ納税ト徵税トノ調和ヲ図ルハ勿論、民間ノ納税協力態勢ノ強化ヲ図リ、精神方面ニ於テハ一億國民ノ皇國租稅理念ノ浸透ヲ画シ、以テ決戰下ニ於ケル戰時財政ノ円滑ナル運営ヲ策定スルノ要切ナリト認ム、今之カ施策方針ヲ考察セハ概ネ左ノ如シ

一 稅務職員ノ充實

戰時下稅務行政運営ノ適正完璧ヲ期センニハ、人的機構ノ整備拡充ニ依ルノ外ナキコト言フ俟タサルモ、現下ノ人の陣容ハ戰局ノ進展ニ伴ヒ益々減少脆弱化シツツアリ、且素質ノ低下ハ勢ヒ稅務行政ノ尊嚴ヲ保持シ難キ点ナシトセス、然シテ現在ノ飛躍的事務増大ニ加ヘ今後ノ稅務行政亦愈々重大性ヲ加フヘキトキ、現状ノ人的構成ヲ以テシテハ其重責ノ遂行ノ極メテ多難ナルヲ予想セラルルヲ以テ、速ニ之カ質量両面ニ於テ整備方策考慮ノ要緊切ナルモノアリ

近年稅務官吏ノ待遇ハ漸次改善セラレタルモ、事務ノ特質乃至分量方面ヨリ考察シ更ニ優遇方法ヲ講シ、一面稅務官吏ノ素質ノ向上及志氣ノ昂揚ト相俟チ稅務ノ刷新改善ヲ図ルノ要アリ

(一) 職員ノ充實

1 稅務講習所ノ修業期間ヲ大体六ヶ月程度トシ、收容人員ヲ増加スルコト

現在一年ノ期間ニ於テ各税ニ亘リ修得セシメツツアルモ、之ヲ直税、間税ノ二科トシ(庶務ハ双方ニ配置シ、各科其他科ニ属スル税法ハ概括的ノ教授ニ止ム)、短期重点的教育ヲ施スト共ニ收容人員ノ増大ヲ図ルノ要

アリ

2 素質優秀ナル転廃業者ヲ採用スルコト

3 女子職員ノ充実ヲ図ルコト

銓衡方法及範圍ヲ拡大シ努メテ縁故關係募集ヲ行フノ外、既婚婦人ヲモ採用スルノ要アリ

(二) 素質ノ向上

1 女子職員ニ対スル事務指導ノ強化ヲ図ルコト

今後男子職員二代へ相当數ノ女子職員ノ採用ヲ要シ、從來ノ機械的の事務ヨリ漸次責任アル事務ノ担任ヲ為サシメサルヲ得サル事態トナルコト必然ノ状勢ニ付、任官セサル女子雇員ト雖、其ノ素質及勤勉程度ニ応シ税法、事務規程等ノ研究指導ヲ行ヒ、又ハ署限り簡易ナル講習ヲ為ス等、決戦態勢下ノ稅務官吏ノ要員タラシメントス

2 稅務講習會ノ充実ヲ図ルコト

初級者ニ対シテハ一般の講習ヲ為シ、稅務知識ノ養成涵養ニ努ムルト共ニ、更ニ經驗者ノミノ講習會ヲ開催シ、主トシテ調査方法、其ノ他幹部トシテノ実務上必要ナル訓育ヲ施シ重点的再教育ノ要アリ

3 精神訓練ノ徹底ヲ期スルコト

(三) 職員ノ待遇改善

1 稅務署長ハ全部司稅官トスルコト

戦時下重要ナル租稅徵收ノ大任ニ在ル稅務署長ニシテ、未タ判任官タルノ地位ニアル者アリ、他方地方事務所、國民勤勞動員署、國民學校等ニ相当數ノ高等官ヲ配置セラレ、對外的交渉ニ於テ遺憾ノ点アルヲ以テ、

他官庁並ニ優遇シ社会的地位ノ昂上ヲ図ルノ要アリ

2 大署ノ課長ヲ高等官トスルコト

当局ニアリテハ未タ高等官課長ノ配置無キモ、之ヲ實現スルコトニ於テ全員ノ志氣昂揚上効果アリ

3 年功加俸ノ制度ヲ設クルコト

4 特別任用ノ判任官ノ昇給制限一年ヲ緩和スルコト

(四) 信賞必罰主義ノ励行

職員ノ志氣昂揚ノ為、賞罰ヲ明ラカニスルコト

成績特ニ優秀ナル者又ハ困難ナル脱税発見者等ニ対シ表彰状又ハ金一封ヲ与へ、尚皆勤者ニ対シテハ其ノ勞ニ報ユル為特別表彰又ハ特別賞与ノ支給等ニ付考慮ノ要アリ

二 稅務機構ノ整備

稅務行政ノ円滑適正ナル運営ハ一ニ事務ノ簡素化ヲ図ルト共ニ、稅務機構ニ於テモ可及的簡素直截トシ、事務洪滞ヲ防止シ併セテ官民相互ノ利便ヲ図ルノ要アリ

(一) 財務局出張所ノ廃止

稅務署官制ヲ改正シ財務局出張所ヲ稅務署ニ統合シ、經理統制事務ハ直稅課へ、国有財産及預金部事務ハ庶務課ニ分掌セシム

(二) 稅務署ノ増設並管轄区域ノ整理

1 管轄区域廣大ニシテ事務分量ノ急激ニ増加シタル署ハ適當ニ分割シ、事務分量ノ調和ヲ図ルノ要アリ

2 従来ノ管轄区域ノ俛ニテハ交通系統ノ變更ニ依リ官民相互ニ不便トスル地域ヲ生シタルヲ以テ、再検討ノ

要アリ

(三) 市町村吏員ニ対スル国税事務嘱託制度ヲ設ケ、積極的ニ賦課徴収事務ニ協力セシメ稅務補助機關トシテ活動セシムルコト

(四) 所得調査委員会制度ノ改正

現行所得調査委員会ハ戰前自由思想時代ノ遺風ヲ其ノ俚踏襲シアリ、戰時体制下ニ即応セタルヲ以テ、左ノ通り機構ヲ改正スルコト

1 半数ヲ職能代表、其ノ他民選トシ、半数ヲ官選トスルコト

2 民選調査委員ノ選挙ハ立候補制度トスルコト

3 補欠選挙ヲ廃止シ、調査委員ニ欠員ヲ生シタル場合次点者ヨリ順次補充スルコト

三 租稅制度ノ簡易化

(一) 所得稅ニ於ケル保險料控除制度ヲ戰時中停止スルコト

保險料トシテ所得稅額ヨリ控除スベキ最高額ハ年二十四円ニ止リ、之ヲ廃止スルモ納稅上ニ左程ノ影響アリト考ヘラレス、事務簡素化上戰時中停止スルヲ適當トス

(二) 酒類ノ等級ヲ減少又ハ廃止スルコト

酒類ノ必要ハ質ヨリ量ニ移行シツツアル処、酒類ノ等級ノ存在ハ徒ニ配給ヲ複雑ニシ、輸送力ヲ阻害スルコト不尠ト認メラルルヲ以テ、此ノ際酒類ノ等級ヲ減少又ハ廃止スルヲ適當ト認ム

(三) 租稅減免法(單行法)ヲ制定スルコト

四 事務処理方法ノ刷新改善

稅務事務ノ處理ハ迅速ヲ第一義トスルニアリ、此際繁鎖ナル手續等ハ可及的簡略化シ、所謂理論的形式主義ヲ排シ能率ヲ挙クルコトニ努ムルト共ニ、犯則ニ對スル罰則規定適用ノ強化ヲ図ル等、納稅者ニ對シテモ一層自肅セシムルノ要アリ

(一) 過誤納金払戻ノ迅速化ノタメ稅務署長ヲ資金前渡官吏トスルコト

稅務署長ヲ資金前渡官吏トシ、一定限度（二百円程度）以下ノ過誤納金ノ急速払戻ハ、事務ノ簡素化ト共ニ納稅思想上ニ好影響アリト認ム

(二) 直接稅ノ脱稅ニ付テモ罰則規定ヲ適用スルコト

1 罰則規定ノ新設

丙種事業所得ノ徵收義務者中ニハ稅ニ對スル義務觀念乏シキモノアリ、之等ニ對シ遵法思想ノ善導ニ努ムルト共ニ、稅金ヲ故意ニ徵收セサルトキ、又ハ徵收シタル稅金ヲ払込マサルトキ、之ヲ処罰シ得ルコトトスルノ外、所得稅法第七十二条ノ源泉徵收義務者ニ對スル罰則規定ヲ設クルノ要アリ

2 罰則規定ノ適用並強化

直接稅ニハ罰則規定ノ實際發動ナキ結果、虚偽ノ記帳申告ヲ為シ脱稅行為ヲ為スモ恥ト為ササル風潮アリ、總力戦下黙過シ難キ行為ニ付惡質者ニハ之ヲ適用スルト共ニ、脱稅額ノ三倍ニ相当スル罰金ヲ五倍程度ニ強化スルヲ適當ト認ム

(三) 酒類ノ價格特配ヲ數量特配ニ改ムルコト

現在ノ價格特配ハ主トシテ重要産業勞務者用ニシテ、購買力極メテ旺盛ナル階層ニ向ケラルルヲ以テ、價格特配ノ意義薄ク寧ロ購買力吸収ニ主眼ヲ置クコトトシ、數量特配ニ止ムルヲ可トス

(四) 間接国税ノ犯則者ニシテ悪質ノモノニ対シテハ、改正税法ノ最高罰則ノ適用ヲ励行スルコト

間接国税ノ犯則ハ税率ノ引上ト共ニ益々悪質巧妙ニナリツツアリ、此際各局歩調ヲ揃ヘ悪質者ニ対シテハ最高罰則ノ適用ヲ励行シ、犯則ノ一掃ヲ期スルノ要アリ

(五) 間接国税ノ犯則ニ対スル同業者ノ自治的監督ノ強化ヲ図ルコト

間接国税ノ犯則防止ニ関シ業者ノ組織スル組合ヲシテ一層密接ニ協力セシムルコトトシ、要スレハ組合幹部ニ稅務署囑託等ノ地位ヲ付与シ、監視ノ責任ヲ分担セシムルヲ適當トス

(六) 稅務署間稅課ニ監視專担員ヲ置クコト

課員中優秀ナル者ヲ監視專担員ニ指定シ、主トシテ外部監視事務ニ従事セシメ、監視能率ヲ發揮セシムルヲ適當トス

(七) 左記檢査簿並稅台帳ハ必要性乏シキモノト認メラルルヲ以テ廃止スルコト

1 酒稅、清涼飲料稅及物品稅ノ檢査簿

2 物品稅、遊興飲食稅、入場稅及廣告稅ノ稅台帳

五 納稅上ノ官民協力体制ノ確立強化

屢次ノ増稅ニ依リ負擔著シク増大シタル結果、稅ニ對スル納稅者ノ感觸極メテ敏感トナリ、動モスレハ課稅並納稅上官民融和ヲ欠キ稅務執行ノ障礙ヲ來ス場合アルモ、亦一面戰時意識ノ昂揚ニ依リ各種組合団体側ヨリ積極的ニ協力セントスルノ傾向アリ、従事員減少、事務増大セル稅務ノ窮迫セル現狀ヨリシテ、之等外部ノ積極的協力無クハ重大ナル稅務ノ円滿適正ナル執行困難ナルヲ以テ、寧ロ積極的ニ協力セシムルノ要緊切ナリ

(一) 各種団体ノ利用範圍ヲ拡張シ積極的ニ活動セシメ、稅務ニ協力セシムルコト

戦時政策ノ強化ニ依リ各種統制組合、統制会其ノ他任意団体等確立セラレタルヲ以テ、之等団体ヲ賦課並徴収上積極的ニ協力活動セシムルコトトシ、必要ニ応シ組合幹部ヲ稅務ノ囑託員トシ緊密ニ連絡スルノ要アリ

(二) 大政翼賛会及翼賛壮年団等ト緊密ニ連絡シ稅務ニ協力セシムルコト

(三) 納稅宣傳方法ヲ改善シ積極化スルコト

1 速ニ皇國租稅理念ヲ確立シ、戰時租稅ノ重要性ヲ顕示シタル映画ヲ製作シ全國ニ上映セシムルコト
2 従来ノ納稅宣傳映画、紙芝居等ニハ兎角陰鬱ナル場面多ク、稅ノ冷酷ヲ感想セシムルモノアリシヲ以テ、明朗ナル稅トシテノ宣傳ニ轉換スルコト

(四) 納稅施設法ニ依ル納稅組合ノ未結成市町村ニ對シテハ、速ニ組織セシメ納稅ニ對スル協力態勢ヲ強化スルコト

六 其 ノ 他

(一) 法人ノ間接國稅違反ニ係ル罰金及經濟事犯ノ罰金ハ損金計算ヲ認メサルコト

現在全額ヲ損金トスル結果、其ノ部分ハ法人稅、利得稅等ノ軽減トナリ、懲罰ノ目的ト背馳スル結果トナリ適當ナラス

(二) 会社ノ機密費等ニシテ会社經理統制令ニ依ル制限範圍超過額ハ損金ト認メサルコト

(昭45 本校 320)

95 昭和19年3月 稅務職員の整備

秘第七七号

昭和十九年三月六日

札幌財務局長 岡

俱知安稅務署長 殿

稅務職員ノ整備ニ関スル件

首題ノ件ニ関シテハ二月八日付秘第四七号ヲ以テ通牒致置候処、現在相当數ノ欠員ヲ有シ、更ニ今次増稅ニ伴ヒ多數増員ヲ要スルノ際、男子中等学校新規卒業生ノ割当ハ、勞務動員計畫ノ現状ニ顧ミ到底期待ヲ許サザルモノ有之、此際特別ノ措置ヲ講スルニ非レバ稅務職員ノ整備ハ愈々困難トナリ、延テハ稅務ノ運営ニ支障ヲ來スノ虞ナシトセザルヲ以テ、今回本省ニ於テハ別紙方針ニ從ヒ職員ノ整備充実ヲ図ルコトト相成候ニ付、其ノ官ニ於テモ右趣旨ニ基キ予メ篤ト対策ヲ考究シ置キ、之ガ実行ニ當リテハ万遺憾ナキヲ期セラレ度
右及通牒候也

追而、別紙方針ノ第三及第四ニ関シテハ直ニ実行ニ移シ、付記二、三及四ニ該當ノモノニ對シテハ、其ノ都度速ニ稟申相成度

尚、別紙方針ニ掲記ノ昭和十八年十月九日主親秘第四七五号通牒ノ趣旨ハ、同年十月十五日秘第三七五号ノ本局通牒ヲ以テ通牒濟ノモノニ付申添候

稅務職員ノ整備ニ関スル件

決戦下稅務ノ運営ハ愈々重要性ヲ加フルニ至リ、之ガ完璧ヲ期スルニハ先ヅ以テ第一線職員ノ整備充実ヲ図ルノ要緊切ナルモノアリ、依テ自今左記方針ニ依リ積極ノ要員ノ確保ヲ行フモノトス

第一 中年男子ノ一般公募ニ依ル採用

年齢二十五才乃至四十五才程度ノ部外壯年者ヲ広く一般ニ公募シ（其ノ學歷、經歷ニ徴シ直ニ判任官トナシ得ル者ハ当初ヨリ判任官ニ任用ス）、約一月程度財務局ニ於テ実務講習ヲ行ヒ各署ニ配属スルコト

右ハ概ネ銀行、会社等ノ職員ヲ対象トスルモノナルモ、凡ユル部面ニ亘リ公募スルコトトシ、採用給額ハ現在ノ収入及部内現職者トノ權衡ヲ考慮シツツ、又本俸ノ決定ハ常ニ諸手当、賞与等ノ実収ニ付採用前後ノ關係ヲ検討シテ決定スルコト、尚年齢採用給額等ノ關係上、判任官ニ任用シ難キ向ハ囑託トシテ採用スルモ可ナルコト

本件ハ直ニ実行ニ移ス見込ニシテ、其ノ方法決定次第財務局ニ通牒ノコト

第二 本年度男子中等学校新規卒業生ノ採用

勞務調整令ニ基ク本年度割當ハ既ニ決定済ナルモ、五月末日ヲ經過セバ一応勞務動員計画外トナルベキニ付、其ノ時期ヲ期シテ一般公募ノ方法ヲ採ルコト

第三 女子挺身隊、其ノ他一般女子職員ノ活用

内部事務タルト外部事務タルトヲ問ハズ、女子ヲ以テ代替シ得ル事務ハ極力之ヲ活用スルノ方途ヲ講スルコト

女子雇員ノ採用ニ付テハ昭和十八年十月九日主親秘第四七五号通牒ニ依リ當時間断ナク採用スルコトトシ、其ノ採用ハ新規卒業生者ノミニ偏セズ、中年婦人ヲモ採用シ陣容ノ調整宜シキヲ得ルト共ニ、女子雇員トシテノ一ツノ編成形態ヲモ漸次整ヘルノ要アリト信ス

隨而、其ノ環境、年配等ニ顧ミ永續性アリト認ムル者ヲ成ルベク多数採用スルコト

第四 現職者ノ退職抑制

前記各項ニ依リ人員ノ整備ヲ図ルト共ニ、一方現職者ノ減耗ヲ極力防止スルノ要アルニ付、爾今任意退職ヲ一切認

メザルコト

退職申出者ニ対シテハ当該部署長ヨリ篤ト説示シ、断呼辞表ヲ却下スルコト

若シ是等ノ者ニシテ勤務成績ノ低下ヲ見ルガ如キアリタルトキハ、昇給停止、賞与減額ヲ行ヒ其ノ反省ヲ促スコト、仍テ故ナク長期欠勤シ窃ニ自己ノ契約シタル転職先等ニ勤務セルガ如キ事実ヲ発見シタルトキハ、直ニ始末書ヲ徴シ懲戒免官ニ付スルコト、高級判任官ニシテ無能、病弱等ノ為、平素ノ成績挙ラサル者ハ適宜署、課長等ヲ免シ、適当ナル部面ノ事務ヲ担当セシメ、其ノ者ノ有スル能力ヲ最高度ニ發揮セシムルノ措置ヲ採ルコト

付記

一 本件第一、第二ニ関シテハ厚生省勤勞局ニ於テモ諒解済ニシテ、之カ実行ニ際シテハ同省ヨリ地方長官ヲ通シ、全国国民職業指導所ニ対シ協力方通達アル見込ナルコト

二 部外者ヨリ任官ヲ行フ場合ハ一応定員ノ範圍内ニ於テ行フヲ本旨トスベキモ、其局ニ於テ欠員ナシトスルモ、全国的ニ見ルトキハ何レカノ局ニ於テ欠員ノ存スルコトヲ考慮セラルヘキニ付、若干ノ過員トナルモ採用差支ナキコト

但シ此ノ場合ハ事前ニ主税局ニ連絡スルモノトス

雇員ノ採用ニ付テモ右ニ準シ取扱フモノトス

三 現在ノ男子雇員ハ有資格者ハ勿論、銓衡ノ能フ限り成ルヘク速ニ判任官ニ昇格セシムルモノトス

四 女子雇員ノ任官ハ昭和十八年十月九日主親秘第四七五号通牒第九ヲ以テ、雇在職五年以上ニ達シタル者ニ付行フベキ旨ヲ指示シ置キタルモ、此際右年限ヲ短縮シ三年以上ニ改ムルコトトシタルニ付、適任者アラバ決行差

支ナキコト

尚、相当前歴ヲ有シ成績優秀ナルモノハ、前記年限ニ達セサルモ判任官ニ任用スルコトヲ得

(平 12 札幌 44)

96 昭和19年6月 徴収成績向上に関する件

秘第一七三号

昭和十九年六月一日

新潟財務局長 印

小浜税務署長 殿

租税徴収成績ノ向上ヲ図ル為メ各課連絡共助方ニ関スル件

今回開催ノ庶務課長会議ニ於テ協議致候、租税ノ徴収成績ノ向上ヲ図ルノ方途ハ、主務課ト庶務課ノ密接ナル連絡共助ノ下ニ、挙署一体ノ実ヲ挙クルニ在リト認メラレ、之レガ具体策トシテハ直税関係諸税ニ付テハ、法人納税報国会等納税協力団体ノ結成指導ヲ図ルト共ニ、間接税関係ノ諸税ニ付テハ、此際急速ニ徴収補助団体ノ普及発達ヲ期シ、之レガ指導育成ニ当ルハ最モ肯綮ヲ得タルモノト被認候条、右ノ見地ヨリ直税課員及間税課員中ノ中堅者若干名ヲシテ庶務課兼務ヲ命ジ、之レガ相互連繫ノ任ニ当ラシメ、以テ所期ノ目的ヲ達成致度キ見込ニ有之候条、左記様式ニ依リ之レガ適任者ヲ取調、速ニ内申相成度

右及内牒候也

記

〔様式は省略〕

備考

一 兼務人員ハ各署ノ事情ニ応ジ適當ニ選定スルコト

(平 19 金沢 455)

97 昭和19年8月 大蔵省税務講習会ノ中止

蔵税第一九三九号

昭和十九年八月七日

大蔵省主税局長 田中 豊印

名古屋財務局長 服部辰蔵殿

税務職員ノ事務能率向上ハ刻下喫緊ノ要事ニ有之候処、当局ニ於テ連年開催致居候直税庶務事務講習会ハ、緊迫セル現下諸情勢並ニ税務事務ノ実情ニ顧ミ、本年ハ之ヲ開催ヲ見合ハスコトト致候、就テハ貴管下職員ノ訓練ニ付テハ夫々実施中トハ存候ヘ共、本年ハ特ニ未熟練者ノ速成訓練ニ重点ヲ置キ、各地ノ実情ニ応シ夫々適切ナル計画ヲ樹テ、専ラ実効ヲ期スルコトト致サレ度、就中女子職員ニ付テハ最近之ヲ職責ノ加重セラレツツアル実情ニ鑑ミ、特段ノ御配意相成度、此段及通牒候也

追テ、右講習会中止ニ因ル予算剰余ハ、近ク訓練実施ニ関スル経費トシテ各局ヘ配賦ノ見込ニ有之候

同 熊本支所	同 広島支所	同 名古屋支所
熊本市黒髪町大字 毛馬場東三三四	広島県佐伯郡 厳島町一	愛知県中島郡今伊勢町 大字宮後五二
熊本 四八九一	厳島 一一〇二	一宮 二一八
同 熊本支所 第一寄宿舍 第二寄宿舍	同 広島支所 寄宿舍	同 名古屋支所寄宿舍 同 上本町通寄宿舍 同 松井町寄宿舍 同 天道町寄宿舍
同 熊本市北新坪井町 大江一八三ノ一 七三四	広島県佐伯郡 厳島町一	同 一宮市上本町通四ノ五 同 松井町一ノ二 同 天道町二ノ四
熊本 一三九二	厳島 一一〇二	一宮 六五 同 二〇一九 同 二〇八三

99 昭和19年9月 税務職員の東京局転出の件

財秘第三〇〇号

昭和十九年九月一日

(平5 熊本 51)

稅務署長殿

稅務職員ヲ東京財務局管内ニ転出セシムルノ件

首標ノ件ニ關シ別紙ノ通り主稅局長ヨリ通牒有之候ニ付テハ、稅務行政ノ適切ナル運営ヲ期スル為メノ大局的見地ヨリシテ、此ノ際管下各署ノ職員中適任者ヲ選定ノ上推薦致スベク候條、左記各項了知ノ上其ノ署職員中適任者ヲ銓衡ノ上、本月八日迄ニ必ス本局到達ノ見込ヲ以テ、左記四ノ様式ニヨリ候補者名簿提出相成度
右及通牒候也

記

- 一 転出セシムベキ者ハ直、間、庶何レノ課ニ勤務スル者ナルヲ問ハザルモ、成ルベク年齢二十五歳以上ノ判任官タルコト、尚希望者ヲ優先的ニ転出セシムルモノナルコト
- 二 転出者ノ現給方現ニ東京都内ニ在勤スル判任官ニ比シ、其ノ資格、経歴ニ稽ヘ權衡上俸給引上ノ要アリト認ムル場合ハ、次回定期昇給期ニ考慮スルモノナルコト
- 三 東京局ニ転入後ハ過去ノ経歴如何ニ関セズ、原則トシテ東京都内稅務署直稅課ニ勤務セシムルモノナルコト
- 四 転勤候補者名簿ノ様式ハ左ニ依ルコト
 転勤候補者名簿「様式省略」
- 五 転勤者ノ寄宿舎ハ現在独身者用ノモノ六ヶ所、世帯者用ノモノ一ヶ所準備シアルコト

昭和十九年八月二十四日

大蔵省主税局長 田中 豊 印

新潟財務局長 石井茂樹殿

税務執行ノ現状ニ鑑ミ、人員ノ整備最モ困難ナル東京地方ノ税務官吏ヲ充足シ、税務ノ適正ナル運用ヲ図ルハ大局ヨリ觀テ喫緊ノ要務ナリト思料セラル、ヲ以テ、昨年度ニ於テハ各局共人員ノ補充意ノ如クナラザル中ヲ、相当ノ犠牲ヲ払ヒ東京局ヘ割愛セラレ候処、其ノ結果東京地方ニ於ケル税務執行ニ多大ノ便益ヲ得タルハ、東京局ノミナラズ本省ニ於テモ各局ノ御配意ニ感謝致居候次第ニ有之候処、今ヤ勞務事情ハ益々急迫ヲ告グルニ至リ、更ニ深刻ノ度ヲ加ヘ来リ、特ニ東京ニ於ケル人員ノ新タナル獲得ハ至難ト相成候、無論斯ル傾向ハ各局共同一トハ承知致候ヘ共、特ニ其ノ事情顕著ナル東京地方ノ実情ヲ諒察セラレ、此際前例ニ倣ヒ出来得ル限り多クノ人員ヲ東京財務局管下ニ転出セシムル様、特段ノ御配意ヲ得度、此段及通牒候也

(平 19 金沢 455)

100 昭和20年3月 帝都空襲による被害の件

財秘第六九号

昭和二十年三月六日

税務署長殿

新潟財務局長 印

仄聞スルニ昨今ノ帝都空襲ニ依ル被害ニ付、地方ニ在リテハ相当大袈裟ナル流言浮説セラレオル由ナルニ就テハ、之ガ実情ヲ調査ノ上報告方主税局長ヨリ通牒ノ次第モ有之ニ付、其署管下ノ実情ヲ内々調査ヲ遂ゲ、隨時其状況ヲ速達郵便ヲ以テ申報相成度、尚大蔵省關係ニ於ケル被害ノ真相ニ対シ、別紙写ノ通り通知有之候ニ付御了知相成度、此段及通牒候也

主親秘第四〇号

昭和二十年二月二十七日

主税局事務取扱 田中 豊

新潟財務局長 石井茂樹殿

本月二十五日帝都ニ対スル敵ノ空襲ニ因リ、不幸東京財務局及麴町税務署ハ重要書類格納土庫及地下室ヲ残存スルノミニシテ他ハ殆ンド全焼シ、差当リ左記ノ個所ニ庁舎ヲ移転シ、目下当面ノ事務復旧ニ鋭意努力シツ、アル状態ナルニ付御了知相成度、此段及通知候也

記

東京財務局 麴町区霞ヶ関三丁目 大蔵省内

麴町税務署 右同 但シ一部ハ麴町区大手町 日本税務協会内

昭和二十年三月十日起案

「小浜税務署」署長㊟

案

年 月 日

署 長

局 長 宛

帝都空襲被害ニ関スル流言浮説ノ狀況ニ関スル件

(第一報)

過般來屢次ニ亘リタル帝都空襲ニ依ル被害ニ関シ、当署管内ニ流言蜚語ノ流布セル最近ノ概況、左記ノ通ニ有之
右申報候也

記

- 一 畏多クモ皇居宮城ニ対シ奉リ投弾シタリト
- 二 銀座、日本橋及浅草方面一体ハ全焼シ廢墟トナリタリト
- 三 麹町区、神田区方面ハ全焼シ、之ガ為東京駅方面ヨリ靖国神社ヲ一望シ得ル狀況ナリト
- 四 空襲ニ因ル死傷者約六千名ナリト
- 五 尚帝都居住者ハ一般家庭ニ於ケル「ガス」使用ノ極度ノ制限ト、薪炭等ノ配給不足ナル為、比較的輸送困難ナル家財(例ヘバ、タンス等ノ如シ)ハ之ヲ燃料代リトナシ居ルモノ続出シアル狀況ナリト

昭和二十年三月十三日起案

〔小浜稅務署〕署長㊦

案

年 月 日

署 長

局 長 宛

帝都空襲被害ニ関スル流言浮説ノ状況ニ関スル件

(第二報)

標記ノ件ニ関シ其ノ後探聞セル状況左記ノ通ニ有之

右申報候也

記

一 客月二十五日帝都空襲ニ際シテノ家屋等ノ全焼戸數 二万數千戸

二 上野駅及其ノ一帯ノ建物、其ノ他ノ施設ハ悉ク灰燼ニ期シ、上野松坂屋ノミ残存シアリ

(平 19 金沢 456)

101 昭和20年6月 神田稅務署職員慰靈祭の弔辭

弔 辭

神田稅務署

故稅務署屬

國 枝 大 郎 君

故稅務署屬

柳 川 要 作 君

故稅務署屬

秋 葉 照 子 君

故稅務署雇 久原 静 子 君

故稅務署雇 長 澤 和 子 君

ノ為ニ、本日慰靈祭ヲ举行セラルルニ当リ、茲ニ謹ミテ弔辞ヲ呈ス

君等ハ夙ニ皇國稅務官吏トシテ職ヲ稅務ニ奉シ、勵精以テ決戦下益々多端ナル稅務行政ノ執行ニ当リ居リタルニ、偶々三月十日未明ノ敵機來襲ニ際シ民防空ノ中心トナリテ敢闘中、不幸之ガ犠牲トナリ殉難ヲ見タルハ、洵ニ哀悼ニ堪ヘサル所ナリ

惟フニ戦局苛烈トナルニ伴ヒ敵機ノ來襲ノ激化スベキハ免レ難キモ、近時敵ノ爆撃ハ益々鬼畜ノ本性ニ徹シ、市街地ニ対シ敢テ無差別爆撃ヲ繰返シ、多数ノ民家ヲ焼失セシメ、多数ノ人命ヲ失ハシメ、其ノ慘酷非道實ニ憎ミテモ余リアルモノアリ、殊ニ之カ為我等ハ我等ノ同僚タル前途有為ノ青年男女職員ノ多数ヲ失ヒタルハ、正ニ痛恨ノ念禁スル能ハサルモノアリ、熱風渦卷キ火焔天ニ冲セル君等殉難ノ当夜ヲ偲ブ時、君等最愛ノ御肉親ノ悲ミヲ思フノトキ、我等ノ涙又新ナルモノアリ、我等ノ憤激又深キモノアリ

今ヤ沖繩ニ於ケル彼我ノ対戦ハ、遂ニ最後ノ段階ニ突入シ、戦局今日ヨリ危急ナルハナシ、敵機ノ本土來襲更ニ激化スルモ、或ハ醜敵本土上陸ヲ企図スルモ、我等ノ神州護持ノ精神ハ烈々トシテ燃上リ、仇敵撃滅ノ闘魂ハ弥ガ上ニモ昂揚シ、我等ハ敢然トシテ敵撃滅ノ神機ヲ把握セズンバ已マス、唯此ノ神機ノ到來ヲ待タズシテ、然モ現下税界ノ前途愈々多事ヲ加ヘントスル今日、君等ノ如キ優秀ナル人材ヲ多数ヲ失ヒタルハ返ス返スモ無念ニシテ、哀悼ノ念更ニ切ナルモノアリ

茲ニ撫辞ヲ呈シテ在天ノ靈ヲ弔フ、希クハ來リ餐ケヨ

昭和廿年六月廿日

東京財務局長 正五位勲四等 坂口芳久

(昭55 東京 906)

弔 詞

本日、茲ニ去ル三月十日ノ敵機来襲ニ際シ殉難セラレタル、神田税務署在勤、故税務署属國枝大郎君、故税務署雇柳川要作君、同長沢和子君、同秋葉照子君、同久原静子君ノ慰靈祭ヲ挙行スルニ当リ、謹ミテ弔辞ヲ呈ス
國枝大郎君ハ、昭和十五年一月廿一日、初メテ職ヲ税務ニ奉ジテヨリ、両国橋、松戸、深川ノ各署ヲ歴任シ、天資聡明ニシテ堅忍不拔ノ志操堅ク、精励恪勤、其ノ税務ニ尽瘁セラレタル功績、亦尠カラズ

柳川要作君ハ昭和十七年十二月、日本大学第三商業学校ヲ卒業スルヤ、最前線ノ比島ニ赴キ軍属トシテ重要任務ニ就キ、内地ニ帰還スルヤ本年一月身ヲ税界ニ投シ、性剛毅ニシテ果斷、事務成績極メテ優秀ナリ、長沢和子君、秋葉照子君、久原静子君ハ、東洋家政女学校在学中女子挺身隊トシテ、昭和十九年四月ヨリ当署ニ派遣セラレ、税務事務ニ挺身出動、年齒未ダ弱少ナリシモ、孜々トシテ複雑困難ナル税務事務ニ尽瘁セラレ、其ノ真剣ナル姿ハ同僚齊シク敬服措ク能ハサル所ナリ、支那事変以來、戦局ノ進展ト共ニ屢次ノ増税実施セラル、ヤ、事務ハ益々複雑多岐ヲ極メ、加フルニ人員不足ヲ来スコト甚ダ多カリシニ、諸子ハ早出晚退幾多ノ困難ナル事務ヲ掌理シ、我々一同洵ニ感謝感激ニ堪ヘサル所ナリ

然ルニ三月十日ノ敵機来襲ハ無差別暴撃長時間ニ及ビ、無数ノ焼夷弾ハ都内各地ニ落下シ、為メニ大火災ヲ発生、加フルニ折柄ノ烈風ニ煽ラレテ火煙ハ奔流ノ如ク怒濤ノ如ク、忽ニシテ帝都ハ火ノ海ト化シ、熱風渦巻キ火煙天ヲ冲スル慘状ヲ来シ、特ニ本所方面ノ被害甚大ニシテ、其ノ慘酷非道、実ニ憎ミテモ余リアルモノアリ

諸子ノ大部分ハ最モ戦火甚大ナル本所区内ニ居住セラレ、其ノ劫火ノ真只中ニ自宅或ハ隣家ノ防火ニ挺身、或ハ家族ノ安危ヲ念シ、身ノ危険ヲモ顧ミス救助ニ敢闘努力セラレタルモ、遂ニ力尽キ斃レ戦火ノ犠牲トナル、嗚呼一朝ニシテ此ノ悲シミヲ聞ク、昨日迄血潮ニ燃ユルアノ元氣澁刺タルニ青年モ、紅顔緑髪ノ三美少女モ、今ハ空シ、天ヲ仰ヒデ呼ベト叫ベト天応ヘズ、地ニ伏シテ慟哭スレド地応ヘズ、哀愁ノ情極マリナク、憂憤痛恨ノ念禁スル能ハス然リト雖モ、諸子ノ国土防衛ニ殉セラレタルハ、日本人最高ノ榮譽ニシテ、其ノ皇國護持ノ忠烈ハ、生前稅務ニ尽瘁セラレタル功績ト共ニ、後世不滅ナリ、諸子以テ瞑スヘキナリ

今ヤ戦局正ニ国家危急ヲ告ク、本土決戦必至ノ情勢下、我等神田稅務署職員一同ハ、焦土決戦ノ覚悟ヲ愈々固メ、聖旨ヲ奉体シ、至誠一如ノ日本魂ニ徹シ、自奮自励相互相寄り相助ケ、如何ナル苦難ニモ堪ヘ進ミ、一切ノ行動ヲ戦勝ノ一途ニ集中シ、誓ツテ国難ヲ打開セントスル、堅忍不拔ノ決意ヲ以テ諸子ノ英靈ニ答ヘ、敵撃滅ニ一層ノ敢闘ヲ誓ヒ、今日ノ怒リト悲ミトヲ断シテ敵ニ酬ンコトヲ期ス

茲ニ撫辭ヲ綴リテ弔辭トス
在天ノ靈冀クバ来リ餐ケヨ

昭和二十年六月廿日

神田稅務署長

司稅官 從六位勲六等 村越久正

(昭55 東京 905)

102 昭和20年7月 大蔵省庁舎移転の件

昭和二十年七月二十七日

大阪財務局秘書係 印

部 課

長 殿

税務署

大蔵省庁舎移転ノ件

今般大蔵省本部及省内局課ハ、七月九日ヨリ左記場所ニ移転、夫々執務スルコト、相成タル旨通知ニ接シ候条、御了知相成度

記

別記ノ通り

大蔵省各局課移転先一覽 (七月七日現在)

局 課 名 所 在 地

電 話

執務開始予定

大臣官房

秘 書 課 (分室)

文 書 課 世田谷区玉川奥沢町三丁目二五四

田園調布02四四七三

開 始

企 画 課

会 計 課 未 定

戰時施設課

世田谷区玉川奥沢町三丁目一〇〇

開設準備中

七月十日

(日吉学園女子商業学校)

営繕課

本部

世田谷区深沢町二〇(東京都立園芸学校)

同

富山地方支部

高岡市木船町

同

未定

大阪地方支部

大阪府中河内郡四條畷村(未確定)

同

同

建築研究室

山梨県東八代郡相興村中尾(相興国民学校)

同

同

主計局

第二課

渋谷区若木町九(國學院大學)

同

開始

第一第三課

杉並区下高井戸(高井戸第二国民学校)

同

未定

主税局

豊島区雑司ヶ谷六ノ一一五二(自由学園)

同

七月九日

国民貯蓄局

豊島区雑司ヶ谷六ノ一一五二(自由学園)

同

開始

金融局

各課共開始

国庫課

麻布区市「兵」衛町一ノ五(田中元八郎宅)

赤坂

48

二〇二

預金運用課

目黒区上目黒三ノ一七三五(越山一郎宅)

銀座

57

六一五一

銀行課

麴町区内幸町一ノ一 日本勸業銀行四階

銀座

57

六一五一

銀行証券課

戦争保険関係

証券関係ノ一部
庶務 関係

麻布区市兵衛町一ノ五(田中元八郎宅)

赤坂 48 二〇二

(平 19 金沢 456)

103 昭和20年8月 戦争終結に関する広島局長訓示

訓令第一号

税務署長

今般畏クモ大詔ヲ拝シ恐懼措ク所ヲ知ラズ、開戦以来幾多将兵ノ善戦ト一億国民ノ奮闘トハ、万古ニ其ノ比ヲ見サル所ナリシニモ拘ハラズ、事遂ニ茲ニ至ル、悲痛極マリナシト雖モ、既ニ大詔渙発セラル、一億国民須ク聖旨ヲ奉体シ、隠忍自重邦家将来ノ計ヲ図ラサルベカラス

本日内閣告諭ヲ発セラル、其ノ国民ニ求ムル所ハ只管承詔必謹上大御心ニ帰一シ奉ルニアリ、蔽ニ輕挙盲「妄」動ヲ戒メラル、職ヲ官途ニ置ク者宜シク国民ニ率先垂範シ、確ク神州ノ不滅ヲ信シ道義ヲ篤クシ、志操ヲ固クシ国体ノ精華ヲ發揚センコトヲ期シ、以テ大御心ヲ安シ奉ルヲ念トスヘシ

今後ニ於ケル経済対策ニ関シテハ、大藏大臣談ニ見ルカ如ク、機宜、最善トスル方策ヲ講セラル、見込ニシテ、財務官庁トシテ爾今対処スヘキ具体的事項ニ付テハ、逐次通達スル所アルヘシト雖モ、図ラサル事態ノ發生ニ依リ民心ハ多大ノ衝撃ヲ受ケ居レルニ顧ミ、此際吏僚相戒メ平静執務ヲ続クルト共ニ、機宜適切ト認ムル措置ヲ講シ、努メテ民心ノ安定ヲ計ルコトニ留意シ、以テ邦家百年ノ大計ヲ誤ルコト無カランコトヲ期スベシ

昭和二十年八月十五日

広島財務局長 侯爵 伊達宗彰

(平 1 広島 3)

104 昭和20年8月 戦争終結に際し仙台局長訓示

総第四五三号

昭和二十年八月二十二日

仙台財務局総務部長 印

青森税務署長殿

大東亜戦争終結ニ際リ、八月二十日局長ヨリ部内職員ニ対シ別紙ノ訓示有之候ニ付、訓示ノ趣旨徹底方特ニ配意相成度候

局長「石井茂樹」訓示

八月十五日大東亜戦争終結ニ関スル有難キ大勅ノ 渙発ヲ見、我国ハ連合国内ボツダム共同宣言ヲ受諾スルノ已ムナキ事態ニ立到リマシタ。過去四星霜ニ亘リ一億国民ガ必勝ノ信念ニ燃エ、各其ノ職域ニ於テ關魂ヲ振起シテ戦争目的ノ達成ニ総力ヲ傾ケテ来マシタコトヲ顧ミテ、誠ニ感慨無量ナルモノガアルノデアリマス。我々税務官吏モ国民ノ一員トシテ、又指導的立場ニ在ル官吏ノ一員トシテ、総テノ施策ヲ戦力増強ノ一点ニ集中シ、最近ニ於テハ新興所得階

層ニ対スル予算課税ノ調査ニ、或ハ酒造場ニ於ケル燃料アルコールノ増産ニ、或ハ局署庁舎ノ防衛防空対策ニ重点ヲ置イテ、決戦稅務ノ運営ニ万全ヲ期シテ參ツタノデアリマス。然ルニ我々國民ノ力足ラズシテ事態ノ急転ヲ見ルニ至、然皇國三千年ノ光輝アル歴史ニ未ダ嘗テ見ザル悲局ニ遭遇スルニ至リマシタコトハ、誠ニ申訳ナキ極デアリマス。然シ乍ラ既ニ御聖斷ノ下リマシタ以上、我々ハ謹ミテ聖旨ヲ奉体シ、内閣告諭ノ趣旨ヲ体シ、総ユル苦難ノ途ヲ乘越エテ、再生日本帝國ノ再建設ニ、經濟ノ復興ニ、唯一途邁進スルアルノミデアリマス。只今朗誦シマシタ大藏大臣訓示ハ以上ノ趣旨ニ依リ大勅渙発ト同日ニ大藏省管下各庁ニ対シ、我々官吏ノ進行スベキ途ヲ示サレタモノデアリマシテ、我々ハ堅ク之ガ実践躬行ヲ誓フモノデアリマス。

右ノ訓示ニモアリマスル通り、今後官吏ノ職責ハ愈々重大ヲ加ヘル次第デアリマシテ、右訓示ノ伝達ヲ受ケル為、私ノ代理トシテ過般出京ヲ命ゼラレタ氏家總務部長ヲ通ジ本省カラ指示サレタ事項モアリマスノデ、茲ニ之ヲ若干敷衍説明シタイト思フノデアリマス。

第一ハ官紀ノ肅正ノ点デアリマシテ、国政運用ノ一端ニ当ル我々官吏ハ事態ノ重大性ヲ充分認識シ、苟モ輕率妄動ヲ慎ムベキハ勿論、徒ラナル流言悲語ニマドハサレルコトナク、言動ニ付テハ特ニ慎重ヲ期スル要ガアルノデアリマス。殊ニ稅務官吏ハ警察官吏等ト同ジク第一線ニ立チテ直接民衆ト接触シ、之カ指導誘掖ノ任ニ当ルモノデアリマスカラ、政府ノ施策ヲ批判シ或ハ世上流布サル、根基ナキ噂ニ付テ私語スル等ハ嚴ニ之ヲ戒ムルト共ニ、仮ニモ一般國民ノ指彈ヲ受クルガ如キ行為ハ絶対ニアツテハナラスノデアリマス。

又官界ノ空氣ヲ一新シ全官吏ガ困難ニ奮起スルノ氣分ヲ醸成スル意味ニ於テ、今後勤務成績不良ナル職員ハ假借ナク淘汰ノ措置ヲ採ル考ヘデアリマス。此ノ点ハ本省カラモ特ニ指示ガアツタ事項デアリマス。

次ニ稅務官吏ノ素質改善ノ問題デアリマスガ、戦時中ハ応召入營等ノ為、所謂中堅官吏層ガ極メテ少数トナリマシテ、

稅務行政ノ陣容ハ些カ貧弱ナルヲ免レナカッタノデアリマスガ、今後之等少壯有為ナル官吏ノ漸次復帰ヲ見ル關係上、此ノ点ハ大分改善ヲ見ルト思ヒマス。併シ乍ラ稅界ノ數的要員確保ヲ主眼トシタ從來ノ人事行政ノ方針ハ、此ノ際一擲シテ稅務職員ノ質的向上ヲ図ルコトハ、目下ノ急務ト存ゼラレマスノデ、今後ハ新規職員ノ採用ニ當リ嚴選主義ヲ以テ臨ムノハ勿論、稅務講習所ニ於ケル訓育方法ノ充實強化、其ノ他一般稅務官吏ノ素質改善ニ資スル施設ニ付テ一層ノ努力ヲ傾ケル考デアリマス。

尚女子職員ノ措置ニ付テ一言シタイト思ヒマスガ、女子職員ハ戰時中男子職員ニ劣ラザル能力ト氣魄ヲ以テ事務ニ從事セラレ、決戰時ニ於ケル稅務ノ運営ニ多大ノ貢獻ヲ為シタコトハ感銘ノ至リデアリマス。今後ト雖モ女子職員ノ活動ニ期待スル分野ハ相当多イノデアリマスガ、先ニ一言シタ様ニ男子職員ノ復員ヲ見ントスル段階ニ到達シタ此ノ際、女子職員ノ新規採用ハ之ヲ見合ハスト共ニ、女子職員中ニ家庭ニ歸リ女子本來ノ道ニイソシミタイト云フ希望ヲ有ル者アレバ、強イテ之ヲ引留メズ退職ノ手續ヲ採リタイト考ヘテ居リマスノデ、此ノ点御含ミ願ヒタイト存ジマス。偕テ最後ニ一大轉換期ニ際会シタ財務行政ノ今後ノ進路ハドウカト申シマスニ、財政部面デハ軍事費ノ支出ガ停止レル為必然的ニ公債發行額ガ減少シ、租稅ノ歲入上ニ占ムル地位ハ愈ガ上ニモ増大シテ參リ、何レハ増稅等ノ措置ガ採ラレルコトハ予想ニ難クナイ所デアリマシテ、稅務運営ノ衝ニ當ル我々ノ責務ハ益々重キヲ加ヘルコト、存ジマス。又金融行政ノ部門デハ戰後ニ於ケル經濟施策ノ根幹ヲ為スインフレ対策ノ遂行ガ、我々ニ課セラレタ重要使命デアリマシテ、第一次歐洲大戰直後ノ独逸ガインフレニ依テ蒙ツタ苦惱ヲ甜メルコトナキ様、中央ノ方針ヲ体シテ直ニ其ノ防庄ニ總ユル手段ヲ講ジテ行キタイト考ヘマス。

以上、國家未曾有ノ難局ニ際会シテ、大藏大臣ノ訓示ヲ傳達スルニ當リ、本省カラノ示達事項ト私ノ所感トヲ取交ゼ、局署員各位ニ對シ一言訓示ヲ為シタル次第デアリマス。

105 昭和20年8月 戦争終結に当面する税務運営の件

職秘第一五八号

昭和二十年八月二十五日

東京財務局長 印

税務署長

大東亜戦争終結ニ当面スル税務ノ運営ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ別紙ノ通大蔵省主税局長ヨリ通牒有之候、右ノ趣旨ニ依リ税務ノ運営ニ当リ万遺憾ナキヲ期セラレ度
右通牒候也

主親秘第一〇八号

昭和二十年八月十八日

大蔵省主税局長 池田勇人

東京財務局長 坂口芳久殿

大東亜戦争終結ニ当面スル税務ノ運営ニ関スル件

今般大東亜戦争ノ終結ニ当面シ、鋭意戦後経営ニ任ズベキ未曾有ノ重大難局ニ際会シ、租税ノ財政経済上ニ於ケル重

要性ハ愈々増大スルト共ニ、稅務ノ運営ハ益々多難トナルベキヲ予想セラレ候ニ付テハ、特ニ左記諸点ニ御留意ノ上、事態ノ急變ニ即応スル適切ナル稅務ノ運営ヲ図リ、以テ堅確ナル復興精神喚起ノ先達タルニ遺憾ナカラシムルヤウ、御配意相成度

此段及通牒候也

記

一 戦後経営上ニ於ケル租稅ノ重要性ハ愈々増大シ、稅務ノ適切ナル運営ヲ得ルト否トハ、国難打開ノ前途ニ顯著ナル影響ヲ齎ラスモノト謂フベシ、此ノ秋ニ当リ全国稅務官吏ハ其ノ職責ノ重且大ナルヲ十分ニ認識シ、渾然一体ト為リ協心戮力以テ所与ノ重大職責ヲ完遂スルニ遺憾ナカラントヲ要ス、之ガ趣旨徹底ニ付局署幹部ハ常時格別ノ配意ヲ怠ラザルト共ニ、隨時適切ナル措置ヲ講ジ部下統率ノ任ヲ完フスルコト

二 適切ナル稅務ノ運営ハ稅務官吏ノ厳正ナル執務態勢ノ確立ニ俟タザルベカラズ、從ツテ日常ノ出勤執務等ニ付テハ所定ノ制規ヲ励行シ、孜々トシテ其ノ職責遂行ニ不断ノ努力ヲ致スコトヲ要ス

近時動モスレバ戰災其ノ他ノ影響ニ因リ執務態勢ノ弛緩ヲ觀ゼシムルモノアリ、更ニ今次事態ノ急變ニ直面シ、稅務官吏中ニモ聊カ内心ノ動揺ヲ來タセル向ナキヲ保シ難シ、此ノ種ノ杞憂ハ之ヲ急速ニ払拭シ飽ク迄職責完遂ノ為、一致結束シテ執務態勢ノ確立ニ努ムルヤウ、此ノ際適切有效ナル措置ヲ講ズルコト

三 現下機微ノ情勢ニ対処シ、特ニ人心ノ動向ヲ察知スルコトニ努ムルト共ニ、極力民部ノ情意ヲ竭サシムルヤウ配意スルヲ要ス

而シテ稅務官吏ノ納稅者ニ対スル接触ニ当リテハ、懇切丁寧迅速正確ヲ旨トスルハ勿論、制規ニ背カザル限りハ当該

事情ニ応ジ迅速且適當ナル解決ヲ与フルコトニ留意シ、苟クモ粗暴傲慢ノ挙動アルベカラザルハ勿論、法規ノ末節ニ拘泥シテ大局ヲ誤ルガ如キコトナキヤウ、指導董督上特ニ留意スルコト

(昭43 東京 82)

106 昭和20年8月 戦争終結に当面する税務官吏の心得方

戦秘第三号

昭和二十年八月二十五日

広島財務局長 印

税務署長 殿

大東亜戦争終結ニ当面スル税務官吏ノ心得方

大東亜戦争終結ニ当面シ税務官吏ノ指向スベキ大道ニ関シテハ、本月十五日付ヲ以テ取敢ズ訓達致置候処、今般大蔵大臣ヨリ別紙ノ通り訓示有之候ニ付テハ、克ク之ヲ熟誦玩味シテ皇国ノ直面セル難局ヲ深く認識シ、右訓示遵由シテ敢テ悖ル無カラシコトヲ期スルト共ニ、之ヲ部下職員ニモ充分徹底セシメラレ度、幸ニシテ現下国民ノ已ムナキ興奮ハ漸次冷靜ナル理性ノ制禦スル所トナリツ、アルハ誠ニ慶スベキ現象ニシテ、国民ニシテ冷徹ナル現実ヲ凝視シテ平靜ヲ失セズ、毅然トシテ秩序ヲ堅守シ大国民タルノ矜持ヲ保持シ、国内ノ結束ヲ固ウスルニ於テハ、狂瀾ヲ既倒ニ回ラシ、皇国将来ノ發展期シテ待ツヲ得ベク、特ニ税務官吏ハ其ノ職務上官民各層ニ接触スルコト最モ広汎且ツ頻繁ナルヲ以テ、此段特ニ留意シ事態ノ急変ニ即応シテ税務各般ニ亘リ適切妥當ナル措置ヲ講ズルノ要アリ、就中左記各項

ニ付テハ事相ヲ充分把握スルト共ニ、貴官率先躬行シテ範ヲ部下ニ垂レ、克ク之ヲ董督シ上下相率キテ堅確ナル復興精神喚起ノ先達タルニ遺憾無キ様配意シ、以テ上聖明ニ応ヘテ宸襟ヲ安ジ奉リ、下官民ノ信望ヲ厚ウセンコトヲ期セラレ度

右通牒候也

記

一 大東亜戦争ノ悲運ナル終結ト共ニ、邦ハ銳意戦後経営ニ任ズベキ重大難局ニ際会シ、租税ノ重要性ハ愈々増大スルト共ニ、税務ノ運営ハ益々多難ナルベキヲ予想セラル、処ニシテ、其ノ適切ナル運営ヲ得ルト否トハ国難打開ノ前途ニ頗ル甚大ナル影響ヲ及ボスモノト謂フベク、之ガ運営ノ衝ニ当ル税務官吏ハ其ノ職責ノ重大性ヲ再認識シ、上下渾然一体トナリ協心戮力以テ所与ノ職任ヲ完遂スルノ覚悟ヲ固ムルコト、之ガ趣旨徹底ニ付貴官ハ常時格別ノ配意ヲ怠ラザルト共ニ、隨時適切ナル措置ヲ講シ部下統率ノ任ヲ完ウスルコト

二 適切ナル税務ノ運営ハ先ヅ以テ税務官吏ノ厳正ナル執務態勢ノ確立ニ俟タザルベカラズ、従ツテ日常ノ出勤執務等ニ付テハ、所定ノ制規ヲ励行シ孜孜トシテ其ノ職責遂行ニ不断ノ努力ヲ致スト共ニ、信賞必罰ヲ厳正ニスルコト

近時動モスレバ戦災其他ノ影響ニ因リ責任觀念低下シ、執務態勢ノ弛緩ヲ觀ゼシムルモノアリ、更ニ今次事態ノ急変ニ直面シ税務官吏中ニモ聊カ内心ノ動搖ヲ来セル向ナキヲ保シ難キモ、国内ニ於ケル治安状況ハ概シテ良好ト認メラレ、連合軍ノ進駐モ秩序アル行動ノモトニ平穩裡ニ執行セラル、見透ニシテ、我方ニ於テ毅然タル態度ヲ持スルニ於テハ何等憂慮スベキ事態ノ發生無カルベキヲ以テ、此際税務官吏ノ士氣昂揚ヲ図ルト共ニ、何分ノ指示アル迄各自各々其ノ持場ヲ堅持シ、飽ク迄職責完遂ノ為一致結束シテ執務態勢ノ確立ニ努ムル様有効適切ナ

ル措置ヲ講ズルコト、差当リ執務ニ熱意ヲ欠キ転職ヲ希望スルモノ、如キハ強イテ引止ムルニ及バズ、尚新二職員ヲ採用セントスル場合ハ、心身共ニ健全ニシテ充分職責ヲ全ウシ得ト認メラル、モノ、ミヲ嚴選スルコト

三 現下機微ノ情勢ニ対処シ、特ニ人心ノ動向ヲ察知スルコトニ努ムルト共ニ、極力民衆ノ情意ヲ謁サシムル様配意スルコト

稅務官吏ノ納稅者ニ対スル応接ニ当リテハ、懇切丁寧迅速正確ヲ旨トスルハ勿論、制規ニ脊セザル限リハ当該事情ニ応ジ適切妥当ト認ムル解決ヲ与フルコトニ留意シ、苟モ粗暴傲慢ノ挙動アルベカラザルノミナラズ、法規ノ末節ニ拘泥シテ大局ヲ謬ルガ如キコト無キヲ期スルコト、特ニ戰時中官吏ニ対シ抱ケル民部不滿ノ念ハ、動モスレバ戰後ニ於テ一時ニ激發シ、平地ニ波瀾ヲ生ズルノ虞ナシトセザルヲ以テ、此点ニ付テハ充分留意スルコト
軍人援護並ニ觀念ヲ失セザルコト

大東亞戰爭ノ終結ヲ契機トシ一般世上ニハ、軍人ニ対シ反動的傾向ヲ抱クガ如キ言動ヲ為スモノヲ見受クルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ

軍人ニ対シテハ其ノ過去ノ効績ニ対シ深甚ナル感謝ノ念ヲ揮グルト共ニ、其ノ心情ヲ思ヒ遣リ将来ニ於ケル身分上其ノ他各般ノ激變ニ対シ滿腔ノ同情心ヲ以テ応接スル様、特ニ留意スルコト

五 引継キ内鮮融和ノ実ヲ挙グルニ努ムルコト

朝鮮同胞ハ嚮テ従来ノ政策ニ反シ獨立国人タル地位ヲ護ルニ至ルベシト雖モ、大東亞戰爭繼續中ニ於テハ我ニ多大ノ貢獻アリタルモノナルノミナラズ、其ノ現在内地ニ在ル者ハ治安上ニ於テモ何等懸念無キ者ナルヲ以テ、虚心坦懷ニ従来ト異ラザル誼ヲ以テ接シ、相提携シテ東亞ノ發展ノ為努力スル様企図スルコト

帝国ハ 天皇統治ノ大權ヲ変更セザルノ諒解ノ下ニ、大東亜戦争終結ニ関スル敵側要求ヲ受諾スルニ決シ、本日、茲ニ畏クモ 大詔ヲ拝シ、又内閣総理大臣ヨリ告諭ヲ発セラレタリ、悲痛憤激ノ情抑ヘントシテ禁スル能ハサルモノアリ

大東亜戦争勃発以來四星霜、忠勇ナル皇軍將兵ハ五寒ヲ凌ギ炎熱ヲ冒シテ大東亜各地ニ転戦シ、其ノ類ナキ勇武二世界ヲ驚倒セシメ、銃後官民亦克ク耐乏ノ意力ト強靱ナル戦意ヲ以テ其ノ職任ノ遂行ニ挺身シ、举国一体戦争完遂ニ邁進シ来レリ、然ルニ戦勢遂ニ利アラス事態ノ急変ヲ見ルニ至ル、我等一億唯自ラノ努力未ダ至ラズシテ 聖明ヲ汚シ、辱襮ヲ悩マシ奉リタルコトニ対シ深く神明ニ謝スルノミ、然レ共既ニ廟議ハ一決シ 聖断ハ下サレタリ、憤激ノ情未ダ去リ難ク悲痛ノ感胸ヲ裂クガ如キモノアリト雖モ、承詔必謹真ニ帝国臣民タルノ本分ニ生き、情ヲ抑ヘ悲ヲ超エ益々団結ヲ固クシ、整然タル秩序ノ下飽ク迄モ帝国臣民タルノ矜持ヲ失フコトナク、毅然トシテ国運ノ将来ヲ打開シ、三千年伝統ノ国体ヲ不滅ニ光輝アラシメザルベカラズ、是即チ 聖慮ニ帰一シ奉ル所以ニシテ、亦真ノ日本精神ニ生クル所以ニ外ナラズ

歴史ニ起伏アリ、国運ニ消長アリ、然レ共燦然タル不滅ノ国体ハ無窮ニ護持セザルベカラズ、悲痛ナル事態ヲ直視シ私ヲ去リ邪ヲ棄テ忍ビ難キヲ忍ビ堪エ難キヲ堪エ、荆棘ノ前途ヲ超ヘテ举国一体一身ヲ捧ジテ臣節ヲ全フシ、帝国明日ノ進運ヲ確保スルハ正ニ今日ニ在リ、苟モ徒ラナル激情ニ駆ラレテ暴勇ヲ振ヒ、或ハ悲哀ニ溺レテ気力ヲ消磨スルガ如キコトアルベカラズ、況ンヤ和平ノ将来ニ安易ナル生活ノ幻影ヲ追フガ如キコトアラバ、皇国ノ前途ハ遂ニ永遠ノ悲運ニ沈淪スルヲ免レザルベシ、今ヤ皇国ハ新ナル苦難ノ前ニ立テリ、然レ共前途如何ニ苦難ニ満チタリトスルモ、

我等ハ飽ク迄モ皇國ノ将来ヲ信ジ新日本ノ興隆ニ対シ希望ヲ失フコトナク、一大勇猛心ヲ振起シテ有ラユル障碍ヲ突破シ、皇運ヲ扶翼シ奉ルノ真摯ナル努力ニ生クルノ覺悟ヲ新ニセサルベカラズ、モトヨリ民族ノ努力ハ無限ニシテ一瞬モ休止スルヲ得ズ、古來偉大ナル民族ハ難局ニ際シテ能ク其ノ真価ヲ發揮シ、幾多ノ試練ニ堪エテ益々其ノ偉大ヲ輝カシ「メ」タリ、而シテ今ヤ日本民族ハ其ノ真価ヲ世界ニ問フベキ歴史の時期ニ際会セリ、想フニ皇國ハ其ノ歴史ヲ通ジテ世界ノ進運ニ貢獻シ、日本民族ハ幾多ノ歴史の時期ニ於テ真ニ偉大ナル能力ヲ發揮シ來レリ、世界無比ノ尊嚴ナル國体ノ存スル処、國家ト民族ノ偉大ハ常ニ我等ト共ニ在リ、我等ガ國体ヘノ絶對無限ノ信仰ト民族ニ対スル自信トヲ以テ、最惡ノ環境ニ在リテ尚國運ノ将来ニ向ツテ撓マザル努力ヲ続クル限り、皇國ノ無窮ノ發展ト繁榮ハ斷ジテ疑ナキ所ナリ、サレバ今日ニ於テ最モ必要トスル所ノモノハ、透徹セル國体護持ノ精神ニ基ク國民ノ秩序團結ナリ、民族ノ力量ニ対スル自信ナリ、何物ヲモ怖レザル勇氣ト献身的努力ナリ

特ニ官吏ハ國民ノ範タルノ地位ニ在ルモノトシテ、率先此ノ難局ニ當リ日本人タルノ真姿ヲ顯現シ、苟モ軌ヲ逸スルコトナク畏キ 聖旨ヲ奉体シ、内閣告諭ニ遵由シ飽ク迄奉公ノ精神ニ燃エ、旺盛ナル責任感ノ下冷靜其ノ職務ノ遂行ニ尽瘁シ、以テ帝國將來ノ進運ニ貢獻シ 聖慮ヲ安ンジ奉ルベキナリ、國家非常ノ悲局ニ際シ國民ノ團結ヲ固クシ、上下ノ秩序ヲ維持シ以テ國体ヲ無窮ニ護持スルモノ、懸ツテ官吏ノ実践躬行ニ在リ、諸官宜シク想ヲ事態ノ重大性ニ致シ、官吏タルノ自覺ヲ新ニシ前途ノ難局ニ対シ奮起セラレンコトヲ望ム

昭和二十年八月十五日

大藏大臣 広瀬豊作

(平 1 広島 3)

掲載史料一覧

口 絵

- 昭和 4 年 大蔵省税務講習会修了証書 (昭 43 本校 249-1)
昭和 4 年 同 上 記念写真 (昭 43 本校 249-3)
昭和 8 年 熊本局税務署長会議記念写真 (昭 43 本校 238-2)
昭和 12 年 臨時租税増徴法の話 [表紙] (平 3 高松 61)
昭和 12 年 同 上 チラシ (平 30 大阪 211-21)
昭和 17 年 税務職員出征の際の寄せ書き (昭 55 東京 745)
昭和 10 年代 出征する税務職員写真 (昭 43 東京 203-4)
昭和 18 年 大蔵省税務講習所寄宿生の朝の点呼 (昭 43 名古屋 154)
昭和 19 年 戦時官吏服務令の額 (昭 52 東京 24)

一 昭和前期の税務行政

- 1、昭和 2 年 3 月 土地賃貸価格調査につき東京局長訓示 (平 4 関信 49)
- 2、昭和 2 年 3 月 土地賃貸価格調査事務取扱方 (平 19 金沢 499)
- 3、昭和 2 年 6 月 局長会議における高橋大蔵大臣訓示 (平 12 高松 42)
- 4、昭和 2 年 6 月 署長会議における広島局長訓示要旨 (平 1 広島 3)
- 5、昭和 2 年 9 月 土地賃貸価格調査終了につき税関へ転任方 (昭 59 福岡 23)
- 6、昭和 2 年 12 月 土地賃貸価格調査臨時雇人整理の件 (平 19 金沢 499)
- 7、昭和 3 年 1 月 全国税務署長協議会の開催 (平 12 高松 42) (昭 43 東京 9-12)
- 8、昭和 3 年 4 月 土地賃貸価格調査臨時雇員照会の件 (昭 44 福岡 7)
- 9、昭和 3 年 6 月 局長会議における三土大蔵大臣訓示 (平 12 高松 42)
- 10、昭和 4 年 4 月 局長会議における三土大蔵大臣訓示 (昭 59 福岡 21)
- 11、昭和 4 年 6 月 地方長官会議における三土大蔵大臣の演説要領 (平 12 高松 42)
- 12、昭和 5 年 4 月 匿名の投書に関する熊本局長訓達 (昭 44 福岡 7)
- 13、昭和 5 年 6 月 局長会議における井上大蔵大臣訓示 (平 4 関信 49)
- 14、昭和 6 年 3 月 署長会議における東京局長訓示 (平 4 関信 49)
- 15、昭和 6 年 5 月 局長会議における井上大蔵大臣訓示外 (平 12 札幌 60)

- 16、昭和7年3月 署長会議における東京局長訓示（平4 関信 49）
- 17、昭和7年7月 局長会議における高橋大蔵大臣訓示（昭54 東京 166）
- 18、昭和8年4月 税務署長の地位向上に関する建議案（平21 熊本 8）
- 19、昭和8年9月 官紀振肅懇談会の開催（昭54 東京 166）
- 20、[昭和8年] 大正12年以降国税に関する陳情等要旨集録（平19 東京 1431）
- 21、昭和9年2月 署長会議における東京局長訓示（平4 関信 49）
- 22、昭和9年5月 局長会議における高橋大蔵大臣訓示（平4 広島 14）
- 23、昭和9年7月 署長会議における広島局長訓示要領（平4 広島 14）
- 24、昭和9年10月 署長会議における東京局長訓示（平4 関信 49）
- 25、昭和9年12月 京阪神三都市税務署事務刷新申合（平19 金沢 288）
- 26、昭和10年4月 局長会議における高橋大蔵大臣訓示（平4 広島 14）
- 27、昭和10年4月 局長会議の諮問事項答申要領（平1 広島 3）
- 28、昭和10年6月 局長午餐会における岡田総理大臣挨拶（平1 広島 3）
- 29、昭和10年10月 署長会議における大阪局長訓示と諮問事項（平19 金沢 273）
- 30、昭和10年11月 署長会議における熊本局長訓示（昭59 福岡 37）
- 31、昭和11年3月 局長会議における馬場大蔵大臣訓示（昭54 東京 166）
- 32、昭和11年5月 税制改革に関する所見（昭53 大阪 80）
- 33、昭和11年6月 馬場大蔵大臣の財政経済政策要項（昭55 大阪 26）
- 34、昭和11年6月 局長等会議における馬場大蔵大臣訓示（平6 福岡 36）
- 35、昭和11年7月 大蔵財務協会設立要綱（昭53 大阪 80）
- 36、昭和11年10月 署長会議諮問事項（昭53 大阪 80）
- 37、昭和12年1月 広島局長の年頭挨拶（平4 広島 14）
- 38、昭和12年4月 局長会議における結城大蔵大臣訓達（平12 大阪 137）
- 39、昭和12年6月 第一線の行政事務刷新策（昭53 大阪 81）
- 40、昭和12年7月 大阪局における賀屋大蔵大臣訓示（昭53 大阪 79）
- 41、昭和12年11月 三都市外直税課長等会議における大阪局長訓示（昭53 大阪 81）
- 42、昭和12年 大蔵省税務講習会受講者異動調（平12 名古屋 748）
- 43、昭和13年4月 局長会議における賀屋大蔵大臣訓示（平4 関信 49）
- 44、昭和13年4月 署長会議における大阪局長訓示（昭53 大阪 81）

- 45、昭和13年4月 税務官吏訓練規程（東京局）（昭56東京2321）
- 46、昭和13年5月 税務官吏制服実施に関する件（平19仙台48）
- 47、昭和13年5月 税務官吏制服に関する答申（昭53大阪80）
- 48、昭和13年6月 京浜付近署長会議における東京局長訓示（平4関信49）
- 49、昭和13年9月 京浜署長会議における東京局長訓示（平4関信49）
- 50、昭和14年4月 局長会議における石渡大蔵大臣訓示（平4関信49）
- 51、昭和14年4月 署長会議における広島局長訓示要領（平1広島3）
- 52、昭和14年7月 税務署に新任者指導員設置（平19金沢290）
- 53、昭和15年2月 署長会議における東京局長訓示（平4関信49）
- 54、昭和15年4月 局長会議における桜内大蔵大臣訓示（平4広島78）
- 55、昭和15年4月 署長会議における広島局長訓示要領（平4広島78）
- 56、昭和15年5月 署長会議における東京局長訓示（平4関信49）
- 57、昭和15年5月 雇員採用に関する件（昭56東京2320）
- 58、昭和15年6月 東京局火災につき局長訓示（平20関信10）
- 59、昭和15年8月 高等官に対する河田大蔵大臣挨拶（平19金沢290）
- 60、昭和15年10月 退職税務官吏の取扱方に関する件（平20関信10）
- 61、昭和16年3月 税務官吏講習所学生募集（平5熊本54）
- 62、昭和16年4月 局長会議における河田大蔵大臣訓示（平4広島78）
- 63、[昭和16年]6月 納税翼賛について（平30大阪211-15）

二 財務局の創設と財務行政

- 64、昭和16年12月 米英開戦に際する賀屋大蔵大臣訓示（平20関信10）
- 65、昭和17年2月 署長会議における広島局長訓示要領（平4広島78）
- 66、昭和17年2月 税務官吏の態度に関する件（昭43東京82）
- 67、昭和17年2月 局長会議における賀屋大蔵大臣訓示（昭44本校74）
- 68、昭和17年3月 税務講習所第一回卒業証書授与式（昭43大阪51）
- 69、昭和17年4月 財務局長会議要録（抄）（昭44本校74）
- 70、昭和17年4月 第22回大蔵省税務講習会要領（平12名古屋748）
- 71、昭和17年6月 税務講習会における主税局長訓示（昭43大阪51）
- 72、昭和17年7月 夏季における服装の簡素化（昭43東京82）
- 73、昭和17年7月 杉村楚人冠の「待つ身」（平12高松15）
- 74、昭和17年7月 広島局長のラジオ放送（平1広島3）

- 75、昭和17年9月 自己便宜による退官抑制方(昭52東京81)
- 76、昭和17年9月 昭和18年度税務講習所生徒募集要項(平19仙台35)
- 77、昭和17年12月 庶務課員の現金取扱について(昭43東京82)
- 78、昭和18年2月 税務講習所に研究科設置(平12名古屋1028)
- 79、昭和18年4月 局長会議における賀屋大蔵大臣訓示(平17東京765)
- 80、昭和18年6月 徽章着用方に関する件(昭43東京82)
- 81、昭和18年7月 第25回大蔵省税務講習会要領(平12名古屋748)
- 82、昭和18年8月 第25回税務講習会主税局長訓示等(昭43大阪55)
- 83、昭和18年8月 東京局に判任官転出の件(平19仙台36)(平8関信292)
- 84、昭和18年9月 官庁勤務者の徴用に関する件(平19金沢455)
- 85、昭和18年10月 職員の退官願抑制方(昭52東京81)
- 86、昭和18年10月 女子雇員の募集(平21関信30)
- 87、昭和18年10月 官庁の執務態勢(平12仙台715)
- 88、昭和18年10月 雇員採用に関する件(昭53大阪82)
- 89、昭和18年11月 新潟局開設につき賀屋大蔵大臣告辞(平19金沢455)
- 90、昭和18年11月 官庁雇傭員の徴用に関する件(平19金沢455)
- 91、昭和18年12月 直税部長会議の状況について(平20金沢5)
- 92、昭和19年2月 戦時官吏服務令につき東条内閣総理大臣訓示(昭54東京167)
- 93、昭和19年2月 財務局長会議諮問事項(平12札幌166)
- 94、昭和19年3月 局長会議諮問事項答申要領
- ①東京財務局(第一問)(昭45本校312)
- ②東京財務局(第二問)(昭45本校326)
- ③大阪財務局(第一問)(昭45本校313)
- ④札幌財務局(第一問)(昭45本校314)
- ⑤札幌財務局(第二問)(昭45本校324)
- ⑥仙台財務局(第一問)(昭45本校315)
- ⑦名古屋財務局(第一問)(昭45本校316)
- ⑧新潟財務局(第一問)(昭45本校317)
- ⑨広島財務局(第一問)(昭45本校318)
- ⑩松山財務局(第一問)(昭45本校319)

①熊本財務局（第一問）（昭 45 本校 320）

- 95、昭和 19 年 3 月 税務職員の整備（平 12 札幌 44）
- 96、昭和 19 年 6 月 徴収成績向上に関する件（平 19 金沢 455）
- 97、昭和 19 年 8 月 大蔵省税務講習会の中止（平 12 名古屋 748）
- 98、昭和 19 年 8 月 税務講習所一覧表（平 5 熊本 51）
- 99、昭和 19 年 9 月 税務職員の東京局転出の件（平 19 金沢 455）
- 100、昭和 20 年 3 月 帝都空襲による被害の件（平 19 金沢 456）
- 101、昭和 20 年 6 月 神田税務署職員慰霊祭の弔辞（昭 55 東京 906・905）
- 102、昭和 20 年 7 月 大蔵省庁舎移転の件（平 19 金沢 456）
- 103、昭和 20 年 8 月 戦争終結に関する広島局長訓示（平 1 広島 3）
- 104、昭和 20 年 8 月 戦争終結に際し仙台局長訓示（平 11 仙台 184）
- 105、昭和 20 年 8 月 戦争終結に当面する税務運営の件（昭 43 東京 82）
- 106、昭和 20 年 8 月 戦争終結に当面する税務官吏の心得方（平 1 広島 3）

税務大学校（租税史料室）の史料集（既刊分）一覽

- 租税資料叢書第1巻『南部藩檢地檢見作法書』（昭和60年）
- 租税資料叢書第2巻『明治前期国稅徵収沿革』（昭和62年）
- 租税資料叢書第3巻『明治前期国稅徵収沿革』参考法令編（昭和63年）
- 租税資料叢書第4巻『明治前期所得稅法令類集』（昭和63年）
- 租税資料叢書第5巻『雜誌「財政」総目次』（平成3年）
- 租税資料叢書第6巻『関義臣文書・地租改正方法草案』（平成5年）
- 租税資料叢書第7巻『国稅行政機關關係法令規類集』Ⅰ（平成6年）
- 租税資料叢書第8巻『国稅行政機關關係法令規類集』Ⅱ（平成7年）
- 租税資料叢書第9巻『国稅行政機關關係法令規類集』Ⅲ（平成8年）
- 租税資料叢書第10巻『国稅行政機關關係法令規類集』Ⅳ（平成9年）

- 租税史料叢書第1巻『地租關係史料集』Ⅰ（平成18年）
- 租税史料叢書第2巻『地租關係史料集』Ⅱ（平成19年）
- 租税史料叢書第3巻『所得稅關係史料集』（平成20年）
- 租税史料叢書第4巻『酒稅關係史料集』Ⅰ（平成21年）
- 租税史料叢書第5巻『酒稅關係史料集』Ⅱ（平成22年）
- 租税史料叢書第6巻『營業稅關係史料集』（平成25年）
- 租税史料叢書第7巻『相続稅關係史料集』（平成26年）
- 租税史料叢書第8巻『国稅徵収關係史料集』（平成28年）
- 租税史料叢書第9巻『稅務執行關係史料集』Ⅰ（平成31年）

《租税史料室のご案内》

- 開館時間 9時30分～16時30分
- 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
史料整理日及び特別整理期間
- 問い合わせ先 税務大学校税務情報センター 租税史料室
TEL 048-460-5300
- 所在地 〒351-0195 埼玉県和光市南2丁目3番7号

租税史料叢書第十卷

『税務執行関係史料集 Ⅱ』

昭和戦前編

令和三年三月発行

編著

国税庁税務大学校税務情報センター

租税史料室

〒351-0195

埼玉県和光市南二一三一七

Tel 〇四八―四六〇―五三〇〇

ホームページアドレス

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/sousho.htm>